
令和3年 第1回定例会

上富良野町議会会議録

開会 令和3年3月 3 日

閉会 令和3年3月17日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（3月3日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	3
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
○日程第 2 議会運営委員長報告	3
○日程第 3 会期の決定について	4
○日程第 4 行 政 報 告	4
○日程第 5 報告第 1 号 監査・例月現金出納検査結果報告について	7
○日程第 6 報告第 2 号 議員派遣結果報告について	7
○日程第 7 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて （令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第16号））	8
○日程第 8 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて （令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第5号））	9
○日程第 9 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて （令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第17号））	10
○日程第10 議案第12号 令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第18号）	11
○日程第11 議案第13号 令和2年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	13
○日程第12 議案第14号 令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	14
○日程第13 議案第15号 令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）	14
○日程第14 議案第16号 令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）	17
○日程第15 議案第17号 令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	18
○日程第16 議案第18号 令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	18
○日程第17 議案第19号 令和2年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）	19
○日程第18 議案第20号 令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第6号）	20
○日程第19 議案第22号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例	21
○日程第20 議案第30号 北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事 請負契約の締結について	26
○日程第21 令和2年第4回定例会付託 議案第9号 上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動 の公費負担に関する条例	27
○散 会 宣 告	29

目 次

第 2 号（3月4日）

○議 事 日 程	3 1
○出 席 議 員	3 1
○欠 席 議 員	3 1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	3 1
○議会事務局出席職員	3 1
○開 議 宣 告	3 2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	3 2
○日程第 2 執行方針	3 2
〔町 政 執 行 方 針〕 町 長 齊 藤 繁 君	
〔教育行政執行方針〕 教育長 服 部 久 和 君	
○日程第 3 議案第 1 号 令和3年度上富良野町一般会計予算	3 2
○日程第 4 議案第 3 1 号 上富良野町財政調整基金の一部支消について	3 2
○日程第 5 議案第 3 2 号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について	3 2
○日程第 6 議案第 3 3 号 十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について	3 2
○日程第 7 議案第 2 号 令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3 2
○日程第 8 議案第 3 号 令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	3 2
○日程第 9 議案第 4 号 令和3年度上富良野町介護保険特別会計予算	3 2
○日程第 10 議案第 5 号 令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	3 2
○日程第 11 議案第 6 号 令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3 2
○日程第 12 議案第 7 号 令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3 2
○日程第 13 議案第 8 号 令和3年度上富良野町水道事業会計予算	3 2
○日程第 14 議案第 9 号 令和3年度上富良野町病院事業会計予算	3 2
○散 会 宣 告	3 4

目 次

第 3 号（3月9日）

○議 事 日 程	6 7
○出 席 議 員	6 7
○欠 席 議 員	6 7
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	6 7
○議会事務局出席職員	6 7
○開 議 宣 告	6 8
○議会運営等諸般報告	
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	6 8
○日程第 2 町の一般行政について質問	6 8
8 番 荒 生 博 一 君	6 8
1 第6次上富良野町総合計画について	
2 子育て支援策について	
2 番 北 條 隆 男 君	7 3
1 町営住宅について	
1 番 元 井 晴 奈 君	7 6
1 地域医療体制の維持のための町立病院看護師確保について	
1 0 番 今 村 辰 義 君	7 9
1 令和3年度当初予算における町長の思いの実現状況と町の財政運営について	
2 日の出公園駐車場用地の整備について	
1 1 番 小 林 啓 太 君	8 4
1 新規就農政策について	
3 番 高 松 克 年 君	9 3
1 農業分野においての人材育成、確保について	
2 多様性のある農業に必要な支援について	
○散 会 宣 告	9 8

目 次

第 4 号（3月10日）

○議 事 日 程	1 0 1
○出 席 議 員	1 0 1
○欠 席 議 員	1 0 1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1 0 1
○議会事務局出席職員	1 0 1
○開 議 宣 告	1 0 2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	1 0 2
○追加日程第1 議会運営委員長報告	1 0 2
○日程第 2 町の一般行政について質問	1 0 2
1 2 番 小田島 久 尚 君	1 0 2
1 防災について	
2 泥流地帯映画化について	
9 番 佐 藤 大 輔 君	1 0 7
1 町財政給与費の取り扱いに関して	
2 主権者意識を醸成するための取り組みに関して	
7 番 米 沢 義 英 君	1 1 3
1 P C R検査体制について	
2 子どもセンターについて	
3 中学生の医療費の無料化について	
4 子育て世帯の国保税の軽減について	
5 高校へ進学する生徒への支援策について	
○追加日程第2 議案第35号 令和2年度上富良野一般会計補正予算（第19号）	1 2 0
○散 会 宣 告	1 2 2

目 次

第 5 号（3月17日）

○議 事 日 程	1 2 5
○出 席 議 員	1 2 5
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1 2 5
○議会事務局出席職員	1 2 6
○開 議 宣 告	1 2 7
○諸 般 の 報 告	1 2 7
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	1 2 7
○日程第 2 議会運営委員長報告	1 2 7
○日程第 3 予算特別委員会付託	1 2 8
議案第 1 号 令和3年度上富良野町一般会計予算	
議案第31号 上富良野町財政調整基金の一部支消について	
議案第32号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について	
議案第33号 十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について	
議案第 2 号 令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	
議案第 3 号 令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 4 号 令和3年度上富良野町介護保険特別会計予算	
議案第 5 号 令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	
議案第 6 号 令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	
議案第 7 号 令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	
議案第 8 号 令和3年度上富良野町水道事業会計予算	
議案第 9 号 令和3年度上富良野町病院事業会計予算	
○追加日程第1 令和3年第1回定例会付託	1 2 8
議案第22号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例	
○日程第 4 議案第21号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	1 3 1
○日程第 5 議案第23号 上富良野町敬老祝い金支給条例を廃止する条例	1 3 2
○日程第 6 議案第24号 上富良野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	1 3 4
○日程第 7 議案第25号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例を整備する条例	1 3 6
○日程第 8 議案第26号 上富良野町営農改善資金融資条例を廃止する条例	1 3 8
○日程第 9 議案第27号 上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例	1 3 9
○日程第10 議案第28号 上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例	1 3 9
○日程第11 議案第29号 上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	1 4 0
○日程第12 発議案第1号 町長の専決事項の指定について (上富良野町税条例の一部を改正する条例)	1 4 1
○日程第13 発議案第2号 町長の専決事項の指定について (上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	1 4 1
○追加日程第2 発議案第4号 町長の専決事項の指定について (北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請	

	負契約の変更について)	1 4 2
○日程第 1 4	発議案第 3 号 議員派遣について	1 4 2
○日程第 1 5	閉会中の継続調査申し出について	1 4 3
○閉 会 宣 告		1 4 4

第 1 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	令和3年度上富良野町一般会計予算	3月17日	原 案 可 決
2	令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3月17日	原 案 可 決
3	令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	3月17日	原 案 可 決
4	令和3年度上富良野町介護保険特別会計予算	3月17日	原 案 可 決
5	令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	3月17日	原 案 可 決
6	令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3月17日	原 案 可 決
7	令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3月17日	原 案 可 決
8	令和3年度上富良野町水道事業会計予算	3月17日	原 案 可 決
9	令和3年度上富良野町病院事業会計予算	3月17日	原 案 可 決
10	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第16号))	3月3日	承 認 可 決
11	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算(第5号))	3月3日	承 認 可 決
12	令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第18号)	3月3日	原 案 可 決
13	令和2年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	3月3日	原 案 可 決
14	令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	3月3日	原 案 可 決
15	令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第4号)	3月3日	原 案 可 決
16	令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第5号)	3月3日	原 案 可 決
17	令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	3月3日	原 案 可 決
18	令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	3月3日	原 案 可 決
19	令和2年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号)	3月3日	原 案 可 決
20	令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算(第6号)	3月3日	原 案 可 決
21	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	3月17日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
2 2	上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例	3 月 3 日	厚生文教常任 委員会付託
2 3	上富良野町敬老祝い金支給条例を廃止する条例	3 月17日	原 案 可 決
2 4	上富良野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3 月17日	原 案 可 決
2 5	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例を整備する条例	3 月17日	原 案 可 決
2 6	上富良野町営農改善資金融資条例を廃止する条例	3 月17日	原 案 可 決
2 7	上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例	3 月17日	原 案 可 決
2 8	上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例	3 月17日	原 案 可 決
2 9	上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	3 月17日	原 案 可 決
3 0	北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の締結について	3 月 3 日	原 案 可 決
3 1	上富良野町財政調整基金の一部支消について	3 月17日	原 案 可 決
3 2	上富良野町公共施設整備基金の一部支消について	3 月17日	原 案 可 決
3 3	十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について	3 月17日	原 案 可 決
3 4	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第17号))	3 月 3 日	承 認 可 決
3 5	令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第19号)	3 月10日	原 案 可 決
	令和2年第4回定例会付託 議案第9号 上富良野議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	3 月 3 日	原 案 可 決
	令和3年第1回定例会付託 議案第22号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例	3 月17日	原 案 可 決
	執 行 方 針	3 月 4 日	
	行 政 報 告	3 月 3 日	
	町の一般行政について質問	3 月 9 日 3 月10日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	3月3日	報 告
2	議員派遣結果報告について	3月3日	報 告
	発 議		
1	町長の専決事項の指定について (上富良野町税条例の一部を改正する条例)	3月17日	原 案 可 決
2	町長の専決事項の指定について (上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	3月17日	原 案 可 決
3	議員派遣について	3月17日	原 案 可 決
4	町長の専決事項の指定について (北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更について)	3月17日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	3月17日	原 案 可 決

令和 3 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

令和 3 年 3 月 3 日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議会運営委員長報告
第 3 会期の決定について 3月3日～17日 15日間
第 4 行政報告 町長 斉藤 繁君
第 5 報告第1号 監査・例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 中田 繁利君
第 6 報告第2号 議員派遣結果報告について
第 7 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第16号))
第 8 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算(第5号))
第 9 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第17号))
第10 議案第12号 令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第18号)
第11 議案第13号 令和2年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
第12 議案第14号 令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
第13 議案第15号 令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第4号)
第14 議案第16号 令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第5号)
第15 議案第17号 令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
第16 議案第18号 令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
第17 議案第19号 令和2年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号)
第18 議案第20号 令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算(第6号)
第19 議案第22号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例
第20 議案第30号 北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の締結について
第21 令和2年第4回定例会付託
議案第 9号 上富良野議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

○出席議員（14名）

1番	元井 晴奈君	2番	北條 隆男君
3番	高松 克年君	4番	中瀬 実君
5番	金子 益三君	6番	中澤 良隆君
7番	米沢 義英君	8番	荒生 博一君
9番	佐藤 大輔君	10番	今村 辰義君
11番	小林 啓太君	12番	小田島 久尚君
13番	岡本 康裕君	14番	村上 和子君

○遅参議員（0名）

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	斉藤 繁君	副町長	石田 昭彦君
教育長	服部 久和君	代表監査委員	中田 繁利君
農業委員会会長	井村 昭次君	会計管理者	及川 光一君
総務課長	宮下 正美君	企画商工観光課長	佐藤 雅喜君
町民生活課長	星野 耕司君	保健福祉課長	鈴木 真弓君

農業振興課長兼農業委員会事務局長 大谷隆樹君
教育振興課長 林敬永君
町立病院事務長 北川徳幸君

建設水道課長 狩野寿志君
ラベンダーハイツ所長 谷口裕二君

○議会議務局出席職員

局長 深山悟君
主事 真鍋莉奈君

次長 飯村明史君

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長（村上和子君） 御出席、誠に御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和3年第1回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 御報告申し上げます。

本定例会は、2月26日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

監査委員から監査・例月現金出納検査結果報告、議会運営委員長から議員派遣結果の報告、総務産建常任委員長から令和2年第4回定例会で付託されました「議案第9号上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の審査報告書の報告がありました。

町長から、本定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申出があり、その資料として、行政報告とともに令和2年度建設工事発注状況を配付しましたので参考に願います。

また、議案第30号北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の締結について及び議案第23号上富良野町敬老祝い金支給条例を廃止する条例につきましては、本日配付をさせていただいたところでございます。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定に

より、議長において、

3番 高 松 克 年 君

4番 中 瀬 実 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（村上和子君） 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期、日程等の議事運営に関し、審議決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、米沢義英君。

○議会運営委員長（米沢義英君） ただいまから、令和3年第1回定例会の議会運営等について、審議した内容を御報告いたします。

去る12月21日、1月18日、2月9日、同月27日に議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議並びに本定例会までに受理しました1件の陳情、要望の取扱いについて審議をいたしました。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案34件、議長からの報告案件2件、総務産建常任委員長からの付託審査報告案件1件、議員からの発議案件3件であります。

また、一般質問の日程について審議を行いました。2月18日正午の通告期限までに9人の議員から通告がありましたので、3月定例会の一般質問は、9日の火曜日に6人が質問を行い、10日の水曜日に3人が質問を行うことといたしました。

なお、質問の方法等は、上富良野町議会会議規則及び上富良野町議会運営に関する先例に基づいて行うこととなりますので、活発な議論をお願い申し上げます。

これらの状況を考慮し、3月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から3月17日までの15日間と決定いたしました。

次に、提案議案の審議についてであります。議案第22号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例については厚生文教常任委員会に、議案第1号令和3年上富良野町一般会計予算から議案第9号令和3年度上富良野町病院事業会計予算までの9件及び議案第31号からの議案第33号までの各基金の一部支消については予算特別委員会に付託し、本会議休会中に審査を行うことといたしました。

また、令和2年第4回定例会で御議決いただきました議会懇談会実施に関する決議について、議決以降、道内はもとより全国的に新型コロナウイルス感染者が増加、北海道においては集中対策期間要請の

延長、国においては1月7日に1都3県、さらに1月14日には11都府県に対する緊急事態宣言が再発令される状況でありました。特に感染リスクが高い5人以上や2時間を超える会食を控えるなど、感染拡大を抑え込むため集中的な取組が求められていたところであり、現状では、開催できる状況と判断できないことから、令和2年度内は開催を中止したことを本定例会で御報告させていただきます。

以上、議会運営委員会での結果を御報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

○議長（村上和子君） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月17日までの15日間と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議長（村上和子君） 日程第4 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申出がありますので発言を許します。

町長、斉藤繁君。

○町長（斉藤 繁君） 皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、行政報告をさせていただきます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ第1回定例町議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、昨年12月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

まず、一昨日からの記録的な大雪、強風についてですが、農業用ハウスで一部被害の情報があることから、J Aと連携して調査、パトロールを行っているところであり、また、道路の確保に向けて除雪作業を行っているところです。

町民の皆様におかれましても、除排雪で大変御苦労されているところですが、大雪、強風など自然災害に対しては、町も対処療法的な対応となつてしまっていますが、ただいま鋭意努力しているところであり

ます。

次に、令和3・4年度の競争入札参加資格申請状況についてであります。これまで2年に一度の参加資格申請事務については、各自治体が個別に参加希望事業者の申請受付を行ってきておりましたが、建設工事及び測量・コンサルタントに関する資格審査業務を共同化し、自治体・企業双方の事務負担を軽減することを目的に、一般財団法人北海道建設技術センターが今年度実施したモデル事業の実施市町村として、1月12日から2月12日までの間、申請受付を行いました。

この間、町に対しまして、建設工事で395件、設計等で274件、物品その他で394件の申請があり、うち共同審査申請では、建設工事で367件、設計等で264件となり、建設工事関係では95%の企業で共同審査申請により行われ、現在登録作業を進めているところであります。

次に、十勝岳噴火総合防災訓練についてであります。2月17日から18日の2日間、十勝岳火山防災協議会の主催により実施いたしました。

訓練実施に当たっては、旭川地方気象台、北海道、陸上自衛隊、北海道警察、富良野広域連合消防本部、上富良野消防署、消防団など多数の関係機関に参加、御協力をいただいたところですが、前日までに降った大雪の災害対応により、参加できない機関もある中、内容を一部変更した訓練となったところであります。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、住民参加による避難訓練は見合せましたが、職員による新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所の開設訓練を社会教育総合センターで実施し、要支援者に対しての受付方法など、手順の確認等を行ったところであります。

今回の訓練を通じ得ました改善点や修正点を検証し、今後の防災対策に生かしてまいりたいと考えております。

改めて、各防災関係機関の御協力に対しまして、感謝申し上げます。

次に、基地対策関係であります。1月26日上富良野町基地対策協議会によります防衛施設周辺整備対策等に関する要望を、自衛隊関係では、2月12日に富良野地方自衛隊協力会によります上富良野駐屯地現状規模堅持更なる拡充を求める要望を防衛省及び関係国会議員に書面要望として行ったところであります。

次に、冬の観光イベントについてであります。昨年の大みそかから元旦にかけまして、34回目となる「北の大文字」が行われましたが、コロナ禍であることからY o u T u b eによる配信に切り替え

て実施し、十勝岳の静穏と町民の幸せ、加えて今年度は新型コロナウイルス感染症の終息を祈念したところでもあります。

また、57回目となる「かみふらの雪まつり」につきましても、感染防止の観点から各御家庭や事業所で雪像を作り楽しんでいただく「おうちで雪まつり雪像コンテスト」と題して、実施いたしました。

町民の皆様、企業や団体を合わせ37作品の応募があり、現在雪まつり運営委員会において審査しているところでもあります。初の試みの中、参加いただいた町民の皆様、企業や団体に対し、感謝を申し上げます。

次に、ロケツーリズムについてであります。3月1日に日から「ロケサポートかみふらの」を開設いたしました。

本町においては、大きなプロジェクトでもあります映画「泥流地帯」の撮影開始を見据え、また、今後多くの映像作品を誘致するための基盤整備として、ロケ支援のためのボランティアサポーターの募集や町民エキストラの登録、町内ロケ候補地のデータ整備など順次作業を進め、地域に資する取組につなげてまいりたいと考えております。

また、2月18日には、第11回ロケーションジャパン大賞の表彰式が行われ、昨年夏に公開された映画「糸」と本町のロケツーリズムの取組が評価され、支持率部門特別賞を受賞したところでもあります。

次に、町税等の収納対策についてであります。今年度の取組状況については、1月末現在において、国税徴収法に基づく預金調査、給与調査等の財産調査を実施し、所得税還付金、普通預金など、合計20件の差押えを執行し、122万5,069円を換価収納したところでもあります。

この間、納税相談を実施し、12月期までに現年度分の未納272件に対し、納税催告を行うなど、納税の推進を図ってまいりました。

次に、令和2年分所得税の確定申告の受付についてであります。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が確定申告期間（令和3年2月16日から3月15日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限について、全国一律で令和3年4月15日まで延長されました。

町におきましては、受付相談会場を1階相談室から上富良野消防署2階大会議室に変更して、換気・消毒・距離確保といった感染症対策を徹底することで、安心して御相談いただけるよう環境整備し、対

応を図ってまいります。

次に、クリーンセンターにおける排出ガスの測定結果についてであります。ダイオキシン類は、昨年4月の測定で、A系が0.00086ナノグラム、B系が0.02ナノグラム、10月の測定で、A系が0.003ナノグラム、B系が0.019ナノグラムであり、町独自で定めております基準値の5ナノグラムを大きく下回る測定結果となっているところでもあります。

また、同時に測定している大気汚染防止法に基づく各測定項目についても、全て基準値内となっております。安全性が確認されております。

施設も平成11年度から稼働し22年を迎えることから、設備の経年劣化も視野に入れ、安全で安定的な管理運営に努めてまいります。

次に、冬期の健康づくりについてであります。健康づくり推進のまち宣言強化月間事業として、冬期の運動不足解消を目的に、社会教育総合センターと保健福祉総合センターにおいて健康づくり共通利用券を発行したところでもあります。

利用券には、136人の申込みをいただき、12月21日から1月20日までの1か月間において、延べ338人の方が利用されたところでもあります。また、事前にインボディを測定された方8人に対しては、1か月後の測定を実施し、健康相談を通じて今後の健康づくりに活用していただいているところでもあります。

次に、成人式についてであります。1月10日、社会教育総合センターにおいて、来賓各位の御臨席をいただき、新成人85名の出席の下、式典を挙行いたしました。

成人式挙行に当たりましては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、全席を指定席とし、手指消毒、検温、マスクの着用など対策を講じ実施したところでもあります。

式典では、東中清流獅子舞保存会と大蔵流狂言が披露され、出席者の皆様とともに新成人の門出を祝福したところでもあります。

次に、児童生徒の部活動等における活躍についてであります。第29回国際高校生選抜書展において、旭川西高校書道部の宮下真碧さんが全国3位に当たる大阪府知事賞を受賞されました。

また、上富良野町西小学校3年生の廣瀬有冴さんが2020ブルグミュラーコンクール旭川地区大会で優秀賞を受賞され、北海道大会札幌ファイナルで北海道支部奨励賞を受賞されました。

上富良野中学校吹奏楽部からは、江口采花さん、高橋留菜さん、野村妃那さんが第30回日本クラシック音楽コンクール本選に出場し、江口さんがホ

ルン部門で優秀賞を受賞し、全国大会へ出場しました。また、第25回全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト予選第11回北海道大会において、児玉純花さんがバリトンサキソフーンで金賞、関寺亜弥乃さんはトランペット、嶋崎萌衣さんはアルトサキソフーン、村上実由さんはチューバ、野村妃那さんはフレンチホルンで銀賞を受賞したところであります。

新型コロナウイルス感染の影響を受け、多くの大会が中止を余儀なくされ、感染防止など様々な制約の中で十分な練習もできない中で、多くの児童生徒が活躍されました。

今後におきましても、本町子どもたちが各方面で活躍いただくことを期待するとともに、このたび立派な成果を残されました皆さんに改めて拍手を送りたいと思います。

次に、コロナ禍における生活支援・地域経済支援対策に関する主な支援策の状況であります。まず、町税・国民健康保険等の関係では、町税を対象とした徴収猶予の特例制度の適用については、2月25日現在16件、約1,293万円の町税の猶予を実施しております。

また、国民健康保険税の減免については、2月25日現在57件、965万円を、介護保険料については7件、30万5000円の減免を実施したところであります。

また、令和3年度分の事業用家屋及び償却資産の固定資産税の減免の申請状況については、全額免除29件、約1,993万円、半額免除8件、約88万円、合計37件、2,081万円となっております。

次に、緊急経済対策の関係では、昨年4月に創設しました町独自のつなぎ融資については、2月25日現在、融資件数48件、融資額で1億2,020万円、利子補給額は103万2,000円、信用保証料の助成額は277万2,000円となっております。

次に、家賃支援等に係る経営継続奨励助成金及び年末年始の飲食業関連事業者向けの経営継続奨励助成金については、それぞれ交付手続が終了し、家賃支援等奨励助成金については、申請件数47件、交付額642万3,000円、飲食業関連奨励助成金は、申請件数62件、交付額930万円となっております。

また、これまで環境衛生向上対策として拡大しました小規模事業者持続化事業については、89事業者からの申請があり、予算執行率も93.1%となっており、町内の多くの事業所で感染症対策が取られ、安心・安全なお店づくりが進められておりま

す。

なお、年末年始の期間を含め、感染症の長期化により、地域経済は大きな影響を受けていることから、町内中小企業者に対して今後の事業継続につながるよう経営継続奨励助成事業（第2弾）の実施について早急に対応するため、2月17日付で専決処分し、今月1日より申請受付を開始したところであります。

関係議案について、本定例会において上程いたしますので、御審議をお願いしたいと思います。

次に、プレミアム付商品券事業については、12月から開始しました第2期分は、今月15日までを利用期限として実施しており、2月25日現在、1億2,094万8,500円、88.9%の利用と報告を受けているところであります。

次に、観光宿泊の支援策については、11月から第2期の宿泊キャンペーンを実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う国のGOTOトラベルキャンペーンのたび重なる一時停止などから、本事業につきましても1月8日をもってやむなく終了する決定をしたところであります。

なお、第2期の宿泊キャンペーンでは、11月、12月の2か月で町外者向けの割引制度は1,438泊分、割引助成総額594万8,000円、町民向けの割引制度では38泊分、総額23万4,000円、町内の店舗で利用できる観光応援クーポンは5,996枚、総額299万8,000円の助成を行ったところであります。

また、宿泊割引事業の終了に伴う追加支援措置として、1月29日臨時会で補正対応した宿泊施設支援交付事業については、該当する宿泊事業者16件に総額300万円の助成を行ったところであります。

次に、子育て世帯臨時特別給付金については、12月末日で受付を終了し、743世帯、1,304人に支給したところであり、また、町独自の新生児特別定額給付金事業については、2月25日現在、44人分の支給を完了しているところであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。12月定例町議会で報告以降、入札執行した建設工事は、2月17日現在、件数で2件、事業費総額1億1,363万円、本年度累計では39件、事業費総額5億5,507万1,000円となっております。

詳細につきましては、お手元に令和2年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上で、行政報告を終了させていただきます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、行政報告を

終わります。

◎日程第5 報告第1号

○議長（村上和子君） 日程第5 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、中田繁利君。

○代表監査委員（中田繁利君） 監査・例月現金出納検査結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承賜りたいと思います。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

1 ページを御覧ください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、保健福祉課、ラベンダーハイツ所管の財務事務を監査の対象として、令和2年12月21日、22日、23日の3日間及び総務課所管の財務事務を監査の対象として、令和3年1月20日、21日の2日間、令和2年度及び平成31年度に執行されました財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査いたしました。

監査の方法ですが、所管の財務事務に関して、一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など関係書類の提出を求め、これらの書類を点検、照合するとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況と内容について聞き取りも行いました。

定期監査の結果を申し上げます。

保健福祉課、ラベンダーハイツ及び総務課所管の抽出により試査した財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められました。

次に、5ページから16ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を執行しましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

令和2年度会計の令和2年11月分から令和3年1月分について、検査の概要及び検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、17ページに添付していますので参考にさせていただきたいと思っております。

以上で、監査・例月現金出納検査結果の御報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第6 報告第2号

○議長（村上和子君） 日程第6 報告第2号議員派遣結果報告について報告を求めます。

議会運営委員長、米沢義英君。

○議会運営委員長（米沢義英君） ただいま上程いただきました報告第2号議員派遣結果報告について御説明申し上げます。

本件は、令和2年第4回定例会で御議決いただいた議員派遣について、上富良野町議会における災害発生時の対応要領に基づき、令和3年2月18日に実施されました十勝岳噴火総合防災訓練に併せて、本議会においても災害訓練を実施したところであります。

今回の訓練は、新型コロナウイルス感染症拡大防止から、住民の皆様が参加する避難訓練等が中止となったことから、議会においても非常招集訓練・情報伝達訓練、災害対策支援本部訓練とし、現場を視察する訓練などを自粛して実施したところであります。

それでは、以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議員派遣結果報告書。

令和2年第4回上富良野町議会定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告します。

令和3年2月25日、上富良野町議会議長、村上和子様。

議会運営委員会委員長、米沢義英。

記。

件名、上富良野町議会における災害発生時の対応要領に基づく訓練活動。

1、調査の経過。

令和3年2月18日、令和2年度十勝岳噴火総合防災訓練実施に伴い、上富良野町議会として災害対策支援本部の設置訓練等を行った。

2、調査の結果。

（1）非常招集訓練・情報伝達訓練。

町災害対策本部設置に伴い、議会災害対策支援本部を設置し、議員の招集伝達及び参集訓練を行った。9時30分に議長から電話による招集伝達を順次議員において行い、10時00分までに役場庁舎

3階議員控室に14名が参集しました。

(2) 町議会災害対策支援本部訓練。

非常招集訓練に併せて議員自宅から役場までの経路を全町地図に記載する訓練を行うとともに、有事において災害発生箇所等を記載して議会災害対策支援本部で集約した情報として、町災害対策本部に報告することを確認した。

(3) まとめ。

今回は新型コロナウイルス感染症予防のため住民が参加する訓練視察ができなかったが、町議会として計画した非常招集訓練・情報伝達訓練などを実施し、所期の訓練目的を果たすことができた。

今後、さらに対応要領に基づく災害対応を的確に行うため、これまでの訓練で明らかになった課題を総括し、課題を改善する訓練を行って熟度を高め、いつ発生するか分からない災害に備えていく必要があると考えております。

以上で、報告第2号議員派遣結果報告について説明といたします。御了承いただきますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第7 議案第10号

○議長（村上和子君） 日程第7 議案第10号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第16号））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第10号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第16号））につきまして、専決処分した要旨について御説明申し上げます。

本件は、1月28日に可決成立しました国の第3次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加がされ、2月2日付をもって当町の交付額が1億1,491万1,000円と示されたことから、早期に臨時交付金を活用した地域経済への支援策を講ずるとともに、他の緊急的対応が必要な事業に要する費用について、2月17日付で専決処分を行ったところであります。

1点目は、新型コロナウイルス感染症の流行が1年を経過し、この間の外出自粛イベント催事の制限や新生活スタイルの影響により感染リスクを低減す

る生活様式が定着する一方で、地域経済に与えた影響は大きく、長期化による町内中小企業者の疲労度を考慮し、今後の事業継続を促す支援策として、中小企業経営継続奨励助成事業を実施するための費用について所要の補正及び繰越明許費の追加を行ったものであります。

2点目は、国の補正予算に伴い、学校保健特別対策事業として、学校における感染症対策に必要な資機材の整備のほか、臨時休業夏季休業期間の短縮等により研修機会を逸した教職員に対する研修に要する費用、児童生徒の学びの保障のための教材の購入への支援策が講じられることから、当該補助事業実施に要する経費について所要の補正及び繰越明許費の追加を行ったものであります。

3点目は、令和4年11月末までに更新が必要となる防災行政無線整備事業に関連し、その基地局アンテナの設置場所に関し、現状での役場庁舎塔屋への設置が認められないことが判明し、設置場所となる行政集約電波塔の整備が必要となったことから、その実施設計に早期に着手するため、所要の補正及び繰越明許費の追加を行ったものであります。

4点目は、除排雪経費について、1月中下旬の強風による郊外の吹き込み除雪が増え、計画を上回る除雪費用となったところであり、年度内の除排雪予算に不足が見込まれることから追加補正を行ったものであります。

以上、申し上げました内容を要素とし、財源については、追加交付となった新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち2,491万1,000円の外、国補助金を充当するとともに、不足する部分については、予備費を充当し、財源調整を図ったところであります。

そのようなことから、地方自治法の規定により予算の内容を議会へ報告するとともに、承認を賜りたく、本議案を上程するものであります。

なお、追加交付となった新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、未計上となる9,000万円については、国における本省繰越となり、今後、感染症による様々な影響を考慮し、感染症対策や地域経済への支援策を実施するよう、改めて令和3年度において追加補正予算の措置を講じて対応してまいります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第10号を御覧ください。

議案第10号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項、令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第16号）。

裏面を御覧ください。

専決処分書。

令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第16号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年2月17日、上富良野町長、斉藤繁。

令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第16号）。

令和2年度上富良野町の一般会計の補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,671万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億8,708万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

14款国庫支出金2,671万1,000円。

歳入合計2,671万1,000円。

2、歳出。

2款総務費574万2,000円。

7款商工費4,000万円。

8款土木費1,940万円。

9款教育費360万円。

12款予備費4,203万1,000円の減。

歳出合計2,671万1,000円。

2ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費補正についてですが、行政集約電波塔整備事業、中小企業経営継続奨励助成事業及び学校保健特別対策事業については、それぞれ早期に事業開始に着手しますが、その事業完了が翌年度になることから、繰越明許費の設定をするものがあります。

以上で、議案第10号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第16号））の説明といたします。御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第10号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第16号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第11号

○議長（村上和子君） 日程第8 議案第11号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第11号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第5号））につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る国の第3次補正予算などを活用した感染予防対策事業につきまして、事業期間が令和3年3月31日までとなっており、早期の事業着手が必要となったことから補正予算を調整し、2月17日付で専決処分を行ったところであります。

そのようなことから、地方自治法の規定により、予算の内容を議会へ報告するとともに、承認を賜りたく、本議案を上程するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第11号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項、令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第5号）。

裏面を御覧ください。

専決処分書。

令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第5号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年2月17日、上富良野町長、斉藤繁。

令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第5号）。

（総則）

第1条、令和2年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益197万円。

第2項医業外収益197万円。

支出。

第1款病院事業費用197万円。

第1項医業費用197万円。

（資本的収入及び支出）。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入198万円。

第2項補助金198万円。

支出。

第1款資本的支出198万円。

第2項建設改良費198万円。

次ページ以降については、説明を省略させていただきます。

以上、議案第11号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第5号））の説明といたします。御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質

疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第11号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第9 議案第34号

○議長（村上和子君） 日程第9 議案第34号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第17号））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第34号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第17号））につきまして、専決処分した要旨について御説明申し上げます。

本件は、除排雪経費について、これまで1月29日開催の町議会臨時会及び2月17日付専決処分により追加補正し対応してきたところでありますが、2月中旬以降における降雨による融雪処理対応から計画を上回る除雪費用となったところであり、年度内の除排雪予算に不足が見込まれることから、その追加補正について2月25日付で専決処分を行ったところであります。

なお、財源につきましては、予備費を充当し、財源調整を図ったところであります。

そのようなことから、地方自治法の規定により予算の内容を議会へ報告するとともに、承認を賜りたく、本議案を上程するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分についてのみ説明をし、予算書の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御承願います。

議案第34号を御覧ください。

議案第34号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項、令和２年度上富良野町一般会計補正予算（第１７号）。

裏面を御覧ください。

専決処分書。

令和２年度上富良野町一般会計補正予算（第１７号）を地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和３年２月２５日、上富良野町長、斉藤繁。

令和２年度上富良野町一般会計補正予算（第１７号）。

令和２年度上富良野町の一般会計の補正予算（第１７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第１条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳出。

８款土木費 ２, ７ ５ ３ 万円。

１ ２ 款 予 備 費 ２, ７ ５ ３ 万 円 の 減。

歳出合計ゼロ円。

以上で、議案第３４号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度上富良野町一般会計補正予算（第１７号））の説明といたします。御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第３４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第３４号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度上富良野町一般会計補正予算（第１７号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第１０ 議案第１２号

○議長（村上和子君） 日程第１０ 議案第１２号 令和２年度上富良野町一般会計補正予算（第１８号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第１２号令和２年度上富良野町一般会計補正予算（第１８号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

１点目は、議会広報誌印刷製本費を含む６件について、債務負担行為の追加をお願いするとともに、南部地区土砂流出対策事業（令和２年度）について、事業費の確定に伴い、債務負担行為の限度額の変更をするものであります。

２点目は、防災用自家発電設備設置事業を含む９件について、事業費の確定に伴い地方債の限度額を変更するものであります。

３点目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づく各事業費について、それぞれ実績見込みによる減額補正を行うとともに、臨時交付金の財源充当額の調整に伴う地方債の限度額を変更するものであります。

４点目は、地方消費税交付金等について、当初見込んでおりました交付額の減額が見込まれることから、その減収分を補うための減収補てん債発行に伴う地方債の追加をお願いするものであります。

５点目は、国の補正予算に伴い、道営草地畜産基盤整備事業、島津第２地区道営農業水利施設保全合理化事業、上富良野地区道営農村地域防災減災事業及び経営体育成基盤整備事業の実施に係る事業費の補正と併せ、繰越明許費の追加及び地方債の追加をお願いするものであります。

６点目は、去る令和２年第４回町議会定例会において可決いただきました令和２年度上富良野町一般会計予算（第１３号）に計上しておりました戸籍情報システム改修について、当初、年度内完了を見込んでおりましたが、その改修に時間を要し、当該事業の完了が年度を超えることとなることから、当該補助事業費について繰越明許費の追加をお願いするものであります。

７点目は、教育・保育給付費について、年度末を控え、各認定こども園入所者の確定見込みに伴い、国・道の負担金及び教育・保育給付費について所要の補正をお願いするものであります。

８点目は、ふるさと応援モニター事業及びモニター事業以外のふるさと応援寄附について、１２月補正予算に計上したものの以降に、これまで町に寄せられました寄附について歳入に計上するとともに、

寄附者の意向に沿いましてそれぞれ目的基金への積立て等を歳出予算に計上するため、所要の補正をお願いするものであります。

9点目は、各目的基金の利子について、それぞれの目的基金に積立てを行うため、所要の補正をお願いするものであります。

10点目は、富良野沿線5市町村において、地域センター病院であります富良野協会病院に対する新型コロナウイルス感染症対策支援に関する協議がなされ、臨時的な支援を行うことで確認されたことから、当該支援に要する費用について、所要の補正をお願いするものであります。

11点目は、振興公社が指定管理者として管理運営している吹上温泉保養センターの運営について、今般のコロナ禍において多額の経常損出が見込まれることから、指定管理に関する協定に基づき、運営委託費特別分として補填するため、所要の補正をお願いするものであります。

12点目は、各事業の確定及び確定見込みによります執行残の減額補正のほか、所要の補正をお願いするものであります。

以上、申し上げた内容を主な要素として財源調整を図った上で、財源余剰と見込まれる部分については、後年度の財政需要に備えるため、公共施設整備基金に積立てすることで補正予算を調整したところであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので御了承願います。

議案第12号を御覧ください。

議案第12号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第18号）。

令和2年度上富良野町の一般会計の補正予算（第18号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,090万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億799万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

12款分担金及び負担金1万3,000円の減。

13款使用料及び手数料206万4,000円の減。

14款国庫支出金3,183万2,000円の減。

15款道支出金822万6,000円の減。

16款財産収入80万1,000円。

17款寄附金5,743万3,000円。

18款繰入金971万円の減。

20款諸収入408万円の減。

21款町債1,860万円。

歳入合計2,090万9,000円。

2ページをお開きください。

2、歳出。

1款議会費109万9,000円の減。

2款総務費1億1,016万9,000円。

3款民生費3,328万3,000円の減。

4款衛生費749万6,000円の減。

5款労働費3万1,000円の減。

6款農林業費3,247万5,000円。

7款商工費225万3,000円。

8款土木費6,005万4,000円の減。

9款教育費878万1,000円の減。

10款公債費2万1,000円。

11款給与費ゼロ円。

12款予備費1,326万5,000円の減。

歳出合計2,090万9,000円。

4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正についてですが、戸籍情報システム改修については、前段の概要で申し上げました事業完了が翌年度となることから、繰越明許費の設定をするものであります。

道営草地畜産基盤整備事業から経営体育成基盤整備事業の4件については、事業着手及び完了が翌年度となることから、繰越明許費の設定をするものであります。

5ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正についてですが、上富良野町議会広報誌印刷製本費から町道維持管理業務の6件については、新年度当初からの業務開始のため、今年度内においてその契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するも

のであります。

また、南部地区土砂流出対策事業（令和２年度）については、事業費が確定したことから、その限度額を変更するものであります。

６ページをお開きください。

第４表、地方債補正についてですが、減収補てん債については、国からの交付金等の減額が見込まれることから、その減収分を賄うための減収補てん債について限度額を設定するものであります。

島津第２地区道営農業水利施設保全合理化事業から道営草地畜産基盤整備事業の４件については、国の補正予算に伴う事業費の補正をお願いすることから、その適債分について、地方債の限度額を設定するものであります。

７ページを御覧ください。

高度無線環境整備推進事業については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の財源調整のため、限度額を変更するものであります。

防災用自家発電設備設置事業から緊急自然災害防止対策事業については、事業費の確定に伴い、地方債の限度額を変更するものであります。

以上で、議案第１２号令和２年度上富良野町一般会計補正予算（第１８号）の説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第１２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第１２号令和２年度上富良野町一般会計補正予算（第１８号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第１３号

○議長（村上和子君） 日程第１１ 議案第１３号令和２年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） ただいま上程いただきました議案第１３号令和２年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず１点目は、財政調整基金積立金利息の積立てによる補正であります。これによりまして、年度末の基金保有額は２億２０万６,０６４円となります。

２点目は、国民健康保険事業状況報告システムクラウド改修費用負担金の補正となっております。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第１３号令和２年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）。

令和２年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億５,１２５万７,０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

４款財産収入１万２,０００円。

５款繰入金２万８,０００円。

歳入合計は、４万円であります。

２、歳出。

１款総務費２万８,０００円。

６款基金積立金１万２,０００円。

歳出合計は、４万円であります。

以上で、議案第１３号令和２年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第13号令和2年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第14号

○議長（村上和子君） 日程第12 議案第14号令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） ただいま上程いただきました議案第14号令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず1点目は、後期高齢者医療保険料の賦課確定見込みに伴い、歳入を増額補正するものであります。

2点目は、歳入で補正した後期高齢者医療保険料について、北海道後期高齢者広域連合へ納付するための広域連合納付金について、所要の補正をするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第14号令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,521万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料71万6,000円。

歳入合計は、71万6,000円であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金71万6,000円。

歳出合計は、71万6,000円であります。

以上で、議案第14号令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明いたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第14号令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたしたいと思います。再開は10時40分といたします。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第15号

○議長（村上和子君） 日程第13 議案第15号令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第15号令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の主な内容ですが、1点目につきましては、介護給付費の実績見込みに基づく歳入歳出の補正で

す。

主な内容は、訪問サービス、施設サービス等は増加が見込まれますが、通所・短期入所サービスは新型コロナウイルス禍におけるサービス利用の減と、地域密着型サービスにつきましては計画を下回る見込みとなりますことから、保険給付費と財源となる各負担金等について増額し、今年度予定していた基金からの繰入れは減額するものであります。

2点目につきましては、地域支援事業の実績見込みに基づく歳入は算定基準改定に伴い増額となりますが、新型コロナウイルス禍における通所型サービスにつきまして、利用の減を見込んだところであります。

3点目につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修費につきまして、国からの交付金を活用し対応するものであります。

4点目につきましては、国の施策として構築されております保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金について、今年度の町の取組に対しまして交付されますことから、増額するものであります。

収支の差額につきましては、予備費を充当し、調整したところであります。

以下、議案を朗読し、説明に代えさせていただきます。

なお、議案の説明につきましては、議決項目のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので御了承願います。

議案第15号を御覧ください。

議案第15号令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,258万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,929万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款国庫支出金654万1,000円。

4款道支出金257万4,000円。

5款支払基金交付金291万9,000円。

6款財産収入6,000円。

7款繰入金2,510万6,000円の減。

9款諸収入48万1,000円。

歳入合計1,258万5,000円の減。

2、歳出。

1款総務費197万8,000円。

2款保険給付費766万9,000円。

3款地域支援事業費331万2,000円の減。

5款基金積立金6,000円。

7款予備費1,892万6,000円の減。

歳出合計1,258万5,000円の減。

以上で、議案第15号令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 4ページ、5ページに際して、国庫支出金で保険者努力支援交付金というもので、今年度200万7,000円ですか、大変すばらしいことだと思います。

ちょっとお聞きしたいところがありまして、分かる範囲で構わないのですけれども、200万7,000円のもし内訳等が分かれば、どの項目に対して保険者努力支援交付金がいただけたかというのがもし分かれば教えていただければと、分からなければ結構ですけれども。

それで、もし分かっていたら、例えばこの項目については、さらにまだ努力することによって上がる余地があるとか、ここの項目についてはもう今の上富良野町の介護保険事業の中で満額もらっていますよといったものが分かった分析の上で、さらに保険者努力支援交付金が今後においても伸びる傾向があるかどうかということについてお尋ね申し上げます。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 5番金子議員の保険者努力支援交付金に対する御質問にお答えいたします。

今回の補正で計上しました保険者努力支援交付金の内容につきましては、各市町村における今年度の取組について、まず1点目の保険者機能強化推進交付金のほうで報告した内容の評価点に基づきまして、全国各市町村の1号被保険者数の規模別の割合に応じて努力支援交付金が交付されたというふうに国からの通知を受けております。

保険者努力支援交付金の前に、議員の御質問からはございませんでしたが、全国統一の保険者に対す

る保険者機能強化推進交付金が重点的には大きく3事項に分かれておりますが、この評価点につきましては、今年度は76項目、総合点で1,575点を満点とし、上富良野町においては897点ということで評価をいただいていたところでございます。それにより、今年、交付金につきましては、いただいたところにより、全国の平均点につきましては参考値でございますが754.94ということで平均値が公表されておりますので、全国の平均値よりは上富良野町は高い評価をいただいたところでございます。

ただし、保険者機能強化推進交付金につきましては、昨年度は692点を満点として評価され、上富良野町は430点ということでかなり高い評価をいただいていたところでございますが、今年度はさらに項目と点数が変わりまして、1,575点ということで、毎年国は見直しをし、保険者機能強化推進交付金を細分化し、各保険者に対して評価していくと。それに基づきまして、なおかつ努力支援交付金につきまして評価点に対して各市町村の被保険者の数に応じてどれだけ努力をしているのかというのを国のほうで採点をし、交付金を交付するというところで、今回から2段階方式に分かれたということで内容の説明をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 御丁寧な説明をありがとうございます。

それでお聞きしたいのは、今後において、また上富良野町は機能強化推進交付金に基づいて1号被保険者の数の対応ということで保険者努力支援交付金が今年度決定されて、来年度以降もこちらについて伸びていく要素というのはあるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 5番金子議員の御質問にお答えします。

町としましては、今回第7期介護保険事業計画が最終年度となりまして、来年度からは新しい第8期介護保険事業計画におきましても、こちらの国が示している各機能強化推進事業における項目等につきましては検証を行い、推進体制を整備するように準備を整えているところでございます。

特に今回の評点の中で、私たちの町のほうの課題として考えているのは、認知症対策に対していかに町としての体制整備を整えていくかということが町としての課題だというふうに認知をし、計画にも盛り込んでいく考え方であります。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 関連でお伺いいたします。

今の要件としては、いわゆる国が示した要件に合致しているかどうかということであります。逆に見た場合、合致していなければ減点要素が出てくるといことになるかというふうに思います。

恐らく、これからそういった形の中で医療費等、あるいは抑制といった項目も出てくるのではないかなというふうに思いますが、例えば、仮にそういう施設を利用する人が、町のほうでは国の指示に基づいてなるべく施設費用を抑えようとしたけれども、自然増で介護者が利用しなければならないというような自然的な要素が出てくるかというふうに思いますが、当然そういった場合については、要素として減点要素にはならないというふうに判断してよろしいですか。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の御質問にお答えします。

今回の保険者機能強化推進交付金につきましては、議員御発言のような施設等の入所者数だと在宅の比率割合とかという項目はございません。

ただし、町としましては、それぞれの自治体における課題の中できちっと自立支援、あと重症化予防に対する施策に対しての推進について、どのように具体的スケジュールをもって進めていくことが必要なのかということで項目としては入っておりますので、上富良野町は、次の計画になりますが町立病院の改築も見据えた上で介護医療院のほうの病床数の一部増床のほうも計画していただいたり、あと、うちの町の中ではグループホームの整備も今2施設36床の施設も備えておりますし、今現在は町外の方が入所されていることから満床ということで聞いておりますけれども、重度化になっていけば、ある程度施設の機能を役割分担しながら皆様がそれぞれ望むサービスを受けられるような体制を整備していくことが町としての課題だと思っていますので、これについては、保険者機能強化推進交付金に対しての限定の項目とはなっておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第15号令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第16号

○議長（村上和子君） 日程第14 議案第16号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（谷口裕二君） ただいま上程いただきました議案第16号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、介護サービス提供基盤等整備事業を活用し、簡易陰圧装置の整備を行ったことによる補助金額の決定に伴う補正であります。

2点目は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業に係る温水暖房機更新整備及び介護備品、高層設備備品購入の事業費の確定に伴う補正であります。

3点目は、寄附採納に伴う補正であります。

4点目は、各事業費について実績見込み額による所要の補正をするものであります。

なお、収支残額につきましては、本会計の今後の財政需要に備えるため、予備費に計上しようとするものであります。

また、令和3年度ラベンダーハイツ給食業務について、新年度当初から業務を開始することから、委託契約事務を令和2年度中に実施する必要があるため、債務負担行為の追加補正をするものであります。

それでは以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第16号を御覧ください。

議案第16号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）。

令和2年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,229万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

6款繰入金8万円。

9款道支出金40万7,000円の減。

歳入合計32万7,000円の減であります。

2、歳出。

1款総務費69万9,000円の減。

2款サービス事業費358万6,000円の減。

3款施設整備費5万5,000円の減。

6款予備費401万3,000円。

歳出合計32万7,000円の減であります。

第2表、債務負担行為補正。

上富良野町ラベンダーハイツ給食業務を追加するものであります。

以上で、議案第16号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第16号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第17号

○議長（村上和子君） 日程第15 議案第17号
令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第17号令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要であります。歳入におきまして、1点目は、給水工事の設計審査及び工事検査手数料の増額補正をするものであります。

2点目は、事業費精査によります一般会計繰入金の減額補正をするものであります。

3点目は、道営農業農村整備事業に伴います水道管移設補償工事の事業費確定によります補償金雑収入の減額補正をするものであります。

4点目は、衛生費の需用費補正によります起債借入額につきまして減額補正をするものであります。

次に、歳出につきまして、一般管理費及び需用費の精査によります減額補正をするものであり、さらに歳出はそれぞれ同額を減額補正とするものであります。

それでは以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、予算の事項別明細書の説明につきましては省略させていただきますので御承願います。

議案第17号を御覧ください。

議案第17号令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,065万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,029万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款使用料及び手数料7万4,000円。

2款繰入金155万円の減。

4款諸収入1,578万1,000円の減。

5款町債1,340万円の減。

歳入合計3,065万7,000円の減。

2、歳出。

1款衛生費3,065万7,000円の減。

歳出合計3,065万7,000円の減。

第2表、地方債補正。

第2表、地方債補正についてでございますが、前段で申し上げました簡易水道事業の事業費の確定に伴います簡易水道事業債借入額が1,340万円減額となり、5,380万円に限度額を変更するものであります。

以上で、議案第17号令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についての説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第17号令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第18号

○議長（村上和子君） 日程第16 議案第18号
令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第18号令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要ですが、歳入におきまして、1点目といたしまして、受益者負担金収入の精査に伴う減額補正をするものであります。

2 点目は、下水道使用料及び排水設備等工事手数料収入の精査により増額補正をするものであります。

3 点目は、公共下水道事業整備費の確定により国庫支出金の減額補正をするものであります。

4 点目は、一般会計繰入金及び諸収入の精査により減額補正をするものであります。

5 点目は、公共下水道事業費の確定により起債借入額につきまして減額補正をするものであります。

次に、歳出につきまして、1 点目といたしまして、一般管理費におきまして需用費、負担金補助、公課費などの不用額の減額補正をするものであります。

2 点目は、施設管理費におきまして、役務費及び委託料の不用額の減額補正をするものであります。

3 点目は、建設事業費におきまして、需用費確定により不用額の減額補正をするものであります。

4 点目は、公債費の借入額精査に伴う償還金利子の減額補正をするものであり、歳入歳出はそれぞれ同額を減額補正とするものであります。

それでは以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、予算の事項別明細書の説明につきましては省略をさせていただきますので御了承願います。

議案第 18 号を御覧ください。

議案第 18 号令和 2 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）。

令和 2 年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,060 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 7,521 万 3,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

1 ページをお開きください。

第 1 表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1 款分担金及び負担金 15 万 3,000 円の減。

2 款使用料及び手数料 51 万 1,000 円。

3 款国庫支出金 1,185 万 1,000 円の減。

4 款繰入金 831 万 3,000 円の減。

6 款諸収入 3,000 円の減。

7 款町債 1,080 万円の減。

歳入合計 3,060 万 9,000 円。

2、歳出。

1 款下水道事業費 2,930 万 9,000 円の減。

2 款公債費 130 万円の減。

歳出合計 3,060 万 9,000 円の減。

第 2 表、地方債補正についてであります。前段で申し上げました公共下水道事業費の確定に伴い、公共下水道事業借入額が 1,080 万円減額となり、2,730 万円に限度額を変更するものであります。

以上で、議案第 18 号令和 2 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についての説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第 18 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第 18 号令和 2 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 19 号

○議長（村上和子君） 日程第 17 議案第 19 号令和 2 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第 19 号令和 2 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要であります。1 点目は、収益的支出におきまして、事業費用の精査及び確定に伴います

補正を行うものであり、減額した補正につきましては予備費に充当し、調整を行ったところであります。

2点目は、資本的収入におきまして、工事費確定に伴います企業債及び道営事業農業農村整備事業の工事の配水管移設工事の負担金につきまして減額補正をするものであります。

3点目は、資本的支出におきまして、工事費の確定に伴います減額補正をするものであります。

それでは以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第19号を御覧ください。

議案第19号令和2年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）。

第1条、令和2年度上富良野町の水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみを申し上げます。

支出。

第1款水道事業費用、第1項営業費用166万7,000円の減。

第2項営業外費用14万円の減。

第4項予備費180万7,000円。

（資本的収入及び支出）。

第3条、予算第4条本文括弧書中「不足する額6,677万4,000円」を「不足する額6,443万3,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金2,654万1,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2,420万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入3,430万9,000円の減。

第1項企業債155万円の減。

第2項負担金3,275万9,000円の減。

支出。

第1款資本的支出3,665万円の減。

第1項建設改良費3,665万円の減。

（企業債）。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のように改める。

企業債についてですが、前段で申し上げました資本的収入の企業債借入額が155万円減額となり、4,770万円に限度額を変更するものであります。

次ページ以降の水道事業予算実施計画の説明につきましては、省略をさせていただきますので御了承

願います。

以上で、議案第19号令和2年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）についての説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第19号令和2年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第20号

○議長（村上和子君） 日程第18 議案第20号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第20号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第6号）につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。

補正の概要ですが、1点目は、現在発熱等の新型コロナウイルス疑い患者に対しまして専用の玄関、診察室などを設置し対応しているところですが、国においても、発熱患者を受け入れる体制等取った場合にそれに要した経費を助成する発熱外来診療体制確保支援補助事業が創設されたことから、その補助金の補正をお願いするところでございます。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして受診控えが続いており、外来収益が減少していることから減額補正をお願いするものでございます。

2点目は、昨年11月の臨時会でお認めいただいた特定防衛施設調整交付金の2次配分を活用して購入した医療器械につきまして、入札執行により事業費が確定しましたので、収入では町からの出資金、支出では建設改良費をそれぞれ減額するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第20号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第6号）。

（総則）。

第1条、令和2年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（収益的收入及び支出）。

第2条、予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益ゼロ円。

第1項医業収益181万5,000円の減。

第2項医業外収益181万5,000円。

（資本的收入及び支出）。

第3条、予算第4条に定めた資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的收入9万6,000円の減。

第1項出資金9万6,000円の減。

支出。

第1款資本的支出9万6,000円の減。

第2項建設改良費9万6,000円の減。

次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第20号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第6号）の御説明とさせていただきます。御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第20号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第22号

○議長（村上和子君） 日程第19 議案第22号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第22号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例の提案の要旨を御説明させていただきます。

条例改正につきましては、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とする第8期介護保険事業計画の策定に伴いまして介護保険事業の安定的な運営を推進するため、第1号被保険者の介護保険料の見直しを行うことと併せまして介護保険法等の改正により所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、第1号被保険者の介護保険料の見直しであります。高齢化に伴う1号被保険者の75歳以上の後期高齢者が増加していく傾向にあり、その影響で認定者数も増加し、介護給付費の伸びも見込まれること、また、今回の介護報酬改定により平均0.7%の増により、これまでの基準額の年額「5万8,800円」を「6万2,400円」に改正し、月額にして「4,900円」を「5,200円」に約6.1%の引上げをお願いするものであります。

介護保険料の算定に当たりましては、高齢者を取り巻く生活状況も厳しい状況にありますことから、介護保険事業基金を最大限活用することにより、保険料の上げ幅を圧縮するよう努めたところであります。

また、所得階層区分につきましても、第6期から実施してきております10段階方式を継続し設定するものであります。

次に、段階ごとの保険料について御説明申し上げます。

第1段階で基準額に対する割合は0.5となっておりますが、低所得者への軽減策が平成31年度から拡充されたことから0.2軽減され、0.3の割合とし、年額1万8,700円となります。第2段階においては、0.65の割合から、さらに0.15の軽減により0.5の割合とし3万1,200円。第3段階は、0.75の割合から0.05の軽減により0.7の割合で4万3,600円となったところでございます。第4段階以降につきましては、これまでと割合に変更はなく、0.85の割合で5万3,000円。第5段階は6万2,400円。第6段階は1.2の割合で7万4,800円。第7段階は1.4の割合

で8万7,300円。第8段階は1.6の割合で9万9,800円。第9段階は1.7の割合で10万6,000円。第10段階は1.8の割合で11万2,300円に定めるものであります。

なお、低所得者の第1段階から第3段階の介護保険料の軽減は、引き続き令和5年度まで延長するものであります。

また、平成31年度税制改正において令和2年からの公的年金等控除、給与所得控除につきまして、基準の特例が定められましたことから、一部改正するものであります。

施行期日につきましては、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第22号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 3点ほど質問させていただきます。

まず1点目、今回の第8期計画では基金取崩し影響額が7,500万円以内となっていますけれども、第7期計画の基金の残高は幾らになるのか。そして、第8期計画の終了時には基金残高を幾らぐらいと想定しているのか確認させていただきます。

2点目として、今回、低所得者の介護保険料の軽減強化が予定されているということは高く評価しますが、その財源はどのようにになっているのか確認させていただきます。

それから3点目、今回、附則第9条の保険料率の算定に関する基準の特例について、意図せざる影響や不利益を生じないよう基準の特例を規定するとありますが、意図せざる影響というのはどのような場合を想定しているのか確認させていただきます。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 8番荒生議員の3点の質問に回答いたします。

まず1点目の基金の関係でございますが、第7期計画においては、当初平成30年度のときには6,900万円ほど基金がありまして、その基金を第7期計画で支消し保険料を算定したというふうになっております。ただし、第7期計画の令和2年度、今年度までの3か年間で、基金につきまして支消したのは昨年度のみで、実際に保険給付費がサービスの利用がそこまで伸びなかったこともあり、基金につきましては、現在示しております令和2年の2月末

現在で5,200万円ございまして、先ほど補正でもお認めいただきました予備費に4,000万円ほど財源を持っておりますので、今年度末には約9,200万円ほど基金と繰越しで財源は見込まれるものと算定をしたところでございます。

それに基づきまして、第8期計画につきましては9,200万円を見込み、そのうちの7,500万円を介護保険料の軽減に充てるといふふうに見込んだところでございます。

次、2点目に、低所得者の関係の財源につきましては、国から2分の1、町2分の1というふうには財源の軽減についてはなっているところでございます。

次に、今回の保険料率の算定に係る基準の特例につきましては、意図せざる影響ということの規定について想定しているものは特に現在なのですけれども、皆さん年金等、給与等でいただいておりますので、申告に基づいてきちっと軽減を受けれることを定めるものでございますので、意図せざる影響というものを今の時点でこういふことということで想定するものでは今のところはございません。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 1点目の質問の再質問なのですが、以前、私自身の記憶では、7期計画で基金1,000万円の取崩しに際して影響額というのは約85円ぐらいだったと記憶しているのですが、今回7,500万円の基金の取崩しによって、1,000万円だとどれぐらいの影響額になるのか確認させてください。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 8番荒生議員の御質問にお答えします。

第8期計画におきましては、基金の保険料の軽減につきましては、約1,000万円です。1人約100円というふうに見込んでいます。

今回この基金を繰入れなければ、約7,500万円です。750円ほど上がるというふうになっていたのですが、算定の中で、議員おっしゃっていたとおり、1人当たり85円で再度こちらのほうでやり直したところ、やはり1人当たり100円です。7,500万円繰入れなければ上富良野町としましては5,900円に保険料がなるところ、7,500万円の基金を活用することで5,200円に圧縮したところでございます。

第7期計画では1,000万円、1人100円というふうには想定して基金の繰入れを支消しておりましたが、介護報酬の改定もあり、1人当たり100円ではなくて、今、議員おっしゃった85円程

度の保険料の影響額というふうに算定をしているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） お伺いいたします。

まず、お伺いしたのは、非常に財源のやりくりをしながら介護保険制度を維持するという事で、大変努力されているというふうに見受けられます。

また一方で、保険料の算定について、まず伺いたいというふうに思います。他の自治体では、10段階を15段階など、前回は改定のときに申し上げましたが、細分化して医療費の軽減策を取るという自治体があります。こういった部分の細分化の検討というのは、今回の策定の中で話し合われたかどうか。この点、確認しておきたいというふうに思います。

二つ目にお伺いしたいのは、10段階で確かに1段階、2段階、3段階という形の軽減策を取られております。この背景には、いわゆる所得控除等、給与控除等の引下げ等が要因だということで明記されております。そのほかにも、年金の引下げ等がまた新たに入ってくる要素があります。同時に、消費税率が10%になったという形の現況があります。こういうことを考えた場合に、今の10段階で本当にいいのかというようなことも考えられます。

それで、所得に対して介護保険料の負担率というのはどうなっているのかということを見てみました。そうしますと、10段階の所得の高い方ほど介護保険料の負担率が低くなっている。逆に所得の少ない人ほど負担率が高くなっているという逆転現象なのです。そうしますと、本来お金がないということであれば、一定程度所得の高い層から保険料を見直ししながら、また所得の少ない人に対しては細分化をしながら保険料を算定する必要があるのではないかとこのように思います。この点、確認しておきたいというふうに思います。

三つ目にお伺いしたいのは、同僚議員もおっしゃいましたが、確かに基金の取崩しを行いながら実施されております。本当に100円、200円下げるとすれば、一般会計からの繰入れも含めて基金残高を取り崩してといった対策も必要ではないかというふうに思いますが、この点、確認いたします。

今回の算定の基礎になっている施設介護よりも在宅の部分のほうが比較的予算が増えているという形になっております。恐らく、在宅を基本にしながらなるべく施設介護に結びつかないような、どうしてもそういう方もいらっしゃると思いますので、そういった手法も取り入れながら、介護費用をなるべく抑制す

る、自然増を抑えるというような努力をされているかというふうに思いますが、そういう設定で今回なっているのか、よく分かりませんのでお伺いいたします。

もう一つお伺いしたいのは、今回の介護保険の改正で、いろいろとフレイルだとか認知症だとか、統計調査を見ても、そういう非常に不安を感じるということが統計でもあります。また同時に、老老介護という形の中で、非常に介護そのものが大変な状況にあるということも見受けられます。そういうものも含めて、今回の介護保険の改定に当たって、そういう支え方、基本的な計画ですね、何を中心にした介護計画になっているのか。この点、確認しておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 7 番米沢議員の5点の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の10段階の保険料の算定方式について検討を加えたのかという御質問に対しては、介護保険の策定につきましては、介護保険事業運営協議会が策定にも携わるということで委員の構成の中でその検討をしていただいたところでございますが、保険料の段階については、10段階の継続が望ましいという形で意見をそういう形でまとめたところでございます。

2点目につきましては、10段階でいいのかということで、特に所得の高い人たちの割合と所得の低い階層の人たちにおける介護保険料の割合が逆転をしているのではないかとこの御質問に対してですが、保険料の階層につきましても所得金額が大きく何十万円単位で段階が分かれていますので、議員おっしゃるとおりに、確かに所得階層における介護保険料の割合は個々の所得、また収入によって率については異なるものだということに私ども町としても認知しなければいけないことだと思っております。

ただ、保険料の基準というものが示されている中で、まず基準額を設定し、所得のない方にはその割合を少しでも軽減をしようというのが国の施策でありまして、私ども、北海道、町も、それに追随しているものであり、所得のある方については、所得の低い方の分を支えていただきましょうということで階層の設定をしているところでございます。

うちの町の実態としましても、1階層から3階層までで38%ほどその階層を占めておりますが、そこを支える階層というのが高い階層の方の占める割合が大変少ない割合にもなりますので、所得のある方からたくさんもらえばいいという意見もあるのかもしれませんが、やはりその方たちもある程度の

所得を見込んだ上での社会保障費、支える側としての高齢者の役割を担っていただいておりますので、そこにはある程度ルールを設けるべきだと思います。今の保険料の階層については継続していこうと町としては判断したところでございます。

3点目の基金の活用についてですが、介護保険事業計画につきましては、まず町の介護保険を皆様からの保険料、あと町の保険者としての繰入金並びに2号被保険者からの負担、あと国、道からの負担がルールで定められておりますので、それをきちっと運営として定めるものでございます。

ただ、現在、町にとっては基金を所有していることから、この基金はやはり最大限に活用し、100円でも皆様の保険料を軽減していくことが望ましいと考えることから、まず基金の取崩しを最優先と考えていかなければならないと判断しております。

なお、議員の御発言にありました一般会計からの繰入れというのは、保険料の軽減に対しての繰入れを町独自でしないのかという意見かと思われるのですが、それにつきましては、社会保障費につきまして保険料の軽減を一般会計から繰り入れることにつきましては国からも指摘を受けておりますので、これについてはこれまで上富良野町においてもそのような形の繰入れは行っていないことから、これに対して、今後においてもそのような方法を検討するような考え方は現在のところは持ち合わせていないことを御説明申し上げます。

4点目に、この計画においては、施設が抑制されていて在宅サービスが伸びているのではないかとこのように御指摘を受けましたが、施設サービスはやはり定数がありますので限られているところでございます。

しかし、先ほど補正予算の中でも御説明申し上げましたが、令和3年には町立病院にも介護医療院を少し増床していただけることもありますし、町の中ではラベンダーハイツも有し、グループホーム、あと福祉の施設も有しておりますので、施設機能につきましては最大限、まだ全部が満床ではございませんので、待機者も含めて、そこは循環ができるような仕組みを関係者と組み立てていきたいと思います。

ただし、これまで上富良野町が進めてきた在宅重視の視点はこれからも継続していかなければならないことだということで、この辺の保険給付については、訪問並びに入所、通所については、重点的にサービスを利用していただけるように整備はしていかなければいけないと考えております。

最後に5点目でございますが、議員御発言のとおり、今回、町も計画を策定するに当たりましてアン

ケート調査をしたところでございます。やはり高齢者の皆様は、今現在元気な方も今後の将来に対して大変不安感を持っていらっしゃるの、このアンケートからも私たち町の保険者としてもそれは認知をしたところでございます。

後期高齢者のほうで進めていますサルコペニア、フレイルについても、これはやはり重点的に進めていただくようお願いしなければいけないですし、医療で予防したものが介護にいかんそれを予防施策として介護予防につながるかということと、先ほども申し上げましたが、やはり町としてこれからは認知症予防、体が元気でも認知症になって町の中を歩き回ることが実際にこれから本当に起きてまいりますので、これについては町としてはきちっと体制を整えていかなければいけないことだと思いますし、様々な場面で認知症における予防を研修、講座、あと人材育成もしていかなければいけないというふうに第8期計画の中では整備体制を整えていこうと、関係機関と連携してまいるところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 単純な質問で申し訳ないのですが、今言われている介護保険料、管内というか富良野沿線の町村の平均値というのですか、それはどのくらいになっているものなのか聞かせてほしいのですけれども。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 3番高松議員の富良野圏域における介護保険料について御説明申し上げます。

現時点での第7期計画につきましては、富良野市が4,950円、中富良野町が4,700円、南富良野町が5,000円、占冠村が4,700円、隣町の美瑛町で6,077円となっているところでございます。

既に、私ども計画を算定するに当たりまして、全国の自治体どの町村も同じ国の厚生労働省からのシステムを使って保険料の算定をすることになっておりますので、第8期に向けて計画に関わる保険料の算定については、情報を入手しているところでございます。

今現在、各沿線についても上程をしているので、これが可決されるかどうかはまだ私たちは情報を得ておりませんが、上程を予定している沿線の介護保険料につきまして申し上げます。富良野市が5,900円です。中富良野町は5,200円から5,300円の間にということで情報を入手しております。

南富良野町は5,400円、占冠村は5,000円、美瑛町は6,300円というふうに、これは1月20日現在の私どもの質問に対して答えていただいている状況ですので、また議会上程の中で少し保険料が100円単位で動いている可能性もありますので、あくまでも参考ということをお願いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 同僚議員の質問とかぶるところもあるのですけれども、1点目は、先ほど高齢者の増加に伴い0.7%程度の増加ということがありました。

それで、施設と在宅の比率というのは、もし具体的に分ければどれぐらいのアップ度というか、内容的にどれぐらいが在宅でどれぐらいが施設のアップですよというのがもし分ければ教えて欲しいということと。

あと、重度化予防というところで、先ほど認知症に対して関係機関と進めていくということでしたが、そのほかに、いわゆる在宅から施設に移行していかざるを得ないことに対する重度化の予防対策というのはどういうふうなことを想定した中で今回の保険料の算定になったかというところで教えていただきたいと。

あともう一つ、今後、上富良野町としても施設が町立病院内にも増床が予定されております。そういった中で、それらが8期の中での保険料にどの程度影響が出ていくのかということと、それらを含めて上富良野町から施設入所の人が増えていくといった想定というのがもしあれば、それらがどのように8期の中の保険料に勘案されたかというのを教えていただきたいというふうに思います。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 5番金子議員の3点の質問にお答えします。

まず、介護保険の第8期の計画の中で在宅と施設の割合をどれぐらいで見ているのかという御質問に対して、まず、町としましては、被保険者の数における要介護認定率が年々伸びていくことは、先ほど冒頭の説明でしましたように、75歳以上の割合が伸びていくと、やはり皆さん虚弱化、または何らかのサービスを受けながら自立した生活を行わなければいけないという比率が高まることから、その部分については増加で見込んでいます。

ただ、施設については、先ほど申し上げましたとおり、定数がございますので、今現在、町でサービスを整備している入所者数については全て上富良野

町の保険料で賄えるだけの財源は予定させていただいているところでございます。

あと、3点目と少しかぶるかと思うのですが、実は、上富良野町だけではなくてほかの町の施設入所を希望される方も、上富良野町で満床が続きますと皆様家族の意向もありまして、家族の近くの施設を選ぶ方も中にはいらっしゃいますので、その給付についても実績に基づいて、それについてもきちっと見込んでいるところでございます。

現在、500名近い認定者のうち、施設入所が大体150名ほどいますので、37%ぐらいは施設入所のサービス費を見込まなければいけないというふうに町としては考えなければいけないと思っています。

次に、2点目になりますが、重点化の予防については、重症化をいかに防ぐかというところはその方の生活スタイルを維持することと疾病予防です。疾病予防については、うちの町の高齢者の皆さんは健診もきちっと受けていただいていますし、健診を受けた上で必ず皆さん医療機関にかかっているいただきますので、まず疾病予防をきちっとしていただくことが第1点でございまして、その後、何らかのサービスが必要になれば、そこで早期発見、早期予防ではありませんけれども、なるべく早くうちの包括支援センターの相談に応じて、サポートできるような仕組みをこれまでも継続してきておりますので、それをさらに充実していかなければならないことだと思います。

ただ、包括でサービスの調整をしますが、実際に重症化させないためには通所サービス、訪問サービス、短期入所も含めて在宅サービスでサービスに慣れさせていただきながら、いかに生活を現状のまま維持できるか、重症化させないか、ここが最大の課題だと思っていますので、もしも要支援1ないし要介護1で認定を受けたとしても、それを何年その形で続けていただけるか。さもなければ、介護度が軽くなるということが私どもは重症化予防だと思っていますので、それについてはケアマネジャー等も通じて実際に重症化予防については個別のケアプランに基づいて検証は進めていきたいと考えています。

なお、施設の入所につきましては、やはり要介護3以上のある程度重度の方が入所されていますので、そこにおいては施設職員の方が日々リハビリ等を行いながら、それ以上の重症化をさせない形でケアしているというふうにお伺いしていますので、それはこれまで同様に継続していただけるものと、計画の中でも確認をしております。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） ちょっとお尋ねをしたいと思いますが、上富良野町の第 8 期高齢者保健福祉計画の中の介護保険事業計画が、パブリックコメントで出されております。令和 2 年 1 月 25 日から令和 3 年 1 月 24 日の間にパブリックコメントを求めています、このパブリックコメントに町民の方からどれぐらいの方の意見が寄せられているのかということ。

それから、結果的には、介護保険計画の中の数字が、ただいま条例改正の趣旨の我々にいただいている月額算定方法の数字がかなり変わっておりますけれども、この辺のところはどういった意図があったのかを教えてください。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 4 番中瀬議員の 2 点の質問にお答えさせていただきます。

まず 1 点目のパブリックコメントにつきましては、1 月 25 日から 1 月 24 日まで 1 か月間住民の皆様から意見を募ったところでございましたが、町民の方からの意見というのはございませんでした。

それをもちまして、2 月 9 日に介護保険事業運営協議会の 4 回目を開催し、この計画について再度確認等をしたところでございます。

それによりまして、今回パブリックコメントのときに出了した介護保険料の算定の数字から今回条例改正で、先日の全員協議会で御説明申し上げました資料の中の介護保険事業の給付の見込みでここに差が出したのは、国の 0.7% の介護報酬の増がパブリックコメントの前には入っていませんでした。その後増の分を算定するようにとの指示により、介護給付費が伸びた結果となっております。それに基づいて算定をし、数字を出した形になっていきます。

また、第 1 号保険者の数並びに収納率は変わっていないかと思うのですが 1 号保険者の相当人数につきましても、国からの算定の方式に基づいて一部数字が変わっておりますので、あくまでもパブリックコメントのときは内容の概要案になっていきますので、今回皆様にお示ししている事業推計が今現在町で持っている数字ということで御説明に代えさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 課長の説明である程度分かりますけれども、その数字が出る前にどうのこうのとかという話でしたけれども、こういった形で、例えば町民の皆さんにパブリックコメントを求めたと

きに、我々はこの数字、それから町民の方はこの数字しか分かっておりません。そういった形でのこういうアンケートというかパブリックコメントというか、そういう方法論というのはこれでいいということですね。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 4 番中瀬議員のパブリックコメントの在り方についての御質問についてお答えします。

実は、介護保険料は、全国の各自治体で保険料の 3 か年間の見直しをかけるところでございますが、パブリックコメントは上富良野町において 1 月から 1 月という時期でしたので、介護報酬の国からの指示を待つと 1 か月以上遅れることになりますことから、あくまでもここはいち早く皆様に意見をいただきたく、介護報酬の算定が入らない状態での数値になったことは事実でございます。

ただ、私どものパブリックコメントの資料の中には最後の保険料のところは介護報酬の改定はあるという情報は入手していましたので、5,100 円から 5,400 円の範囲でというふうに、今回ここは皆様の住民説明にはさせていただいたところでございます。ここがもしも 100 円単位で示せたときに、金額が変わるということは大変これは行政に対する不信感につながるものではないかと思われましたので、何とか町としては 5,100 円から 5,400 円の範囲の中で保険料が収まるであろうというふうに実はある程度シミュレーション立てた上で町独自で、すみません、最後のところだけは入れさせていただいたことを御説明申し上げます。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 22 号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例は、なお十分な審議を要すると思われまいますので、この際、厚生文教常任委員会に付託し、審議していただきたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、厚生文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎日程第 20 議案第 30 号

○議長（村上和子君） 日程第 20 議案第 30 号

北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第30号北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の締結につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、令和2年度一般会計補正予算（第8号）で議決を得ました光ファイバ未整備地区の改修に向けた高度無線環境整備推進事業について、本事業が全道全国的な事業であり、限られた期間内においてその整備や各事業実施自治体が行う手続等を効率的、効果的に推進する推進するため、道内における公設民営方式による整備を選択した12市町村及び北海道により、北海道公設光ファイバ整備推進協議会を設立し、当町も参画して事務手続を進めてきているところであります。

この間、契約代表市町村の決定以降、契約に向けた事務が進められ、2月24日付をもって契約代表市町村と相手先通信事業者において仮契約が締結され、当町の整備に係る契約金額が確定したところであります。

つきましては、本契約に向けまして議会の議決が必要となることから、本議案を提案するものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第30号を御覧ください。

議案第30号北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の締結について。

北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事。

2、契約の方法、随意契約による。

3、契約金額、3億4,870万円。

4、契約の相手方、札幌市中央区大通西14丁目7番地、東日本電信電話株式会社、北海道事業部長、阿部隆。

5、工期、契約の日から令和3年3月31日。

以上で、議案第30号北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の締結についての説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第30号北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

少し延長になりますが、続いてやらせていただきます。

◎日程第21 令和2年第4回定例会付託 議案第9号

○議長（村上和子君） 日程第21 令和2年第4回定例会で総務産建常任委員会に付託しました議案第9号上富良野議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを議題といたします。

本件に関し、総務産建常任委員長の報告を求めます。

総務産建常任委員長、中瀬実君。

○総務産建常任委員長（中瀬 実君） ただいま上程いただきました令和2年第4回定例会で付託されました議案第9号上富良野議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、口頭にて説明させていただきます。

令和2年第4回定例会において総務産建常任委員会に付託された議案第9号上富良野議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に関し、閉会中の継続調査として申し出審査しましたので、その結果について会議規則第77条の規定により報告いたします。

詳細については、既に御高覧いただいていると思いますので、審査の概要を報告いたします。

付託された本条例は、全議員に関係があることから会議規則第71条に基づき、厚生文教常任委員会と協議して、令和3年1月29日に連合審査会を開催し、関係職員から詳細な説明を求め質疑をいたしました。その後、2月10日、24日の延べ2日間、本委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

審査の内容は、公職選挙法改正の経過及び改正された内容を調査するとともに、各自治体選挙との比較も行いました。

内容については、表1から表4のとおりであります。

審査の結果については、朗読をもって報告といたします。

審査の結果。

今回の条例制定の目的は、公職選挙法の改正を受け、町村長及び町村議会議員の選挙運動における公費負担が追加されるため必要事項を定めるものであり、公営対象などを法律と同様の上限としていることや、町議会議員及び町長の選挙における立候補に係る環境の改善が図られることにより、候補者の費用負担が軽減され、町村議会議員のなり手不足を解消するための一助になること、また、本町選挙においては現在、無投票が大きな課題とはなっていないが、将来は他町村と同様に無投票やなり手不足が懸念されることから、議案第9号上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、原案のとおり可決する。

また、条例制定後は、選挙管理委員会に委任している各種様式の整備を行い、来たるべき選挙前までに広く住民が理解を深められる努力をされたい。

以上、令和2年第4回定例会付託議案第9号上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に関する総務産建常任委員会の審査報告といたします。審議をいただき、御承認をいただきたいと思います。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に関し、御質疑があれば賜ります。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 審査の前に事前にいろいろと質問させていただきましたので、簡潔に要点をまとめて、委員会等で検討されたかどうかだけお伺いいたします。

非常に今回は、車両、燃料、ポスター等公費という形の中で改善という形になっております。費用負担という形でなかなか出られないという形が、なり手不足要素も一時期あったのかなと思います。

そこでお伺いしたいのは、供託金なのですが、なり手不足解消ということであれば、こういった負担を供託金をなくするという方向もどうだったのかなというふうに思います。また、ビラの上限も1,600枚という形になっておりますが、やはり有権者に広く伝えるということであれば、有権者分という形が必要ではなかったかなというふうに思います。

この間、全国町村議長会でも選挙公営の拡大という形で個別訪問の解禁も含めて見直す必要があると

というようなことの報告もありましたので、このことについてお伺いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 総務産建常任委員会委員長、中瀬実君。

○総務産建常任委員長（中瀬 実君） ただいま、米沢議員から今回の町議、それから町長に対する公費負担の関係の質問をいただきましたけれども、この件に関しましては1月29日に、先ほど報告の中でも申し上げましたけれども、連合審査会が行われて、その中でする皆様方のいろいろな意見を伺ったところであります。

そんな中で、供託金の関係につきましては、今回からこれが対象になるわけでありましてけれども、今までなかった供託金が入ってくるとことの中身については、説明の中で誰でも基本的に議員に立候補する権利はあるけれども、いわゆる冷やかして出るようなことがあってはまずいということも含めての中で、それはある程度責任を持った中で立候補していただくということが原則になるということから考えれば、供託金はある程度必要だというふうになっているのだと思っております。そして、基本的には15万円の供託金等につきましても、これは、よほどでなければ供託金が没収されるようなことにはならないというふうに思っておりますので、供託金は当然今回入ってくることに対しての委員の皆様方からの特別な意見はなかったところであります。

それから選挙の、いわゆる個別訪問とかといったことの拡大についてでありますけれども、こちらにつきましても、現時点では、今の選挙法条例の改正の中で、まだそういったことに対して我々の中で議論をされたこともありませぬので、現状のままでいくことになるというふうに理解をしております。

ビラの関係につきましては、今までは800枚ということでビラを公費で出していただいておりますけれども、今回からは1,600枚ということで、一応800枚増えておりますけれども、この分についても基本的には公費負担できるということで、1,600枚という状況で我々の審査の中ではこういった形でいこうということになっておりますので、理解をいただきたいというふうに思っております。（発言する者あり）

誠に申し訳ありません。800枚のはがきについては今までありました。ビラについては、今回から800枚を追加して合計で1,600枚という形が認められることになったということを訂正させていただきます。（発言する者あり）

申し訳ありません。いわゆる個別訪問の解禁等々については、連合審査会の我々の委員会の中では取

り上げられていないことを申し添えておきます。
以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これより、令和2年第4回定例会で総務産建常任委員会に付託審査しました議案第9号上富良野議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第9号上富良野議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎散 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 0時14分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

令和3年3月3日

上富良野町議会議長 村 上 和 子

署 名 議 員 高 松 克 年

署 名 議 員 中 瀬 実

令和 3 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 2 号）

令和 3 年 3 月 4 日（木曜日）

○議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 執行方針

〔町政執行方針〕 町長 斉藤 繁 君

〔教育行政執行方針〕 教育長 服部 久和 君

第 3 議案第 1 号 令和3年度上富良野町一般会計予算

第 4 議案第 3 1 号 上富良野町財政調整基金の一部支消について

第 5 議案第 3 2 号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について

第 6 議案第 3 3 号 十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について

第 7 議案第 2 号 令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計予算

第 8 議案第 3 号 令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算

第 9 議案第 4 号 令和3年度上富良野町介護保険特別会計予算

第10 議案第 5 号 令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算

第11 議案第 6 号 令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算

第12 議案第 7 号 令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算

第13 議案第 8 号 令和3年度上富良野町水道事業会計予算

第14 議案第 9 号 令和3年度上富良野町病院事業会計予算

○出席議員（14名）

1 番	元 井 晴 奈 君	2 番	北 條 隆 男 君
3 番	高 松 克 年 君	4 番	中 瀬 実 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	中 澤 良 隆 君
7 番	米 沢 義 英 君	8 番	荒 生 博 一 君
9 番	佐 藤 大 輔 君	10 番	今 村 辰 義 君
11 番	小 林 啓 太 君	12 番	小田島 久 尚 君
13 番	岡 本 康 裕 君	14 番	村 上 和 子 君

○遅参議員（0名）

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	斉 藤 繁 君	副 町 長	石 田 昭 彦 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代表監査委員	中 田 繁 利 君
農業委員会会長	井 村 昭 次 君	会 計 管 理 者	及 川 光 一 君
総 務 課 長	宮 下 正 美 君	企画商工観光課長	佐 藤 雅 喜 君
町民生活課長	星 野 耕 司 君	保健福祉課長	鈴 木 真 弓 君
農業振興課長兼農業委員会事務局長	大 谷 隆 樹 君	建設水道課長	狩 野 寿 志 君
教育振興課長	林 敬 永 君	ラベンダーハイツ所長	谷 口 裕 二 君
町立病院事務長	北 川 徳 幸 君		

○議会事務局出席職員

局 長	深 山 悟 君	次 長	飯 村 明 史 君
主 事	真 鍋 莉 奈 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（村上和子君） 御出席、誠に御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和3年第1回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

5番 金子 益三君

6番 中澤 良隆君

を指名いたします。

◎日程第2 執行方針から

日程第14 議案第9号まで

○議長（村上和子君） 日程第2 町長、教育長執行方針並びに日程第3 議案第1号令和3年度上富良野町一般会計予算、日程第4 議案第31号上富良野町財政調整基金の一部支消について、日程第5 議案第32号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について、日程第6 議案第33号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について、日程第7 議案第2号令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第8 議案第3号令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、日程第9 議案第4号令和3年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第10 議案第5号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第11 議案第6号令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、日程第12 議案第7号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第13 議案第8号令和3年度上富良野町水道事業会計予算、日程第14 議案第9号令和3年度上富良野町病院事業会計予算について、関連がございますので一括して議題といたします。

まず町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、斉藤繁君。

○町長（斉藤 繁君） 皆さんおはようございます。

令和3年第1回定例町議会に当たり、町政執行方針につきまして申し上げたいと思います。

昨年の12月27日より向山町長の後任として、多くの町民の皆様から力強い御支援をいただき、町長の職を担うこととなりました。初めてお示しする町政執行方針であることから、まず私は、所信について少し述べさせていただきたいと思えます。

我が町上富良野町は、明治30年に開拓が始まって以来124年、多くの先人の努力により幾多の困難を克服し今日の発展につながっています。これら先人の方々より受け継いだ上富良野町をさらによい形で次の世代に引き継いでいくことが現代に生きる私たちの希望であり、町長である私の最大の責務であると考えております。

直面する最優先の課題としましては、何よりも新型コロナウイルス感染症への対応であり、その対策に万全を尽くしてまいります。

町政運営の根幹一つである町民の皆様の生命、財産及び日常生活を守るため、福祉、医療、防災など、安心安全な暮らしを実現するために取り組んでまいります。

基幹産業、町の三本柱である農業の振興、商工観光業の振興、自衛隊との共存共栄に向けましては、スマート農業を進めるとともに、「農」と「食」とを連動させた新たな観光の創出を図り、農業の生産性や収益性、農産物の付加価値をさらに高めることにより、農業所得の向上と新規就農者の確保にもつなげてまいります。

また、地元企業の経営や雇用の下支え、企業誘致の推進を継続するなど、地域経済の力強い回復と好循環に向けた取組により新規卒業者、退職自衛官を含めた地域雇用の確保、拡大を進めてまいります。

以上、一端を申し上げましたが、私の目指すものは、少子高齢化や人口減少の局面を迎えてもしっかりと「活力のあるまちづくり 魅力あるまちづくり 持続可能なまちづくり」を進めることで、極めてシンプルです。

私は、町政運営において一番大事なことは、町民の皆さまとの信頼であると考えております。職員一人一人が、町民のために仕事をするということを自覚し、町民の笑顔のために働くという意識改革とともに、資質・能力の向上に努めていく成果として、少しずつ町民の皆様から信頼される役場になっていくものと思っております。より一層町民の役に立つところとなるよう、私自身が先頭に立って職員とともに現場に出向き、町民の皆様と対話を重ねながら、町民皆様の声で「かみふ」をつくる、信頼される役場を目指してまいります。

そして、町民の皆様からの信頼を力として、地域力を結集した、町民参加による「オールかみふ」「チームかみふ」として、未来に向けたまちづくりに取り組んでまいりますので、町民の皆様並びに議員の皆様、特段の御理解と御協力を切にお願いいたします。

さて、様々な分野において暗い影を落としている新型コロナウイルス感染症ですが、一日も早い終息に向けてワクチン接種の準備が一部医療従事者を対象に開始されました。

我が国の経済は、この感染症の拡大により甚大な影響を受けており、これまで経験したことのないような危機に直面しております。

このような状況の中、国は、感染拡大防止と社会活動の両立を図りながら経済を内需主導で成長軌道に戻すとともに、感染拡大により浮き彫りとなった課題やリスクを克服し、「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現を目指す取組を推進していくこととしており、本年度予算については、通常分と臨時・特別措置分及び新型コロナウイルス感染症対策予備費5兆円を含め、9年連続で過去最大となる106兆6,097億円の予算案を閣議決定し、国会において審議されているところであります。

一方、地方財政計画の一般財源総額について、普通交付税の交付団体ベースで、前年度比0.4%、2,414億円増の61兆9,932億円と前年度並みが確保され、地方交付税については17兆4,385億円で、前年度比5.1%、8,503億円の増となっておりますが、人口の少ない多くの地方公共団体においては、元来、地方税収の増加は見込めない中、急速に進行している少子高齢化をはじめ、日々複雑化、多様化する行政ニーズに対応するための財源確保に当たっては、依然として厳しい状況にあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等の大幅な減収、令和2年度に実施された国勢調査における人口動向など、影響は見通せない状況となっております。

本町におきましても、地方税収など自主財源の大きな伸びが見込めない中で、地方交付税をはじめとする一般財源の約9割が経常的な支出に充てられている上、全収入の約4分の3が依存財源という柔軟性に乏しい財政構造となっている実態にあります。

歳出面においては、ここ数年にわたり実施してきました学校耐震改修事業、公営住宅建設事業、農業基盤整備などの公共投資に伴う償還費が増高している一方で、自立した地域を維持するための産業振興、地域社会のデジタル化、加速する少子高齢化、人口減少への対応、子育てや介護など幅広い社

会福祉環境の整備をはじめ、懸案となっている大雨などの自然災害に対する恒久的な防災対策、老朽化が進む社会資本の長寿命化など、様々な行政課題に対応するための継続的な財政需要が想定されております。

さらに、今後におきましては町立病院の建設等、大きな公共投資も予定されているところであり、中長期的な見通しに基づく財政運営により、活力あるまちづくりと自治体経営の安定化との両立を図っていかねばならないと認識しているところであります。

このように、財政的には依然として厳しい状況ではありますが、町民の皆様が「かみふらの」に愛着を持ち、夢と希望に満ちたまちづくりを進めていくことが何よりも大切であると受け止めており、第6次上富良野町総合計画に掲げました「暮らし輝き交流あふれる四季彩のまち・かみふらの」を目指すべき将来像として、「協働のまちづくり」、「穏やかに安心して暮らせるまちづくり」、「人が行き交うまちづくり」の三つの視点を基本に、これからの「かみふらの」を見据えたまちづくり、さらに「活力あるまちづくり 魅力あるまちづくり 持続可能なまちづくり」を念頭に、これまでの課題への対応をはじめ、それぞれの事業実施において緊急性や優先性などを十分考慮するとともに、今後見込まれる財政需要に対する財源確保の状況を見極めながら、予算編成を行ったところであります。

それでは、第6次総合計画の分野目標ごとにまとめた主要施策の項目に沿いまして、本年度の主な施策について申し上げます。

最初に、「きれいで安全・安心な生活環境のまち」についてであります。

「環境・景観、エネルギー」につきましては、出前講座等の学習機会を通じて、環境保全意識の醸成を図るとともに、地球温暖化防止に向けた「地球温暖化対策実行計画」、「地域省エネルギービジョン」が本年度から新たな計画期間となることから、新計画に基づき、温室効果ガスの削減に取り組んでまいります。

また、町も1事業所として、新たな「地球温暖化対策実行計画」に基づき、事務事業編を見直し、その取組に努めてまいります。

葬斎場につきましては、昭和49年の建設から46年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでおり、本年度は火葬炉のバーナーの交換を実施し、適正な維持管理を図ってまいります。

また、景観法に定められた景観行政団体として「景観づくり条例」、「景観づくり計画」に基づき、良好な景観を守り、育み、創造する意識の浸透

を進めるとともに、十勝岳ジオパーク構想の取組と連携し、大雪山国立公園の保護をはじめ、地域の特徴的な地質・地形について継続的に調査を重ね、本町の最も重要な資源ともいえる十勝岳連峰と田園丘陵が織りなす良好な景観の保全に取り組んでまいります。

「ごみ処理等環境衛生」につきましては、町民の皆様のご理解と御協力により、引き続き分別の徹底と減量化、リサイクル率の向上に積極的に取り組んでまいります。

クリーンセンターにつきましては、供用開始から21年が経過し、施設や設備に経年劣化による故障等が顕在化しております。長寿命化計画に基づき、本年度は焼却炉の補修工事等を実施し、安定した施設運営が行えるよう対応してまいります。

「上・下水道」につきましては、老朽化が進んでいる上水道の主要な幹線管路の更新を進め、施設の健全化を図るとともに、簡易水道事業及び公共下水道事業においては、地方公営企業法適用に向けて準備作業を進めてまいります。

また、公共下水道事業においては、本年度から新たな計画期間となる「公共下水道全体計画」に基づき、下水道の普及促進を図るとともに、北海道が実施している道道吹上富良野線整備事業の進捗に併せて、雨水管の整備と汚水処理の未普及箇所の整備を進めてまいります。

「公園・緑地」につきましては、日の出公園において、キャンプ場のコテージとエントランスゾーンの改修のほか、新たな駐車場を整備し、来園する皆様が安全で快適に利用していただけるよう、また、周辺地区の生活環境にも十分配慮し、適正な公園管理を行ってまいります。

島津公園のほか、各公園・緑地におきましては、昨年度実施した遊具の劣化点検の結果に基づき、必要な改修を進め、町民の憩いの場として適正な管理に努めてまいります。

「消防・防災」につきましては、日頃からの防災意識の啓発や防災訓練等による地域防災力の強化をはじめ、各住民会の防災士間の連携と資質の維持・向上を図る機会を設けるとともに、自主防災組織等活動補助事業を継続し、自主防災組織の活動を支援してまいります。

また、感染症対策を講じたマニュアルの啓発を含め、出前講座や十勝岳ジオパーク構想（防災教育）と連携した取組などにより、町民の防災に関する知識・意識のさらなる醸成を促してまいります。

十勝岳噴火総合防災訓練については、前回の噴火から33年が経過し、火山活動も活発化の傾向にあることを踏まえ、関係機関との連携強化を図ると

ともに、地域住民や事業所の参加協力を得ながら、より実践に即した訓練を実施し、防災体制の構築に努めてまいります。

防災行政無線のデジタル化（同報系・移動系）につきましては、本年度から工事を着工し、令和4年12月の新規格への移行期限までに整備が完了するよう進めてまいります。

防災備蓄品・資機材については、円滑な避難所運営に資するよう計画的な整備を行い、災害に強いまちを目指してまいります。

富良野川の砂防堰堤などの火山砂防事業や治山・治水事業、登山道におけるシェルターなどの避難施設の整備についても、関係機関へ引き続き要請してまいります。

また、普通河川の整備につきましては、「河川整備計画」に基づき、本年度は1河川の補修工事を実施してまいります。

「交通安全・防犯」につきましては、一人一人の意識を高めることが何よりも重要であることから、地域や家庭はもとより、生活安全推進協議会をはじめ、関係機関・団体との連携強化を図りながら、事件・事故のない、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

令和2年11月には交通死亡事故ゼロ4,000日を達成することができ、今後においても、交通死亡事故ゼロの継続と交通死亡事故根絶に向けて、さらなる交通安全に対する意識向上が図られるよう啓発活動を推進してまいります。

「消費者対策」につきましては、悪質商法等による被害が後を絶たないことから、様々な機会を通じて注意喚起や被害防止対策に取り組むほか、複雑化・多様化する内容にも対応できる相談窓口を富良野市消費生活センター内に富良野圏域5市町村で共同設置するとともに、町内にも出張相談窓口を月1回開設し、消費生活の安全を確保してまいります。

次に、「みんなが元気になる健康・福祉のまち」についてであります。

「保健・医療」につきましては、「健康づくり推進のまち」宣言の理念の下、生活習慣病の発症・重症化予防を最重点課題に掲げ、「第2次健康かみふらの21計画」、「第2期保健事業計画（データヘルス計画）・第3期特定健診等実施計画」に基づき、各種健診、保健事業を推進し、一人一人がみずから健康づくりに取り組むことができる環境づくりに努めてまいります。

特定健診については、受診率の低い40・50歳代の受診勧奨を進めるとともに、虚血性心疾患、糖尿病性腎症、脳血管疾患の重症化予防を重点に、これらに共通する危険因子であるメタボリックシンド

ロームの該当者や脂質異常者に対する効果的な保健指導を推進するほか、小児生活習慣病予防健診（かみふっ子健診）を引き続き実施し、小児期からの健全な生活習慣の確立と生活習慣病の予防を推進してまいります。

また、高齢者の特性を踏まえ、生活習慣病やサルコペニア（筋肉量減少）の重症化予防に向けた保健指導を進め、健康寿命の延伸を図ってまいります。

母子保健につきましては、新生児の聴覚検査費用に対する助成措置を継続するとともに、発達に応じた各種健診を実施してまいります。

歯・口腔の健康保持につきましては、80歳になっても20本以上自分の歯を保つ「8020（ハチマルニイマル）」を目指し、乳幼児期からのフッ素塗布の習慣化を促すとともに、歯磨きや食習慣等への歯科保健指導を強化するほか、子育て世代から成人期における歯周疾患検診を実施し、子どもを含め口腔ケアの重要性について理解を促し、各ライフステージに応じた虫歯・歯周病予防を推進してまいります。

感染症の予防につきましては、生活習慣としてうがい、手洗いなどの励行を啓発するとともに、各種予防接種の積極的な勧奨により、発症の蔓延防止に努めてまいります。

特に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、国の指示の下、着実に接種が進むよう体制を整え、取り組んでまいります。

町内唯一の有床医療機関である町立病院につきましては、身近なかかりつけ医としての役割に加え、救急医療から介護サービスまでを担っており、町民が地域で安心して暮らし続けるための基幹的施設であることから、引き続き安定した運営に努めるとともに、今後見込まれる慢性期の医療・介護ニーズの増加に応えるため、本年6月をめどに現在の「介護医療院」4床の増床を図ってまいります。

また、老朽化に伴う施設の改築につきましては、昨年度まとめた基本計画に基づき、令和7年度までの竣工に向けて、基本設計を進めてまいります。

「子育て支援」につきましては、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、全ての児童とその家族に対して切れ目のない子育て支援サービスに関する情報提供を行うとともに、育児の悩みや児童虐待への対応も含め、様々な相談に対応し適切な支援につなげるよう、町内の教育・保育施設4園をはじめ、教育委員会等との連携を図り、保健福祉総合センター内に設置している「子ども・子育て包括支援センター」、「子ども家庭総合支援拠点」、「児童相談支援センター」の機能を強化し、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

また、乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業を実施する中で、積極的な関与が必要な家庭につきましては、養育支援訪問事業を継続するとともに、子育て世代における子どもの貧困対策として、教育・保育施設主食費助成等生活困窮者対策を継続してまいります。

子どもセンターにつきましては、町立病院建替えに伴い解体が予定されていることから、発達支援事業所や子育て支援拠点事業等について将来像を含め、施設の確保、整備のあり方を本年度中にまとめるよう取り進めてまいります。

「高齢者支援」につきましては、「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを中心に関係機関・事業所と連携し、地域包括ケアシステムの深化と推進を図ってまいります。

また、介護保険などの公的サービスでは対象とならない高齢者や障がい者の日常生活における困り事への支援に対するニーズが高まっている現状から、社会福祉協議会との連携により、生活支援体制整備事業を推進することにより、ニーズの把握と適切な生活支援につなげる体制整備の強化に取り組むほか、権利擁護センターによる成年後見制度の普及啓発や地域ケア支援の充実を図ってまいります。

ラベンダーハイツにつきましては、介護サービス提供の根幹となる介護士等職員の適切な人員確保を図りつつ、利用者ニーズに即した信頼されるサービス提供に努めるとともに、経営の安定と効率的な運営を図ってまいります。

また、本年度は老朽化する施設設備の維持改善を図りながら、住み慣れた地域の中で安心して生活を継続していただくための高齢者福祉、在宅福祉の拠点施設として、地域の皆様に信頼される施設運営に取り組んでまいります。

「障がい者支援」につきましては、「第3期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に基づき、関係機関や町内の各事業所と連携を図り、各サービス等の推進に努めるとともに、一般就労を目指す就労移行事業など、町内に事業所がないサービスについては、近隣の町外事業所利用への支援を行うなど、支援を必要とする方が地域で安心して生活できるよう体制の充実に取り組んでまいります。

「地域福祉」につきましては、「第3次地域福祉計画」に基づき、関係機関や団体との連携の下、就労や住まい、権利擁護、防災・防犯対策など、高齢者、障がい者、児童の福祉に共通する課題について対応できる包括的な総合相談支援体制の整備のほ

か、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの利用促進に支援してまいります。

また、核家族化や少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化等を背景に、就労や心身の状況、地域社会との関係性など、多様な問題を複合的に抱えている生活困窮者が増加傾向にあることから、民生委員・児童委員や関係機関の協力を得ながら、援護を必要とする世帯の継続的な実態把握に努め、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の周知や利用に関する助言、指導を通じ、必要な方に必要な支援が届くよう、取組を継続してまいります。

国民健康保険事業につきましては、医療の高度化により医療費負担が増加傾向で推移していることから、引き続き特定健診と保健指導に重点を置いた生活習慣病予防に努め、実施し、医療費の抑制を図りながら共同保険者である北海道と道内市町村とともに安定した事業運営に努めてまいります。

次に、「活力と交流あふれる産業のまち」についてであります。

「農林業」につきましては、「第8次農業振興計画」に基づき、地域の農業者や農業委員をはじめ、関係機関との連携を図りながら、本町の基幹産業として力強く持続性の高い農業の確立に向けて取組を進めてまいります。

農業の生産性向上を図るため、引き続き東中、島津地区において基盤整備事業を進めるとともに、事業効果の早期発現に向けて、十分な予算の確保と早期完了について関係機関に対し要望を行ってまいります。

また、自然災害時における住民の安全確保のため、農村地域防災減災事業として実施されている日の出排水路整備事業の早期完了に向けて関係機関への要望を行うほか、引き続き北17号道路の整備により、生産物の円滑な運搬と品質の保持など、産業道路としての機能向上を図ってまいります。

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化による労働力不足への対応、農業生産の維持、拡大につなげるため、スマート農業をはじめとする新技術の導入に向けた取組に支援を行うとともに、国の米政策に対しては農業再生協議会と連携し、安定生産、高品質化等の取組を推進してまいります。

畜産環境整備につきましては、沿線自治体、JAなどの関係機関と連携し、道営草地畜産基盤整備事業（ふらの地区）による富良野広域連合公共串内牧場での草地整備や哺育・育成センターの整備を進め、株式会社ふらの哺育・育成センターが管理運営を行うことで、畜産経営者の労働負担軽減、生産の効率化を図ってまいります。

また、また、ふらの沿線地域畜産クラスター協議会を通じて、施設や機械の整備、飼料生産組織の設置への支援等により、酪農経営の安定化を進めてまいります。

環境保全型農業直接支払制度や農業生産工程管理（GAP）の認証取得など、国や北海道の制度を活用し、安全で良質な農畜産物の安定生産、消費者の信頼確保を図るとともに、クリーン農業など環境と調和した持続可能な農業を推進してまいります。

「食」による地域の魅力づくりにつきましては、町内の飲食店や事業所で地元食材を活用したメニューや商品づくりが活発に行われ、また、農業者による6次産業化の取組も広がりを見せており、新型コロナウイルス感染症によるイベント等が中止される中においても、消費者から高い評価を得ております。

ふるさと応援寄附制度等を活用し、この流れをしっかりと支えることで大きな成長につながるよう、新たな商品開発を目指す事業者に対しては、引き続き設備投資やノウハウの習得など、ハードとソフト両面において支援を行い、地域の「食」ブランドを発信するイベントの開催や農・商・工の産業間連携による町の魅力度アップに向けた推進体制の強化を図ってまいります。

また、学校給食での利用、収穫祭をはじめとするイベントや店舗での販売、PR推進などにより、地元の方が地元農産物に触れる機会を拡大し、その品質の高さと安全性について理解を深める取組を進めてまいります。

森林整備につきましては、町内民有林の約7割が人工林で、そのうち約8割が伐採期を迎えており、また、森林が持つ多面的な機能は、私たちの生活と深く結びついていることから、森林環境譲与税を活用して、民有林の今後の経営方針に関する調査を実施し、必要な整備を行うとともに、林業作業従事者の担い手確保に対する支援を行ってまいります。

有害鳥獣による農業被害対策については、引き続き猟友会の協力のほか、国の支援制度も活用しながら駆除対策を継続するとともに、集落協議会との連携により狩猟免許取得費の助成など、駆除の担い手養成対策も継続して行うとともに、電牧柵設置への支援等による被害軽減策を進めてまいります。

「商工業」につきましては、コロナ禍で影響を受けた事業活動の回復・活性化を図る上でも、商工会が果たすべき役割が非常に大きいことから、個々の経営支援など町内事業所の活動が持続的かつ円滑に行われるよう、引き続き商工会の運営を支援してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大で影響を

受けた地域経済の回復を含め、「第2次商工業振興計画」に基づき、経営の基盤強化を支援する持続化補助事業のほか、新規出店を促す新規開業等支援事業、町融資制度による支援、さらには消費喚起を高め町内需要を掘り起こす取組を進めるとともに、経営者の高齢化に伴う後継者不足や事業承継が大きな課題となっていることから、後継者に対する奨励制度や他の支援団体が行う支援メニューの情報提供など、担い手の確保、育成と活力ある地域産業づくりに取り組んでまいります。

「観光・交流」につきましては、「商工業」と同様に新型コロナウイルス感染症による影響を受けており、観光需要・誘客の回復に向けて観光協会等と連携し、対策を強化してまいります。

また、「第2次観光振興計画」に基づき、多様な観光・交流資源を生かすよう、今年度は十勝岳線バスの2次交通改善を行い、観光地としての機能や利便性を高める取組を進めてまいります。

地域の魅力・資源を最大限に活用したロケツーリズム観光の推進を図るとともに、イベントの開催については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、必要な対策を講じたイベントの見直しと充実を進めてまいります。

外国人観光客対策については、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪日外国人観光客の動向は見通しが立たないものの、受入れ環境としてインフォメーション機能や多言語標記の再点検など解除後の対応に向けた取組を進め、観光客の誘致拡大に取り組んでまいります。

新たな魅力づくりへの取組としましては、地方版総合戦略に基づき実施する地域再生事業の柱である小説「泥流地帯」の映画化に向け、「泥流地帯」映画化を進める会を中心とした機運醸成活動、さらにロケツーリズムの理念に基づくロケサポート組織との連携により、町内でのロケ支援に取り組んでまいります。

また、今年度は国の制度を活用して「地域活性化企業人」を採用し、そのノウハウや知見を生かし、地域ブランドや商品開発など、知名度の向上と映画「泥流地帯」の円滑な制作を図ってまいります。

十勝岳ジオパーク構想につきましては、令和2年度に専門員を任用し、平成29年度の審査で指摘を受けた課題について、おおむね改善が図られているとともに、ジオパークガイドの養成や拠点施設の整備の見通しも立ったことから、本年度の日本ジオパークネットワーク正規会員認定を目指してまいります。

「雇用対策」につきましては、新規開業等支援事業や企業振興事業の継続した取組、ハローワークな

どを通じた求人情報の迅速な提供による雇用促進に努めるほか、北海道が運用するマッチングサイトと連動した移住・就業支援に取組み、町内事業所への雇用促進、人材不足の解消につながるよう推進してまいります。

次に、「発展を支える生活基盤が整ったまち」についてであります。

「道路・公共交通」につきましては、安全性や利便性をはじめ、景観など地域特性に配慮した国道、道道の整備を関係機関に引き続き要請してまいります。特に、北海道が実施している道道吹上上富良野線整備事業の早期完成と、平成30年11月に一部開通しました地域高規格道路、旭川十勝道路の整備促進に向け、旭川十勝道路整備促進期成会とともに引き続き要望してまいります。

町道につきましては、「道路等整備計画」の更新を図りながら計画的、効率的に整備を進めており、本年度は、簡易舗装1路線、改良舗装1路線を実施し、歩行者の安全確保は1路線の歩道整備を実施します。橋梁においては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、3橋の修繕工事及び44橋の近接目視点検を実施してまいります。

JR富良野線の維持・存続につきましては、JR北海道とJR富良野線の沿線5市町で組織するJR富良野線連絡会議における協調体制の下、本年度新たに策定する第2期「富良野線事業計画」の着実な推進と、利用促進を核とした路線存続の取組を進め、富良野線存続に向けた意識の醸成と利用促進を図ってまいります。

町営バス十勝岳線につきましては、町の主要観光地である十勝岳温泉への公共交通機関であり、町民のほか多くの観光客が利用する路線であることから、引き続き維持に努めるとともに、昨年度実施した早朝特別便の試験運行の結果を踏まえ、山加停留所で折り返している第1便について、6月から9月までの土・日・祝祭日に限り十勝岳温泉まで延長運行し、登山客や温泉利用客のサービス向上に取り組んでまいります。

予約型乗合タクシー事業につきましては、高齢者や障がい者などの地域内における交通手段として定着しているものの、新型コロナウイルス感染症の流行以降、「乗り合い」という性質上、登録者の利用が減少していますが、消毒棟の感染症予防対策を講じ、安心・安全な運行に努めてまいります。

「情報化」につきましては、町民の利便性向上に向け、電子申請等の利用を促進するとともに、観光客へのサービス向上や災害時の通信手段の確保、町の情報発信の強化に向け、公衆無線LANアクセスポイントの増設をはじめ、昨年度から実施している

高度無線環境整備事業により町内全域に光ファイバ通信網の整備を図り、町全体のさらなる情報通信環境の向上を図ってまいります。

「住環境整備」につきましては、「住生活基本計画」、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、多様化するニーズに対応した住宅施策を総合的、計画的に進め、快適で安全・安心な住環境を確保していくほか、町営住宅の整備につきましては、計画的に整備、維持修繕を行うとともに、本年度は泉町南団地の外構工事を行ってまいります。

また、住宅を長く使い続けてもらうほか、賃貸や転売による利活用につながるよう、リフォーム費用助成制度や耐震改修費用助成制度を継続して実施してまいります。

定住移住の促進につきましては、「第2次定住移住促進計画」に基づき、町内在住者が生涯にわたり住み続けられる環境づくりが何よりも重要との認識に立ち、取組を進めてまいります。

民間賃貸住宅を活用した中・長期滞在向けのシーズステイ住宅の提供などの取組と併せて、移住を希望する方々の相談会や、特に現役世代との生活体験と就労体験を併せたマッチングの仕組みづくりについては、コロナ禍における実施方法など検討を進めてまいります。

町のホームページ内に設置している移住相談窓口のページについては、移住希望者が本町での生活を具体的にイメージし、「行ってみたい」「住んでみたい」と思えるよう、内容の充実を図ってまいります。

また、奨学金返還支援補助制度を創設し、地域産業を支える中小事業者等の人材確保、定住促進に取り組む、活力ある地域の形成を図ります。

次に、「ともに生き、ともにつくるまち」についてであります。

「人権尊重・男女共同参画」につきましては、人権擁護委員とともに様々な機会を通じた啓発活動に取り組む、偏見、いじめ、暴力、虐待などのない地域社会に向け人権を尊重し、互いを認め合う意識の醸成を図るとともに、女性としての視点や能力の活用のため、町の各種審議会などに女性を積極的に登用するとともに、地域や団体に女性の役員登用についても働きかけ、女性が活躍できる環境づくりを進めてまいります。

「コミュニティ」につきましては、核家族化や少子高齢化の進展、ライフスタイルなどの変化により、地域の中でのつながりが希薄化する中で、多様化する地域課題に対して地域コミュニティの果たす役割は非常に重要なことから、町内会加入促進チラシの配布や地域コミュニティ活性化会議などを開催

し、「つながる意識」の醸成、「地域活動に参加する意識」の浸透を図るとともに、住民自治活動推進交付金の運用を通じて、地域団体の自主的な活動を支援してまいります。

なお、各地域における住民会活動の推進のために交付しております住民自治活動推進交付金については、前回改定から14年が経過していることから、交付方法など見直しについて住民会長の皆様と協議を進めてまいります。

「地域間交流」につきましては、友好都市である三重県津市との絆がさらに深く強固なものとなるよう、訪問交流、友好都市パネル展などの交流事業を実施するとともに、民間事業者間における経済交流についても継続、発展が図られるよう支援してまいります。

同じく友好都市であるカナダのカムローズ市との交流につきましては、グローバル化が進んでいる社会情勢を踏まえ、今後の交流活性化に向け、有効な手段や内容について検討してまいります。

「協働」につきましては、第6次総合計画において、まちづくりを進める上で基本とする三つの視点の一つに位置づけており、全ての施策の根幹を成すものであります。「自治基本条例」と「協働のまちづくり基本指針」に基づき、まちづくりフォーラムや出前講座などを通じて郷土愛の醸成、まちづくり意識の高揚を図るとともに、本年度から協働のまちづくり推進補助金を拡充し、協働のまちづくりが町民の皆様へ広く浸透するよう活動を推進してまいります。

また、町の各種計画策定や見直しなどの際には、審議会委員の一般公募、アンケート調査及びパブリックコメントなどを実施し、町民の皆様がまちづくりに参画する機会をより一層充実してまいります。

「自衛隊との共生」につきましては、平成30年12月に策定された「防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画」に基づき、新たな体制づくりと防衛力の整備が進められていることから、関係する市町村や機関、団体と連携しながら、引き続き上富良野駐屯地の現状規模堅持はもとより、さらなる拡充に向けて要望活動を進めてまいります。

演習場の安定的、継続的使用に向け、駐屯地と連携し、障害の防止や軽減を図るとともに、防衛施設周辺の生活環境等の向上に取り組むほか、演習場周辺地区の振興策も併せてあわせて実施してまいります。

また、定年退官後も引き続き上富良野町に住み続けてもらえるよう、退官者の再就職の支援を関係機関と協力し、取り組んでまいります。

「行財政運営」につきましては、「町政運営推進プラン」に基づき、本年度に取り組むべき項目について着実な実践を進めるほか、職員個々の資質向上に向けた研修の充実や人事評価制度の活用による人材育成の取組と併せ、地方創生時代にふさわしい住民自治と補完し合う、柔軟で機能的な組織体制の構築と職員一人一人が行政の担い手として信頼される組織づくりを目指してまいります。

令和2年2月に策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、掲げた四つの基本目標の実現に向け、重点的に取り組む各施策の着実な推進を図ってまいります。

財源の確保に向けましては、組織内の連携により収納対策の取組を進めるとともに、効果的かつ確実な債権管理の取組により収納率の向上を図るほか、行政経費全般について点検、見直しによる節減、合理化を進めることで財源の有効活用を図ってまいります。また、受益者負担の適正化につきましても、引き続き使用料や手数料などの収入について点検、見直しを行ってまいります。

ふるさと応援寄附制度を活用したふるさと応援モニター事業につきましては、地域の特産品を広くPRするとともに、地域活性化財源としての確保を図るほか、企業版ふるさと納税については、地域再生計画に基づき、「泥流地帯」映画化事業を進める上での有効な財源として活用し、企業が取り組む地域貢献活動と一体となったまちづくりを進めてまいります。

広域行政の推進につきましては、「第3次富良野広域連合広域計画」に基づき、構成自治体として、また、広域消防の本部設置自治体として、広域連合の設置目的が果たされるよう構成市町村と連携し、相互理解を深めながら取り組むとともに、富良野市との間で締結している定住自立圏形成協定に基づき、富良野圏域5市町村の連携による具体的な取組を定めた「第2次富良野地区定住自立圏共生ビジョン」の着実な推進を図り、圏域全体の発展につなげてまいります。

第6次総合計画に掲げた六つの分野目標のうち、「未来を拓く人を育む教育・文化のまち」につきましては、教育行政執行方針に沿って進められる教育委員会の取組を基本に推進してまいります。また、「上富良野町教育大綱」に示した「ふるさとに学び 人が輝き 人がつながるかみふらの教育」の基本理念の実現に向け、総合教育会議を通じ、教育委員会と一層の連携を図りながら教育行政の推進に努めてまいります。

最後に、今国会に提案中の過疎地域自立促進特別措置法に代わる新法案において、本町も過疎地域と

しての要件を満たすことが見込まれております。法律に基づく財政上の優遇措置等について、地域力の向上に向けた公共施設や基盤整備などのハード事業、町民の安全・安心な暮らしの確保を図るソフト事業など、第6次総合計画に示した町の将来像の具現化に向けて、有効に活用しながら自主自立の地域づくりを進めるため、今年度の上期中には過疎地域自立促進計画の策定を行ってまいります。

以上、令和3年度の町政執行に当たり、所信を述べさせていただきます。

次に、令和3年度予算案の概要を申し上げます。

一般会計で総額72億400万円、前年対比5.5%、3億7,592万5,000円の増となっております。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、地方税収入は伸びを見込めない中、歳入の多くを地方交付税などの依存財源が占める厳しい財政状況にあり、各事務事業の見直しや各施策に対する優先順位の判断の下、各目的基金から支消目的に沿った繰入れを行うとともに、財政調整基金からの繰入れによる調整を図りながら、限られた財源の中で最大限の効果を発することを基本に本年度予算を編成したところであります。

申し上げるまでもなく、財政の安定化は行政執行の基本であり、本年度以降も老朽化した公共施設等の改修、新たな建設事業、地域産業の振興や急速な少子高齢化など、様々な課題への対応が求められており、大きな財政需要が想定されることから、引き続き安定的で持続可能な財政構造の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、特別会計及び公営企業会計についてであります。制度改正に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても、一般会計同様、効率的な運営方針の下に財政見通しを立て、加えて、一般会計からの繰入金及び補助金などについては、法令の繰入れ基準に基づくものや財源構成上妥当なものに限り、措置を行ったところであります。

会計ごとに申し上げますと、国民健康保険特別会計では、総額12億3,400万円、前年対比3.3%、3,963万3,000円の増となっております。

これは、医療給付の増加によるものであり、今後におきましても、保険者として北海道とともに、健全で安定的な国保運営を進め、加入者が安心して医療を受けられる体制の維持・確保に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計では、総額1億7,152万5,000円、前年対比14.2%、2,136万2,000円の増となっております。

これは、被保険者数の増及び保険料の軽減特例制度の見直しによる保険料負担の増によるものであります。

次に、介護保険特別会計では、総額10億7,542万8,000円、前年対比7.6%、7,576万4,000円の増となっております。

これは、要介護認定者の増加による介護保険サービスの増のほか、上富良野町介護医療院増床計画による介護サービス給付費の増額を見込んだものであります。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計では、総額3億3,342万7,000円、前年対比0.4%、138万2,000円の増となっております。

主要因としては、デイサービスセンター送迎用リフトバス更新整備によるものであります。

次に、簡易水道事業特別会計では、総額7,689万円、対前年比47.3%、6,892万円の減となっております。

主要因としては、道営農業農村整備事業に伴う配水管移設の完了及び江花地区の浄水場設備更新の完了により施設整備費の減によるものであります。

次に、公共下水道事業特別会計では、総額5億8,438万7,000円、前年対比45.9%、1億8,390万9,000円の増となっております。

主要因としては、浄化センター長寿命化計画に基づく更新事業、北海道が実施している道道吹上上富良野線整備事業に伴う雨水管整備の年次事業量の増によるものであります。

次に、水道事業会計では、総額4億6,383万4,000円、前年対比38.4%、1億2,865万9,000円の増となっております。

収益的収支においては、給水量の減少に伴う料金収入のほか、手数料の減、資本的収支では、北海道が実施している道道吹上上富良野線整備事業に伴う配水管移設費用の増によるものであります。

最後に、病院事業会計では、総額10億4,228万8,000円、前年対比4.2%、4,211万6,000円の増となっております。

収益的収支においては、感染症に係る防疫作業手当及び介護医療院増床による事業収益の増、資本的収支については、病院改築基本設計策定に係る経費などの増によるものであります。

これら特別会計と公営企業会計の予算合計は、49億8,177万9,000円で、さきに申し上げました一般会計予算と合わせた町全体の予算は121億8,577万9,000円、前年対比7.0%、7億9,983万円増の規模となっております。

以上が、令和3年度予算の概要であります。冒頭に申し上げたとおり、今後の財政需要を見通す中、

引き続き厳しい財政運営が想定されますが、かけがえのない私たちの郷土の発展は、全ての町民共通の願いであります。これまで幾多の困難を乗り越え、今日の「かみふらの」を築いてきた先人の労苦を胸に刻み、第6次上富良野町総合計画の着実な推進の下、笑顔があふれる未来へ、そして次の世代へつないでいけるよう、堅実性と将来性の両立を図り、しっかりと足元を見据えたまちづくりを実践していくとともに、何よりも全ての町民が一体となった「協働活動」を通じて、共に支え合い、共に歩む1年となるよう最大限の努力を続けてまいりますので、引き続き町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、令和3年度の町政執行方針といたします。

令和3年3月4日、上富良野町長、斉藤繁。

○議長（村上和子君） 次に、教育長より教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、服部久和君。

○教育長（服部久和君） 令和3年第1回定例町議会の開会に当たり、上富良野町教育委員会の教育行政執行に関わる主要な方針について申し述べ、町議会をはじめ、町民の皆様の御理解と御支援をお願い申し上げます。

人口減少、高齢化の加速に加え、人工知能やビッグデータ、IoTなどの技術革新が急速に進展する中、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けた「新しい生活様式」により、テレワークやオンラインを駆使した日常生活の在り方・働き方など社会や個人の価値観が一変するとともに多様化しました。

このようにデジタル化中心へとライフスタイルが大きな変化をしていくにつれ、地域社会におけるつながりや支え合いの希薄化が懸念されるところです。

こうした状況から、郷土の歴史や文化に誇りを持ち、地域の発展を支える人材を担う教育の役割はますます重要となります。

教育委員会では、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症感染防止対策の徹底に努め、「上富良野町教育振興基本計画」、「上富良野町教育大綱」の教育理念「ふるさとに学び 人が輝き 人がつながる かみふらのの教育」の実現を目指し、教育行政の推進に努めます。

学校教育においては、教育振興基本計画に掲げている基本的方向性の「生きる力を培う学びの推進」、「家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりの推進」「安心して学び、安全に過ごす教育環境整備の推進」に向け、施策を進めてまいります。

特に令和3年度においては、「学校教育推進の三

本柱」として次のように設定しました。

一つ目は「学校の新しい生活様式に基づいた学校運営」、いわゆる「コロナに対応した学校運営の推進」、二つ目は「ICT教育の推進」、三つ目として「中学校の新学習指導要領完全実施への対応と小中連携教育の推進」であります。

この三本柱に関わる具体的施策については、最重点として取り組み、「学びの保障」の実現を図ってまいります。

「学校経営全般」に関わっていますが、今年度から中学校の新学習指導要領が完全実施となります。これまで以上に、小・中9年間を見据え、「学びをつなぐ」教育課程の編成・実施を目指し、教育活動のより一層の質的向上につながる指導助言や情報提供を計画的に進めます。

また、新学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、コミュニティ・スクールの機能をさらに生かした学校運営がより一層着実に進むように、地域学校協働活動の推進を図ります。

さらに、本町の児童生徒一人一人の育ちと学びを捉えていく上で重要となるのが幼児教育と小学校教育との連携及び円滑な接続です。

園児がスムーズに小学校生活をスタートできるよう、小1プロブレムへの未然防止を目的として策定した「上富良野「のびのびプラン」」に沿った事業を推進してまいります。

加えて、児童生徒に直接関わる教職員の長時間勤務など、教職員の働き方の見直しが求められています。

平成30年から「学校における働き方改革「上富良野町業務改善計画」」に基づき取り組んできた結果、一定の時間外在校等時間の縮減は見られるものの、依然として長時間勤務の実態が見られます。

引き続き、教職員の勤務時間を意識した働き方となるよう助言していくとともに、中学校の部活動指導者については、地域指導者移行への検討・協議を進めてまいります。

「確かな学力の育成」につきましては、昨年の全国学力・学習状況調査が、緊急事態宣言下での休校により、全国一斉に実施できず、学校再開後、各校独自に実施しました。

各校の分析による課題の克服や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けての授業改善を進めてまいります。

また、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着にむけては、個に応じた指導体制のさらなる推進を図るとともに、「確かな学力の育成プラン」を作成し、具体的方策を進めてまいります。

さらに、GIGAスクール構想により児童生徒一人一人にタブレットを整備したことから、いわゆる「授業のハイブリット化」を目指し、児童の発達段階に合わせながら、デジタルとアナログ、対面授業とオンライン授業等を有効に組み合わせ、それぞれの目的や教育効果を検証しつつ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めてまいります。

また、児童生徒のICT機器の基本的操作のスキル向上及び情報モラル教育の充実を図ります。

併せて、教職員がICT機器を積極的に活用できるように研修や実践校視察並びに「公開研究会」を開催し、教員のICT活用のスキルや授業力向上に努めます。

加えて「ICT教育推進委員会」を中心にICT教育の充実に向け、デジタル教科書活用効果の検証やオンライン授業の実践交流等を進めてまいります。

また、上富良野小学校に学習支援員を引き続き配置し、就学後の児童への細やかな支援と学習規律の早期定着を図ってまいります。

「豊かな心の育成」につきましては、「人としての在り方、考え方、関わり方を意識した判断力、心情、実践意欲や態度を育むことが大切です。

そのために、「特別の教科 道徳」を中心として、学校の教育活動全体を通じて「道徳性」を養うとともに、農業学習や防災・職場体験学習など、上富良野町の基幹産業や自然・環境を学ぶ「ふるさと学習」の充実化を進めます。

また、コロナ感染拡大の状況を見極め、徹底した感染防止に努めつつ、福祉関係や高齢者との触れ合い体験など、地域の様々な人と関わる中で、子どもたちの豊かな人間性や社会性の育成に努めてまいります。

「健やかな体の育成」につきましては、児童生徒の「安全・安心」を第一に考え、「学校の新しい生活様式に基づいた健康管理の徹底」をさらに進めてまいります。

昨年度、「全国体力運動能力・運動習慣調査」が中止されたため、各校が実施可能な種目について測定し、課題となる運動能力の把握に努めました。

今年度も、各学校が体力づくりとして取り組んでいる実践が、課題となる運動能力向上への取組へと発展するよう支援していきます。

また、体力テストへのボランティア派遣、中学校の体育授業への支援を継続します。

さらに、かみふっ子健診の結果から、児童生徒が、さらに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけていくように、栄養教諭を中心に各学校

と連携した取組を推進していきます。

児童・生徒の指導等につきましては、いじめや不登校・ネットトラブルなど、全国的な傾向と同様、本町においても顕在化しています。

「いじめの防止」については、「いじめ」はいつでも起こり得るという認識を学校全体で共有し、「上富良野町いじめ防止基本方針」を踏まえた取組を継続していくとともに、感染症に関わる差別・偏見等に対する人権教育の推進も図ります。

また、児童生徒や保護者からの相談窓口として電話や手紙で応じる「かみふらのあんしんライン」

「子ども SOS ミニレター」に加え、昨年度から開設したメール相談も継続してまいります。

「不登校の状況」については、個々の児童生徒を取り巻く環境や人間関係など、それぞれに抱える課題の多様化により、人数・不登校日数の増加傾向が続いています。

今年度も臨床心理士を中心として、児童生徒のカウンセリングや保護者の相談体制の充実を図るとともに、児童生徒に寄り添いながら悩みを受け止め、課題解決に役立てる方策を共有し、保護者・学校が連携して取り組む体制を一層整えていきます。

さらに、保健福祉課や関係機関等との情報共有・連携を進め、多面的なサポートに努めます。

加えて、不登校や不登校傾向の児童生徒の学びを保障していくため、遠隔・オンラインでの日常的な授業配信、録画によるミニ授業の配信等の体制づくりに着手してまいります。

特認校の取組につきましては、東中小学校の特色ある学校づくり、少人数指導によるきめ細やかな指導、地域と学校が一体となった教育活動を支援し、特認校として魅力ある学校づくりを進めます。

特別支援教育につきましては、発達障がいへの認知や特別支援教育に対する理解が深まるとともに、対象児童の増加やその多様化が課題となっています。

インクルーシブ教育の理念を大切にしたい一人一人に応じた特別支援教育の推進に向け、早期からの教育支援体制や、合理的配慮に基づいた保護者との合意形成を大切にしたい教育相談の充実を図り、児童生徒にとってより適正な教育環境の提供に努めます。

また、各関係者・機関の連携や研修を通じた指導力の向上、自立や進路・社会参加に関しての支援を積極的に進めます。

加えて、児童生徒への細やかな支援として、上富良野小学校と西小学校、中学校に「特別支援教育指導助手」を引き続き配置します。

通級指導教室（ことばの教室）については、効果的な運営に向け、指導資料の整備や指導力向上の研究会への参加を一層進めます。

さらに、小学校から中学校での学びをつなぎ、指導の個別化を図るため、中学校にも通級指導教室を開設します。

学校の危機管理につきましては、今年は「東日本大震災から10年目の節目」を迎えます。十勝岳を有する本町では、自然災害がいつでも起こり得る環境であるため、自主的に命を守る行動を身につけておくことが極めて大切です。今後も各種マニュアルを点検し、緊急事態における児童生徒への安全対応、十勝岳の噴火発生時の対応など、関係機関との連携を図り、継続して取り組んでまいります。

また、絶えず新型コロナウイルス感染状況の情報収集に努め、感染症への危機管理についても継続します。

児童生徒の登下校時の安全につきましては、「通学路安全推進会議」による危険箇所の確認や住民会・町内会による登下校時の「見守りパトロール」など、関係機関と連携し、協力をいただきながら、地域総ぐるみで児童生徒の見守りに努めてまいります。

また、各学校の避難訓練や防犯訓練などの安全教育に対する支援に努めます。

教育環境の整備等につきましては、上富良野小学校と上富良野西小学校の普通教室に大型モニターを設置し、ICT教育環境の整備を進めてまいります。

また、上富良野小学校スクールバンドの楽器を更新します。

教育費の保護者負担については、経済的理由による就学援助を継続するとともに、保護者の負担軽減に努めてまいります。

学校給食につきましては、衛生管理と食材の安全管理に一層努め、新鮮な地元産の食材を活用し、「安心・安全」で顔の見える学校給食の提供に努めてまいります。

また、「弁当の日」を設定し、食への関心を高めることや、作ってくれている方へ感謝の心を育む機会となるよう実施してまいります。

国際理解教育につきましては、新学習指導要領で、「持続可能な社会の創り手となる児童生徒を育成すること」が求められています。

このことから、学校の教育活動全体を通して、持続可能な開発目標「SDGs」に視点を当てた取組の推進を図ってまいります。

また、「外国語活動・英語教育」については、平成28年から2名の外国語指導助手（ALT）を小学校・中学校に配置しており、外国語活動・英語の授業が「とっても楽しい」「楽しい」と回答する児童生徒の割合が高まっているとともに、興味・関心

やコミュニケーション能力の向上も見られます。

今年度も、英語専科教員並びに英語担当教員とALTの役割分担や効果的な指導の在り方等について研修を進めます。

道立上富良野高等学校の振興につきまして、上富良野高等学校では、「十勝岳ジオパーク学習」「eスポーツ同好会」や「泥流地帯朗読劇同好会」などの特色ある教育を積極的に進めています。

本年度も引き続き、通学費や就学支援金、入学準備金の助成、介護職員初任研修をはじめとする各種資格取得への支援のほか、希望者を対象にした学校給食の提供を行います。

また、これまでと同様、地元関係各位の御協力をいただき、地元高校存続に向けて全力を尽くして取り組んでまいります。

社会教育の推進につきましては、各種事業と社会教育施設等を活用する中で、町民一人一人に生涯にわたって自主的に学ぶ機会を提供し、町社会教育基本方針に掲げる「生涯学習活動の充実と人を育む環境づくりの推進」「健康づくりのためのスポーツ活動の推進」「心の豊かさを育む文化・芸術活動の推進」に向けた取組を進めてまいります。

そのために、第9次社会教育中期計画に掲げる6領域8分野17項目の施策に基づき、国や北海道の施策と連携し、家庭・学校・地域社会のそれぞれが持つ教育機能の充実と連携・融合を進めてまいります。

家庭と地域の教育力向上につきましては、家庭における子どもたちの人格形成に必要な「基本的生活習慣」と「調和の取れた心身」を育むことが教育の原点であります。このことから、「早寝・早起き・朝ごはん運動」や「生活リズムチェックシート」の活用などを通して、食事や睡眠などの大切さの理解を深めるとともに、家庭教育学級などの学習機会や情報提供に努め、本の読み聞かせや芸術鑑賞などの情操を豊かにする取組など、関係機関と連携を図りながら、その充実を図ってまいります。

青少年の健全育成につきましては、「青少年健全育成をすすめる会」や「子ども会育成協議会」など教育関係団体との活動を通じて、地域と学校、教育機関が連携しながら、青少年が健やかに育つ環境づくりを進めてまいります。

また、放課後事業につきましては、「安全で楽しく安心して過ごせる居場所」としての「放課後クラブ・放課後スクール」の運営を継続し、内容の工夫充実に努めながら、子育て支援の推進を図ってまいります。

生涯学習活動の推進につきましては、幼児から青少年・成人・高齢者まで、生涯にわたる各世代の学

習活動の充実と推進を図ってまいります。

青少年教育につきましては、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体協議会などの自主的活動を尊重し支援する中で、スポーツ及び文化活動の推進を継続していきます。また、青少年のリーダーや仲間意識を育むよう「なかよしサミット」「通学合宿」などを開催するほか、今年度は、3年ごとに開催しています青少年国内交流事業を友好都市の三重県津市に小学4年生から6年生を派遣してまいります。

また、青少年期における海外でのホームステイ等の生活文化体験や語学研修を行い、グローバル化や価値観の多様化に対応していく人材を育成するため、中学・高校生を対象とした海外派遣事業を進めてまいります。

成人につきましては、マイブラン・マイスタディ講座など自主的な学習活動への支援と公民館講座の開設をはじめ、女性学級による学習機会の提供に取り組むほか、女性連絡協議会の活動に支援を行ってまいります。

高齢者につきましては、「若く老いよう」を合言葉にした「いしずえ大学」の学びの機会を充実していくとともに、生きがいづくりとボランティア活動の促進を図ってまいります。

今後も、成人者や高齢者の方々が培った知識や技能を各種の学習活動や体験活動に生かし伝えていくなど、積極的に関わりをもちながら、学び合い支え合う人づくり・まちづくりを進めてまいります。

図書館の運営につきましては、各世代の読書に親しむ環境づくりが重要であることから、一般書の整備拡充を図るとともに、子ども読書推進計画に基づき、児童書の蔵書充実や図書館まつりなどを開催し、その利用促進に努めてまいります。

さらに、子どもたちの読書への関心を高めるよう、読書スタンプ帳の発行や親子が選んだ絵本を贈る「すくすく絵本」、移動図書活動を継続して推進するとともに、ボランティア団体による小学校等での読み聞かせ活動の支援と各年齢期に応じた推薦図書ガイドブックの配付を行ってまいります。

また、図書館の「子育て支援・家庭教育コーナー」の関係図書の充実を図り、子育て支援と家庭の教育力の向上を進めてまいります。併せて、図書館職員を学校司書として各学校に派遣し、学校図書館の運営を支援してまいります。

このほか、図書館に足を運んでいただけるきっかけとなるような事業として、読み聞かせ室に世界の童話を集め、子育て世代が気軽に利用できる図書館づくりに努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、人格の形成、体力の向上や心身の健康増進を図るとともに、私たち

に多くの夢や感動・楽しみをもたらし、活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことのできない大切な役割を果たしています。

そのため、それぞれの体力や年齢に応じた多様なスポーツや体力増進に取り組むことができるよう、スポーツ推進委員及びスポーツ団体と協力して各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催するほか、指導者の育成及び青少年等のスポーツ活動に支援を行ってまいります。

文化の振興につきましては、人々の心に安らぎと
うるおいをもたらすことを目標に、文化団体や愛好者と連携し、自主企画芸術鑑賞事業などを通して優れた芸術・芸能・文化にふれる機会の充実を図ってまいります。

さらに、町民芸術鑑賞事業として、芸術や音楽などに接する機会に触れられる芸術鑑賞会を実施するとともに、文化活動に参加する機会拡充のため、引き続き文化教室を開催し、文化芸術活動を支援してまいります。

また、町民の皆様が心の豊かさを求めて活動を行っている文化芸術活動団体の発表の場として総合文化祭を開催するとともに、富良野地区文化団体交流会への参加など、その発表の機会を支援するとともに、地域文化の継承・発展を目指してまいります。

郷土館の運営につきましては、ふるさと学習に活用が図られるよう、郷土館ホームページの収蔵資料による情報提供や郷土歴史を探訪する研修会、総合文化祭に「郷土館特別展」を開催するほか、十勝岳ジオパーク構想の取組を学び普及できるよう、引き続き展示を行うなど、多くの皆様に郷土の歴史などについての造詣をさらに深めていただけるように努めてまいります。

また、町民の歴史学習の機会の充実と観光客への対応を図るよう、開拓記念館も併せて、日曜日・祝日の臨時開館を継続して取り組んでまいります。

社会教育の基盤整備につきましては、町民の社会教育活動の核となる施設の整備として、昨年度に引き続き上富良野町運動公園テニスコート1面の改修を行ってまいります。さらに、利用者ニーズの多様化に対応するため、各団体や地域の御意見を伺う中で、維持管理の向上と有効利用が図られ、多くの方々々が安全で安心して利用できる環境づくりに努めてまいります。

以上、令和3年度 of 教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

十勝岳の自然豊かな地域素材や人材を生かし、家庭・学校・地域が一体となった教育活動を大切に
「未来を拓く人を育む教育・文化のまち」の推進に

全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位の御支援と御協力をお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

○議長（村上和子君） 以上で、執行方針の説明を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、各会計予算について説明を求めます。

初めに、一般会計予算について、関連がございますので財政調整基金の一部支消、公共施設整備基金の一部支消及び十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） 先ほど町長から令和3年度の町政全般の執行における基本的な方針について、また教育長からは教育行政の方針について、それぞれを述べられました。その方針等に沿いまして編成いたしました令和3年度の各会計予算のうち、まず一般会計予算の議決対象項目の部分につきまして御説明申し上げます。

それでは、各会計予算書の1ページをお開きください。

議案第1号令和3年度上富良野町一般会計予算。

令和3年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72億400万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定

める。

2ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款町税費、10億1,151万7,000円。

2款地方譲与税、1億2,170万円。

3款利子割交付金、70万円。

4款配当割交付金、250万円。

5款株式等譲渡所得割交付金、300万円。

6款法人事業税交付金、870万円。

7款地方消費税交付金、2億6,100万円。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、5,760万円。

9款環境性能割交付金、790万円。

10款地方特例交付税、1,010万円。

11款地方交付税、27億8,200万円。

12款交通安全対策特別交付金、150万円。

13款分担金及び負担金、867万9,000円。

14款使用料及び手数料、1億4,285万9,000円。

15款国庫支出金、11億487万5,000円。

16款道支出金、6億1,745万6,000円。

17款財産収入、1,133万3,000円。

18款寄附金、1億2,821万4,000円。

19款繰入金、2億913万8,000円。

20款繰越金、8,000万円。

21款諸収入、1億9,822万9,000円。

22款町債、4億3,500万円。

歳入合計、72億400万円。

4ページをお開きください。

2、歳出。

1款議会費、6,194万4,000円。

2款総務費、10億5,157万7,000円。

3款民生費、16億2,807万円。

4款衛生費、8億9,537万1,000円。

5款労働費、68万5,000円。

6款農林業費、4億9,431万7,000円。

7款商工費、1億8,310万7,000円。

8款土木費、8億6,510万7,000円。

9款教育費、3億3,919万4,000円。

10款公債費、8億79万4,000円。

11款給与費、8億6,383万4,000円。

12款予備費、2,000万円。

歳出合計、72億400万円。

6ページをお開きください。

第2表は、債務負担行為を設定している4事業について、その期間及び限度額を記載しております。

防災行政無線整備事業（デジタル化）、南部地区土砂流出対策事業（令和3年度）、北24号道路舗装補修事業（令和3年度）及び教育委員会高速プリンター機器更新事業について、事業期間に応じ債務負担行為を設定し、事業を取り進めてまいります。

第3表は、地方債の限度額を延べ10件、4億3,500万円と定め、各項目の利率及びその償還方法等について記載しております。

特に、将来の財政見通しが不透明であることから、できる限り後年度負担の抑制を図るよう、対象事業につきましては、継続的に取り進めている事業及び緊急性、必要性の高い事業に絞り、地方債を財源の一部として計画的に整備を図るものであります。

加えて、国の地方財政対策で暫定措置されております臨時財政対策債についても、引き続き所要額を計上しております。

次に、令和3年度一般会計予算に併せ、一括上程いただきました議案第31号上富良野町財政調整基金の一部支消、議案第32号上富良野町公共施設整備基金の一部支消及び議案第33号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について、その要旨を御説明申し上げます。

このたびの令和3年度一般会計予算につきましては、歳入において、新型コロナウイルス感染症及び固定資産税評価替えの影響により、町税の減少を見込むとともに、地方交付税や臨時財政対策債においても地方財政計画で示された内容及び令和2年度国勢調査結果を勘案し、一定額の減額を見込んだところでありますが、他の交付金や繰越金を含めた一般財源総額については、前年度と同程度と見込んだところであります。

一方、歳出においては、近年集中的に整備を進めた学校耐震改修事業、公営住宅建設事業のほか、平成30年度におけます大雨災害復旧事業債の償還開始などによる公債費の増加、少子高齢化に伴う社会保障費や各種施策の実施に伴う扶助的な経費の増加など、義務的経費が増加しており、財政構造の硬直化が進む中においても、自立した地域を維持していくための地域振興策への対応、老朽化した公共施設、公共インフラの更新、長寿命化等に要する費用を確保するよう予算編成を進め、各目的基金からそれぞれの支消目的に沿った繰入れを行い、令和3年度予算を調製したところであります。

その中において、公共施設整備基金については、緊急性や必要性の高いクリーンセンター設備改修、令和7年度の竣工を目指す町立病院改築に向けた基

本設計など、多額の費用が必要となる施設の老朽化対応の財源に充てるため、十勝岳と共生するまちづくり応援基金については、これまでふるさと応援モニター事業として町に寄せられた寄附について、その寄附者の意向に沿い、十勝岳と共生するまちづくり応援基金に積み立てたものについて、地域再生計画に基づく「泥流地帯」映画化事業のほか、十勝岳を核としたロケツーリズムの推進、ジオパーク認定に向けた事業等の財源として活用するとしたところであります。

また、平成31年度から行っておりますラベンダーハイツ事業特別会計に対する経営安定化に資する繰入金をはじめ、他の特別会計、企業会計における各事業についても、その優先度、緊急度の判断による予算編成を行い、それらの事業実施に必要な繰入金を計上したところであり、令和2年度国勢調査による地方交付税の減額を見込み、それらの財源の一部として財政調整基金の一部を支消することで、最終的な財源調整を図ったところであります。

このようなことから、上富良野町財政調整基金、上富良野町公共施設整備基金及び十勝岳と共生するまちづくり応援基金の各基金条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第31号を御覧ください。

議案第31号上富良野町財政調整基金の一部支消について。

上富良野町財政調整基金の一部を次により使用するため、上富良野町財政調整基金条例第6条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、3,000万円。

2、使用目的、その他必要やむを得ない理由により生じた経費（喫緊な地域課題に向けた財政需要）の財源に充てるため。

3、使用年度、令和3年度。

議案第32号を御覧ください。

議案第32号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について。

上富良野町公共施設整備基金の一部を次により使用するため、上富良野町公共施設整備基金条例第6条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、8,000万円。

2、使用目的、公共施設の更新及び改善に多額の経費を必要とするため。

3、使用年度、令和3年度。

議案第33号を御覧ください。

議案第33号十勝岳と共生するまちづくり応援基

金の一部支消について。

十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部を次により使用するため、かみふらのふるさと応援寄附条例第10条第2号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、2,110万円。

2、使用目的、十勝岳噴火災害の歴史を後世に伝える事業及び十勝岳ジオパークの取組の財源に充てるため。

3、使用年度、令和3年度。

以上で、令和3年度上富良野町一般会計予算の議決対象項目及び各基金支消議案の説明といたします。

○議長（村上和子君） 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） 続きまして、議案第2号令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計予算及び議案第3号令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、朗読をもって御説明申し上げます。

予算書の7ページを御覧ください。

議案第2号令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

令和3年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億3,400万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

8ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款国民健康保険税、2億5,195万1,000円。

2款国庫支出金、41万8,000円。

3款道支出金、8億5,681万6,000円。

4款財産収入、1,000円。

5款繰入金、1億2,203万6,000円。

6款繰越金、1,000円。

7 款諸収入、2 7 7 万 7, 0 0 0 円。
歳入合計は、1 2 億 3, 4 0 0 万円であります。
9 ページを御覧ください。
2、歳出。
1 款総務費、4, 4 7 8 万 6, 0 0 0 円。
2 款保険給付費、8 億 2, 3 8 5 万 5, 0 0 0 円。
3 款国民健康保険事業費納付金、3 億 4, 0 3 4 万 5, 0 0 0 円。
4 款財政安定化基金拠出金、1, 0 0 0 円。
5 款保健事業費、1, 7 9 8 万 2, 0 0 0 円。
6 款基金積立金、1, 0 0 0 円。
7 款公債費、1, 0 0 0 円。
8 款諸支出金、6 5 万 4, 0 0 0 円。
9 款予備費、6 3 7 万 5, 0 0 0 円。
歳出合計は、1 2 億 3, 4 0 0 万円であります。
次に、1 0 ページをお開きください。
議案第 3 号令和 3 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算。
令和 3 年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）。
第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 7, 1 5 2 万 5, 0 0 0 円と定める。
第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。
1 1 ページを御覧ください。
第 1 表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。
第 1 表、歳入歳出予算。
1、歳入。
1 款後期高齢者医療保険料、1 億 1, 3 6 8 万円。
2 款使用料及び手数料、1, 0 0 0 円。
3 款繰入金、5, 2 0 3 万 9, 0 0 0 円。
4 款繰越金、1, 0 0 0 円。
5 款諸収入、5 8 0 万 4, 0 0 0 円。
歳入合計は、1 億 7, 1 5 2 万 5, 0 0 0 円であります。
2、歳出。
1 款総務費、8 6 2 万 6, 0 0 0 円。
2 款広域連合納付金、1 億 6, 2 7 8 万 7, 0 0 0 円。
3 款諸支出金、1 1 万 1, 0 0 0 円。
4 款予備費、1, 0 0 0 円。
歳出合計は、1 億 7, 1 5 2 万 5, 0 0 0 円であります。
以上で、令和 3 年度の国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算の議決対象項目の説明といたします。

○議長（村上和子君） 次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 続きまして、議案第 4 号令和 3 年度上富良野町介護保険特別会計予算につきまして、朗読をもちまして御説明申し上げます。

予算書の 1 2 ページをお開きください。

議案第 4 号令和 3 年度上富良野町介護保険特別会計予算。

令和 3 年度上富良野町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 0 億 7, 5 4 2 万 8, 0 0 0 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）。

第 2 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

1 3 ページを御覧ください。

第 1 表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみを申し上げます。

第 1 表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 款介護保険料、1 億 8, 1 9 9 万 5, 0 0 0 円。

2 款分担金及び負担金、4 7 万 1, 0 0 0 円。

3 款国庫支出金、2 億 4, 8 0 6 万 5, 0 0 0 円。

4 款道支出金、1 億 5, 2 9 6 万円。

5 款支払基金交付金、2 億 6, 2 2 5 万 7, 0 0 0 円。

6 款財産収入、1, 0 0 0 円。

7 款繰入金、2 億 2, 5 9 3 万 8, 0 0 0 円。

8 款繰越金、1, 0 0 0 円。

9 款諸収入、3 7 4 万円。

歳入合計、1 0 億 7, 5 4 2 万 8, 0 0 0 円。

1 4 ページをお開きください。

2、歳出。

1 款総務費、4, 5 3 9 万 9, 0 0 0 円。

2 款保険給付費、9 億 5, 1 3 4 万円。

3 款地域支援事業費、7, 7 5 2 万 6, 0 0 0 円。

4 款特別給付費、6 万円。

5 款基金積立金、1, 0 0 0 円。

6 款諸支出金、1 0 万 2, 0 0 0 円。

7 款予備費、1 0 0 万円。

歳出合計、１０億７,５４２万８,０００円であり
ます。

以上で、令和３年度上富良野町介護保険特別会計
予算の議決対象項目の説明とさせていただきます。

○議長（村上和子君） 次に、ラベンダーハイツ事
業特別会計予算について説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（谷口裕二君） 続きまし
て、議案第５号令和３年度上富良野町ラベンダーハ
イツ事業特別会計予算につきまして、朗読をもちま
して御説明申し上げます。

予算書の１５ページをお開きください。

議案第５号令和３年度上富良野町ラベンダーハイ
ツ事業特別会計予算。

令和３年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特
別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ
れ３億３,３４２万７,０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分
ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）。

第２条、地方自治法第２１４条の規定により債務
を負担する行為をすることができる事項、期間及び
限度額は、「第２表 債務負担行為」による。

（一時借入金）。

第３条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定
による一時借入金の借入れの最高額は３,０００万
円と定める。

１６ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と予算金額
のみを申し上げます。

第１表、歳入歳出予算。

１、歳入。

１款サービス収入、２億６,６６７万７,０００
円。

２款使用料及び手数料、２万５,０００円。

３款国庫支出金、１,２００万円。

４款財産収入、１,０００円。

５款寄附金、１,０００円。

６款繰入金、５,４５２万２,０００円。

７款繰越金、１,０００円。

８款諸収入、２０万円。

歳入合計、３億３,３４２万７,０００円。

１７ページを御覧ください。

２、歳出。

１款総務費、１億９,０５４万３,０００円。

２款サービス事業費、１億３,３７１万９,０００
円。

３款施設整備費、２１５万５,０００円

４款基金積立金、１,０００円。

５款公債費、１８８万円。

６款予備費、１１２万９,０００円。

歳出合計、３億３,３４２万７,０００円。

１８ページをお開きください。

第２表につきましては、債務負担行為、設定１事
業、介護業務支援システム更新につきまして、期間
を令和３年度から令和７年度、限度額５８８万９,
０００円と定め、事業を取り進めてまいります。

以上、議決項目の部分についての説明といたしま
す。

○議長（村上和子君） 次に、簡易水道事業特別会
計予算及び公共下水道事業特別会計予算並びに水道
事業会計予算について説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） 続きまして、一括
上程いただきました簡易水道事業特別会計予算、公
共下水道事業特別会計予算及び水道事業会計予算の
令和３年度予算につきまして、議決対象項目につい
て御説明申し上げます。

１９ページをお開きください。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます
す。

議案第６号令和３年度上富良野町簡易水道事業特
別会計予算。

令和３年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の
予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ
れ７,６８９万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分
ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）。

第２条、地方自治法第２１４条の規定により債務
を負担する行為をすることができる事項、期間及び
限度額は、「第２表 債務負担行為」による。

（地方債）。

第３条、地方自治法第２３０条第１項の規定によ
り起こすことができる地方債の起債の目的、限度
額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表
地方債」による。

（一時借入金）。

第４条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定
による一時借入金の借入れの最高額は、１,６５０
万円と定める。

２０ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と予算額の
みを申し上げます。

第1表、歳入支出予算。

1、歳入。

1款使用料及び手数料、1,325万8,000円。

2款繰入金、4,712万8,000円。

3款繰越金、1,000円。

4款諸収入、3,000円。

5款町債、1,650万円。

歳入合計、7,689万円。

2、歳出。

1款衛生費、3,170万1,000円。

2款公債費、4,518万8,000円。

3款繰出金、1,000円。

歳出合計、7,689万円。

21ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為につきましては、地方公営企業法適用化業務として、期間を令和3年度から令和5年度までとし、限度額を3,850万円と設定するものであります。

第3表、地方債につきましては、簡易水道事業（公営企業会計適用分）といたしまして、限度額を1,650万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法は、表内表記のとおりで定めるものであります。

続きまして、公共下水道事業特別会計予算につきまして御説明いたします。

22ページをお開きください。

議案第7号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算。

令和3年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8,438万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億8,000万円と定める。

23ページを御覧ください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算額のみを申し上げます。

第1表、歳入支出予算。

1、歳入。

1款分担金及び負担金、205万5,000円。

2款使用料及び手数料、1億3,674万3,000円。

3款国庫支出金、9,700万円。

4款繰入金、1億6,818万4,000円。

5款繰越金、1,000円。

6款諸収入、4,000円。

7款町債、1億8,040万円。

歳入合計は、5億8,438万7,000円。

2、歳出。

1款下水道事業費、3億6,619万7,000円。

2款公債費、2億1,768万9,000円。

3款繰出金、1,000円。

4款予備費、50万円。

歳出合計、5億8,438万7,000円。

24ページをお開きください。

第2表、債務負担行為につきましては、地方公営企業法適用化業務といたしまして、期間を令和3年度から令和5年度までとし、限度額を1,830万円と設定するものであります。

第3表、地方債につきましては、起債の目的といたしまして、公共下水道事業の一般分として、限度額を1億3,150万円とし、また、資本費平準化といたしまして、限度額を4,280万円とし、また公営企業会計適用分としまして、限度額を610万円と定めるほか、起債の方法、利率、償還の方法は、表内表記に定めるものであります。

続きまして、水道事業会計予算につきまして御説明をいたします。

25ページを御覧ください。

議案第8号令和3年度上富良野町水道事業会計予算。

（総則）。

第1条、令和3年度上富良野町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、給水戸数、4,013戸。

第2号、年間総給水量、73万7,796立方メートル。

第3号、1日平均給水量、2,021立方メートル。

（収益的収入及び支出）。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益、1億6,775万3,000円。

第1項営業収益、1億5,012万3,000円。

第2項営業外収益、1,763万円。

支出。

第1款水道事業費用、1億6,775万3,000円。

第1項営業費用、1億3,983万8,000円。

第2項営業外費用、1,044万9,000円。

第3項特別損失、2,000円。

第4項予備費、1,746万4,000円。

（資本的収入及び支出）。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,231万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,744万円、当年度分損益勘定留保資金3,487万2,000円で補填するものとする）。

収入。

第1款資本的収入、2億2,376万9,000円。

第1項企業債、1億3,490万円。

第2項負担金、8,886万9,000円。

支出。

第1款資本的支出、2億9,608万1,000円。

第1項建設改良費、2億6,849万円。

第2項企業債償還金、2,759万1,000円。

26ページをお開きください。

（企業債）。

第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債目的を配水管布設替工事といたしまして、限度額を1億3,490万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内表記に定めるものであります。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）。

第6条、次に掲げる経費について、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費、2,952万円。

（他会計からの補助金）。

第7条、水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、653万4,000円

である。

（棚卸資産購入限度額）。

第8条、棚卸資産の購入限度額は、1,437万3,000円と定める。

以上で、簡易水道事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算、水道事業会計予算の令和3年度予算につきまして、議決対象項目についての説明といたします。

○議長（村上和子君） 次に、病院事業会計予算について説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君） 次に、議案第9号令和3年度上富良野町病院事業会計予算につきまして、議決項目について御説明申し上げます。

27ページをお開きください。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第9号令和3年度上富良野町病院事業会計予算。

（総則）。

第1条、令和3年度上富良野町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）業務量。

イ、病床数、一般病床、4・5月44床、6から3月39床。

ロ、定員数、介護保険施設入所、4・5月28人、6から3月32人。

ハ、患者数、年間3万5,300人、1日平均132人。入院患者、一般病床、年間9,500人、1日平均26人。外来患者、年間2万5,800人、1日平均106人。

ニ、入所者数、介護保険施設、年間1万800人、1日平均29人。

（収益的収入及び支出）。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款病院事業収益、9億7,559万7,000円。

第1項医業収益、5億9,862万6,000円。

第2項医業外収益、2億1,826万6,000円。

第3項介護保険施設事業収益、1億5,870万5,000円。

支出。

第1款病院事業費用、9億7,559万7,000円。

第1項医業費用、8億1,493万1,000円。
第2項医業外費用、195万円。
第3項介護保険施設事業費用、1億5,870万5,000円。
第4項特別損失、1,000円。
第5項予備費、1万円。
(資本的収入及び支出)。
第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
収入。
第1款資本的収入、6,669万1,000円。
第1項出資金、5,333万5,000円。
第2項補助金、35万6,000円。
第3項企業債、1,300万円。
次ページをお開きください。
支出。
第1款資本的支出、6,669万1,000円。
第1項企業債償還金、748万8,000円。
第2項建設改良費、5,920万3,000円。
(債務負担行為)。
第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。
事項、町立病院改築整備事業(発注者支援業務)、期間、令和3年度から令和4年度、限度額1,683万円。
(企業債)。
第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
町立病院改築整備事業(地質調査・測量調査)に係る限度額を1,300万円とするほか、起債の方法、利率、償還方法については、表内表記に定めるとおりであります。
(一時借入金)。
第7条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。
(予定支出の各項の経費の金額の流用)。
第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。
(1) 医業費用と医業外費用との間。
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。
第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
(1) 職員給与費、6億5,700万7,000円。
(2) 交際費、30万円。
(他会計からの補助金)。

第10条、経営基盤強化などに要する経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,422万円である。

(棚卸資産購入限度額)。

第11条、棚卸資産の購入限度額は、1億1,592万6,000円と定める。

以上、令和3年度上富良町病院事業会計予算の議決項目につきまして御説明申し上げます。

○議長(村上和子君) 以上で、議案の説明を終わります。

ここで昼食休憩とさせていただきます。再開は1時でございます。

午前11時48分 休憩
午後 1時00分 再開

○議長(村上和子君) 昼食休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、質疑に入ります。

これからの質疑につきましては、先ほどの町長及び教育長の執行方針に限ったものといたします。

なお、質疑の回数は、議会運営に関する先例により概括的範囲とし、1人1回限りいたします。

これより、質疑をお受けいたします。

8番荒生博一君。

○8番(荒生博一君) 町政執行方針の18ページ、定住移住の促進について伺います。

令和3年度の新年度予算には、定住移住ホームページリニューアル費用として263万8,000円が計上され、いよいよ定住移住の促進に力を入れる体制整備がなされ、大変嬉しく思います。

これまでの我が町の定住移住促進策については、前町長の執行方針などでは、どちらかというと定住に力を入れていきたいとの考えが示されておりました。今般の町政執行方針においても、定住促進に取り組み活力ある地域の形成を図りますとあり、この文章のみを捉えると、やはり前町長の考えと同様、定住促進がメインのように受け取れます。

第6次総合計画の最重要課題である人口減少問題の解決策においては、定住移住促進策は必ずや問題解決の一助となります。そのような中、他の自治体と比べ、抜きん出ている施策のない当町においては、今以上のさらなる努力が求められます。

そこで、斉藤町長の定住移住促進策に関する考え方及び定住、移住どちらにウエートを置いて促進をしていく考えかお伺いさせていただきます。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(斉藤 繁君) 8番荒生議員の質問にお答えさせていただきます。

定住と移住のどちらにウエイトを置いているのかという質問かと思いますが、私としましては、定住も移住も一つのものだ。ペアといいますか表裏一体といいますか、もう不可分のものだと考えております。移住してきてくれた人に定住してもらう、それはセットだと思っていますので、移住定住どちらにウエイトを置いているのかというと、両方というかセットで重きを置いております。

せっかく移住してきてくれた人、転勤も含めてなのですが、上富に定住してもらう。そのためには、特にトータルな行政のサービスといいますか、施策で上富良野が選ばれなければならないというふうに思っております。

特に、職場は上富でも、結婚か何かの機会に、家を建てたりする機会に親御さんがいるのか何かの縁で違う町に行ってしまう。そこから上富に通ってしまうというケースも、私、話を何件か聞いて、そのたびに悲しくなるといいますか、残念といえますか、もっと私ども上富良野も選ばれる町にならなければならないという思いをしたところであります。

選ばれるためには、これといった一つの施策ではなくて、子育てとか高齢者福祉、職業の問題、雇用という問題含めて、トータルでやはり他市町村と比べてどうなのかと。選ばれる理由があるのか。もちろん十勝岳があって景色がいいとかというのも要素に入ってくるかと思えます。そういうふうにトータルで選ばれる町にならなければならないかなと。

特に移住と定住で表裏一体といいますか区別はしていないのですが、特に移住に関しては、首都圏とか都会に住んでいる方に対して、定住と違って、PRをしなければなりませんので、その辺についてはPRの仕方含めて令和3年度以降、検討して、いいPRの仕方、そしてたくさん上富に興味を持ってもらう、そして来てもらうという方向につなげていければよいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 齊藤町長での初の執行方針につきまして、町長と教育長に何点か御質問させていただきます。

まず、直面する最優先課題に上げております新型コロナウイルス感染症への対応に関連して、ワクチン接種事業についてであります。国の指示の下、着実に接種が進むように取り組んでいくとありますが、国からいつか支給されるであろうワクチン、国からの指示待ちといった受動的な事業ではありますが、来たる日に向けて接種事業が着実にスムーズに

進むよう、例えば、接種希望者の大まかな把握調査を行ったり、実際に接種会場での運営シミュレーションを行うなど、町独自の何か率先して行う能動的な取組についてお考えをお伺いいたします。

次、2 ページであります。町政運営において一番大事なことは信頼であり、役場職員の意識改革、資質・能力向上に努め、信頼される役場を目指すということですが、組織機構の在り方や制度の見直し、機能細分化し、課を増設するなど、具体的にはどのような取組を考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

8 ページ、「みんなが元気になる健康・福祉のまち」の各種健診、保健事業の推進で、特に特定健診受診率の低い40代、50代の受診勧奨を進めることについて、これは昨年も前町長も同様におっしゃっていましたが、町長自ら受診率の低い40代、50代の代表として、率先してアクションを起こすには適任かと思われませんが、何かお考えがありましたらお伺いいたします。

10 ページ、子どもセンターについては、町立病院の建替えに伴い解体予定で、施設については今年度中にまとめるように進めていくとのことですが、その選択肢の中に子どもセンターは取り壊さない、残すという考えはあるのか、解体は決まっていることなのか、町長のお考えをお伺いいたします。

次、ラベンダーハイツについて、老朽化する施設の設定改善を図りながら維持していくとありますが、町立病院の基本構想や基本計画の配置、イメージを見ますと、ラベンダーハイツは将来的には町立病院に併設されるような書き方がされております。将来的にラベンダーハイツの移設をするお考えがあるのであれば、施設の改修なども、そういった先のことを見据えながら計画的に行わなければならないと思いますので、ラベンダーハイツの今後の展望について町長にお伺いいたします。

13 ページ、食による地域魅力づくりについて、食ブランド発信や6次産業化も含めて、農・商・工の産業間連携により町の魅力化アップに向けた体制強化を図っていくとありますが、町長の七つの政策、公約では、ここに地場産品の販売促進、道の駅整備と公約を掲げておりますが、本年度について、この辺りの取組はどのように考えているのかお伺いいたします。

15 ページ、泥流地帯の映画化について、新たな魅力づくり、地域再生の柱と掲げ、今年度は地域活性化企業人の採用をし、ロケサポート事業など泥流地帯映画化に関連する事業に多額の予算をつけております。この予算配分を見ますと、まさに観光交流の中心事業であるように感じますが、町長の中でも

この映画化事業はどのような位置づけであり、熱意のある事業なのか、町長の思いをお聞かせください。

18ページ、男女共同参画について、これは町長の公約にもありましたし、オリンピック・パラリンピックに関連して、国でも今注目されている話題の一つであります。女性が活躍できる環境づくりの推進に当たっては、各種審議会に女性を積極的に登用したり、役員登用について働きかけを行うとありますが、実際に役場の管理職の女性の登用についてももちろん考えていることだと思いますが、この辺りのお考え、目標などありましたら伺いたします。

最後に、教育長に1点伺いたします。

教職員の働き方改革については、現状としてまだまだ長時間勤務の実態があるようですが、引き続き、勤務時間を意識した働き方になるような助言をしたり取り組む一方で、今年度はGIGAスクール構想で整備したICTの機器を駆使した授業のハイブリット化を目指して教職員のICT活用スキルアップに向けて研修実践校の視察、公開研究会など事業力向上に努めていくとありますが、教育現場はICT機器が整備されたことを受けて、今まさに転換期に突入していると思われま。

長時間勤務の縮減など、教職員の働き方とICTの教育に関連した教職員への負担増、この二つの両立はコロナ感染拡大防止と経済活動の両立と同じくらいバランスが非常に難しい点かと思われまが、その辺りのお考えをお伺いたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、新型コロナウイルスのワクチン接種に関してですが、国のほうで指導的にワクチンを配ったりして指示をしているわけですが、各町村においてもある程度裁量で任されている部分が御存じのとおりありまして、例えば集団接種ではなくてかかりつけ医で打てるように市町村で判断してくださいとか、あとは施設にワクチンを打ちに行ったときはそこにいる職員の方とか、かなり柔軟に市町村で対応できる部分も見えてきています。

そこで、上富良野町でもまだ検討段階なのですが、かかりつけ医について、そこで打てるようにするか、あと、特に上富は郊外の郡部の地域に多く人を抱えていますので、これらの人の接種機会の足をどうするのか、これらを含めて現在検討している最中です。間もなくといいますか、喫緊に結論を出して、もう接種が始まりますので、皆さんに御不便

をかけないようにワクチン接種に取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、職員の配置、組織機構についてです。職員の資質向上、信頼される職場、なかなか一朝一夕には行かなくて、私も苦慮して、どうしたらいいのかなと、まだ答えは持ち合わせていないのですが、組織機構を見直すとかはまだ考えていないのですが、適材適所で職員を配置するということには、まずこれは従来どおり続けていかなければならないことかなと思っております。

それと、執行方針に書いていますとおりで申し訳ないのですが、やはり私が先頭に立って町民の方々のほうを見て仕事をするといいますか、町民のために仕事をする、町民の笑顔のために仕事をするという姿勢を職員に私自ら見せるのがまず最初だろうと、このように自覚しております。

続きまして、3番の特定健診、40代、50代、私も50代の代表で述べさせていただきます。特定健診は40代、50代が低いというふうに執行方針に書いてあって、引き続き勧奨していくということになっております。

40代、50代の方というのは働き盛りで暇がないのかなと私は個人的に思っているのですが、それでも受けてもらいたいというのは行政としての思いでありますので、私も50代の代表としてぜひ先頭に立ってやれというのであれば、私もぜひPRに参加させていただきたいと思いますが、なかなか忙しい方々ではありますので、何年も何年も同じことかもしれませんが、粘り強く特定健診を受けてください、重大な病気になってからでは大変ですよという勧奨を続けていくことがまずは大切なことかなと、そのように思っております。

続きまして、子どもセンターは、現在の子どもセンターのところに町立病院を建設するということは基本計画で示されたとおりでしますので、こちらについては、令和4年に解体する方向であります。それに伴って、今子どもセンターをどうするかということで、機能を分散するのか、そのまま一体のものとしてどこかの施設を使うのかなど含めていろいろ検討している最中でありまので、これにつきましては令和3年のうちに方向性を見出していきたいと思っております。

5番、ラベンダーハイツにつきましては、昭和59年4月1日に開設されて今年で37年目、施設も相当老朽化が進んでおりますが、RCの建物ですので、耐用年数考えると、50年としますと、あと13・4・5年ぐらいは使えるのかなと考えております。ボイラーも替えましたので、取りあえず今すぐラベンダーハイツを病院の跡地に移設することはな

いと考えております。

ただ一方で、基本計画に示されたとおり、将来的には、町立病院の一般病床と介護医療院とハイツがワンストップといたしますか、隣接地に建つことによって利用者の治療、療育、介護をワンストップで利便性を図るということがうたわれていますが、先ほど申したとおり、まだ耐用年数から考えてあと10年以上も先の話だと思いますので、今のところ計画では、それも含めて将来像として描けるよという程度で、具体的な時期、規模については全く決まっておられません。ただ、そういうことも可能であるというふうに押さえております。

6番目が道の駅、私の公約にも道の駅が入っておりまして、将来的には、先ほど元井議員から御指摘があり、執行方針にも書いてあるのですが、農業と観光、食と農、観光を中心に農と観光が連携して地場産品なんかをPRできる機会が将来来ると思いますが、そのときには観光の拠点であったり、観光のPRのインフォメーションセンター機能であったり、あと、物販の拠点であったりというものが必要だろうと。

特に私が具体的に道の駅と記したのは、どちらかというと、町内の人の利用より観光客、道路を利用して町外から来られる通過する方を目当てに、その人たちに寄ってもらう、地場産品を買ってもらうというような施設がいいのではないかと考えて、私は公約に入れております。これも、特に何年度までとかいう、年限は公約にはもちろん書いていませんが、将来的には上富良野にも道の駅が欲しい、必要だと思っております。

7番目の泥流地帯の映画化ですが、特に泥流地帯の映画化も含めて、ロケツーリズムというのが大きな枠組みでありまして、映画を通じていろいろな映画の舞台になるということで、上富良野のPR、そして聖地として、聖地巡礼ではないのですが、上富を訪れてもらうという新たな魅力づくりのロケツーリズムの一環として、今回企業版ふるさと納税を利用して泥流地帯の映画化ということがありますので、大きく考えて、泥流地帯だけではなくて、今後多くのCMやドラマ、映画も含めて上富良野がそういうものの舞台になって、上富良野の美しい山並みや田園風景が全国的、世界に発信されて、上富良野を訪れる観光客が多くなればいいなという、魅力づくりの新しい取組ですので、私は大いに期待しているところであります。

女性の登用、参画ですが、私も共働きで私の妻も働いておりますので、女性の登用についてというよりは男女平等については非常に関心のあるところですが、特に今回御質問にあります女性の新議員等へ

の参画や管理職への登用ですが、単純に考えて、人口比で考えれば、フィフティーフィフティーだと思いますが、例えばバックグラウンドといたしますか農業関係の委員でありますと農業経営者の方は圧倒的に男性のほうが多くて、そこからフィフティーフィフティーの女性を登用するというのはなかなか難しく、逆に子育て関係の委員ですと、これは圧倒的に女性のほうが多くて、そこから男性の方というのはこれまた逆のパターン。PTAなんかは、女性が非常に多いのですが、なぜか会長はいつも男の人とか、いろいろ諸事情があって一律女性は何%、よく言われているクォーター制のような考えは私は持っていないのですが、将来的にはバックグラウンドが男女フィフティーフィフティーであれば、そこで登用される審議委員なんかは1対1、50対50というふうになるのが普通だと思っております。

ちなみに、上富良野町の管理職の女性の割合なのですが、現在は26.1%で、将来的な目標が30%となっております。

以上、8項目です。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 1番元井議員からの学校における働き方改革についての御質問にお答えをしたいと思います。

ICTの導入、コロナの対応、そして働き方改革というものが同時に成立するのかなという御質問だったと思います。

基本的に、働き方改革については、教職員の勤務時間を意識した働き方というのがまず基本にあります。先生方は一生懸命やる自己研さんの部分と仕事との使い分けがどうなっているかという、学校における働き方改革の実態といたしますか、まず学校に先生方がいて机に座って帰るのが遅い、これが一つ大きな働き方改革の基になっています。

学校の文化として、まず家に持ち帰っていい仕事も職員室において仕事をするという何となく文化的なものがあります。また、新人は一生懸命自己研さんを図るために職員室に残るという文化もあります。まずこの文化の考え方を変えて、意識改革してもらおうという部分が非常に大きな部分です。ベテランの先生になってくると、そんなに遅くまでいないで、今大体基準から超える人は少なくなっています。そういう部分をしっかり進める。

また、現実には業務もどうやって減らすかとというと、去年、機械を入れていただきました。校務支援システムです。こういうもので働き方を確実に進めていくと。その中でICTも、そしてコロナ対応もしていこうと。

コロナ対応については、先生方の労働過重になら

ないように道の補助金、道で直接学校に学習指導員、そしてスクールサポータースタッフというものを、消毒だとかそういうものをしてコロナ対策の充実を図っております。

ICTの部分ですけれども、先生方については、子どもが夏休み、冬休みになれば、子どものいない時間というのがあります。いつも先生方はスキルアップとして、その時間を使っていると思います。その中でICT、若干先行してやらなければならない部分もありますけれども、ICTに係るGIGAスクールに対応するスキルアップというのは図れるというふうに思っております。ただ、忙しくないとは言えません。課題が目の前にあって、それを実行しなければならぬ、それだけでもプレッシャーは相当教職員にかかると思いますので、それら精神的な部分もしっかりケアする中で、これらのことをしっかりと進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） それでは、令和3年度の町政執行方針に対して概括的に質問をさせていただきます。

令和3年度につきましては、斉藤町長にとって第11代上富良野町長としての本格的なスタートの年度になると思います。町政執行方針の中で、人口減少や少子高齢化の局面を迎えても活力あるまちづくり、魅力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを目指すという強い決意が述べられました。

今、全国の自治体の多くは、人口減少と少子高齢化問題に悩まされ、これらの対策に苦慮している状況にあります。我が町上富良野町も同様で、第6次総合計画においては、最重要課題として人口減少対策が位置づけられております。

上富良野町は、1960（昭和35）年の1万7,101人をピークに人口の減少傾向が続き、現在は約1万5,000人前後となっております。さらには、国立社会保障人口問題研究所は2045年に6,000人弱となると予想数値を公表しております。

私は、今の時代でありますからある程度の人口減少は覚悟をしなければならないと考えております。単純な考え方ではありますが、人口の自然増減においては、産み育てやすい環境をどう構築するのか、また、社会増減においては、転出者より転入者をどう増化させるのかが重要なキーワードだと考えています。

そこで町長にお伺いをいたしたいと思います。

最大にして喫緊の行政課題である人口減少、少子高齢化問題に対する認識と総括的な考え方、さらには令和3年時点において具体的にどのような施策に重点を置き、人口減少問題等の解決に当たろうとしているのか。そして、そのことにより活力あるまちづくり、魅力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを実現しようとしているのかをお伺いいたします。

以上であります。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6 番中澤議員の御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、私も人口減少の局面においてはある程度の人口減少は避けて通れないというふうに思っております。人口減少の要因といたしましては、社会増減と自然の増減、転入転出なんかの社会増を増やすには、転入者を増やすための施策としてはやはり雇用の場であったり、移住に力を入れたりという政策が絡んでくるのかなと。逆に転出を防止するためには、上富良野で住んでよかった、子育ての施策であったり高齢者福祉の施策であったりというものが充実していて、一生ずっと長く上富に住みたいなというのが転出の防止につながっていくのかなと思っております。

もう一つの自然の増減、出生者数を増やすということにつきましては、なかなか難しい問題なのですが、少子化というのは、それこそ1960年代から70年代にかけて、欧米で始まったわけなのですが、女性の社会進出向上に伴って、どうしても出生率が下がってしまうという因果関係が社会的には明らかになっているようで、特に出生率が2を切っているようなところはほとんど先進国で、日本も例外ではなくて、欧米に続いて日本なんかもアジアでも先進国の国においては少子化がかなり進んでおります。

その中で、一つ明るい兆しといいますか、北欧なんかでは、出生者数が回復してきていますので、我が町上富良野においても、行政が家庭の中までは入っていきませんが、子育て支援は上富良野は非常に充実していると私は自負しておりますが、さらに出生率を上げ不安なく子どもを産み育てられるようにしていくことが、地道ではありますが出生率の上昇につながるのではないかと

思っております。そのための施策は、子ども・子育て支援事業計画も多く、事業が盛り込まれていますが、これを切れ目ない子育て支援として推進していくことが、出生者数を増やす特効薬はなかなかないのですが、こういう地道なことを続けていくことが鍵だなとそう思うしております。

冒頭に申しましたとおり、日本全体が人口減の極面に入っていますので、上富良野も予想では2045年は6,000人弱と言われておりますが、それより下回らないように、それを上回るように目標にしてやっていきたいのですが、特に私が人口減少の局面で大事にといいますか、ポイントとして置いているのが労働者人口といいますか生産年齢人口、裏を返せば、高齢化率を上げないという、若い人たちに上富に残ってもらう。若い人たちがどんどん流出していくと、本当に高齢化が進んで、いわゆる限界集落とか過疎化の典型的な町になってしまっていて、そうなる町機能といいますかそういうのも失われていきますので、人口が少ないのは仕方ないとしても、その中でも若い人たちに上富に来てもらう、住んでもらう、流出させないという施策が大事だと思っております。

特に、明らかに過疎化の原因は、高校卒業後の就職先がないとか、大学を卒業して地元に戻ってこようと思っても地元就職先がない、起業するにも起業できないというのが過疎化の大きな原因ですので、その辺をしっかりと見据えて政策を進めていきたいと思っております。

あと、余談になりますが、町の人、特に郡部の方の高齢者宅を回っていますと感ずることなのですが、お子様の1人でも上富良野に就職できて残っていれば、今残っているおじいちゃん、おばあちゃん、独居の方であったりという人が、将来都会に住んでいる息子のところに行かなくても済むのになとか思ったり、誰か1人でも地元に残ってくれば郡部であっても買物難民になったりしなくて済むのになと、郡部を回っていてそういうことを感じました。これは、やはり若い人たちが上富に残ってもらうというのは、人口減少対策でもありますけれども、かなり福祉対策の面も入っているなど、福祉の問題でもあると感じております。

なかなか1年では成果は出ないと思っております。そう簡単には問題は解決しないのですが、今から始めていかないと10年後はなかなか難しいのではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 何人か同僚議員がいろいろ

な分野で質問しているので、私は令和3年度の町政執行方針の主に産業分野について御質問をさせていただきたいと思っております。

まず、言うまでもなく、上富良野町の基幹産業は農業振興政策でございます。町長も御承知のとおり、上富良野町においては水稲、稲作、そして、酪農、畜産と多岐にわたる農業体系があります。これらの農業従事者におきましても、現段階においても規模というのが大小相当な異なっている農業状況にあるというふうに考えておりますが、これら大規模の農業就労者、それとはまた別に本当に小さな面積でもしっかりと農作物を作りながらやっている農業者に対してもそれぞれの異なる支援策があると思っておりますが、これらについて町長はどのような考えをお持ちなのか。

また加えまして、昨今の状況によります新規就農者の招聘策というものに対して町長はどのような政策を今年度において取っていかれるのかをお伺いたします。

併せまして、食の分野にもなりますが、上富良野町で取られます非常に安心安全な農畜産物の活用といたしまして、さらには商工観光の振興のツールの一つの一助ともなります上富良野の食ブランドの構築ということでございますが、残念ながら、近年これらの食の新たなブランドについては停滞をしている状況にあります。これらどの分野において、町長として、町として、各農業、商工業、観光業のどこがリーダーシップを取りながら牽引者としてこれら食文化を構築していき、また、それらを発信、さらには販売展開をしていくインキュベーターとして、町としてどのように関わっていくかを教えていただきたいと思っております。

また、産業の柱の一つでもあります商工業でございます。まさに今、新型コロナウイルス感染蔓延によりまして、商工業におきましては、その全ての業態に影響が及んでいるところは言うまでもありません。まさに廃業一歩手前の状況で首の皮一枚でつながっている企業など多い中、新たな新しい生活様式に町全体として、また社会全体としてなじむまでの間の支援策というのはどのように対応していくのか。

また、アフターコロナ、ウィズコロナ時代に関しまして、業態を変えリノベーションしていかざるを得ない業態というものも現れてくることが見込まれます。それらの新分野に業態を変えて移行していく企業のそれらの支援策というのはどのような方策をお考えなのかお伺いたします。

産業の四つ目の大きな柱、まさに上富良野町の命綱でもあります陸上自衛隊上富良野駐屯地の現状規

模堅持及びさらなる拡充について、これまでも歴代の町長の皆さんについては、各防衛大綱が示され、その中規模の中で様々な部隊の改編がある中、いろいろな努力において上富良野町は新たな部隊の誘致、そして改編に力を入れ、また演習場等の利用促進等々におきまして何とか現状規模堅持、さらには若干の新しい部隊の配属なども行ってまいりました。

新しくなられました斉藤町長におかれましては、まさに上富良野町のメインの命綱でもあります部隊との関係、これらの拡充策についてどのような具体策をお持ちなのか、お伺いをいたします。

最後になりますけれども、これらのアフターコロナ、ウィズコロナ時代というのは、まさにテレワーク、ワーケーションなどといった地方が都会とは違って見直しされる絶好の機会になっているところでございます。ぜひ上富良野町の魅力を全国に発信して、様々な誘致、そして移住定住を促進するための政策の第一歩として何から始めていかれるのか。当然のことながら、第6次総合計画にのっとりしました切れ目のない行政運営というのは最も大切なことであると私も認識しておりますが、新たな町長のスタートの元年として取組策として何を最も重要と考えているのかをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えいたします。産業分野に関する4点の御質問かと思います。

まず農業についてですが、農業はもちろん私が言うまでもなく上富良野の基幹産業でありまして、生産額というのは100億円を超えておりますので、キャッシュフローを考えたときにまずなくてはならない、それだけではなく、田園風景とか食、安全、おいしいものという観光とすごく相性がいいのですが、そういうことを考えても非常に重要な産業かと思っております。

もちろん先ほどおっしゃられたとおり、規模は大小あるのですが、大きいところは作物によって一般作の麦とかビートなんか作っているところは、本当に面積が大きくて機械も大型化していますし、ICTの活用なんかも自動操舵のGPS付のトラクターなんかの話が出ているのは、まさに大型化している一般策の農家の皆さんかと思われまます。

これに対する町の支援といたしましては、規模拡大に伴って、当然、建物や機械なんかも含めて設備投資が物すごい多額の金額を要しますので、補助金なんかをもちろん活用して、これらの設備投資の一助になっていければと思っております。

酪農に関しましても同じような感じで、当然設備

投資が物すごくかかりますので、同じように有利な補助金なんかを利用して、これらの産業、農業の中でも大規模なところは支えていこうと思っております。

面積的に小規模なところというのも確かに、例えば園芸作物、トマトとかメロンなんかはもちろんハウスなんかでやるところは小さい面積でもできるのですが、これら高収益の作物を作っている農家の方もかなりおりまして、単価が高い分、面積が狭くても十分なりわいとして、農業として、産業としてやっていけるのですが、こちらのほうにつきましては、町のほうの施策としては高収益作物の奨励金なんかを活用してもらう施策とともに、特にふるさと納税の返礼品なんかを利用して上富良野のおいしいメロンとか、トウモロコシなんかを全国にPRできれば私は考えております。

食のブランドということなのですが、なかなかブランドまで確立するのは非常に難しいなとは思っているのですが、ブランドまでは行かなくても、上富良野の特産品としては十分農産物はメロンなんかも含めて安心、安全、おいしいということは全国の皆さん分かっている方は分かっているのではないかなと。そういう意味では、分からない人にも分かってもらうためには、もちろんふるさと納税をフルに活用し、さらにPRしていくのが必要なのではないかなと考えております。

これら食と農を誰が牽引していくのか、なかなか難しい。どちらが言い出してもどちらがイニシアチブを取ってもいいと思っています。どちらが取らなければならないというものでもなくて、うまくいって、もちろどこか直販所が上富良野にあれば、観光のほうがいニシアチブを取るのかもしれないですし、農園として独自でインターネットで販売しているようなところがあれば、それはそれでいいのではないかなと考えておりまして、それぞれケース・バイ・ケースといえますか、それぞれの状況に応じてどちらかがイニシアチブを取るのですが、強力にタッグを組んでいければ、結果は必ずついてくるものと思っております。

次に、商工業の支援であります。コロナ禍、新型コロナウイルスの感染症で少なくとも1年、やっとワクチンの接種が始まろうとしているところで、なかなか先が見えないところであります。そんな中で、町がまず行っていかなければならないのは、取りあえず頑張ってくださいよということで持続化給付といいますか、そういう手当ををしていくしか、何かをやってくださいよというのはまだコロナが治まっていないのでなかなか難しいと思いますので、売上がコロナによって落ちたところは給付金なんか

で支えていくのがメインになっていくのかなと思っておりますし、コロナが終息したときにアフターコロナ、これはどういう形態になるか全く想像がつかないといえますか、ある程度はワーケーションとかITを利用したものが出てくるのかなという気はしますが、はっきりとどういう形態になるかというのも分からない状態なものですから、これといった施策はまだ持ち合わせていないのですが、そういうときが来た場合にはすぐ柔軟に対応して、観光客なんか来たときにすぐ対応して、今までのたまっていた皆さんが我慢していた部分を一気にエネルギーとして発出できるように町としても一生懸命応援してまいりたいなと思っております。

三つ目の自衛隊、町の三本柱と言われています農業と商工観光、そして自衛隊。自衛隊の上富良野駐屯地の隊員の方は約2,000名弱おられまして、そのうち1,000名強、正確な数字は出ていませんが千二、三百名が上富良野に住んでおりまして、家族を含め、またOBなんかを含めると4,000名以上いるのではないかなと。そうすると、町の人口の半分近くの方が自衛隊関係者と。非常に上富にとって重要なといえますか、マンパワーですので町内会活動、そしてボランティア活動なんかに非常にお世話になっておりますし、現役の隊員の方々がいることによって、もちろん十勝岳を抱えていますので、洪水なんかも含めた災害に対して、非常に私たちも安心しているところです。

この自衛隊駐屯地の規模の現状維持はもちろんそうなのですが、拡充していくためにももちろん中央のほうに要望していくのは町長としての責務かとは思っていますが、プラス駐屯地の規模を維持拡充していくためには、自衛官の方は若年で退職いたしますので、若年で退職された方の再就職先というのは切っても切れない問題で、これがなければなかなか上富良野の駐屯地の拡充は難しいというふうに、駐屯地を拡充したくても定年退官した後も職がないとそういうのはなかなか、どうしても都会のほうにといいますか、難しいのだよという話は聞かされておまして、これは要望することではなくて、町が独自で努力しなければならないことかなと。

それこそ、本当に企業誘致から始まり、新しく事業を興される方をいろいろ応援したり、雇用の場を確保していく意味で、私も町政執行のほうで述べさせてもらいましたが、新卒の方もそうなのですが自衛隊の退官者も含めて、雇用先というのを創出していかなければならないのかなというふうに思っております。これが中央要望なんかとセットで非常に重要な問題かと思っております。

最後になりますが上富良野の魅力、最も私が令和

3年度の予算で重要視しているもので、私が公約に掲げていたものは子育てとかそういうもので、もちろんそれは重要視しているのですけれども、ほかを重要視していないとか誤解されたら困るのでなかなか言いづらいのですけれども、産業から含めて全部、先ほどもそうなのですが全部絡んでいまして、子どもが育つためには産業も育てなければならないし、観光を盛んにして移住者をとか全部絡んでいきますので、その中で重要視しているというより、私が公約に書いていたのが子育て関係であります。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 町長に質問いたします。

同僚議員からも多くの重なる質問もありました。意気込みも伝わってきております。

そこで、お伺いしたいのですが、同僚議員も言いましたが、今、コロナ禍の中で暮らしを守ることが最優先の課題だということで提起されております。それで多くの業者の人たちもこの間の聞き取り調査の中でも、本当に同僚議員も言っていましたが、廃業がいつ起きても不思議でない状況に追い込まれているという声が非常に出ております。努力していないわけではありません。努力してもなおかつそれが成果として結びつかないというジレンマがあるという話であります。この間もテイクアウトとかデリバリーという形の中で多く努力しながら、町の支援金も受けながら努力されて、経営を何とか持ちこたえようという努力をしております。そういうことを考えれば、誰一人とも廃業に追い込まないという町の決意がなければ、上富良野の産業、農業も含めてなのですが、成り立たない状況に今あるのだということを町長自ら考えていらっしゃるのかどうなのか確認しておきたいと思います。

その上で、こういった努力に対する支援策として、いろいろとこの間もどこの業種においてはこういう独自の対策を行っていますというようなことをこの間もしておりました。さらに、それを前に押し出しながら、個店の努力を引き出すための策を町としてもきちっと対応しなければならないという時期にあるのではないかなというふうに考えております。

その上で、これから持続的なまちづくりという点で、こういった商業をつなげていく上では、その各個店の持っている力をサポートできる人がいて、そのサポートしている人たちがまた地方や町の人たちに発信して町の魅力を、そして町の個店の魅力をずっと引き上げていく、知らせるという対策が今非常に求められているのだというふうに考えておりますがこの点、さらに引き続き2021年度におい

て、昨年から比べてさらに経営が大変な状況に追い込まれるということは、誰しもが共通の感じになっております。そういう意味では、さらに引き続きこういう個店に対して状況を踏まえながら支援策が必要かというふうに思いますが、この点についてどのようにお考えなのか伺いたします。

さらにその上に立って、従来行われてきた国の国保税だとか固定資産税だとか、こういった部分の持続化もそうなのですが、給付金制度のさらなる延長と新たな施策をぜひ展開すべきだという訴えを地方自治体からぜひ上げていただきたいと思います。この点、町長はどのようにお考えなのか伺いたします。

次にお伺いしたいのは、PCR検査の問題です。今、北海道でも全国的にでも高齢者を中心にしたPCR検査が非常に広まるという状況になっております。それは無症状の人を早く見つけて、そこからきちっとした感染対策予防を行うという前提の下で行われております。札幌や函館、町でいえば栗山町、そのほかの自治体も抗原検査やPCR検査を行って、そういった高齢者施設等に関わる人たちの検査を行って感染を広げない、あるいは早めにきちっと対応できる体制づくりをするという状況になっております。そういう意味では、こういった新年度予算の中にもそういった予算が本来であれば計上されるべきであります。計上されていないというのは非常に問題だと思いますが、この点についてどのようにお考えなのか伺いたします。

次にお伺いしたいのは、この間コロナ禍に関わって医療従事者や介護現場の従事者に対する慰労金等が支給されました。町においては、国からの支給がないという状況の中で、商品券だったかと思いますが配付という状況になっております。今も引き続き福祉現場の人たちというのは、以外の全ての人たちがそうなのですが、大変な状況の中で子どもを見たり、いわゆるそういった人たちを見て頑張っているという状況が見受けられます。そういう意味ではこういった人たちに対しても慰労をきちっとお金で表すということが全てではありませんけれども、しかし対価としてこういった慰労金を地方創生の国からいただいたお金を活用しながら、こういった現場の人たちにきちっとした対応をするというのも一つの在り方ではないかというふうに感じておりますが、この点についてどのようにお考えなのか伺いたします。

次にお伺いしたいのは、何とんでも、基幹産業の農業、商業も含めてそうなのですが、今、後継者問題、商業においても農業においても非常に大変な状況になっております。そういう状況の中で、農

業、商業者においてもそういった支援策等を同僚議員もおっしゃいましたが、ぜひこれからも持続的な町の産業を支えるための対策を今後どのようにされるのか伺いたします。

次に、地元製品の販売等々、当然ふるさと納税等を使いながらその魅力を発信するというものであります。また、同僚議員の質問で、今後道の駅という形で、町長自身も公約に掲げたということで、具体的にはまだきっちり示すものはないという形であります。もしも町長がそういう方向であるとするならば、この厳しい財政事情の中で、これに関わる問題だけではなくて、他の問題も含めてどういう方向で、今後、町長自身がこの町の産業や賑わいを戻すために、人口を増やすための工程をきっちり示すべきだというふうに思いますが、この点がなかなか明確な方向性というのが、今回まだ始まったばかりでありますから、今後より一層明確に出てくるものだと私は思って質問しておりますが、この点についてまず伺しておきたいと思っております。

次に、職員の信頼、住民のために働く自覚が大事だということをおっしゃっています。職員の職場環境などを見ましたら、この間、子どもたちだとか職員が育ってきた環境と社会が大きく変わってきている中で精神的な弱さを持ちながら仕事に専念しなければならないという状況になっております。確かにそこから落ちるということがあってはなりませんけれども、病弱の中で何となく心がすぐ折れてしまうという方もいらっしゃるのだと思うのです。僕もあんまりそんなに強い気持ちを持っている人間ではありませんが、そういうときに自己責任ではなくて、町として組織として支えながら、優秀な人材ですから、育てるという気風をきっちり庁舎内でも持ち得るということが必要になってきております。

そういう意味では、併せてジェンダー平等という形の中で、性差がなく誰もが人権が守られて公平で擁護される社会が今新たな社会としてさらに力強く踏み出そうという状況になっております。そういう意味では、各種団体や女性管理職の登用に至っても、町長自身がきっちり何年度までには何%まで引き上げるのだというような目標を、さらに職員については30%ということの話であります。そういう目標をきっちり持ちながら、さらに住民のために働く町職員像というのが一長一短にすぐに行くわけではありませんけれども、少なくともそういう目標を持ちながらすべきだというふうに思います。

次に、人事評価の問題でお伺いいたしますが、人事評価は適材適所、あるいはどの人がどういう職場に行けばどういう力を発揮するのかというような評価を前提としたものであります。同時に、将来的

にはこういった評価は給与にも町長自身反映されようとしているのか、この点お伺いしておきたいというふうに思います。

最後になりますが、教育委員会に一言お伺いいたします。GIGAスクール問題であります。

非常に今の趨勢の中でPCなどを使いながら端末を使いながら教育力を高めるという点では、非常に要素としてはいいかというふうに思います。働き方においても、この点で非常に職員が多忙を極めるという状況になってきております。この間、GIGAスクールということで確かに端末、PCなど配付されました。あとはこれをいかに活用するかということだというふうに思います。しかし、この間見てみましたら、PC登用が先行して、その後の生徒たちの気持ちや学力をどう育てるかというところがなおざりにされてはいないとは思いますが、そういうふうにも見受けられるような現象もあります。やはり私たちは、子どもたちの成長なり、地域でまた日本の中で、将来自分たちの力を社会で発揮でき、前に進めるような力を持つという点で非常に大事だというふうに思っていますので、ただ配付して終わりということではなくて、どういう目標をお持ちで、GIGAスクール構想を町として、教育長としてお考えになっているのか、私も深いそういう造詣あるものの話はしていないと思いますが、その点お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

コロナ禍の問題、個店へのサポート、それと給付制度の援助金への要望、それと医療・介護従事者への慰労金など、国への要望は別ですけれども、国の3次補正を令和3年度に繰越しいたしておりますので、その中で何をやるべきか、これからいろいろ皆さんの御意見を賜りながら町民のためになる、町民皆さんのための一番ベストなものを施策として構築していきたいと考えております。

次に、PCR検査なのですが、PCR検査は令和3年度に予算化していないのですが、確かに議員おっしゃるとおり、これは有効な検査方法で道内でも取り入れられているところがあるのですが、皆さん御承知のとおり、令和3年度からワクチンが接種開始される予定です。それで、人的資源とか限りがある中で、ワクチンを最優先で町としては皆さんに接種しなければならぬという誓約の中、ワクチンのほうを優先的にということで予算政策として選択いたしましたので、そういうことでPCRについては御理解願いたいと思います。

次に、農業、商工業の後継者支援ですが、現在も

後継者への支援、新規就農、新規開店なんかに事業施策として行っているのですが、これらを中心に、引き続き後継者問題については町としてもサポートをしていきたいと考えております。

続いて、地場産品の販売について、道の駅の工程表なのですが、本当に申し訳ございません。工程表の策定までにはまだ至っていないのが現状でして、これから状況を見たり、皆さんの御意見を賜ったりしながら、その中で工程表は将来あるべき姿というのを一緒につくって、町民の皆さんにお示しできればよいなとこのように思っております。

次が職員に関する問題です。職員を支える体制は、私も職員でしたので、私が入ったときは職員の数も多くて、支える側としても人数が多くていろいろカバーしやすかったのですが、職員の絶対数がかなり減ってきていまして、なかなか支える体制は昔と比べてですけれども大変になってきている中ではありますが、職員の間はお互いにカバーし合いながらやっていくという気構え、気心は十分にあると、私も去年の3月までは職員でしたので、そのように思っております。

あと、人事評価につきましては、ちょっと誤解があるのかもしれませんが、将来給与に反映するの。反映する予定なのですが、これは特にできなかった人を差別するのではなくて、一生懸命成果を出した人に正當に評価しようというプラス思考の制度ですので、特に誰かを不合理に差別したりという制度ではないということで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 7番米沢議員のGIGAスクールに関する御質問にお答えをしたいと思います。

GIGAスクール構想については、当然国が立てたものです。3か年計画であったものをこのコロナの対応ということで前倒しして現場のほうに一斉に入ってきたものということでございます。ゆっくりというスピードで進めようと思ったのが急激になったということで、若干考え方に無理があるということも現実問題だと思います。

その中で、どういう目的でという部分の質問もありましたので、まず2点あります。1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するというのが一つです。

もう一つが、これまでの我が国の教育実践と最先

端のICTのベストミックスを図ることにより、教師、児童生徒の力を最大限引き出すと、この二つの目標です。

最終的には、Society 5.0と超スマート社会を向かえると、これに対応できる力を子どもたちを育まなければならない。そのためには、何が何でもこれに対応できる子どもたちを大人になって困らないようにしていかなければならないというのが目標でございます。

ただ、非常に短期間の中でやれるものではありませんので、一定の時間をかけながら、確実に目標に向かって進んでいきたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

3 番高松克年君。

○3 番（高松克年君） 簡単なのですが、20 ページにあります自衛隊との共生ですが、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき防衛力の整備が進められているとあります。演習場周辺地区における生活環境の向上、また振興等について具体的にどのように自衛隊と共生する考えなのか、町長のスタンスについて伺います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3 番高松議員の御質問にお答えいたします。

演習場と、あと自衛隊との共生ということの御質問かと思います。人口1万程度の上富良野町にとっては、駐屯地があるということは、隊員、家族、OBも含めて大多数に上りまして、経済的にもマンパワー的にも非常に重要な位置づけとなっております。三本柱の一つとなっております。

駐屯地と共生ということで、もう一つ演習場の問題があるのですが、演習場の利活用についても、他の上富良野にある部隊だけではなくて、全道、去年辺りからも全国から演習場を使った演習で自衛隊員の方が上富良野を訪れて、町内で買物をするなど非常に経済的効果は目に見えてあるなと感じるところなのですが、そんな関係もありまして演習場の利活用についても、十分活用してくださいというふうに国のほうに要望していくと執行方針のほうで述べてはいるのですが、決して演習場周辺地区の皆さんに理不尽な犠牲を強いてまでそういうことを進めていくというわけではないということを御理解願いたいと思っております。

同地区の町民の皆さんは、騒音や土地の荒廃、河川の荒廃など心配になってくれていることが非常に多いと思いますが、それらの心配、もちろん演習場に近いので騒音などの問題もありますが、防音対策、障害防止、民生の安定等、同地区の皆様にはあ

らゆる対策を講じて、自衛隊との共生に御理解をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 町長も慣れない答弁で非常にお疲れのことと思いますけれども、私の質問、コンパクトにさせていただきたいと思います。

2 ページにあります、執行方針の中で述べられております町民参加によるオールかみふ、チームかみふとしての未来に向けたまちづくりに取り組んでまいりますとあります。この件に関しては、町長が選挙当時からこういった形のことを訴えられておりましたけれども、オールかみふ、チームかみふとして、まちづくりをするのに町長の頭の中にはどういったことを想定してまちづくりに取り組むということがあるかと思いたすけれども、その辺のところをよろしく願いたいと思います。

もう1点は、21 ページのふるさと納税の関係のことですけれども、上富良野町も財源が不足して大変苦慮している中で、自主財源が25%、依存財源が75%と本当に財源が不足をしている中で、上富良野町もふるさと納税に取り組んでからやっと制度が定着してきて、多くの方から寄附が寄せられて、町の財政面においても大変助かっているところであります。

我が町では、ふるさと応援モニター制度というふうに称しておりますけれども、私はモニター制度というモニターは要らないというふうに思っておりますけれども、町長は、この件に関して考えがあれば伺いたしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

執行方針等に述べていますオールかみふらの、チームかみふらのの私の意図するところなのですが、町民一丸となって、何に向かうのかと。私の中での大きな目標としては、10年後、20年後の過疎化、人口減少になったときに、高齢化社会を迎えたとき、若者が町からいなくなって本当に限界集落にならないように、過疎化にならないように、人口が減った中でも働く方を確保してしっかり上富の中で経済が回るようなそういう町を目指して、もともと上富に住んでいる方もそうです、移住で来られた方も転勤で来られた方も、全て関係なくオールかみふらの、チームかみふらので将来の困難に立ち向かって一緒に行こう、頑張ろう、そういう願いといひますか意図であります。

続いて、ふるさと納税のモニター制度のモニター

という名称なのですが、名称は特に私はこだわっておりません。ふるさと納税、寄附で、地場産のPRとして非常に有効であります。町の経済にも非常に有効に作用していると思っております。名前は、実を現せば、さらにいいものがあれば変更してもいいのですが、一つ変更による誤解が生じてはいけなかなと。例えば、特にふるさと納税を寄附してもらう人は対して意識していないのかもしれませんが、町民の方が名前が変わったことによって、去年より納税が増えた、減った、それは何か制度が変わったのでは、何かおかしいことをやっているのか、何かうまくやったのかというふうなミスリードをしてはいけななと思って、名前を変えることには特にこだわってはいませんが、何か大きな出来事、例えば返礼品をがらっと変えたりとか、何かを加えたりとか、大きな変化があったときに合わせて、もしもつとよい名称があれば変えていくのはやぶさかではないなとは、そのように感じております。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） まず、7ページの十勝岳噴火総合防災訓練、これだけではないのですけれども、この中で災害弱者と言われる要支援者の個別支援計画というものがそれぞれの住民会、防災組織等でつくられていると思います。これらのことに関して、地域住民や事業所の参加協力を進めながら実践に即した訓練を行うというふうに言われております。

非常に実践的な訓練というのは難しいと思うのですけれども、机上プランだけでやってしまえば、多分、本物の問題点は発見できないと思うのですね。それで実践をするというのは非常に大事だと思います。それをやることによって、指揮官の基礎の徹底というか、町長の基礎の徹底と、あともう一つは、問題点を発見して、それに実行可能な対策を取れるかどうかということを検証するのが大事だと思うのですね。

そういうことを考えると、要支援者の支援というのは楽なとき、あるいは、例えば日曜日だったらみんないるとすれば、そういったところでやっても本物の問題点は発見できないのではないかと。平時の、それも日中、支援する人が多分仕事をやって忙しいとき、そういったときにやれば本物の問題点を発見して、誰が助けるのだというようなことが多分如実に現れてくると思うのですけれども、町長の実践的な訓練を行うということについての考え方を伺いたしたいというふうに思います。

もう一つは、議会広報にももう載りましたから

言ってもいいと思うのですけれども、一連の日の出の駐車場の件でやりました。そして、議員個々はいろいろな考えを持っているのは、私はとてもすばらしく当たり前だと思っています。ただ、その一連の議会広報にも載っています流れによって、役場の職員の話、2ページに職員のことを言われていますよね。職員の士気、士気といえ、やる気だと私は思っていますけれども、これらについて、町長は終わった後、12月に上番されていますけれども、どのように捉えられたかお聞きしたいなど。私は、組織というものはやる気がないとだめだと思います。これはお金に代えられないぐらい大切な物だと思います。役場の職員の方々の士気は現在どうなのかということをお聞きしたいと思います。

それと教育委員会のほうですけれども、2ページ、ここで学校教育推進の三本柱というふうに言われています。三番目の中学校の新学習指導要領完全実施への対応ということをやっています。とうとうここまでできたのかなと、完全実施の対応までできたのかなというふうに私はこの文章を読んで、あるいはこの学習指導要領の話があまり出てこなかったのですけれども、出てきたなというふうに思っているのですけれども、新学習指導要領はいろいろございますけれども、例えば必須科目で武道とダンスがありますよね。特に武道は非常に美徳というか特目がいっぱいありまして、責任感だとか克己心だとか礼儀、節度、誠実、実行力、いろいろな武道の特目がありますよね。必須科目である武道を、どういう科目をやっていてどういう特目が少しはついたのかなという見解をちょっとお聞きしたいなというふうに思っております。

それともう一つは、ずっと昔は、国歌、君が代については教えるというふうになっていたのですけれども、新学習指導要領では教えて歌えるようにするというふうになっていますけれども、最近コロナ禍で私も行事に参加していないのですけれども、最近の生徒たち、小中連携ということに代えていますか、小学校もあれば言っていたきたいのですけれども、最近の生徒たちの日本の国歌である君が代の斉唱状況等の現状についてお聞きしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 10番今村議員の御質問にお答えいたします。

要支援者の避難訓練に関しての御質問かと思いますが、要支援者につきましては、各住民会で地図に色塗りして誰が要支援者か、誰が老人世帯なのかというのは色分けはされているところかと思いますが、

議員おっしゃるように実戦の訓練にはまだ至っておりません。そこで、様々な問題点があぶり出されることがあるのだろうと、私も、机上の訓練と実践とはかなり乖離して、新たな問題点が生じるということは想像しておりますが、なかなか実践の訓練には至っていないということが現実で、今の今村議員の意見を参考に今後いろいろ方策を考えていこうと思っております。

続いて、職員の士気についてですが、私は去年の日の出公園の問題でいろいろ賛否両論で僅差でというのがありましたが、それについて、その結果、職員の士気がどう影響したとかは特に感じておりません。職員の士気が高いか低いかという御質問ですが、もちろん一般の職員ですので、町の将来がとか、なかなかそういうことを思っている、仕事は目の前の事務をこなすことですので、それに対する士気というのは以前と変わりなく高いものがあると、事務をこなしていると、処理していると感じております。

以上です。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 10番今村議員からの御質問にお答えをしたいと思います。

まず、新学習指導要領に関しての御質問ですが、武道の関係、あるいは国歌の関係を特にポイントとして示したのは前回の新学習指導要領です。それが変わって、引き続きありますけれども、来年から中学校が新しい新学習指導要領の実施が始まりますよという意味で、ここに完全実施という言葉を使わせていただいております。

それで、質問をいただきました武道については、今までと同様、空手を武道として位置づけて実施をすることになっております。おかげさまでコロナの中でも密着するプレーがないので、非常に空手の指導については、この間も学校だよりでそれぞれ出させていただきましたけれども、しっかりと学習が継続的に行われている状態でもあります。また、武道に関わる精神だとかというものもその中で併せて醸成されているものだというふうに感じております。

あと、国歌の扱いについては、歌えるようになるということが基本系でして、それぞれの年代に合わせた中で子どもたちに歌詞の意味だとかというものも伝えながら子どもたちがしっかりと歌えるという形になっております。

卒業式、入学式、今村議員と同じように私自身も来賓として呼ばれておりませんので、それは検証できませんけれども、上富の状況というのは、他市町村と比べても絶対に劣ることのないということで今のほうからも言われておりますので、それは継承さ

れているものと思いますので御安心をいただきたいと思います。

終わります。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） 防災について町長にお伺いしたいのですが、登山道のシェルターですが、どの辺に考えているのか。

それともう1点は、防災の中で、北電の変電所は水につかる位置にあると思うのですよね。それは水害でも泥流でも。だから、そこは早めにやらないと全町が停電になるので、その町長の考えを聞かせてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えいたします。

シェルターにつきましては、登山道4か所についてシェルター設置の要望をしているところであります。

もう1点、北電の変電所につきましては、御指摘のとおり、あそこは低い位置にありまして、十勝岳の泥流以外にも洪水なんかに対しても洪水ハザードマップでも水につかる場所でありまして、北電のほうにはこういう位置ですので何か計画があればということで担当のほうと連絡は密にして、いまずぐどうのこうのということにはなかなかないのですが、そういう情報の共有については図られているところであります。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 町長に対して2点質問させていただきます。

1点目は、行政執行方針の中で、同僚議員からの質問の答弁の中でもふるさと応援モニター事業に関してたびたび触れられていました。この制度自体に多くの事業者が参加すること、また寄附金を有効に活用することは上富良野の魅力づくりに大いに資するものだと考えています。

そこで、寄附金の使い道に関しては、前町長の向山町長の頃に定められたものだと思うのですが、齊藤町長の政権下でこれらの使い道に関して追加、変更していく考えがあるかどうかをお伺いします。

2点目は、行政執行方針の中でも地球温暖化対策に関して触れられている点がありましたが、これは広く最近ではSDGs（持続可能な開発目標）という言葉が使われており、これに関して取組をする企業や自治体がメディアや何かでも非常に多く取り上げられている実態を目にしております。これに関し

ては、移住定住など考えた際にも今後環境に優しい暮らしができる町などで、とても町の特徴をPRしていく上でも有効だと考えますが、斉藤町長はこのSDGsに関して、何か上富良野で特色ある取組、もしくはもう既に具体的な何か取組の考えがあるかどうかをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税の寄附金で集まったお金の使い道なのですが、使途は、現在は前町長のときに基金に合わせて設定したところです。もし何かあれば変更はもちろん可能です。特に何かの目的をつけ加えたりするのは問題ではありません。

もう一つ、SDGs（持続可能社会の実現目標）、特に執行方針で私が述べているのは地球温暖化で、二酸化炭素の排出量の削減についてはカーボンニュートラルの話も最近ニュースで聞きますが、役場としての取組は、省エネと、あと電気もまだ全部LED化されていませんし、あと考えられるのが重油のボイラーを地中熱とかバイオマスなんかの脱化石燃料、カーボンニュートラルに適合するようなものに替えていくのが地球温暖化の計画だなと考えておりまして、特にSDGsを前面に出して移住定住のほうにということとは現時点ではまだ思いはそこまで至っていないで本当に申し訳ないです。

取りあえず温暖化対策を事業所としてどうするかという目標を定めたものがあるので、まずそれを実行していくということを執行方針で述べさせていただいたところです。

以上です。

○議長（村上和子君） 暫時休憩といたします。

午後 2時49分 休憩

午後 2時49分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

町長。

○町長（斉藤 繁君） 補足で、先ほどの11番の小林議員のモニター事業の目的を変えることはできるのですが、ただし条例事項でありますので、議会に上程して、条例を改正するのが必要で、町長部局だけで一方的に変えるということは今のところなっておりません。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） ないようでございますの

で、これをもって質疑を終了いたします。

ちょっと時間が長くなっているものですから、休憩をとったほうがいいかなと思ひまして、このまま続けてもよろしゅうございますか。

それでは、もう少し続行させていただきます。

◎予算特別委員会の設置について

○議長（村上和子君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号令和3年度上富良野町一般会計予算から議案第9号令和3年度上富良野町病院事業会計予算までの9件及び議案第31号上富良野町財政調整基金の一部支消についてから議案第33号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消についての3件については、なお十分な審議を要するものと思ひれますので、この際、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思ひますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号令和3年度上富良野町一般会計予算から議案第9号令和3年度上富良野町病院事業会計予算までの9件及び議案第31号上富良野町財政調整基金の一部支消についてから議案第33号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消についての3件につきましては、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（村上和子君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月5日から8日までの4日間を休会といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、3月5日から8日までの4日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時53分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

令和3年3月4日

上富良野町議会議長 村 上 和 子

署名議員 金 子 益 三

署名議員 中 澤 良 隆

令和 3 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 3 号）

令和 3 年 3 月 9 日（火曜日）

○議事日程（第3号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 町の一般行政について質問

○出席議員（14名）

1 番	元 井 晴 奈 君	2 番	北 條 隆 男 君
3 番	高 松 克 年 君	4 番	中 瀬 実 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	中 澤 良 隆 君
7 番	米 沢 義 英 君	8 番	荒 生 博 一 君
9 番	佐 藤 大 輔 君	10 番	今 村 辰 義 君
11 番	小 林 啓 太 君	12 番	小田島 久 尚 君
13 番	岡 本 康 裕 君	14 番	村 上 和 子 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による 説明員の職氏名

町 長	斉 藤 繁 君	副 町 長	石 田 昭 彦 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代表監査委員	中 田 繁 利 君
農業委員会会長	井 村 昭 次 君	会 計 管 理 者	及 川 光 一 君
総 務 課 長	宮 下 正 美 君	企画商工観光課長	佐 藤 雅 喜 君
町民生活課長	星 野 耕 司 君	保健福祉課長	鈴 木 真 弓 君
農業振興課長兼農業委員会事務局長	大 谷 隆 樹 君	建設水道課長	狩 野 寿 志 君
教育振興課長	林 敬 永 君	ラベンダーハイツ所長	谷 口 裕 二 君
町立病院事務長	北 川 徳 幸 君		

○議会事務局出席職員

局 長	深 山 悟 君	次 長	飯 村 明 史 君
主 事	真 鍋 莉 奈 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（村上和子君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和3年第1回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 御報告申し上げます。

町の一般行政について、荒生博一議員ほか8名の議員から一般質問の通告がありました。質問の順序は先例により通告書を受理した順であり、質問の要旨は、本日配付のとおりであります。

また、本日の一般質問は、6名の議員となっております。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

7番 米 沢 義 英 君

8番 荒 生 博 一 君

を指名いたします。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長（村上和子君） 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 斉藤新町長御就任に際し、一言お祝いのメッセージを申し上げます。

New Mayor Saito.

Congratulations on your appointment as Mayor of KAMIFURANO with the strong support of many

townspeople.

From now on, let's work hard together to improve the welfare of the townspeople.

I promise to do my best to support community development with you.

それでは、私はさきに通告しております2項目、5点について、斉藤町長にお伺いいたします。

まず1項目め、第6次上富良野町総合計画について。

上富良野町の最上位計画であります第6次上富良野町総合計画は、平成31年度から令和10年度までの10年間を計画期間とし、基本構想に基づき、各分野において取り組む主要な施策や数値目標を示す5年間の前期基本計画を策定し、基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源、実施年度等を示す実施計画を向こう3年間の実施計画期間とし、毎年度見直しを行い、これまでの間、計画的なまちづくりを進めてきております。

そこで、当計画について、以下3点、斉藤町長に所信をお伺いいたします。

1点目、平成31年度から令和5年度までの前期基本計画は、本年度より3年目に入ります。振り返ると、この2年間で新型コロナウイルス感染症による未曾有の経済危機を初めとし、貧困と格差が社会問題となり、さらには、全国的な少子高齢化に伴う人口減少問題など、まちを取り巻く近年の社会環境の変化を鑑みたとき、計画の見直しが必要になってきていると判断しますが、町長の見直しに対する見解をお伺いいたします。

2点目、令和6年度から10年度までの後期基本計画が策定されておられません。持続可能なまちづくりを進めるためには、計画的な行政運営が求められます。公共施設整備個別計画、町立病院の建設など、計画策定には一定程度時間が必要になると思いますが、後期基本計画の策定はいつごろを目途に着手するお考えか、お伺いいたします。

3点目、昨年12月の報道では、本年、2021年3月に期限が切れる過疎対策の新法案で、国から財政支援を受けられる過疎地域の指定を新たにされる自治体として上富良野町が追加される見通しであることが報じられました。

また、これまでとは違い、ハード、ソフト事業に取り組む際、様々な財政支援が国から受けられることにより、今後の後期計画策定に影響が及ぶことが想定されますが、新たに過疎指定されるまちとなることに対する町長のお受けとめと、町長が考える未

来をつくる上富良野町のまちづくりに、過疎指定による財政支援をどう計画に反映させるのか、見解をお伺いいたします。

続きまして、2項目め、子育て支援策について。

日本は1970年代半ばから少子高齢化社会が続いており、その中でも少子化は深刻な状況にあり、このまま進めば日本の社会経済の根幹を揺るがす危機的状況に陥る可能性があると考えられております。

現在、国では、少子化社会対策基本法を定め、その中で少子化社会対策大綱を策定し、様々な事業を行っています。その中でも最重要課題として、子育て支援策を一層充実することを打ち出して取り組んでいます。

我がまちにおきましても、上富良野町子ども・子育て支援事業計画を平成27年4月から5年ごとに策定し、現在は第2期計画に入り、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援に努めております。

そこで、以下2点について、町長の見解をお伺いいたします。

1点目、現在、定住・移住のポータルサイトでは、家族で移住を考える際、各自治体の子育て支援策を比較し、手厚い子育てサポートを行っている自治体に移住を考える決め手となっています。

具体的には、出産祝金の支給や、子育て世帯向けの賃貸住宅を低価格で提供する、また、国から支給される児童手当に独自の上乗せ支給をするなど、様々な子育て支援策の充実がなされてきています。

町長は、上富良野町の子育て支援策は現在の施策で十分とお考えか、見解をお伺いいたします。

また、上富良野町の実情に即した取り組みとして、今後、町長が想定するプラスアルファの子育て支援策にどのようなものが考えられるのか、お伺いいたします。

2点目、町長は選挙公約の中で、未来をつくる七つの政策を掲げており、その中に子育て支援の充実があります。具体策としては、中学生までの医療費の無償化と、子どもセンター機能の集約とありますが、待ったなしの少子化対策です。町長は、これらの具体策にいつごろ着手するお考えか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 荒生議員、御祝辞ありがとうございます。サンキュウ・ベリーマッチ。私は日本語で答えさせていただきます。

いろいろ福祉のことを一緒に一生懸命働こうということですので、ともに上富良野のために一生懸命頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願

いいたします。

8 番荒生議員の2項目の御質問にお答えいたします。

まず1項目めの、第6次上富良野町総合計画に関する3点の御質問にお答えいたします。

1点目の基本計画については、基本構想の10年間の中で、各種の社会的な変化をとらえるため、基本計画の期間を前期と後期の5年間とし、それぞれ策定するものとしております。

町民の皆様とともにまとめましたまちの将来像、まちづくりの方向性は変わるものではなく、新型コロナウイルス感染症や、それに伴う経済的な影響などへの対応は、現在の基本計画にのっとり、毎年度調整する実施計画の中で反映してまいりたいと考えております。

これらのことから、現時点では、前期基本計画の見直しは考えていないところであります。

次に、2点目の後期基本計画であります。計画期間が令和6年度からとなりますので、令和5年度に策定を予定しており、そのためには、令和4年度の後期には、これまでの各種事務事業の検証作業等を着手していかなければならないと考えているところであります。

次に、3点目の過疎法の関係であります。本年4月1日施行の予定で、現在、国会で審議されている過疎新法においても、旧法同様、財政的な支援を受けるためには、過疎地域自立促進市町村計画を策定する必要があります。

過疎指定は、人口減少により、地域社会における活力が低下し、生産機会や生活環境の整備等が他に比して低位にある地域が指定されるものであり、決して喜ぶべきものではないと受けとめております。

地方が有する可能性の実現に向け、持続可能な地域社会を形成していくためにも、第6次総合計画の施策を基本に、現在取りまとめております実施計画の事務事業の積み上げを基本として市町村計画をまとめ、各施策をしっかりと前に進めてまいりたいと考えています。

様々な事業に取り組むに当たり、過疎債の発行が認められることとなりますが、あくまでも借金であるということを忘れることなく、地道に第6次総合計画の具現化に取り組んでいくことが極めて重要と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの、子育て支援策に関する2点の御質問ですが、関連がありますので、一括してお答えいたします。

まちの子育て支援施策については、現在、令和2年度から6年度までの5か年を期間とする第2期

子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもの健やかな成長を支えるため、妊娠期から18歳までの子育てのステージごとに支援施策を講じるとともに、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子育てにおける生活困窮世帯に対する支援施策についても、令和2年度から新たに取り組みを進めているところであります。

議員御質問にある、子育て世帯における定住、移住にかかる子育て支援については、他の自治体の事例も承知しておりますが、本町として取り組むべき課題は、子育てに困っている方や支援が必要な方に対して適切に支援がつながるよう、施策の熟度を高めていくことが重要だと認識しているところであります。

また、私が公約として掲げている、未来をつくる七つの政策の子育て支援の充実のうち、中学生までの医療費の無償化と、子どもセンター機能の集約については、既に担当所管に検討を進めるよう指示しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） まず、6次総合計画の再質問として、1点目の再質問になりますが、前期基本計画の中には、複合的な機能を備えた拠点の整備とありますが、昨年の第1回定例会で事業の再考するよう、基本設計の差し止めが行われています。事業の継続は現在行っていないのか。

また、斉藤町長が選挙公約に掲げた道の駅建設に向け、新たな体制の中で、現在、形を変え、今後、整備計画が図られるのかどうか、お伺いいたします。

また、本日現在まで、令和3年から5年までの実施計画というのがまだ手元にないため、詳細が確認できませんでしたので、この2点に関して再質問します。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

昨年、第1回定例会で議題となった複合施設と、私の公約に掲げております道の駅というのは、直接関係はございません。よって、形を変えてたゞま継続しているというものではありません。ただし、前期計画の中で示されているように、拠点施設の必要性は感じておりますので、計画に示されている拠点施設の必要性ということを考えると、そこから直接去年の複合施設とはリンクしませんが、私の思う複合施設というのは、地場製品の販売であったり、観光情報の発信であったり、町内外からの集客を目的とした道の駅ということであります。町民が、農

業者や商工業者がその施設でプレイヤーとなり、参加できる施設。将来的には、既存の日の出公園やキャンプ場、ラベンダー園、十勝岳温泉、プラス、これから始まりますジオパーク構想やロケツურიズムとあわせて、整備計画を図っていこうとする、進めたいと、そのように思っている施設であります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 私たち、昨年の第1回定例会以降、今回の複合的な機能を備えた拠点の整備というものを、事業そのものの中止であるとか、実施しない等の報告は、この間、一切なされておられません。今、町長の御答弁で、違った形での整備計画ということ、道の駅のニュアンスをとらえ、進めていくのであれば、しっかりとこの後、一旦、昨年度提案された事業を実施しないというような報告を我々にぜひ示していただければと思います。

続きまして、2点目の質問に入ります。

これまでの5次総合計画までは、10年間の基本計画が示されておりました。今第6次総合計画は、町立病院の建てかえなど、不確定要素があったためか、5年間に区切られ、後期基本計画が策定されておられません。

その中でも、大切な公共施設整備個別計画について伺いますが、平成22年に国の補助により行った役場庁舎の耐震診断において、耐震基準を満たしていないとの判断がなされ、これまでの間、11年が経過しています。役場庁舎は斉藤町長の御誕生とときを同じく、昭和42年の建物で、現在53歳です。確かに様々な行政課題が山積している中で、の庁舎耐震工事については、優先順位を考えたとき、後回しにせざるを得ない理由は理解できますが、しかしながら、今R3年の予算に提案されました行政集約電波塔整備事業に着手する際も、耐震基準を満たしていない庁舎、建物には補助ができないと言われており、さも当たり前のように、予算がないので耐震工事ができないのだから仕方ないという考えではなく、しっかりと耐震補強にかかる整備計画を早急に示すべきであると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

役場の耐震の関係かと思いますが、本当にまことに残念ではありますが、他の本当に優先する公共施設の修繕、更新等がございまして、後手後手となってしまひまして、このようなことになっております。決して仕方ないと思っているわけではなく

て、やはり先に優先すべき問題が、そちらのほうを優先した結果ということに現在のところなっております。

役場の耐震の計画については、前町長のときも示されておりましたが、今のところ耐震の改修をする予定は持ち合わせていないのが現在のところですよ。

しかしながら、実際に災害に、特に地震なのですが、地震になったときに、役場機能が喪失されないような準備は着々としておりまして、特に役場のデータ、仕事に関すること、データのバックアップは、現在、保健福祉総合センターかみんのほうで行っておりまして、いざという場合、役場の機能の執務をかみんで行われるようにはとり進めて、そのような準備は進めているところであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8 番荒生博一君。

○8 番（荒生博一君） 同僚議員も、平成24年、それから25年になりますが、防災の観点から、役場庁舎及び消防に関して、やはり耐震機能が満たされていない現状を何とか打破するよう、例えば耐震工事等々をすべきではないかという議会からの提案もあります。

もう一度確認させていただきますが、この11年間、全く耐震工事というのを検討したことはなかったのでしょうか。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 8 番荒生議員の御質問にお答えさせていただきますが、総合計画に伴いまして、全体の流れ等の御質問をいただいたところであり、各個別の事業について、具体的な答弁については、なかなか町長自身も今現在答えられるような、そういう状況にはないのかなというふうに理解しますので、そういう具体的な個別の事業については、また追って御質問いただければ、それについてまちが今どういう対応をしているのかということについてはお答えする機会があるのかなというふうに思いますが、これまで平成22年に耐震診断を行いまして、役場の庁舎については、それら耐震補強に伴います事業費等についても積算をした経過がございます。それには相当な新築に近いような経費がかかるようなことも想定されるような状況にありましたことから、ちょうどこの建物、東西に縦長の建物になっておりまして、よく旧施設や何かで見られるスラブ等の状況で補強することではもたないというようなことも、なかなかそれだけでは補強にならないというようなことも示されている経過にありますので、そういった過去の経過についてはございますけれども、今現在、具体的にお答えできるような、そ

ういう状況にはないのかなというふうに思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8 番荒生博一君。

○8 番（荒生博一君） ただいまの答弁を受けて、それでは、3 点目の過疎指定に関して、もう一度また公共施設等の社会整備に関しても質問させていただきませんが、過疎指定になった受けとめは本当に様々であると考えます。現在、北海道内179 市町村の約83%に当たる149 市町村が既に過疎指定を受けております。今回、斜里町と上富良野町が新たに指定を受ける自治体となり、一方では、富良野市、京極町、新篠津村が除外となります。過疎地域は、人口減少率と自主財源を確保する力を示す財政力の二つの要素で決まると言われており、過疎指定を受けるということは、一人前ではないため、国からの支援を受けて自立を目指す自治体であるという位置づけになります。

しかしながら、北海道の分析によりますと、過疎指定を受けた自治体の成果として、公共施設等の社会基盤整備が一定程度進み、地域住民の生活を下支えできるようになったとの結果報告も出ております。さきに御質問しましたが、やはり町内、老朽化した公共施設というのは、もう町長も言うまでもなく、役場庁舎、ラベンダーハイツ、公民館、給食センター、クリーンセンターなど、様々な施設が既に一定程度高齢になっておりまして、やはりこの過疎指定を受けたタイミングを逃さず、早急に未来をつくる上富良野町のまちづくりに反映をするために、優先順位をつけて整備計画に着手すべきと考えますが、町長の見解をもう一度伺います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8 番荒生議員の御質問にお答えいたします。

過疎指定を受けたあかつきにはといいますか、受けた場合には、早急に公共施設の老朽した部分を更新していきたいという気持ちはやまやまですが、もちろん何でもかんでもできるという、当然、国の予算等もありまして、あと、過疎債、もちろん借金で、70%が交付税措置されるといっても、30%、3割は借金として、負債として返済していくので、その辺を考慮しながら、公共施設の整備の計画は、今後、総合計画等で優先順位をもちろん考慮しながら、計画的に、そして財政的な見通しを得ながら進めていく。特に今後、今年9月までには過疎計画というものを市町村でつくりますので、過疎計画、そして総合計画と整合性をとりながら、計画的に、これら優先すべき施設の補修、改善を進めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8 番 荒生博一君。

○8 番（荒生博一君） では、過疎に関して最後に質問させていただきますけれども、先般、スケジュールを示されまして、まちは過疎地域自立促進計画を策定し、議会の議決を経た後、過疎対策事業債などを有効に利用し、国から7割の交付税措置を受けられるという事業着手に取り組むことができるということで承っていますが、再度確認させていただきます。早ければ令和4年度の事業からそういった過疎債を受けられるというイメージでよろしいのでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8 番 荒生議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でもちょっと申しましたが、過疎計画というものを今後ゼロからつくっていくのですが、それが秋ごろ、北海道などと連携して、議会の皆さんの御承認も得ながら進めていくのですが、これが承認となった後は、今年のといえますか、令和3年度から適用になりまして、そのときにあわせて補正予算で令和3年度の該当になる事業につきまして、令和3年度の財源の組み換えを行っていきますので、御質問の答えとしては、令和3年度から適用ということに、秋の時点で遡及といえますか、財源の組み換えから始まっていくと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8 番 荒生博一君。

○8 番（荒生博一君） では、スケジュール感、お示しいただきましてありがとうございます。

続きまして、2 項目めの子育て支援策についての再質問をさせていただきます。

斉藤町長は、先般、4 日の町政執行方針での質疑に対し、一番力を入れたい施策はとの問いを受けると、子育て支援策とお答えになりました。そしてまた、人口減少の質疑に対しても、ヨーロッパの特殊出生率の回復事例などを上げて、子育て支援策についてはかなりプライオリティの高さを伺うことができました。やはり今言われておりますのが、子ども1 人養育するのに必要な金額は約3,000 万円と言われております。このことから、経済的支援は必要不可欠であり、町長の例を上げたフランスにおきましては、1932 年に2 人以上の子どもを持つ世帯への手当の支給が全国的に一般化し、遅れること、日本の児童手当制度の創設は1972 年になります。フランスは、家族政策を軸に、家族給付制度により子育てサポート環境を構築し、子育てが社会全体で支えられた結果、少子化を脱することに成功

しました。現在は、国任せでなく、自治体でも様々な子育て支援策が、町長も御存じのとおり、なされております。いま一步前に進み、上富良野町独自の支援策を考えるべきと思いますが、見解をお伺いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8 番 荒生議員の子育てに関する御質問にお答えいたします。

私が一番力を入れたい施策はと問われて、私は特に一番とは答えていなかったような記憶、ただ、私の公約には入っている、それは間違いございません。プライオリティが高いというのは、もちろん御指摘のとおりです。

いろいろ他市町村の例とかもございます。承知しております。その中で、独自の施策はという御質問かと思いますが、まず、町としては、私が思うには、今、子ども・子育て事業計画で行っている約50 ほどの事業がありますが、これをしっかりと、これが何と言っても子ども・子育て支援の中核の事業かと思って私はとらえております。

そして、その他のいろいろ給付がありますが、これらもちろん経済的支援という面も大いにある、他市町村の例を見ながら、どれを取り入れていくかというのは考えなければならぬところであり、何を選択していくか、これは今後、他市町村の状況等を見ながら考えていきたいと思いますが、そのほかに考えなければならぬことといえますか、給付でもサービスでもなくて、特に今、ヨーロッパの話をされておりましたので、ちょっと参考までにいいますか、私の知っている範囲なのですが、やはりヨーロッパでも、給付事業のほかに、一番重要だったのは、男性が家事、子育て、これを女性とシェアする、これが給付とセットとなって、合計特殊出生率の向上につながったと、きのうの道新の夕刊にもアイスランドの例が新聞記事に載っていました。

とはいっても、フランスの例を挙げても、合計特殊出生率は1.7 か1.8 ぐらいで、2 にはちょっと及んでいない状況です。社会の人口を維持するには2.0 何人という数が必要なのですが、そこには及んでいないのですが、日本が今すぐく1.5 を下回っているのですが、1.7 ぐらいになったとしたら、急激な少子高齢化の急激がとれて、少子高齢化というふうな、これが今のヨーロッパ並みに落ちついてくるのかなと。そのためには、やはり給付、もちろん行政としての支援策のほかに、男性が家庭に入って育児をサポートする、育児休業などもそうなのですが、そういった意識改革も、意識の醸成なども今後必要になってくるのかなと私は思っております。

す。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8 番荒生博一君。

○8 番（荒生博一君） いろいろな例をお示しいただき、理解をしたところです。

斉藤町長、思い出していただきたいのですが、町長になられます前の政治活動時に、斉藤町長のリーフレットには、20 代女性よりこのようなメッセージが書かれています。「子どもが生まれたお祝いに、まちからいただいたのはごみ袋のみ。ちょっと寂しいです。」これが現状です。できれば今おっしゃっていただきました様々な取り組みの拡充、充実はもちろんのこと、ぜひ、まだ御就任 3 か月の、これから新しい上富良野独自の施策を展開いただければと思います。

続きまして、2 点目の、子どもセンター機能の集約について伺いますけれども、新上富良野町立病院の基本構想では、現在の子どもセンターを取り壊し、病院建設が予定されております。子どもセンター機能は、発達支援機能を旧看護師宿舎へ移転し、子育て支援機能の移転先は現在決まっております。

そのような中、斉藤町長の公約では、子どもセンター機能の集約とありますが、町政執行方針においては、本年度中に将来像を含め、施設の確保、整備のあり方をまとめるようとり進めるとありますが、現在、具体案はお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8 番荒生議員の御質問にお答えいたします。

子どもセンターの移転については、現在、あらゆることを前提なくといいますか、あらゆる方向で検討するようというふうな指示を所管に出しているところであります。3 年度中には結論が出るものと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8 番荒生博一君。

○8 番（荒生博一君） それでは、現在検討中ということで、この間、議会でも、子どもセンター機能の分散は避けるべきとの声も上がっております。ぜひ公約どおり集約を望みます。もう一度斉藤町長の子どもセンター移転に関する思いをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8 番荒生議員の御質問にお答えいたします。

子どもセンターの、今、一元化されている、集約されている機能というのは、利用者の方々からのごく使い勝手がいいといいますか、利便性が高い、このまま分散化しないしてほしいという声は私のほうにも多く届いておりますので、なるべく反映できるように、まだ白紙の状態ですので、予算、経費その他もろもろ考えなければ、考慮しなければならないことがありますので、その辺を考慮して、3 年度に検討、決定していきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、8 番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

次に、2 番北條隆男君の発言を許します。

○2 番（北條隆男君） 斉藤町長、就任おめでとうございます。

早速ですが、私は、先に通告してあります 1 項目について質問いたします。

町営住宅について。

町営住宅入居条件について。

1、現在、町が行っている町営住宅の公募方式は、町営住宅管理条例第 4 条の入居者の募集の方法に基づき、町広報誌、防災行政無線などで行われているとあるため、広報誌の原稿提出や応募期間を設ける関係で、年に 6 回程度しか募集が行われていない。広報誌や防災行政無線などとは別に、まちのホームページ等を使い、常に最新の空き室情報を提供し、随時募集し、受付できるように改善してはどうか、伺う。

2、単身者の入居者の資格は、同居家族がなくても、60 歳以上、身体障害者、生活保護者であれば入居できるとなっているが、空き室の有効活用できるように、資格要件を変更する考えはあるか、伺う。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 北條議員、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

2 番北條議員の、町営住宅に関する 2 点の御質問にお答えいたします。

まず 1 点目の、町営住宅の公募方法についてですが、上富良野町営住宅管理条例第 4 条に基づき、町営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格及び申し込み方法など、必要な事項を告示することとなっており、あわせて町報、防災行政無線などを通じて公募を行っているところであります。

議員より提案のありました随時募集については、前段申し上げました公募方法での申し込み受付を行った住宅のうち、入居者が決まらなかった住宅については、次の公募の開始日までは町のホームペー

ジへの掲載、役場窓口での随時募集など、十分可能でありますので、対応してまいりたいと考えております。

次に、２点目の、入居者資格についてであります。平成２３年に公布された地域主権改革一括法により、公営住宅法が一部改正され、これまで入居者資格とされていた同居親族要件については廃止され、地域の実情に応じて、各自治体において想定することとなったところであります。

まちにおいては、公営住宅が果たす役割として、住宅困窮度が最も重要な要件と受けとめており、同居親族の有無や人数の多寡は、その世帯の住宅困窮を推しはかる上で基礎的かつ重要な要件であることにかわりがないことから、平成２４年第１回定例会において、従来から入居者資格の除外項目の１人暮らしの高齢者や障がい者、生活保護受給者等については、まちの規則で定めることとするとした上富良野町営住宅管理条例第６条の改正を行ったところであります。

議員御質問の、入居者資格要件の変更については、近年は応募者が減少傾向で、空室も見受けられることから、検討課題とは受けとめておりますが、民業圧迫等や、整理すべき課題もあることから、引き続き研究してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

２番北條隆男君。

○２番（北條隆男君） ここまで一、二年程度の住宅の空き室の多いときと少ないときの軒数、分かれば教えてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） ２番北條議員の御質問にお答えいたします。

ここ一、二年の町営住宅の多いときの空き室が２４、少ないときの空き室は１７となっております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

２番北條隆男君。

○２番（北條隆男君） これまでまちはその空き室に対してどのような対策を打ってきたか、教えてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） ２番北條議員の御質問にお答えいたします。

これまで町は、町営住宅の空き室対策として、２か月に１回程度、公募を行っております。さきに申しましたとおり、応募をして、なかった場合、空き室の場合、２か月に１回程度公募をしております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

２番北條隆男君。

○２番（北條隆男君） それでは、まちの空き室の維持管理費というのは年間どれくらいかかっているか、分かれば教えてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） ２番北條議員の御質問にお答えいたします。

町営住宅の空き室の維持管理費、１軒当たりですが、除雪費に２４万円ほど、積算としましては、１時間当たり１、８００円で、年間２４万円、１戸当たりかかっております。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 失礼いたします。訂正いたします。２４万円というのは１戸当たりではなく、全部で２４万円です。以上です。訂正いたします。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

２番北條隆男君。

○２番（北條隆男君） そうであれば、今、１項目質問した中はやってもらえるという考えでいいのですか、１項目めだけ。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） ２番北條議員の御質問にお答えいたします。

最初の随時公募するという、これは可能です。やっていきます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

２番北條隆男君。

○２番（北條隆男君） ２項目めなのですが、民の圧迫とありますが、若者の大多数は低所得者が多いと思うのですよね。それで、近隣のまちとかにいる人方も、上富良野町が単身でも入れるという条件があれば住んでくれるような考えもあると思うのですよ。そういう考えは持っているか持っていないか。

それと、町長は執行方針でも、移住に力を入れるという発言もしていましたが、そういうことも関係するのではないかと思いますのですけれども、その辺の考えをちょっと教えてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） ２番北條議員の御質問にお答えいたします。

定住、移住については、別に公営住宅とは、別に定住、移住の住宅を用意して、これで事業を進めていきたいと思っております。

それともう１点、若者の低所得者といいますか、新卒の方のことを想定しているのかなと思うのですが、まだ若くて給料がそれほど高くないという意味合いかと思いますが、確かにそういう方のために住

宅を用意するということは、したほうが若者の定着のために寄与するという趣旨は私も理解します。ただ、今は、先ほど申し述べましたが、空き室が20程度で、この中で高齢者や障がい者などを優先すると、これが公営住宅の本来の趣旨ですので、これを優先して、同居要件は外していないというのが現状で、今の状況においては、やはり先ほども申し上げたとおり、高齢者や障がい者を優先して、緊急的にそこに入らなければならないという事態が起きたときに、空き室をある程度確保しておかなければならないという、そういうことから、現時点では若者の独身の方を入れるということはまだ考えてないところであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） でも、平均しても20軒近いのですよね。17軒、最低でもあるということは、そんなに障がい者と60歳以上ですか、それと生活保護者がそんなに準備しなくてはならないものかなと思って、その辺の考えはどのようなのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えいたします。

見込みがどれくらいあるかということなのですが、高齢者、障がい者のほかに、DVなども含めて、20程度は十分かどうかというのは、今後、検証を重ねて、将来的にも独身、家族の要件をこのまま堅持するわけではなく、やはり調査、研究はいたしていきますので、現時点では同居要件を外すまでは至っていないということで、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） ということは、単身者は考えていないと。だけれども、将来的にはどうなるかわからないという考え方でいいのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 空き室の数があまりにも増えていくような状況であれば、その辺も将来考えなければ、北條議員の言っているようなことも考えなければならないのかなと個人的に思っております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） そうであれば、遠い公営住宅もありますよね、まちから、東中とか。そういうところだけでも単身者を考えると、やっぱり障がい者とか60歳以上の方は交通機関も必要だと思う

ので、まちから離れているところだけでもそういうことを可能ではないかと思うのですけれども、空かせておくのが一番まちの損失でないかと思うのですよ。その辺をもうちょっと考えたほうが、町民のためにも、どうなのでしょう。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えいたします。

空かしておくのが確かにまちの損失ではありますが、もちろん入居される方とまちだけの関係であればそれで完結するのですが、やはり民間のアパート等の大家さんなど、第三者も含めて影響が及ぶようであると、それはやはり民業圧迫として、まちは避けなければならないことかと思っております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） それも先ほども言ったけれども、25歳以下ぐらいの人は低所得者で、まちの4万円、5万円という住宅を借りるというのは、やっぱり生活費ではかなり負担が多いと思うのですよ。その辺も配慮して、みんなを入れてやれというのでなくて、あくまでも低所得者という考え方で、考える余地はないですか。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 2番北條議員の再質問にお答えさせていただきますが、町長のほうからも答弁させていただきましたように、公営住宅の果たす役割といいますのは、住宅の困窮度ということが、何を押しても、これは考慮すべき第1課題だというふうに思っております。当然、我々も就職をした若いときには給料の安い時代でありました。そういうときに、みんなそれぞれ元気に働いている、働ける、そういう状況のときは、みんなそれぞれ歯を食いしばっていろいろと生活をしているのだろうというふうに思います。

そういう中で、当然、いろいろな社会的な条件によって厳しい立場に追いやられた人たち、そういう人たちにとっては、たとえ単身であっても、公営住宅が果たす役割があるとすれば、そういうような可能性というものは、先ほど町長のほうから答弁させていただきましたように、そういう部分についてはしっかりと研究してまいりたいということで、ぜひ御理解を賜ればと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） それでは最後に、その辺を含めて、行政側ももうちょっと考えてもらうようお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（村上和子君） 答弁よろしいですか。

○2番（北條隆男君） はい。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、2番北條隆男君の一般質問を終了いたします。

次に、1番元井晴奈君の発言を許します。

○1番（元井晴奈君） 3月になりましたが、コロナ収束の春はまだ遠く、桜の開花が先か、ワクチン到着が先か、まだかまだかと春の訪れを待ち遠しく思う今日このごろであります。着実にときは進み、気づけば東日本大震災から10年がたとうとしております。震災でお亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、被災され、現在も不自由な生活を余儀なくされている多くの皆様にお見舞い申し上げます。

十勝岳の噴火による甚大な泥流災害に見舞われた私たち上富良野町の町民にとっても、他人事ではありません。これからの時代を担っていく1人として、震災で得られた教訓を今後私たちが生きていく世界にどう生かすことができるのか、日々模索しながら、新町長とともに歩みを進めていきたいと思っております。

さて、私は、さきに通告してあります地域医療体制維持のための町立病院の看護師確保について、町長にお考えをお伺いさせていただきます。

コロナ禍以前より、医師、看護師の確保については、地域医療が抱える大きな課題となっております。コロナ禍において、医療体制の維持は非常に重要であり、医療従事者の中でも、看護師の確保は早急に取り組まなければならない課題であると考えます。

そこで、次の5点、町長に御質問させていただきます。

1、この半年間でも、町立病院の正職員の看護師が数名離職したと聞いております。病院においては、適正な医療を実施するため、医療法で一定の人員配置基準が定められております。町立病院は、現在、看護職員の施設配置基準を満たしているのか、お伺いいたします。

2、通常の医療業務のほか、現在は発熱外来など、コロナに関連した業務が増えていると思われますが、現場の医師や看護師、事務員も含めて、病院職員に過度な負担はかかっているのか、お伺いいたします。

3、今後は現状にプラスして、コロナのワクチン接種事業が委託となる予定ですが、現在、町立病院に勤務している看護師が掛け持ちでワクチン接種事業も行うのでしょうか。医療従事者の業務負担軽減の観点から、臨時的にでもワクチン接種事業を行う看護師などを雇う考えはあるのか、お伺いいたします。

4点目、新卒の看護師のリクルートについて、看護大学や看護専門学校での就職説明会など、積極的に行っているのでしょうか。また、今後、そういった就活イベントへの参加についてはどのようなスタンスで取り組んでいくのか、お伺いいたします。

5点目、新卒の新しい看護師の雇用は、長い目でみると非常に大切なことですが、その新しい看護師が自立して仕事を行えるようになるまでの教育などを考えると、それと並行して、今、即戦力になり得ると考えられる、資格を有しながらも職場を離れている潜在看護師に力を入れてリクルートする必要もあると思います。上富良野町にもいるであろう潜在看護師の把握、復帰、受け入れについてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

また、今後は看護師の働き方改革や、子育てなどで一度現場を離れても、カムバックし、再度活躍できる仕組みづくり、環境整備が求められると考えます。看護師確保に向けて、具体的な取り組みについて、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番元井議員の、町立病院の看護師確保に関する5点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、看護師の人員配置標準であります。医療法において、一般病床においては、患者数に対しまして3対1、外来については30対1と定められており、また介護医療院についても、介護保険法における看護師の人員基準は、入所者に対して6対1と定められており、いずれも基準を満たしているところであります。

次に、2点目の、医療従事者の新型コロナウイルス感染症対応にかかる負担感の御質問であります。現在、通常の業務に加え、発熱患者等新型コロナウイルス感染疑い患者については、一般の患者とはゾーニングした中で、専用の発熱外来玄関、診療室を設置して診療を行っているところであります。

その対応に当たりましては、都度、感染予防をした中で、診療、検査等を行うなど、業務量の増とあわせて、常に感染リスクを抱えた中での業務ということで、精神的負担も増えているものと認識しているところであります。

一方、国難ともいえる新型コロナウイルス感染症に対して、町立病院の役割として、町民の方への安心、安全な医療提供体制の維持に努めているところでありますが、議員御発言の、過度な負担が医療従事者にかからないような勤務体制の構築に努めているところであります。

次に、3点目の、今後のコロナウイルスワクチン接種に対応するための看護師の確保等についてであ

りますが、ワクチンの集団接種については、まちより町立病院に委託し、実施する予定となっていることから、町立病院の医師、看護師等により接種を行うことで準備を進めているところであります。

現在、その接種体制等について、現行の外来診療体制も含め、検討しているところですが、円滑なワクチン接種のためには、看護師等の人員確保は必要と考えていますので、その確保に努めてまいります。

次に、4点目の、新卒看護師の確保対策につきましては、従来から看護学校へ出向き、就職説明会に参加しており、その中で、当院の概要、特色、看護師奨学金貸付制度などの説明を行っているところであります。

また、富良野看護学校の実地研修や、中学生、高校生のインターンシップの受け入れを積極的に行うなど、当院を知っていただくことにより、将来的に当院に就職していただけるような機運づくりにも努めているところであります。

最後に、5点目の潜在看護師の把握、復帰、受け入れについてであります。これまでも看護師の募集については、ハローワーク、防災行政無線、ホームページ、新聞折込チラシ、フリーペーパーを活用するなど、様々な手段を講じて募集を行っているところであります。

また、看護師の働き方についても、その方の育児休業後や病休休暇後等、おのおの状況により、勤務時間帯や夜間勤務などに極力配慮するなど、働きやすい勤務体制を整備することにより、潜在看護師を含めた看護師の方の就職先候補として選択肢としていただけるよう努めてまいります。

いずれにいたしましても、町民の安全、安心な医療体制を維持するためには、看護師も含めた医療従事者の安定的な確保が必須であることから、今後においてもその確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） まず1点目の、看護職員の施設配置基準についてですが、看護師の離職はありましたが、一般病床3対1、介護医療院6対1という基準は満たしているということは分かりました。

町立病院は、4年後の令和7年に新しく改築されることになっており、改築基本構想、基本計画案が示されておりますが、それによりますと、現在44床ある一般病床は30床に減り、介護医療院は28床から40床に増やす予定になっており、先ほどの御答弁にありました人員配置の基準に照らし合わせ、単純に病床数から看護職員数を出しますと、現

在の病院と新病院では配置の基準、人数も変わってくるものと思われます。新病院になった際の看護職員の配置基準にあわせた適正な人数の配置については、新病院オープンになったその日から、急に配置基準にあわせて人を減らします、増やしますというふうにはいかないものと思いますので、看護職員の配置についても計画的に検討していくことと思いますが、そのあたり、町長のお考え、計画をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

新病院移行に向けて、遺漏のないように、議員おっしゃるとおり、計画的に人員を確保するよう努めてまいります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 二つ目の、コロナに関連し、業務量、精神的負担が増えていると町長も認識していることは分かりました。町立病院が町民への安心、安全な生活のために、医療体制を維持していただいているのは感謝申し上げます。あわせて、コロナ感染のリスクがある中でも、日夜、献身的に力を尽くしておられる医療従事者の方々にも敬意と感謝を表します。

過度な負担がかからないような勤務体制の構築に努めているとの御答弁ですけれども、この構築のためには、スタッフを増やすか、あるいは思い切った省力化、システム化に努めるかなどかなと想像しましたが、例えば精神的負担緩和のためのカウンセリング、または資格がなくてもできる消毒などの作業、業務分担をして、少しでも医療スタッフの負担軽減に努めているのか、そのあたり、具体的な負担軽減について、お考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 1 番元井議員の再質問にお答えさせていただきます。

具体的な個々の職員が、過度に1人の方に負担がかからないような、そういう勤務の割り振りにについては、病院事務長のほうから答弁させたいと思いますが、当然、いろいろな形で業務が非常に多忙になっておりますので、大きな負担がそれぞれ肉体的にも、肉体的なことだけではなく、コロナの関係については、特に精神的にも負担が大きくなっているのも現実なのだろうというふうに思います。

そういう中において、今、具体的に議員おっしゃったようなカウンセリング等の機能を、具体的には今、まちのほうでは対応しておりませんけれど

も、まちにおいては、幸いにして正職員で臨床心理士もいますので、そういう方たちをいろいろな形でそういう場面でも御活用いただけるようなことが可能なのかどうなのか、そういうことは検討課題かなというふうに思いますが、シフト等についてのものについては、今、事務長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（村上和子君） 病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいま元井議員の、職員に対する過度な負担のかからないような構築ということで、私のほうから御答弁させていただきます。

町長の答弁でも答えたように、コロナ疑い感染者については、専用の発熱外来ということで対応しています。その対応方法といたしまして、基本的には1日専用の看護師を数名つけまして、専属に対応していただいております。その方が、毎日というか、平準的になるように、そのような運営体制にしております。

また、疑いの患者が万が一入院する場合についても、夜勤体制につきましては、通常2名なのですが、1名増やした形で、個人の方に過度な負担がかからないようなことで運営しているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） では、3 点目の、ワクチン接種事業についてでありますけれども、集団接種の予定となっておりますが、コロナ自体、未知のウイルスであり、ワクチンも未知数、より慎重な対応が必要になってくることは私も理解しております。集団接種は合理的でとてもいいと考えられますが、この体制で今懸念している点は、外来診療体制をどのようにするのか。一部休診にして、医師、看護師を集団接種会場に派遣する形をとるのか、まだ分かりませんが、その場合、残されたスタッフで発熱外来や救急診療を行うことになるのか。休診となりますと、安全、安心な医療体制が維持できない、手薄になってしまい、本末転倒ではないかと懸念しておりましたが、看護師など、人員の確保は必要だということを御答弁いただきましたので、このあたりは町長と共通の認識ができていられるのかなと私は理解しました。

1 点、看護師などの医療スタッフの確保ですが、ワクチン接種事業を行う専属という形でイメージしていられるのか、はたまた業務負担軽減のために、町立病院で様々な業務を行う、補充するような形をイメージしていられるのか、業務内容が変

わってくると思いますので、そのあたりのお考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 1 番元井議員の御質問にお答えさせていただきます。

報道等によりますと、ワクチン接種も、高齢者のワクチン接種が5月からぐらいに少しまた延びてきているのかな、遅れてきているのかなというふうにありますけれども、当然、町立病院の現行スタッフだけで病院を運営しながら集団接種の会場、かみんで準備をするように計画を立てて準備をしているところでもありますけれども、両方全て賄えるような、そういう医療資源が本町にあるのかということについては、なかなか厳しい状況だなということも理解しておりますので、そういう中で、看護師等で、議員の御質問にもありました、町内にいる潜在看護師等含めて、会計年度任用職員として一定期間勤務していただける方を募集しながら、それは接種会場のほうで勤務いただくのか、例えば町立病院のほうに勤務いただいて、町立病院の現在の看護師さんが接種会場のほうに行くのかというのは、それはいろいろな体制のつくり方があると思いますので、両面にわたって、そういう形で集団接種がしっかりと行えるように準備を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 次、4 点目の新卒のリクルートについてですけれども、看護学校に出向いて行っているということで、安心しました。民間病院に比べて待遇に差があったら、なかなか来てもらえないのが現状ですけれども、待遇面について、民間病院や他の公立病院と比較するなどの調査は行っているのか、民間病院も含めた近隣の公立病院の待遇の差異について、情報交換などを行っているのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいま1 番元井議員の近隣市町村の看護師との対応の検証ということなのですが、具体的には比較検討はしていませんけれども、一般的に考えますと、民間病院よりは、やっぱり自治体病院ということで、高レベルの水準にあるのかなと思っております。

あわせて、一つ、制度的なことも答弁させていただきますと、うちのほうでは、看護師奨学金貸付制度というのがありまして、それについては、月10万円の貸し付けでございます。ちょっと調べますと、北海道においては3万円、富良野沿線管内でもそういう貸し付け制度があることも3万円というこ

とで、それと比べましても高水準の貸し付け制度によりまして、新規看護師を受け入れる体制については充実していると考えております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 待遇面について、やはり民間病院や近隣の病院と比較などを実施していただいて、その調査の結果を踏まえて改善していけば、来てもらえる数が増える可能性も考えられます。

今は昔と考え方が変わっており、新卒の方がどのように就職先を選ぶのかという中に、時間どおりに帰れるか、残業はないかといったことを優先に就活をする人も少なくないとお聞きしました。現在の風潮として、医療現場でも同じことが言えて、個人を尊重し、個人の、自分の時間を大切にするという価値観があることは理解しなければなりません。よりよい優秀な人材を確保するためにも、町長の答弁にもありましたが、勤務時間の配慮をしっかり押し進めてほしいと思います。これについて、町長のお考えをお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

若い人たちの価値観というのは、やはり当然変わってきている。何を優先するか、そういうことも当然若い人たちにはあると思います。

そんな中で、これは病院に限ったことではありません。新しい新規職員を採用するに当たっては、もちろん個々の価値観は尊重いたしますし、将来的に子育て、介護、そういう場面においては、家庭の事情等も考慮して、柔軟に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 働き方、働きやすい環境の整備の点で、今はパワハラやセクハラといったハラスメントの研修を役場の職員の方々も受けていることと思いますが、そういった研修会に医師や看護師など、町立病院の職員も参加できているのか、ハラスメントの研修だけでなく、さまざまな医療研修会がありますが、医療従事者は交代要員がいないと研修にもなかなか参加できないのが現状だと思います。現状を踏まえて、医療スタッフが望む研修を受けられる環境づくりも必要かと思いますが、そのあたり、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（北川徳幸君） 1 番元井議員

の、医療従事者の研修体制についての御質問ですが、議員御発言のとおり、なかなか勤務体制がありまして、役場の職員と同時にという形ではなかなか難しい状況にはあるのが現状でございます。ただ、今もやっているのですけれども、後ほどネットのほうで研修内容を見られるとか、研修内容の書類を職員の方々に周知するという方法は今もやっていますので、そこら辺を含めて、研修機会が受けられるような体制づくりをさらに進めていきたいと考えております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 最後に、看護師の募集について、就業先の候補に選んでもらえるように、また、今勤務している職員も、自信を持って魅力ある職場だと言えるように、引き続き働き方改革、勤務体制の整備を着実に進めていっていただき、医療従事者の確保につなげていっていただきたいと思います。

最後、再度になりますが、町長に、医療スタッフの確保に向けての思いをお伺いして、質問を終わります。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

医療スタッフの確保は、病院を運営している町といたしましては、もちろんこれは看護師だけにとどまらず、医師、検査技師等含めて、医療スタッフ全体を確保しないと病院運営は立ちいかないわけですので、働き方改革等をももちろん重要視して、スタッフの確保には全力を上げて頑張っていく所存でございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、1 番元井晴奈君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩とさせていただきます。

再開を10時45分といたします。

午前10時26分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、10 番今村辰義君の発言を許します。

○10 番（今村辰義君） 町長就任、本当におめでとうございます。

私は、さきに通告しております2 項目について、町長に御質問いたします。

まず1 項目めですが、令和3 年度当初予算におけ

る町長の思いの実現状況と町の財政運営についてお伺いいたします。

コロナ禍が続く大変な時期における斉藤町長にとりまして、就任後初めてとなる令和3年度の予算編成でありました。

町長は、当選後の新聞報道によりますと、財政は年々厳しくなっている。事業の財源を補助金に切り換え、交付金がない事業はとめるというのも選択肢の一つである。また、外部委託を進め、経常経費の縮小も図るとのことでありました。

町長として初めて取り組んだ令和3年度予算であり、当初予算における町長の思いの実現状況及びまちの財政運営についてお伺いいたします。

まず1点目でございますが、町長の思いの実現状況について。

1、令和3年度の当初予算を編成する上での方針などについて。

2、町長の思いなどを重点指向した事業についてお伺いいたします。

2点目でございますが、まちの財政運営について。

町長は、未来をつくる七つの政策といたしまして、町立病院の改築、建てかえでございますが、道の駅の整備、子どもセンター機能の集約などの政策を掲げられました。これらを今後実現していく上においてでございますが、国は、早期健全化、再生の必要性を判断するための基準を示しております。この健全化の判断基準の中で、主な定められた比率、財政赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の将来に向けての数値シミュレーションについてお伺いいたします。

次いで、2項目めですが、日の出公園駐車場用地の整備についてであります。

町長が就任される前の令和2年第4回定例会におきまして、日の出公園駐車場用地の財産の取得が可決、成立されました。私は、公共用地は未利用、あるいは未使用の状態であってはならないと考えております。

報道によりますと、町長も、議会で可決し、取得契約がなされたならば、急いで活用方法を考えなくてはならないとのことでございました。

そこで、令和3年度における日の出公園駐車場整備、利活用について、町長にお伺いいたします。

1点目、コロナ禍でイベントは縮小傾向でございますが、夏場に向かい、コロナ禍の現状など、状況の変化も予想されます。そういった予測もできる状況での令和3年度の日の出公園駐車場の整備についてお伺いいたします。

2点目、広い駐車場用地でもあり、例えば奥のほ

うは別の使い方もあろうかと思いますが、今後の整備計画についてお伺いいたします。

3点目、これは3年度、予算編成がなされておりますので、こういったことを書いているのですが、読ませていただきます。令和3年度において駐車場の整備を見送るのであれば、未利用財産として利活用の基本方針を示すべきだと思うが、いかがですかということでございます。

以上で質問の朗読を終わります。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 10番今村議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、令和3年度当初予算に関する2点の御質問にお答えいたします。

1点目の、予算編成方針に関する御質問ですが、具体的な新年度予算編成にかかる作業については、前向山町長のもとで、昨年10月16日開催の臨時課長会議の中で、予算編成方針、スケジュールが組織決定され、予算編成作業がスタートしたところです。

また、令和3年度予算編成に関する基本的な考えとして、編成期間中に町長選挙が執行され、その編成作業については新たな町長に引き継がれることを想定したものと進めてきた旨の報告を受けたところであります。

予算編成方針については、さきに送付させていただいた予算説明資料の中で記載しているとともに、先日の町政執行方針の中で所信を述べさせていただきましたので、改めて述べさせていただくことは控えさせていただきますが、私自身も昨年の3月までは町職員だったこともあり、現在の地方自治財政を取り巻く状況、第6次総合計画に基づくまちづくりの方向性並びに喫緊の町立病院改築事業を初め、今後対応していかなければならない様々な課題については、認識を同じにしていたところであり、それらを踏まえた上で、さきの町長選挙において、新たに町民の付託を受けた活力あるまちづくり、魅力あるまちづくり、持続可能なまちづくりの実現に向けた思いを持って予算編成に努めたところであります。

次に、2点目の、重点指向した事業に関する御質問ですが、議員も御承知のとおり、現状のまちの財政状況については、経常収支比率が90%程度となっており、予算編成の自由度がかなり制限されている中で、いかに町民の皆様の求めに応えていくことができるのかということになりますので、新たな事業を展開していくためには、その財源を確保する必要があります、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドが必要となるところであります。就任からの短い期間の中で、予算編成の中において、新年度予算への

計上には至っていないところでありますが、令和4年度以降において反映できるよう、内部での検討を指示しているところであります。

なお、町立病院改築事業に伴い、現子どもセンターの取り壊しが必要となることから、発達支援センター機能を旧町立病院看護宿舎への移転に要する改修費用が当初予定されておりましたが、改めて子どもセンター機能の移転先を含め、再検討するよう指示したところから、当初予算における当該改修費用の計上を見送ったところであります。

次に、2項目めの、公約の実現とまちの財政状況に関する御質問ですが、議員からの質問にあります、町立病院の改築を初めとした七つの政策を実現するためには、多くの財源確保が必要になることは十分認識しており、今後、それらの実現を果たしていくためには、既存の事務事業のほか、老朽化している公共施設への対応、今後も想定される災害対策、防災対策などを含め、限られた財源の中で、優先順位を定めながら、十分検討を重ねるべきものと捉えております。

その中で、持続可能な地域づくりのためには、安定した財政運営が基礎となることから、その指標となる健全化判断比率についても注視する必要があります。各比率については、事業の規模により算出されることから、現時点では、七つの政策に基づく各事業の規模や財源確保についてはこれからの検討事項であることから、求められた御質問に全てお答えすることはできませんが、参考までに、既に改築に向けて準備を進めております町立病院改築事業に関しては、現時点において、その整備規模を37億円程度と見込んでいることから、うち33億円を企業債による調達とし、想定しますと、既に報告しております平成31年度決算に基づく実質公債費比率及び将来負担比率の算定数値に基づく試算では、実質公債費比率では、実績値7.5%から10.8%程度に、将来負担比率では、実績値40.6%から110.7%程度にそれぞれ数値が上昇すると見込んでいるところであります。

なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字決算となった場合の数字であり、影響はないものとしております。

いずれにいたしましても、町立病院改築に関する事業については、令和3年度において基本設計を予定しており、その結果により整備費用が定まっておりますので、他の公共事業を含め、常に将来的な見通しについてシミュレーションを行いながら、限られた財源の中でまちづくりを進めていくことが極めて重要と受けとめておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの日の出公園駐車場の整備について、関連がありますので、一括してお答えいたします。

駐車場整備につきましては、本年4月には入札を執行し、ラベンダー開花時期までには整備を終える予定で進めてまいります。

利活用の関係であります、長年の課題でありました駐車場が整備されることで、イベント時などにおける来園者の利便性向上と、近隣地域への迷惑解消に努めてまいります。

また、トレイルラインやヒルクライムなど、現在の駐車場を発着地点としたイベントなどは、新たな駐車場の確保により、一層の充実が期待されるほか、一定のスペースがありますので、イベントの内容によっては、必要な面積をその会場として使用することも可能と考えています。

いずれにいたしましても、日の出公園の利用促進に向けて様々なアイデアに添えていけるよう、柔軟に活用してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） 再質問させていただきます。

まず、令和3年度当初予算における町長の思いの実現状況と町の財政運営についてであります。

方針等についてでございますけれども、町長御存じのように、一般質問の我々が出している原稿用紙の締め切りの後に町長の執行方針等が配付されますので、町政執行方針をより詳しく伺うことができると判断してここで質問したわけでございます。

ただ、今回の私たちのこの質問で、新たに町長の付託を受けた活力あるまちづくり、魅力あるまちづくり、持続可能なまちづくりの実現に向けた思いを持って予算編成に努めたところであると述べられました。方針の主なもの、今回のこの答弁を含めまして、予算説明書、これは事前にもらっていたのですけれども、本分の予算書等は後で来たと先ほど述べましたけれども、これらの方針に基づいて、私も議会広報の原稿をまとめなければいけないので、これらの方針に基づき、事務局に原稿を提出するというのでいいかということをもっと簡単にお聞きしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 10番今村議員の御質問にお答えいたします。

私の執行方針、さきにお配りいたしました執行方針をもとに、活力あるまちづくり、魅力あるまちづくり、持続可能なまちづくりというものを広報に記

載してよろしいかという御質問だと思いますので、そのとおり広報に記載してもらって何ら問題はございません。よろしくお願いいたします。

○議長（村上和子君） 10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） どうもありがとうございます。

非常に肯定的にお話をしていただき、ありがとうございます。本当に町長、方針を示すのも、どういう分野でも大変だというふうに思っております。また、方針を計画に反映させるのはもっと大変かなと。さらに、それを今後実行に移していくのはもっと大変かなというふうに思ったということを思量しております。

次に進めさせていただきます。

2点目に入ります。

町長に就任されて数か月後という短期間なのに、町長の思いの重点指向した事業について伺いました。その答えによりますと、町の財政状況は、経常収支比率が90%程度となっていて、予算編成の自由度がかなり制限されていると。こういった中で、何とか町民の皆様の求めに応えていきたいという町長の誠実な人柄の答弁がございましたけれども、その答弁に基づいて、ただ、新たな事業を展開していくためには、その財源を確保する必要がある。スクラップ・アンド・ビルトが必要となるとのことでした。そして、町長の思いについては、就任後から短い期間の中での予算編成の中で、新年度予算への計上には至っていないということを確認させていただきましたが、それでよろしいか、ひとつお願いします。

ただ、昨年の10月16日の臨時課長会議等で方針等を示されて予算編成がスタートした。いわゆるある程度ルールが敷かれていた中で、3年度は乗っかっていかなければいけないというふうに私は判断したのですけれども、それらも含めてお願いいたします。

また、そう言いながら、子どもセンターの取り崩しが必要なことから、発達支援センター機能を旧町立病院の看護宿舎への移転に関する改築費用が当初予定されていたけれども、改めて子どもセンター機能の移転先を含め、再検討するよう指示したと。非常に限られた財政の中で、ある程度決まっていて、自分もその課題等に対しては全く同じだという認識を示されましたけれども、こういった指示事項も出されているということも確認しています。

それで、公約等につきましては、財政状況や議会の議決など、いろいろな制約事項もあるが、今後、町長の思い、公約を実現、あるいは検討されていくと、今後というのは1年をかけて、令和4年度から

と。町長の思いは令和4年度からやっていくのだということもあわせてよろしくお願いしたいと思えます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 10番今村議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

令和3年度の執行方針は、昨年の私が就任する前に大筋決まっておりましたが、予算全体を見ましても、継続していく事業がかなりあります。ですので、首長が、町長がかわったからといって100%変わるものでもありませんし、継続していくものは継続していかなければ、自治体として、まちとして成り立っていきませんので、そういう意味で、前町長から引き継いだ部分、町立病院など、これについては、私が就任した後も、予算査定の中でしっかりと新築、改築に向けてとり進めて、進んでいくように予算査定をいたしましたし、先ほど議員の御指摘もありましたように、子どもセンターの移転につきましては、旧看護宿舎の改修を予定していたところですが、これはゼロベースで、移転先等を含めて予算計上には至りませんでした。令和3年度に検討するという方向で検討しております。

そのようなことで、令和3年度についても、ある程度私の新町長意向といいますか重点指向は、限定的ではありますが、反映されたのかなと、このように考えておりますし、将来的な公約の実現につきましては、制約といいますか、やはり経常経費の比率が90%を超えていますので、何もかも全部一遍にすることは到底不可能でありますので、その中で財源を確保しながら、そして優先順位をつけながら、年数はかかるかもしれませんが、公約の実現に向けて、スクラップ・アンド・ビルド等含めて、財源を確保することもそうです。優先順位をつけて、そして公約実現に向けて頑張って邁進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） 大変忙しい中でも、ある程度自分の考え方を反映できたということを確認いたしました。令和4年度以降に町長の思いを反映するというところで、もう少し具体的に確認したいなところは、内部の検討も指示された。その内部の検討について、何か具体的な事務事業等を示されたならば、それを教えていただきたいというふうに思えます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 10番今村議員の御質問にお答えいたします。

子どもセンターの件かと思いますが、内部に指示したのは、当初見込んでいた修繕を取りやめて、ゼロベースで、場所等も分散、集中、それら含めて、ゼロベースで、そしてどのようなものが一番町民のためになるか、予断なく検討するようにということで指示しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） 非常にそういったところは1年かけてやっていくと、なかなか厳しい、難しいところもあるというふうに思います。

質問を変えさせていただきます。

まちの財政状況について伺いいたします。

地方公共団体は健全化判断比率、先ほど述べましたように、実質公債費比率から将来負担比率まででございますけれども、四つですけれども、いずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末尾までに財政健全化計画を定めなければならないというふうになっています。

ということで、ともすれば、町長、公約したというのですか、非常に多くの事業のラッシュに耐え得るのかという思いで、こういったことを確認するために質問させていただいているわけでございますけれども、町長はこう言われました。厳しい財政運営の中で、参考として、既に改築に向け準備を進めている町立病院改築事業については、現時点で整備規模を37億円程度と見込んでいて、そのうち企業債は34億円を調達するとして、町立病院の改築を想定すると、実質公債費比率上昇は、私も実質公債費比率というのは非常に注意しなければいけないと思っているのですけれども、その実質公債費比率では、試算では10.8%に数字が上昇するが、早期健全化基準の25%、財政再建基準では35%にはまだ大丈夫であるというふうに、非常に信頼を得て、自信を持たれているなということをおもいました。そのように判断してよろしいのか。

また、今後、既存の事務事業のほか、老朽化している公共施設への対応、今後も想定される災害対策、あるいは限られた財源の中で優先順位を定めながら七つの政策についてシミュレーションの検討を重ねていくということで、再度確認したいのは、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 10番今村議員の御質問にお答えいたします。

公債費比率が、病院を改築した場合、シミュレーションによると10.8%で、25%にはほど遠い

ので、公債費比率だけを見れば問題はないのですが、財政ですので、現在でもそうなのですが、経常経費が9割程度ありますので、この数字がクリアできているからすぐ公約実現できるか、将来の必要となる建物の改築、公共のインフラの改築にすぐ問題なく進めるかという、なかなかそうもいかず、やはり健全化を維持しつつ、自由度が下がっていますので、その辺をうまくクリア、難題ではありますが、クリアしていかなければ、私の公約もおろか、将来必要となってくる施設の改築も厳しいのかなと、そのような認識であります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） 了解しました。

今後、大きな公共投資を予定されている中、中長期的な見通しをしっかりと見据えられておられるだろうということを確認させていただいたというように判断します。

先ほども言いましたけれども、財政健全化判断比率の中で、やはり実質公債費比率、まちの借金に対するやつですけれども、これが私も重要だなというふうにとらえております。また、町長言われましたように、経常経費が硬直化していると。そういった中で、非常に頑張っていかなばいかんのかなと。しかししっかりとやるぞという意気込みを確認いたしました。

一般会計との公債費による財政負担の度合いを判断する指標だから非常に大事だということですが、先ほども述べましたが、御存じのように、この値が早期健全化基準以上である場合、25%ですね、には、財政健全化計画を定めなければなりません。また、もっと上の概念である財政再建基準以上、35%以上になった場合には、当該財政判断比率を公表した年度の末尾までに、今度は財政再生計画を定めなければなりません。こういった健全化の判断比率をしっかりと考慮して、中長期的な事務等を考えておられるということでございます。

そこででございますけれども、実質公債費比率についてでございますけれども、これは同僚議員も質問されていたのですけれども、実質公債費比率に非常に関係のある、町が過疎地域に指定されて、過疎債を発行できるようになると、実質公債費比率はどのように影響してくるのか。功罪含めて、何かございましたらお願いしたいと。これは、例えば町民の方は、初めてまちも過疎地域に指定された、今後ではどのようになっていくのだろうと。財政規模等をもっとふやしても大丈夫なのか、過疎債というのはどれぐらい国が面倒見てくれるのか、そういったと

ころをお願いしたい。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 10番今村議員の御質問にお答えさせていただきますが、過疎債につきましては、基本的に、例えば単純に病院で考えますと、ルール上は企業債の2分の1までが過疎債の発行が、ルール上はそこまでの発行ができます。ただ、国全体の過疎債の予算は四千数百億円だったと思いますけれども、年間の過疎債が。それが今、33億円、企業債の発行を予定していますよという中で、2分の1の16億5,000万円を認めていただくかどうかというのは、またこれは別問題になりますけれども、基本的に実質公債費比率につきましては、分母が標準財政規模でありますので、その中で公債費がどのような値になるのかということになります。

企業債でありますので、交付税の算定が25%になりますので、過疎債の場合は70%が交付税で見ただけということになりますので、後年度の財政負担が小さくなりますので、単純に計算しますと、本町の標準財政規模につきましては40億円から四十数億円ぐらいが分母になりますので、まちの持ち出しが単純に4,000万円増えますと、1%公債費負担比率に影響するということになります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） 了解。確認いたしました。

次に、日の出公園駐車場の整備について質問させていただきます。

令和3年度の日の出公園駐車場の整備につきましては、ラベンダー開花時期までには整備を終える予定であると。あるいは、近隣地域の迷惑解消に努める。利活用についても、イベントの内容にもよるが、必要な面積をその会場として使用することも可能と考えているということでございます。そういったことを確認させていただきました。

そこで、質問なのですが、日の出公園の利用促進に向けてのアイデアに添えていくということでは、そのアイデアに添えていくという具体的な方策はどのように考えておられるのか、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 10番今村議員の御質問にお答えしたいと思います。

日の出公園の駐車場の利活用のアイデアというのは、まず、本来目的といいますか、日の出公園に来

るための人の駐車場ということで、日の出公園の魅力、キャンプ場も含めて、多くの人が訪れてくれるような、イベント等を含めて、夏の時期に限らず、冬も含めてですが、イベント等を含めて魅力づくりに努めてまいりたいと、そのように思っています。そのほか、まちが協賛するヒルクライムとか、その他のスポーツイベントの発着地点としてのことを想定しているのですが、そのほかにも、駐車場を利用してそういう何かイベントができるのであれば、どんどん利活用していただき、まちづくりに資していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。再質問ございますか。

10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） 町民の意見を確認しながら、あるいは聞きながらやっていくということではよろしいですか。

町長も、議会で可決して、取得計画がなされたならば、急いで活用方法を考えていかなければならないということも言われております。

そこで、中期、あるいは長期的な計画作成、これも私も最初、質問させていただいたのですが、そこをちょっともう一度確認したいと。第6次総合計画がございます。計画等をつくれればつくと、計画倒れになってしまつて、大変な思いもすると思います。ただ、駐車場の整備計画、今後、とりあえず今年度はラベンダー開花時期までに砂利が何かで平らにすると。その後の整備計画というのはある程度示していかなければならないと思うのですが、その整備計画について最後に質問したいというふうに思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 10番今村議員の日の出公園駐車場の整備計画についての御質問かと思いますが、今村議員御指摘のとおり、今年度につきましては、基本的には砂利で整地して、駐車場として利用できるところまでは整備しようと思っておりますが、将来的な整備計画については、まだ現段階では持ち合わせていないところであります。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

以上をもちまして、10番今村辰義君の一般質問を終了いたします。

次に、11番小林啓太君の発言を許します。

○11番（小林啓太君） 私は、さきに通告した新規就農政策に関して、1項目5点の質問を町長にいたします。

上富良野の基幹産業である農業について、農家の

なり手不足を解消する上で、また、上富良野への移住、定住を促進する上でも、新規就農希望者に対して、適正な情報提供、サポート体制が必要であると考えています。

そこで、町長に対して、まちとして以下の点にどのような方針で取り組む考えであるか、お伺いします。

まず1点目は、新規就農者の募集についてです。

新規就農を促進していくことがどのようにまちの発展に寄与すると町長はお考えか。また、どのような点を強みとして上富良野農業をPRしていくべきと考えているか、お伺いいたします。

2点目は、研修先についてです。

研修の受け入れ先は、現状、どのように紹介しているのか。また、研修生を受け入れてくれる農家をどのように増やしていくお考えか、お伺いします。

3点目は、研修後の土地の取得に関してです。

研修後、営農するための土地を見つけることが新規就農者にとって大きな課題であり、不安になっていると考えますが、就農希望者に対してどのように希望に沿った土地とのマッチングを行っていく考えか、お伺いします。

4点目は、上富良野町独自の就農から営農までのサポート体制に関してです。

同一の研修先以外にも、様々な農家での農業体験などの交流が行われることが、より広い視野に立った営農を可能にすると私は考えますが、上富良野独自でそのような仕組みをつくることは可能かどうか。

また、現在、まちで行っている新たな農業担い手育成等支援事業内で、研修を受け入れてくれる農家者に対して年間120万円の助成というのがありますが、研修のプログラムに応じて助成先を複数に分割して助成することなども可能かどうか、お伺いします。

5点目は、地域おこし協力隊制度を使った農業支援員制度の運用に関してです。

農業支援員制度を活用している自治体では、就農希望者にとっても受け入れる自治体にとってもメリットが高い制度であると聞き及んでいます。上富良野町でも農業支援員制度を活用することは可能かどうか、お伺いします。

以上、1項目、5点よろしくお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の、新規就農政策に関する5点の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の、新規就農者の募集についてですが、本町の基幹産業は農業であることから、新

規就農対策や経営継承の推進は極めて重要であり、まちの持続的発展に大いに寄与するものと考えております。

まちでは、新たに農業経営を志望する者に対しては、新たな農業担い手育成等支援事業などの町独自の補助制度について、ホームページなどを通じて情報提供を行っているところであります。

また、新規就農者のニーズに応じて、土地利用型や施設園芸など、様々な農業体系によりなりわいとして成り立つこともPRしてまいります。

本町は、農業王国北海道の中にあっても、寒暖差が大きい内陸性気候から、豊富で質の高い農畜産物が生産されています。また、富良野、美瑛という国内有数の観光エリアでもあり、それぞれの持つ能力を有機的に連携していくことで、大きな発展が見込まれることも大きな強みとして発信してまいりたいと考えております。

次に、2点目の、研修先についてですが、町内の指導農業士、農業士を中心に、新規就農者の耕作予定作物及び栽培技術を学びたい作物を栽培されている農家さんに受け入れの紹介を行っているところであり、指導農業士、農業士の推薦を推進し、研修受け入れ可能な農業者の増加を図ってまいります。

次に、3点目の、研修後の土地の取得に関してですが、本町の農地については、各地域において、農用地利用改善組合が農業委員と協力して担い手農家へ集積を行っているところであり、新規就農希望者が耕作する農地については、地域の情報収集を行っている状況であります。

新規就農希望者においては、研修受け入れ農家など、地域農業者との連携を図り、地域行事、地域で行う共同作業へ積極的に参加するなど、信頼関係を構築することが必要であります。また、農業委員を初め農業関係機関の方々から信頼を得ることにより、希望に沿った条件の土地の賃貸借または取得につながるものと思われます。

次に、4点目の、上富良野町独自の就農から営農までのサポート体制に関しましては、現行の新たな農業担い手育成等支援事業による研修受け入れ先について、研修計画により、複数の農業者での研修を受けることも可能であり、農業経営改善支援センターにより指導、助言及び相談に対応させていただきます。

最後に、5点目の、地域おこし協力隊制度を活用した農業支援員制度の運用につきましては、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定

着を図る取り組みであります。他の市町村で実施状況について調査、研究を行い、メリット、デメリットを整理してまいりたいと考えていますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） まず、1点目の新規就農者の募集に関してですが、町長の御答弁から、まちの持続的発展のためには極めて重要な課題であると確認させていただきました。

上富良野の農業形態の中にも、大規模な工業型農業と、小規模で多様な農業が存在していると考えます。

そこで、規模の大小を問わず、新規の農業者育成は重要であるという認識で間違いがないかどうか、確認させていただきます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

規模の大小を問わず、新規就農、後継者、担い手育成、これは重要なことと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 御答弁の中でも言われていたように、本町は寒暖差が大きいことから、さまざまな質の高い農畜産物が生産されています。

一方で、何でもつくれる、何でもおいしいからこそ、外から見たときに、上富良野といえばこの作物という特徴が少しばやけてしまっているように感じられます。

そこで、町長が今後まちとして力を入れて奨励したい作物やPRしたい作物などがあるかどうか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

上富良野の農産物につきましては、議員の御指摘といたしますとおっしゃっており、何でもおいしい、何でもとれる。そんな中で、これというブランド化ということについては、今後の課題になるかなと思いますが、一つ、まちの取り組みといたしましては、ふるさと納税の返礼品を通して、ブランドまではいきません、富良野メロンということで、そこをブランドと呼んでいいのか、ちょっとまだあれなのですが、上富のブランドまではいかなくても、特産品としてかなり認知度が上がっているのかなと、このように感じております。

あと、PRしたい作物、それらについては、すみ

ません、全く私、農業を外から見ている者ですので、これは業務に農業に携わっている皆さんから、こういうものがある、こういうものはどうか、御提案をいただければ、検討していきたいなど、そのように思っております。皆さんの御意見をお聞きしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 町長はさきに行われた執行方針で、上富良野の定住を促す上でも、学生の卒業後の働く場所の確保の重要性に関しても言及されていたかと思います。一方で、なり手不足という、まさに担い手を欲しているのが農業ではないかと考えます。そこで、非農家家庭であったとしても、卒業後に上富良野で農業をしたいと思ってくれる学生がいれば、こんなにうれしいことはないと思います。

そこで、仮の話にはなってしまいますが、もし仮に上富良野の学生が卒業後に上富良野で農業がしたいとまちに相談に来た場合、どういう対応になるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（村上和子君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 11番小林議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

上富良野町内において、高校等を卒業された後、農家の子弟等でなく、就業したいというような方の相談が来られた場合については、まちにおいて設けておりますいろいろな施策について説明するとともに、新規就農するためには研修が必要でありますので、まずはそちらの研修を行う場所等についての相談を行い、研修受け入れ先農家において研修等を行った後に、いろいろな制度を活用して、新規就農に向けての助成をしていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） この点に関して、もしそういう高校を卒業した後とかで就農したいといった場合でも、一般的に新規就農したいと言われる方と基本的には同じような対応になると認識しました。

ただ、この点に関して、もししっかりとした魅力のあるそういう仕組みが既に上富良野に存在すれば、町外から来る方以外にも、例えば上富良野高校などで進路を相談する際に、こういった募集がかけられるのではないかなと思いますが、そういう意味でも、新規に就農したい人を募集していく上で、しっかりとした上富良野独自の研修プログラムとい

うのを作成していく必要性があると感じるのですが、その点に関して町長の意見をお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

上富の独自の、今も就農される方のサポートはございますが、そのほかにも、議員言われるように、魅力ある独自の政策があれば、町内の方、非農家出身の方に限らず、町外からも人が確かに呼べるかなと、いいサポート体制を含めて、それらについては、現在は今やっているものなのですが、将来的に、今後、調査、研究、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今の町長の御答弁からも、まずはいろいろな仕組みをつくる上でも、欠かせないのが、研修を受け入れてくれる農家さんの協力だと認識しております。

町長の御答弁に、町内の指導農業士、農業士を中心に、新規就農者の耕作予定作物及び栽培技術を学びたい作物を栽培されている農家さんに受け入れの紹介を行っているとなりましたが、まず1点、確認したいのが、指導農業士や農業士ではなくても、研修生を受け入れられるという認識ですが、間違いないかどうか、確認させていただきます。

○議長（村上和子君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

まず、上富良野町内におきます指導農業士さんについては2名、農業士さんについては9名の方がいらっしゃいますが、研修受け入れ条件としましては、国の補助事業等における支援をいただく場合については、それなりの交付要件を満たす必要があることから、受け入れ農家さんについてもその条件を満たす方が受け入れ農家となることができるというのがあります。ただ、うちの独自で行っています事業につきましては、その作物、希望する栽培作物等の経験豊富な農家さんに打診しまして、受け入れが可能かどうかについては相談していきたいということでありますので、それぞれの作物における経験を重要視しまして、受け入れの相談をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） では、指導農業士や農業士の資格があればいいが、それ以外の方でも経営者

は受け入れられるという認識をいたしました。

今後、どういうふうに研修受け入れ先をふやしていくかという私の質問に対して、指導農業士、農業士の推薦を推進し、研修受け入れ可能な農家の増加を図っていくというふうに御答弁いただきましたが、研修の受け入れはあくまで指導農業士等ではなくてもできるが、今後、どういうふうに研修先を増やしていくかというのに関しては、あくまで指導農業士、農業士の推薦を軸に考えているのか、確認させていただきます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今後の受け入れ先の拡大につきましては、農業士、指導農業士を中心に、それ以外の方も可能ですので、含めて、それを中心に、議員おっしゃるとおり、受け入れ先を増やしていこうと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） では、実際には指導農業士、農業士の推薦と並行して、そうでない方でも研修を受け入れてもらえるようにまちから要請するというような内容だったと今受け取りましたが、もう一度、その内容で間違いないか確認させてください。

○議長（村上和子君） 農業振興課長。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

小林議員言われるように、指導農業士、農業士を中心に、受け入れ農家は要請していきたいと思いますが、それ以外の農家さんについても、受け入れることを可能になるように、御相談していきたいというふうに考えております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） では、それらを総称して研修受け入れ先農家と呼ばさせていただきますが、現在の研修受け入れ可能な農家さんで、新規就農希望者の多様なニーズに対応し得るとお考えかどうか、お聞かせください。

○議長（村上和子君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 小林議員の御質問にお答えいたします。

現在の農家さんの数で研修受け入れ希望がかなうかということでございますが、今のところ新規就農希望されている方については1名でございますので、十分可能だと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 1 番小林啓太君。

○1 1 番（小林啓太君） 希望した方を受け入れるのは可能かどうかではなく、希望される様々なニーズに対して対応し得るとお考えかどうかという質問だったのですが、上富良野に新規就農したいと来られて、例えばいろいろ既にこういう作物が作りたいたか、こういうふうな規模で農業をしたいなど、そういうニーズに対応し得るような研修先が確保されているかどうかを確認させていただきます。

○議長（村上和子君） 農業振興課長。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 1 1 番小林議員の御質問にお答えします。

大変失礼いたしました。新規就農希望者のそれぞれのニーズに沿った受け入れ農家は、そのニーズが何であるかによりますが、十分可能だと思っております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 1 番小林啓太君。

○1 1 番（小林啓太君） 現状でニーズに対応し得るのであれば、逆に言うと、これ以上増やす必要もないのではないかという印象を受けますので、あくまでこれからもっと多様なニーズが出てくると仮定して、かつ研修受け入れ先をどうやって増やしていくかということですが、町長の御答弁で強く言われた、指導農業士、農業士の方を増やしていくためには、本人たちにとって、指導農業士、農業士になることに対するメリットが感じられないと、なかなか推薦も受けてもらえないのではないかなと感じますが、現状、どのようなメリットがあるとお考えか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 農業振興課長。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 1 1 番小林議員の御質問にお答えします。

農業士、指導農業士になることによって、各農業士会、指導農業士会におきまして、いろいろな情報交換、あるいは研修等も行われているところでございます。今後の農業経営において、十分ないろいろな情報等の収集を行うにおいても、また、経営の栽培技術の向上に向けましても、その認定を受けることにメリットがあるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 1 番小林啓太君。

○1 1 番（小林啓太君） では、この点に関して最後に、では具体的にどのように指導農業士、農業士

の推薦を受けてもらえるようにしていこうと、農業士、指導農業士を増やすためにどのようなことをしていこうと具体的にお考えなのか、お聞かせください。

○議長（村上和子君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 1 1 番小林議員の御質問にお答えします。

指導農業士、農業士の認定に向けての相談でございますが、常日ごろから各農業者の方とはいろいろな相談でお会いする機会がございます。そのお会いする機会を通じまして、それぞれの農業士、指導農業士への認定に向けて御相談を今後推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 1 番小林啓太君。

○1 1 番（小林啓太君） では、3 点目に、新規就農者の土地の取得に関して再質問いたします。

現状、離農地に関しては、順序として、まずは農地法第3条の申請を使った直接交渉、次いで地域内募集、次に町内募集、最後に新規就農者に対する募集という順番であり、新規就農者に対する募集は最後になってからと認識していますが、その認識で間違いがないかどうか確認させていただきます。

○議長（村上和子君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 1 1 番小林議員の御質問にお答えいたします。

農地の取得方法につきましては、今、小林議員が言われたとおり、農業経営基盤強化法によるものと、農地法第3条による取得方法がございますが、必ずしも新規就農者が最後になるというものではなくて、まずは地域における改善組合さんにおいて、もし離農者等の土地が出た場合については、各地域において利用調整を行い、その後、各地域において利用調整ができない場合については、全町にこういう農地がありますというようなお知らせを行いまして、全町からその農地の賃貸なり取得の希望をお伺いすると。ただ、どうしても新規就農者の方が必ずしも一番最初にそういう希望する農地を取得するという点については、いろいろな条件をクリアしないと、なかなか今の段階では難しいのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 1 番小林啓太君。

○1 1 番（小林啓太君） 今の御答弁で、新規就農者が必ず最後ではないが、先に来る場合は、各地域での利用調整のときに、やはり本人が候補に上がるような状況になってはいけないというふうな解釈で

よろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 11番小林議員の御質問にお答えします。

小林議員言われるように、必ずしも新規就農者の方が一番最後になるということではなくて、地域における利用調整の中において、新規就農者の方にも取得の、あるいは賃貸借を受ける可能性はあるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 町長の先ほどの御答弁では、本町の農地については、各地域において農地利用改善組合が農業委員と協力して担い手農家へ集積を行っているところであり、新規就農希望者が耕作する農地については、地域の情報収集を行っている状況であるとありましたが、ここでいう新規就農者が耕作する農地についての情報収集とは、具体的にはどのような情報収集のことか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 11番小林議員の御質問にお答えします。

小林議員、今言われましたとおり、各地域においての農用地利用改善組合において、当町においては、農地の利用集積等行っている状況でございます。新規就農者が就農できる農地というのは、地域において利用集積の状況の結果、受け手がなかなか見つからないといったような状況の中において、新規就農者にこういった土地があるよというような情報を農業振興課において取得して、その情報をお伝えするということになるかというふうに思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） では、事前に新規就農希望者がいることを前提に、土地の情報収集も行っているということですが、まずは新規就農するタイミングより先に研修を2年間受けるということになっておりますが、作物によっては向き、不向きな土地もあると理解しています。なので、可能であれば、営農予定の作物に合った土地の取得や賃貸を前提に研修をスタートできるのが理想であると思いますが、そこで、前述の地域の情報収集したものを前提に研修先を決定することも可能であるかどうか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 11番小林議員の御質問にお答えします。

そういう情報収集した土地に向けた作物等を耕作

するという受け入れ農家先で研修するということは可能だと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） つまりそれは研修先を選ぶ、考える際に、既にそういう将来的に離農されるであろう土地の情報が研修生にも共有されるということでしょうか。

○議長（村上和子君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 11番小林議員の御質問にお答えします。

将来、受け手がいない農地等が出てきた場合において、そういった情報を農業振興課のほうからお伝えして、その土地に合った耕作作物で、その耕作作物を栽培されている研修受け入れ農家さんを紹介していきたいというふうに考えております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） では、土地の件に関して最後に、研修生に対して、特定の農業委員の方が個人的なアドバイザーのような相談役になることなどは有効に働くのではないかと考えますが、そのような制度をつくることは可能かどうか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 小林議員の御質問にお答えいたします。

新規就農者の方に対するアドバイスにつきまして、農業委員さんを初め各関係農業機関、普及センター、それからJAさんを含めた支援体制の中において、新規就農者の方に対してアドバイスを行っていきたいというふうに考えておりますし、また、その土地の地域において、その地域にいらっしゃる農業委員さんのほうからアドバイスは、改善支援センターの中に担当農業委員さんが入られておりますので、その農業委員さんからアドバイスを受けることは可能だと思います。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） では、4点目の、上富良野町独自の就農から営農までのサポート体制に関して、町長に再質問します。

私は自身の経験や様々な方へのヒアリングを通じて、選択肢の一つとして、特に初年度において、複数の農家で研修を受けられることが、就農予定者、研修受け入れ農家双方にとって多くのメリットがあると考えています。就農予定者については、様々な作物や農家による違いなどを学べ、その中で自分の希望に合った営農計画を立てることを可能にすると

考えます。

一方、研修生の受け入れに関して、一度ある程度のお試し期間を設けることで、双方にとって前向きなマッチングが可能になるのではないかと考えます。

また、さきに話した土地の問題、信頼関係づくりを考えたときにも、さまざまなエリアで研修ができることによって、いろいろな地域とのコネクションや情報収集ができると考えています。

ただ、御答弁いただいた内容からは、あくまでまち独自の支援事業は、制度としては対応し得るが、本人がみずから希望し、関係機関と計画を策定することを前提としているような印象を受けました。農業未経験者がみずからその方法を思いつき、独自に計画を立て、各農家と交渉に当たるということはあまり現実的ではありません。むしろまちにそのような仕組みがあれば、新規就農候補地として上富良野が選ばれやすくなるのではないかと考えますが、あくまで選択肢の一つとして、町長自身は複数の農家で研修を受け入れる仕組みづくりに関してお考えをお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

複数の農家、農業者で、研修をみずから受けたい、そういうニーズがあれば、まちづくりの観点からも、そういうニーズが多ければ、今後、既存の制度なりを改善するのかなども含めて、そういうニーズには検討するよう調査、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

11番小林啓太君。

申し訳ありません。昼食の休憩といたしたいといます。

再開は13時といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村上和子君） 昼食前に引き続き、会議を再開いたします。

小林啓太君の再質問から始めます。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 先ほどの私の上富良野町独自の就農から営農までのサポート体制に関して、私は複数農家で研修を受けられることなどが大変メリットがあるのではないかとというような御質問をした際に、町長のほうからは、もしそのようなニーズ

があれば、今後研究していくというようなお答えをいただいたかと思います。

私は、主に新規就農希望者が、まずはまちの窓口に来る段階では、そもそもどういふふうにしたら自分が一人前の農家になれるのかさえもあまり分かっていない状態で来られるものだと思っております。なので、町長のおっしゃるニーズに関しては、新規就農予定者から、こういう研修がしたいのだけれどもとか、こういう仕組みがあったらいいなということに向こうから言ってくれる御丁寧な新規就農予定者はあまりいないのではないかなと考えております。

なので、ニーズというものをどの時点でとらえるかという考え方の問題になってくるかと思うのですが、昨年、私事ではありますが、秋に札幌で開催されていた北海道新規就農フェアというものに参加してまいりました。そこでは45の市町村がそれぞれブースを出し、おのおのの市町村の新規就農者へ対する取り組みなどを御説明されているブースでした。これは私の私見ですが、あくまでまちとしての、こういう助成制度があるなど、制度の説明にとどまっている市町村のブースには、やはりあまり活気がなく、魅力を感じられませんでした。それよりは、うちのまちだったらこういう研修プログラムがありますよ、あなただったらこういうふうな研修プログラムで農家になれますよというようなことを御説明いただいているブースのほうが安心して自治体を選べるのではないかなという印象を受けました。

なので、町長がどういうものをニーズととらえるかではあると思うのですが、私は一つに、そのまちでしっかりと新規就農して、安定した自分の望む営農がしていけるように育ててもらえるような仕組みがあってほしいというニーズも確実に存在すると思いますが、そこに関してはどうしてもらえるのかどうか、確認したいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

私、先ほどの答弁で、ニーズという言葉を使わせてもらいましたが、今の再質問で、小林議員の言っていることがよく分かったといえますか、ニーズを把握することは当然ですけれども、まちとしてのPR、こっちから発信するもの、ニーズですから向こうからこっちに訴えてくるもの、そういうものの両輪をそろえて、初めてうまくいくのかなという、そういう御意見かと思えます。今の御意見を賜りまして、今後の研修制度にぜひ生かせるように研究していきたいと、このように認識しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） つまり町長のほうでも、まち独自の研修プログラムなどがあれば有効に新規就農者を獲得していくこと、もしくは町内で、これまでは農家をやってこなかったけれども、農家を始めたいと思うような方にも、そういった機会をさらに提供できるものであるというところで、考えがすりあわせられたのかと思います。

そこで、最後に5点目の、地域おこし協力隊を使った農業支援制度についてお伺いします。

地域おこし協力隊とは、御答弁いただいたように、都市地域から、まさに地域おこしに協力すべく、最長3年の任期でまちの様々な課題に取り組んでもらえる国の制度です。先ほどお話しした新規就農フェアに参加した際に、土別市の御担当の方からこの制度について伺い、その存在を知りました。その御担当の方から聞いたこの制度を、新規就農希望者に適用するメリットとしては次のようなことが挙げられていました。

まず、現在、一般的に新規就農者が受ける国の農業次世代人材投資事業の助成が2年であり、研修後に就農しなければ返還義務があるなどの条件が多い中、この制度は3年間の研修期間が設けられる上に、期間内に受け取れる費用も多く、任期終了後に改めて農業次世代人材投資事業で、そこからさらに2年間の研修も受けられることもでき、必要に応じて長期間の研修も可能になるということです。また、もし3年間の間に、新規就農とは違った形で農業に携わりたいと、例えば販売のほうであったりとか流通のほうなど、そのように違う形で農業に携わりたいと望んでも、助成金の返還義務のようなものがないので、望まない就農を避けられるなどのメリットもあるようです。

また、土地の取得に関しても、御答弁で、町長も地域との信頼関係構築が大切と言われていましたが、地域おこし協力隊としてまちの農業のPR事業などに携わる中で、地域との交流も増えると御担当の方から聞きました。御担当の方は、今後はぜひ夫婦でこの制度を活用してくれる方を誘致したいとおっしゃっていました。

そこで、あくまで選択肢の一つとしてではありますが、この制度を有効に活用すれば、まさに上富良野で新規就農したいと望む移住者に対して、まちとしてはどういう研修期間を送ってほしいかというスタンスも明らかにでき、先ほどお伝えした複数農家での研修など、一例ですが、取り入れれば、まさに上富良野ならではの研修プログラムを構築することも可能だと考えます。

ここまでで、町長に制度導入の可能性についてお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊の制度を使った農業支援の制度についてですが、答弁で述べさせていただいたとおり、もちろん今、小林議員が言われたようなメリットもありますし、デメリットといえますか、これは私としては、タイミングと言ったほうがいいかもしれません。現在、上富良野町においては、耕作放棄地というのがない、うまく集積されたり、後継者に経営移譲されて、今のところは耕作放棄地はないのですよね。つまり農地が、先ほど言われたように、先ほどの研修制度の農地取得のところにもちょっと関係してくるのですが、農地を求めてもなかなかあきがないといえますか、一方で集積されていきますので、そういった状況の中で、地域おこし協力隊を拙速にといえますか、入れると、将来的な就農が確保できないうちにこの制度を使うと、ただのといえますか、援農だけで終わってしまう危険性といえますか、そういうものをちょっと危惧してしまっていて、今の上富良野の農地の状態が10年、20年先も同じように耕作放棄地とか継承がスムーズにいくとは限りませんので、今後何年かすると、今集積されている農家の方もかなり耕作面積も、畑作でいえば50、60、70ヘクタール、田んぼでいえば20、30ヘクタール、かなり大型化、大型農業ももちろん数字的な根拠があるのかなのか、それをベースに言うつもりはないのですが、かなり集積されてきていますので、今後においては、そういう土地が新規就農の方にも流動的に回りやすくなっていくのかどうか、その辺を見越して、この制度は使ったほうがいいのではないかと現時点では考えているところです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。（発言する者あり）

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今の町長の御答弁に対して質問いたします。

今、町長が、例えばこの農業支援員制度などを取り入れる上で、上富良野に耕作放棄地など、そもそも新規就農希望の方が望んでも取得、賃貸借できるような土地がないのが心配であるという内容だったかと思いますが、もしそうであるならば、既存の農業次世代人材投資事業を使って新規研修を受けるほうが、2年間研修を受けた後に、すぐに土地を取得、賃貸借などをしなければ、その2年間の間に

受けた助成を返還しなければならないなどの制約が非常に強くなります。なので、どっちの制度というわけではありませんが、むしろ既存の制度をこのまま使い続けることのほうが、町長がおっしゃったような懸念が現実になってしまうのではないかと考えますが、その点、町長のお考えをお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

全くそのとおりで、既存の制度のほうが返還義務が生じて、リスクが高いというのはそのとおりです。ですので、その代替策、リスクを管理するために、地域おこし協力隊を、多分、かわりに制度として利用するという趣旨では、多分この地域おこし協力隊はないと思いますので、直接これがリスクがあるからこれというふうに、単純ではなくて、やはり新規就農する人の土地の取得が全くないわけではないので、かなり先ほど来から言っているとおり、農業委員さんたちとか地域の人たちの信頼関係の醸成とか、そういうことがあれば全く可能性としてはゼロではないので、まちとしてはそういう状況に、ゼロではないですけども、耕作放棄地とか、事業継承が今のところスムーズにいつていますので、これらの新たな制度については、もうちょっと時間といますか、様子を見てからと考えているところです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 実際に新規就農される方も、既存の国の事業で助成を受けることに対して、そういう不安だったり、もし何かあったときに返還しなければならないというリスクを多分に感じているというのは聞き及んでいます。町長がおっしゃったように、そもそもこの地域おこし協力隊を利用する本分は、そういうリスクを回避するといったものではないと私も考えますが、まず上富良野の今後の農業振興、さきにおっしゃっていた持続的発展を考えた際に、まず目を向けるべきは、新規就農が可能な潜在的な農業者の裾野を広げていくことがすごく有効ではないかと考えます。そうなった場合に、耕作放棄地が出た場合はその人にあっせんするなど、つまり既存の、2年たったから、このタイミングから土地を取得しなさい、賃貸しなさいだけではなく、その気になれば新規就農できるという方がまちに多くいらっしゃる状態というのは、非常にまちにとっても健全な状態ではないかと考えます。

なので、そのためにも、この地域おこし協力隊の制度は、3年たった際にすぐに就農しなくてもよ

く、仮にこの3年間の間で学び得たことで、新規就農とは違った形で農業に携わるという選択肢もでき、またそこから2年間、さらに研修を受けることもできという、さまざまな時間的な制約からも開放され、かつ、新規で就農を希望する方にもいろいろなプログラムを提供できるというメリットがあると考えております。

この上富良野において、そういう新規耕作地がすぐに出てくる状態ではないという現状を鑑みて、こういう潜在的に新規の就農できる方をふやしていくことが大事ではないかということに関しては、町長に同意してもらえるかどうか、考えをお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

全くそのとおりといえますか、潜在的に農業を担ってくれる人がまちに多くいることは全く異論のないところです。ただ、そこに地域おこし協力隊とかが絡んでくると、地域おこし協力隊の方は3年、その後2年とか、時間的なリミットがありますので、当然、その人たちが入れかわって、潜在者が入れかわっていくのかなと思いますし、初期に來られた方が3年なり5年たった後、チャンスに恵まれずに上富を去っていく方も、そうなるというのかなと。そこら辺の問題もちょっと意識してやりまして、今後においては調査、研究をとと思っていますが、基本的には、先ほど小林議員の御指摘のとおり、後継者なども含めて、新規に就農、後継者、そういう方の潜在的な数があるということが、今後の農業の発展に非常に寄与するものと私も考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） それでは、ちょっと確認というか、まとめになってくるのですが、この質疑応答で町長と考えがすり合わせられた部分としては、仮に地域おこし協力隊ではなかったとしても、やはりまちに潜在的に新規就農できる方というのを育てていくことが非常に重要であり、また、そういう人を育てていく上で、上富良野独自の魅力ある研修プログラム等があるのが今後望ましい姿であるということが、今回、この質疑応答で確認できたことだと思うのですが、まずその点に関して確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

私も、この質疑応答の中で、非常に共感する部分もかなり数多く、理解できる部分もあったのではないかと思います。特にまちの独自の研修制度などについては、調査、研究して、つくる、整えるだけではなくて、ニーズとペアでPRなども積極的にしていって、潜在的な後継者、それらの数を確保していくという点は認識を一致したところだと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） それでは、最後に御質問させていただきます。

私も非常に有意義な質疑応答ができたのではないかと今考えておりますが、今回、最後にお話していた、上富良野独自の魅力的な研修プログラムづくりなどは、地域おこし協力隊からの応用などでもできる可能性もあるのではないかと考えております。

最初の御答弁で町長は、地域おこし協力隊、農業支援員制度に関して、ほかの市町村での実施状況について調査、研究を行い、メリット、デメリットを整理していきたいと言われていました。具体的にいつまでに調査、研究を行い、メリット、デメリットを整理し、制度導入の可否を判断するのか、最後にお伺いして、質問を終了したいと思っております。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

調査、研究、他市町村の制度を聞き取りなどして、調査、研究することは、今すぐにでもこれはできることだと思っております。ただ、いつまでに制度として可否を判断するかというのは、なかなか難しいものがありまして、今すぐちょっと私、いつまでというのは持ち合わせておりません。その辺、ちょっと御了承願いたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

以上をもちまして、11番小林啓太君の一般質問を終了いたします。

次に、3番高松克年君の発言を許します。体調のほう、よろしゅうございますか。いかがですか。よろしいですか。

○3番（高松克年君） 大変失礼いたしました。

質問に先立ちまして、3月2日における地元での風雪害で、我が町でもハウスを主に被災された農家の皆様にお見舞いを申し上げます。

さきに通告しています2項目5点についてお伺いします。

農業分野においての人材育成、確保について。

農業が我がまちの基幹産業であり、持続可能な産業であることは今後も変わらないものと思っております。

第8次農業振興計画で示されている物理的、社会的要素から、生産の伸び悩み、販売額についても懸念されています。その現状を少しでも向上させるべく、まちにおいて取り組むべき方向性も示されています。

今後について、町長の公約にも含まれています政策的方策についてお伺いいたします。

第1点、農業を志す新規就農者に対し、農業準備や営農開始時の早期経営確立支援資金交付があるが、今後も継続した対応となっているのか、お伺いします。

2点目、自衛隊退職者への農作業技術取得の支援を行うなど、公約にありましたけれども、その他、農作業、酪農ヘルパーなどにも再就職しようとする者に対して、同等の支援を行い、人材確保が重要施策となると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

3、農業後継者、Iターン、Uターン農業者に対して、リカレント（反復、回復）教育は、進歩する技術、取得が必要とされます。施設園芸の海外技術研修、実習など、先進農業での研修など、実施が必要とされていますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

4、農業支援サービス事業育成が急務となっていると思っております。新規参入事業者のみならず、既存事業者による農業分野事業への拡大を含め、事業者の育成、支援、普及、啓蒙活動、高齢者事業団への参加者への支援も、今後、より人材確保には必要となると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

続きまして、2項目、多様性のある農業が必要と思っております。

スマート農業といわれる先端技術の現場農場への導入、既の実証段階に入った技術も日増しに増加してきています。各営農者が持つ、天候、土壌、各施設におけるデータの集積利用が重要となります。分析能力の教育、農業データ活用の促進、また、畜産経営体での労働負担の軽減、経営改善のために、ロボット、AI、IoTによる導入は進んできています。これらのデータの分析能力教育、データの利活用の促進は必要とされていますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

2として、府県でつくられている農作物が、近年、北海道でも、温暖化により栽培が可能な状況になってきています。外国からの特異な作物も地域特産物として地域ブランド化を目指すところもありま

す。まちにおいても、高収益作物としての指定作物もありますが、これに加えて、有望な作物として育てることができるものがあれば、栽培実験などの支援する可能性についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の2項目の御質問にお答えいたします。

まず1項目めの、農業分野における人材育成確保に関する4点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、新規就農者への就農準備及び経営開始時の支援資金の交付についてであります。これは国の農業次世代人材投資資金を活用した制度であり、就農前2年間の準備型、就農開始から最長5年間の経営開始型として資金支援を行うものであり、国が示す交付要件を満たすことができる、意欲ある新規就農を希望する農業者に対して、引き続き制度を活用した支援を行ってまいります。

次に、2点目の、自衛隊退職者への農作業技術取得支援につきましては、農業後継者や新規就農を目指す方と同様に、自衛隊退官者が農業分野において新たに就農を目指す場合などについては、新たな農業担い手育成等支援事業により、視察研修費用等を支援してまいります。

次に、3点目の、農業後継者等に対する教育支援についてであります。上富良野町集落協議会と必要な研修等について協議を行い、研修費用の支援等を引き続き実施してまいります。

最後に、4点目の、農業支援サービス事業の育成についてであります。既存事業者の農業分野への参入につきましては、技術継承のため、農業経験者の参加も不可欠となることから、どのような支援サービスがまちの農業にとって有効かつ有益なのか、研究してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、高齢者事業団への参加者への支援は、高齢者事業団の運営の趣旨が違ふことから、考えていないところであります。

次に、2項目めの、多様性のある農業に必要な支援に関する2点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、スマート農業を初めとした技術の利活用環境整備についてですが、スマート農業の技術はすさまじい速度で躍進しているところであり、農業の人材不足や経験不足を補い、誰でもできる農業を実現するものに近づき、水田、畑作に限らず、畜産部門でも多くの労働力軽減につながるものと期待しているところであります。

スマート農業の導入に関しましては、多くの経費がかかり、また、導入実績も少なく、まだまだ戸惑

いもあるものと理解しております。

データ利活用の環境整備は大変重要なこととは思いますが、自治体レベルで整備を行うものというよりは、国や大きな研究機関が主として行うものと受けとめており、まちとして環境整備は難しいものと考えており、国などにおける実証研究結果を大いに参考にさせていただきたいと考えております。

次に、2点目の、高収益作物の新規導入についてであります。有望視される作物があれば、農業者からの御意見をお聞きし、諮問機関である農業振興審議会や関係機関の意見を踏まえ、対応していくべきものと考えており、可能性を否定するものではありませんが、現段階では、栽培実験等の支援についてのニーズをお聞きしている状況にはないことから、早々の事業化は考えておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 1項目めからお話をお伺いしたいと思います。

この国における支援の制度は、年齢に制限はあるのでしょうか。それについてお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

国における農業次世代人材投資事業等の交付要件の中には、49歳以下の者というふうに交付要件が定められているところでございます。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それで、その要件に当てはまらない人を、例えば上富良野で営農がしたいといった場合には、この制度ではないのですけれども、ほかの制度でも受け入れることは可能なのでしょうか。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 3番高松議員の質問であります。国の制度につきましては、先ほど町長が答弁したとおりだと思います。それ以外の制度で受け入れることはあるのかということですが、それ以外の制度というものは持ち合わせておりませんので、今時点ではそういう制度は持ち合わせていないということで御理解賜りたいと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） その可能性も、今、ないということは言えないのかなと思うのです。ただ、上富の場合には、それがたまたま今までなかったのか、それともそういう制度外で、自力でという言

い方をしたらおかしいのですけれども、そういう方法で就農されていたのかなというふうに思いますが、令和3年度において、今現在のところで、新規就農の希望者というのは何人ぐらい確保されているのでしょうか。

○議長（村上和子君） 農業振興課長。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

令和3年度からにつきましては、現在、研修を希望されている方が1名いらっしゃるところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 農業農村実践プランの中で、研修に必要な指導要員育成、支援研修拠点の施設設置、新規就農にかかる一体的な体制整備をしますとありますけれども、令和3年度で一部この中に実施とありますけれども、どのような形での施策をなさようとしているのか、お伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（村上和子君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 3番高松議員の御質問にお答えします。

農業実践プランにおけます研修の今後の計画かなというふうに思いますが、令和3年度においてはどのような研修プログラムができるかについては、今後、相談して進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 次に移りたいと思いますが、町長の公約の中に、自衛隊退職者の農作業技術習得のための支援を行うということがありましたけれども、ここでの退官者というのはどの年齢を想定するかにもよるのですけれども、先ほど聞いたように49歳以上の退官者では、まちではそれに対する対応を今までもしていないということだったのかと思うのですけれども、ここでは、機械の使用指導とか、農業技術の習得であれば、やはり農家について勉強するか、それとも農業機械であればメーカーなどとタイアップした形での研修を受けるとか、そういうことが必要になるかと思うのですけれども、これらのために何らかの具体的な仲立ちをするような仕組みというのは、今、つくられているというふうには、あまり活動をしていないのか、見えないような状況なのですか、それらは上富のまちにはあるのでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

私の公約にも、自衛隊退官者の方の再雇用先を確保します、駐屯地維持のためにということですね。それに伴って、必要な資格を取得するような場合、私が想定していたといいますか、今でもまちでも施策として、介護の何級をとるとか、そういう資格が要件である場合はそういうサポートをしていきます、そういう制度を拡充していきましょうということを公約にうたわせていただきました。

それと、今、現時点で町として持ち合わせているものは、自衛隊退官者に限らず、新規就農であれば、既存の制度を利用して、研修等を受けられるようになっております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 続いて、次の後継者、IターンやUターンの農業者に対しての就農してから勉強とか教育ということでお聞きしたいのですけれども、集落協議会での、先ほどの返答の中では、単発の研修を受けるというか、そういうを行いますということなのですか、今後、上富良野での農業の変革に必要な人材を養成するというか、これは重要なことだと思うのです。人材の教育には切れ目のない技術と経営能力を向上させることが欠くことができないというふうに思うのですけれども、これはある意味、まちを挙げて支援をして、そういうことを押し出していくというか、やっていくということが必要なのだと思うのですけれども、まさしく齊藤町長の言われるオール上富体制が必要なのではないかというふうに思うのです。町長のエールが絶対的に必要だと思うのですけれども、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

農業後継者等に対する教育支援であります、様々な機会を通じて、単発ではなくて、高松議員おっしゃるように、あらゆる機会を通じて、なるべく多く、可能な限り多く、機会の提供に努めていきたい。そして、おっしゃるとおり、オール上富良野で、基幹産業である農業、農業に関わる後継者、担い手、それらの確保を含めて、基幹産業である農業を応援していきたいというのが私の思いであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3 番高松克年君。

○3 番（高松克年君） 続きまして、農業支援サービスの拡大、育成というか、それをお聞きしたいと思います。

ここで自分が質問したのは、農業支援サービス、いわば農業人材バンク事業というのが実践計画の中にもあるのですけれども、それと同等のようなことを聞いているつもりなののですけれども、この支援サービスの事業を行う事業所というか、民間の事業所の中にもあるにはあるのですけれども、その人たちの場合は、派遣されているところが収穫時期の単発的な仕事になっていて、残念ながら全体を通しての農業への労働の支援というようなことにはつながっていない部分があるのですけれども、これを拡大して、技術の習得などにも、先ほど言われている新規の就農者とか営農者の人たちに支援するような形で技術の支援をしながら育成していくというか、育てていくというか、そういうことができないか。それに新しい仕事として農業の支援サービス事業というのができないかなと思って質問したのですけれども、これについてはどのように考えているか、お伺いしたいのですけれども。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3 番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

農業支援サービス事業というのは、特定の作業、契約などで特定の作業を集中的に機械などを持っている業者が請負でやるような事業も含めて、そういう意味かなと思ひまして答えさせていただきました。ITとかGPSなど、そういう機器がかなり普及してきたとはいえ、なかなか一つの農家の方がそれぞれ1個1個持つというのは、なかなか効率的ではないのかもしれないですし、そういう作業に関しては、いわゆる契約で、請負でやったほうが効率がよいのかもしれませんし、そういう事業者の方が農業分野に参入してくれば、農作業の効率化や労働の軽減、そういうものが図れるのかなと、そういうことに関して、今後、有効かつ有益かなどを含めて調査、研究してまいりたいと、そういう意味で答えさせていただきましたので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 3 番高松克年君。

○3 番（高松克年君） 自分の考えていたことより町長の答えてもらったほうが少し次元が高いところというか、我々農業者の想像していないところまでの農業支援のサービス事業ということだったのだなと理解しました。

続きましてですけれども、スマート農業についてなのですけれども、現在、このスマート農業と言わ

れる事業というか、これは非常にスピードが早くて、今、できているデータの連携基盤協議会とか、農業研究機構によると、より一層加速になるということが言われています。農業者の経営作業記録、農業機械の利用、収穫量などのデータと、それにあわせて、各種公的機関の持つ気象、土壌、農地、肥料、農薬、過去の地域での収量のデータなどを年ごとに入力を重ねて、改善、分析、蓄積をしていくことで精度を上げていこうとしています。

その中で、農業者が今やるべきこととしては、やはりデータの集積精度を上げるために、国のやっている施策を含めてですけれども、行政が情報の収集にかかわることも重要だと思います。というのは、それらの上級行政のやろうとしていることが農家にしっかり伝わっていないと、我々が集めたデータがどのように使われて、どのように還元されるか、それについての知識を十分に持ち得るかどうかという問題があるのです。そのために、若い人たちの、絶えずやはりそれらに向かっていく教育が必要だということも言えるのですけれども、そしてそれを集めずして自分たちが使えるものができてくるということではない、自分たちのところで、地域では地域のデータができていないと、利用を参考にしていくといっても、それができていかないというところにこのスマート農業への向かい方の違いというものが出てくるのではないかと。

また、先ほども言いましたけれども、実践プランの中では、スマート農業推進事業の中で、令和3年、検討とあるのですけれども、具体的に計画を持っているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3 番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

スマート農業に関しての御質問ですが、議員おっしゃるとおり、データの収集、情報の収集というのは非常に重要なことかと思っております。その土地、土地の特殊な、それぞれ違いますので、データを細かく集めるというのは非常にスマート農業を推進していく上でもデータ、情報だと思っております。

それを個々に集めたデータを分析したりするのは、非常に自治体レベルではなかなか難しいこと、専門的なことですので、土壌なり気象なり、そういうことをやっぱり専門家、相当知見を持った方が分析するのが妥当だろうといひますか、国レベルの仕事なのだなというふうに我々は押さえていまして、それを、当然、分析した後にはフィードバックするためには、農業を実際に経営されている方に還元していく、その仲立ちをするに当たっては、やっぱり自

治体の役割というのは非常に重要なことなのだなというふうに認識しております。

ですので、データ収集などについては、もちろん今後必要かと思いますが、国レベルの分析に基づいて、それを各個々の農家さんに還元していく、その仲立ちをするのが自治体と、そういう認識でおります。

3次の計画については、農業振興課長のほうから答弁のほうをいたしますので、少々お待ちください。

○議長（村上和子君） 農業振興課長。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 3番高松議員の御質問にお答えします。

農業実践プランの中にあります、令和3年度における実施ということかなというふうにとらえたもので、そちらにつきましては、今、町長のほうでも言われましたとおり、今、全国各地で、国、農業研究機構等におります現地での実証研修、研究を盛んに行われる、令和3年度に行われるというふうに情報を入手しておりますので、それらの実証の結果を各農家さんのほうにどのように反映できるのか、地元においてどのようにその結果を生かすことができるのかを研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 続いてですが、府県でつくられている農作物は、北海道も温暖化により栽培が増えている。ある意味、先ほどマイナスの面にとらえられている上富良野の状況、何でも生産ができるがゆえに売り物がないような話が出たのですが、これを逆にとるという方法もあるのではないかと。上富の地域環境を活用して、小面積から始められるいろいろな輸入されている作物から、府県でつくられている、本当に、これ、ちょっといけそうというようなものまでを含めて、何でもできるとすれば、それらを取り入れて多様な作物を足掛かりにしていくというようなことはどうなのだろう。地域内の自給率の向上にもつながりますし、将来、道の駅農産物の品ぞろえにも、非常に北海道にとっては珍しいものが並ぶというようなことは、消費者の多様な選択にも寄与することができるのではないかとこのように思うのです。

ここでも、今、事業化は考えておりませんと言いますが、この実践プランの中では、R3年には見直すことが示されています。そんなことも含めると、今、この事業に着手することは、道の駅でという方法で農産物を並べられるかということは、今このことに取っかかり、新しい生産者、これは御

婦人の方々でもいいと思うのですけれども、小さなところから育てて、そして地域のそのような道の駅直売所などで売られて、そこから、ある意味、ブランド品が生まれてくる可能性というのもあるのではないかと。逆転の発想というか、そういうことになるかと思っておりますけれども、そういう方法もあるのでないかというふうに思うのです。直接的にすぐ道の駅ができたから農産物が並ぶというようなところには、ほかのところでも、それは本当にある意味、周到な計画の上に成り立つことだというふうに思うので、ぜひこのことも考えてもらえないかというふうに思っています。そういうことを、見直しの中も含めてですけれども、可能かどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

温暖化のせいかどうか、それは別として、上富良野は全道でとれる作物はほとんどとれる、何でもとれる、しかもおいしい、そういう特性は先ほど述べさせてもらったところでございまして、いろいろなものがとれるがゆえに、これといったものがないのではないかとこの御指摘も当たらずとも遠からずといたしますか、そういうこともあるのかなと、このように思っております。

そんな中で、高収益作物につきましては、これは農業振興審議会の皆さんの御意見をいただきながら、随時、作物を追加したりしていくのは、これは全然制度にのっとって高収益作物を増やしていくのは問題ないといえますか、可能であります。

もう一つ、温暖化といいますが、暖かくなってきたので、いろいろな作物にチャレンジしていったらいいのではないかと、これは本当に我々職員の知見より町民の皆さんのほうが数が多くて、知見もかなり多くお持ちでしょうから、これらの、何がいい、これがいいというのは、逆に皆さんの御意見を賜って、それが個人個人の、個人的な栽培から始めて、草の根的に広がっていけば、それはそれなりに高収益作物のメニューにということも将来的には可能、道はあるのではないかと。ただ、いきなり現段階においては、述べさせたとおり、何でもかんでもいいですか、栽培実験をいきなり始めてはという、その予定は現段階では持ち合わせていないというのが今のところの現状です。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

以上をもちまして、3番高松克年君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日のまちの一般行政についての質問

を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上で、本日の日程は全部
終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時02分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

令和3年3月9日

上富良野町議会議長 村 上 和 子

署名議員 米 沢 義 英

署名議員 荒 生 博 一

令和 3 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 4 号）

令和 3 年 3 月 1 0 日（水曜日）

○議事日程（第４号）

第 １ 会議録署名議員の指名について

追加日程第1 議会運営委員長報告

第 ２ 町の一般行政について質問

追加日程第2 議案第35号 令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第19号）

○出席議員（14名）

1 番	元 井 晴 奈 君	2 番	北 條 隆 男 君
3 番	高 松 克 年 君	4 番	中 瀬 実 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	中 澤 良 隆 君
7 番	米 沢 義 英 君	8 番	荒 生 博 一 君
9 番	佐 藤 大 輔 君	10 番	今 村 辰 義 君
11 番	小 林 啓 太 君	12 番	小田島 久 尚 君
13 番	岡 本 康 裕 君	14 番	村 上 和 子 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	斉 藤 繁 君	副 町 長	石 田 昭 彦 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代表監査委員	中 田 繁 利 君
会 計 管 理 者	及 川 光 一 君	総 務 課 長	宮 下 正 美 君
企画商工観光課長	佐 藤 雅 喜 君	町民生活課長	星 野 耕 司 君
保健福祉課長	鈴 木 真 弓 君	農業振興課長兼農業委員会事務局長	大 谷 隆 樹 君
建設水道課長	狩 野 寿 志 君	教育振興課長	林 敬 永 君
ラベンダーハイツ所長	谷 口 裕 二 君	町立病院事務長	北 川 徳 幸 君

○議会事務局出席職員

局 長	深 山 悟 君	次 長	飯 村 明 史 君
主 事	真 鍋 莉 奈 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（村上和子君） 御出席、誠に御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和3年第1回上富良野町議会定例会4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 欠席説明員の報告をいたします。井村農業委員会会長から、一身上の都合によりまして、本日欠席する旨報告されておりますので、御報告いたします。

町長から議案第35号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第19号）の提出がありました。

また、議会運営委員長から、委員長報告の日程追加の報告がありました。

以上でございます。

◎日 程 追 加 の 議 決

○議長（村上和子君） お諮りいたします。

米沢義英君から、議会運営委員長報告がありましたので、これを日程第1の次に、追加日程第1として、また、町長から、議案第35号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第19号）の提出がありましたので、これを日程第2の次に、追加日程第2として、日程の順序を変更し、議題にいたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告を日程第1の次に追加し、追加日程第1として、議案第35号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第19号）を日程第2の次に、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

暫時休憩とします。

午前 9時02分 休憩
午前 9時03分 再開

○議長（村上和子君） 暫時休憩を解きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

9番 佐藤 大輔 君

10番 今村 辰義 君

を指名いたします。

◎追加日程第1 議会運営委員長報告

○議長（村上和子君） 追加日程第1 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期、日程等の議事運営に関し、審議、決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、米沢義英君。

○7番（米沢義英君） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

令和3年第1回定例会の議事運営等について、審議、決定した内容を御報告いたします。

3月9日に議会運営委員会を開き、町長から追加提案の付議事件について審議をいたしました。

提案議案の審議についてであります。議案第35号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第19号）については、提案日に、本会議において説明の上、審議を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果の報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長（村上和子君） 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） 斉藤町長、御就任おめでとうございます。

私は、さきに通告した2項目4点について質問をいたします。

1項目目の防災計画についてですが、上富良野町地域防災計画は平成26年に改定されて以来、胆振東部地震によるブラックアウトや新型コロナウイルスによる感染症など、新たな防災上の対策が課題となっています。今年度、防災計画の見直しが計画されていますが、次の2点についてお伺いします。

まず1点目は、上富良野町地域防災計画の見直しの進捗状況及び上富良野町防災会議の開催はいつ頃になるのか。

2点目は、昨年の質問で自主防災組織及び防災士との連携は重要との回答をいただきましたが、ネットワークづくりについて、町長のお考えをお伺いします。

次に、2項目目の「泥流地帯」の映画化についてですが、「泥流地帯」の映画化も昨年9月に制作会社と連携協定が締結されるなど、映画化に向け百歩前進と期待が高まっております。町としても全面協力を約束しているところですが、次の2点についてお伺いします。

1点目は、地域を挙げて映画制作に協力することが重要と考えますが、町として、町民にエキストラやボランティアなどの参加を呼びかける体制づくりは考えているのか、お伺いします。

2点目は、町内にロケセットが建てられる場合において、ロケセットの活用は考えているのか。

以上、2項目4点について、町長のお考えをお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） おはようございます。

小田島議員、どうもありがとうございます。

12番小田島議員の2項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目目の防災に関する2点の御質問にお答えいたします。

現在の地域防災計画につきましては、平成26年3月に全面的に改定したところであります。改定後は、この計画に基づきまして、ソフト・ハード両面にわたり、様々な防災対策に努めてきているところでありますが、この間において、平成30年9月の北海道胆振東部地震によるブラックアウトや昨年から継続している新型コロナウイルス感染症への対応など、現行計画の中で具体的な想定をしていない事象について、本年度中において、現行計画上に反映すべく準備を進めているところであります。

また、地域防災計画の改正に当たっては、上富良野町防災会議の開催が必要であり、当会議については、多くの関係機関の参集が必要となりますが、一般のコロナ禍における会議開催方法として、近くオンライン形式で開催ができるよう準備を進めている段階であります。

次に、2点目の防災士のネットワークづくり等に関する御質問ですが、昨年の3月定例会で小田島議員からの一般質問に対し、当時の向山町長からお答えしておりましたが、地域防災力維持・向上のためには、自主防災組織や防災士の活性化を図る上で、

地域づくりのネットワーク、組織のネットワークづくりというのが非常に重要であること。私自身も同様に思うところであります。

しかしながら、昨年からこれまでににおいては、コロナ禍において、地域活動を初め様々な会議・会合が中止・縮小となっている中で、防災士スキルアップ研修を昨年7月に開催したのみとなっております。また、先日の十勝岳噴火総合防災訓練においても、町民の方が参加する避難訓練は実施しなかったことから、町としてそのネットワークづくりに関し発信する機会を得なかったところではありますが、今後においても、引き続き機会をうかがいながらネットワークづくりに向けた働きかけを行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の「泥流地帯」映画化に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の体制づくりについてであります。映画「泥流地帯」の撮影にとどまらず、ドラマやCMなど各種の撮影に協力する取組として、「ロケサポートかみふらの」を今月から立ち上げ、活動していくことになっており、撮影・制作会社との調整や町民との交流・ボランティアの募集などを進めてまいります。

また、泥流地帯の映画化につきましては、泥流地帯映画化を進める会が既に発足しており、ロケサポートとの連携を図りながら、引き続き活動を行っていくことを期待しているところであります。

次に、2点目のロケセットの活用については、現時点では、制作会社でも細部が定まっていないところですが、昨年、監督が現地の下見を行った際には、旧東中中学校校舎に興味を持たれているところであります。これらのことから、町内の各所や旧東中中学校体育館・校舎、日新・草分地区などのロケセットの設置などが想定されています。

撮影の終了したロケセットは、必要に応じ移設・保存して公開するなど利活用を進め、映画の聖地として観光推進などに役立ててまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） 1項目目の1点目についてお伺いします。

計画の進捗状況は、今年度中に現行計画に反映すべく準備を進めているとのことですが、防災会議の開催は、今年度中に開催する予定があるのか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小田島議員の御質問にお答えいたします。

今年度中に開催するよう、準備をただいま進めているところであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） ありがとうございます。

時代に合った計画になるよう見直しをすることは重要であり、今後もしっかりとした計画をつくっていただきたいと思います。

今回、防災会議についてもちょっと調べさせていただきました。防災会議の内容がホームページに掲載されていますが、平成14年2月には、結果報告として2ページ、平成17年3月には、計画の案として、全文330ページ、平成25年12月の防災会議の記録は、同じく計画の案として全文357ページが掲載されています。

防災会議の内容と計画の内容が同じようなものということで、防災会議は、修正内容等を掲載したほうがよいのではないかと考えるのですが、防災会議の内容を変更するお考えはどうか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小田島議員の御質問にお答えいたします。

今回予定している改定の内容は、ブラックアウトや新型コロナウイルス感染症について、それぞれ水害や地震、十勝岳災害というような、一つの災害として規定するのではなくて、災害発生時におけるブラックアウトや新型コロナウイルス対策をそれぞれに盛り込むという形で改定する予定ですので、防災計画自体はそのままということです。改正内容は、コロナやブラックアウトのことを追記するということで、御理解願いたいと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） 昨年質問した際に、十勝岳の防災計画だったから、今回の地域防災計画に載っているか確認していなかったのですが、避難者カードというのを、時代にそぐわないということで、今回の見直しで削除するというような答弁があったと記憶しています。その部分が今回の改正に含まれているかどうか自分も調べていないところですが、防災会議の開催は、大きな修正があった場合に、承認を受けるということで、正式なものになっていくというふうに理解をしています。追加だけでも、何を追加したか、全文を載せてしまうと、どこが追加、修正、削除とか、なかなか調べるには非常に分かりづらい、困難で、防災会議の説明資料では、新旧対照表などを使って説明している

と思いますが、自分としては、そういう新旧対照表のようなものを防災会議にアップするということも、防災会議の内容の説明にはなるのではないかと考えています。どこが変わったか分かりやすいのではないかと思いますので、そういう資料を載せることもいいのではないかとということで、町長、お考えはどうでしょうか。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 12番小田島議員からありました地域防災計画の見直しに係る部分につきまして、細かい部分でしたので私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

今回の地域防災計画につきましては、先ほど町長のほうから答弁させていただきましたが、計画自体を大きく見直すということではなくて、今ある現行の計画の中で不足している部分について、ブラックアウトの部分、あと新型コロナウイルス感染症の部分文言として一部追加をするという形で整理したいと思っております。

ブラックアウトとコロナの関係の実際の部分につきましては、既に対応といいますか、感染症対策の避難所運営ですとか、あるいはブラックアウトにつきましては、発電設備の整備ですとか、実際に進んでおりますので、基になる計画のほうが、ちょっと文言が合っていないので、そこにそれら対処の部分で文言を追加するという見直しで予定しております。

あと、昨年のときに避難者カードの質問も受けてございましたので、その部分につきましては、現状としまして、今の時代に合ったやりかたということで、その部分については、次回の見直しのときに文言を削除しますということでお答えしていますので、そこら辺の文言の整理も今回併せて行わせていただくことで予定をしているところでございます。

あと、会議の結果の部分につきましては、先ほど言ったように、防災会議は、あくまでも計画のいわゆる承認機関でございますので、その会議の資料につきましては、今、小田島議員からありましたように、いわゆる改正内容が分かるような、この部分にコロナを追加しました。この部分にブラックアウトの文言を追加しましたというような、資料につきましては作成させていただいて、後日公表するような形になると思っておりますが、余り大きな改正ではないということで、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） よろしく申し上げます。

次に、2点目の自主防災組織、防災士についてですが、自主防災組織、防災士の活性化を図る上で、ネットワークづくりが非常に重要であるとの回答をいただき、今後の取組に期待するところではありますが、なかなかネットワークづくりが進んでいないのが現状だと思います。

ネットワークづくりに向けた働きかけを行うとのことですが、具体的にどのような働きかけを考えているのか、お考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 12番小田島議員の御質問にお答えさせていただきます。

防災士のネットワークの組織については、以前から防災士同士のスキルアップ研修の折に、情報交換できるような機関の設置ができればいいなというように、防災士のほうからもそういった声も上がってきたことも事実であります。

そのようなことで、それぞれそういった組織づくりについて、機運が高まっていた状況にありますけれども、現実の問題では、それぞれの自主防災組織においても活動の熟度といいますか、そういうものについても結構まだまだばらつきがあるのも実態でありますので、そういった一体的な、一気に組織化をしようというようなことについては、少し足踏みの状態が続いております。そのようなことから、前町長においても、そういうネットワークのつくりで、いろいろと各地域の防災士同士が情報交換等をするような機会というのは非常に重要なことになるだろうというようなことで、町においても、ぜひどうでしょうかというような声かけについては、町もイニシアチブを取っていくことも必要だろうということで、そういった考え方を町では持っています。

今後も防災士を含めたスキルアップ研修や、それぞれの避難訓練等においても防災士の皆さんに参加いただく機会等も想定しておりますので、そういう機会を通じて、町からお声をかけさせていただければというふうに思っているところであります。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） 今、副町長から答弁いただいたように、行政と防災士との連携も重要になってくるのだと思いますが、防災士の方への防災情報の提供についてですが、昨年5月作成された避難所運営マニュアル、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルが防災士の方が知らないという御意見をちょっと伺っております。特に避難所の管理運営については、地域住民の協力が不可欠であり、防災士の方への情報提供をしっか

りやっていたきたいと思いますが、細かなあらゆる防災情報を発信していくべきだと考えますが、町長はどのようにお考えですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小田島議員の御質問にお答えいたします。

今後も連携を図りながら、うまく上手に連携を図りながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） よろしくお願ひします。

東日本大震災から明日で10年の節目となります。この震災の教訓を踏まえて、自主防災組織、防災士の体制づくりが図られてきたものと思っております。町の自主防災組織の組織率が100%、防災士も昨年53名とのことで、10年をかけて我が町の組織体制は整ってきたものと考えます。

今後、重要なことは、執行方針でも述べられているように、防災士間の連携と資質の維持・向上を図る機会を設ける。このことを実現していくことだと私は思っています。改めて、執行方針の実現に向けての町長のお考え、今後、自主防災組織と防災士の連携につながるような施策について、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小田島議員の御質問にお答えいたします。

東日本大震災を契機にこのような自主防災組織がつくられ、我が町にも、先ほど議員御指摘のとおり、100%、53名の防災士の方がおられます。今後においても、我が町も十勝岳を抱えておりますので、防災士のスキルアップ、そして自主防災組織のレベルアップ等を含めて、今後、引き続き取り組んでいく方針には変わりございません。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） よろしくお願ひします。

次に、2項目めについてですが、ロケサポートかみふらのを中心に募集を進めるとありますが、エキストラ・ボランティアの募集時期とスケジュールについて、どの程度決まっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（佐藤雅喜君） 概略は後ほど町長からお話いただけたと思いますけれども、細

かいスケジュールにつきましては、3月1日に一応名称等を決めて、事務局といいますか、地域おこし協力隊が中心となって体制をつくっていくということでございます。

したがいまして、もう既に、3月1日からサポーター・ボランティアをしていただける方の募集はしておりますけれども、残念ながら皆さんの手元に届いていないのですけれども、今日の広報かみふらの、ちょうど発行日ですので、今日の広報かみふらのに載せることで、ぜひいろいろエキストラで出たいとか、お食事を用意したいとか、いろいろそういう方の御希望を伺いながら、そういった方々の募集をしていきたいと思います。

募集につきましては、いつまでとかということではなくて、随時、御希望の方は入っていただいて、もうやめるという人はやめていただいて、自由な形で登録をして、一定程度何かのロケが来たようなときにはまたお声かけをするというようなスタイルになるかと思います。全体としては、実際にロケが入ったときに活動が始まるものですから、名簿登録といいますか、そういう形で組織づくりというか、サポーターづくりになると思っております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小田島議員の御質問にお答えいたします。

先ほど担当課長から説明あったとおり、今日の広報にボランティア・サポーター大募集ということで載っていまして、答弁のとおり、いつまでという期日は設けていませんが、募集する内容といたしましては、エキストラの登録、ロケ支援のお手伝いは、撮影に関すること、それとロケ支援のお手伝い、食事、グルメに関すること、そして情報発信に関するお手伝いということで、これらのサポーターを募集することとなっております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） ありがとうございます。

次に、泥流地帯の映画化は、上富良野町を全国に発信する絶好の機会であり、観光の面においても大いに期待をするところです。

個人的、私ごとではありますが、ぜひこの映画に関わりたと思っている1人です。実は私の祖母が泥流により犠牲となっています。記録によれば5歳で、95年前の出来事が映画化されることは、十勝岳の大噴火による災害の大きさ、復興の歴史を学ぶ機会となるものと考えています。

このように、この映画に関心を持つことは防災意識の向上にもつながっていくと私は思います。多くの町民がこの映画に関わりたと思うような機運を高めていくことが極めて大事ではないかと思えます。

機運を高めるために、今、広報で募集を載せているということをお聞きしました。そのほかに何かいろいろな方策というのですか、町の機運を高めるような施策等をお持ちであれば、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小田島議員の御質問にお答えいたします。

機運を高める活動といいますか、そういうものにつきましては、町民の交流イベントを予定しております。映画「泥流地帯」のクランクインの事前の交流とか、本格的な撮影が開始される前のイベントとして、町民全体としての盛り上がりや機運の醸成、映画づくりへの参加の機運などの向上に向けて、このようなイベント、機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） ぜひ町が盛り上がって、この映画を成功させるという方向に進んでいただきたいと思います。

次に、2点目のロケセットは必要に応じ、移設・保存して公開するなど利活用を進めるとありますが、移設先の候補地等、お考えをお持ちであればお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小田島議員の御質問にお答えいたします。

ロケセットの活用は、できれば考えてはいますが、具体的な場所等については、今の段階ではまだ何も決まっていないところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） 最後になりますが、この映画に関して、多くの町民の方に参加を呼びかけたり、映画の大ヒットを願ったり、メディアの取材対応等もしっかりやってもらいたいと思います。ぜひ町長自ら先頭に立って、映画のPRをしていただきたいと思っていますが、町長はいかがでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小田島議員の御質問

にお答えいたします。

誠に僭越ですが、そういう声があれば、私、先頭に立って、ぜひ町民の方の機運も含めて、町全体として盛り上がるように、この「泥流地帯」を機に町が元気になるように、先頭に立って頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、12番小田島久尚君の一般質問を終了いたします。

次に、9番佐藤大輔君の発言を許します。

○9番（佐藤大輔君） まず、誤解のないように申し上げますが、質問事項一覧の中の表は、あくまでも今回の質問のきっかけとなった資料を独自に編集したものでありまして、行政側に間違いがあったという事実も、間違いを指摘しようとする意図も全くないことを申し上げさせていただきます。

それでは、私は、さきに通告しておりました2項目2点について町長にお伺いします。

現在、総務省ホームページに、各市町村決算の最新情報として、平成30年度分（これは表の右側になります）までが掲載されており、我が町の決算状況を閲覧することが可能ですが、そこに平成30年度上富良野町各会計歳入歳出決算書（これが表の左側になります）を照らし合わせてみると、表の右側、目的別歳出の欄の款の区分に相当する項目に消防費が記載され、一方で、給与費が記載されておらず、また、全体的に歳出金額が異なっておりました。

この点につきまして、総務課財政管理班にお尋ねすると、上富良野町の各会計予算決算においては、本来、ごみ処理費や給食センター費、消防費などに計上される費用が総務費の富良野広域連合負担金に包括して計上されていること。また、本来、各款項ごとに計上される給与費等の職員人件費が11款給与費に包括して計上されていることなどが要因であるとの説明がありました。

富良野広域連合負担金に関わる部分の説明は十分に納得のいくものでしたが、一方で、給与費の包括計上に関しては、事務上一定の合理性があることは理解できるものの、目的別行政経費において大きな比重を占める職員人件費を除く費用をもって予算決算審議を行うこと。さらに、行政サービスの立案、実行、評価等の過程で、理事者や職員だけでなく、町民や議会においても正しいコスト意識を持ち得るのか、この点につき、大きな懸念を抱いているところではありますが、町長の御所見をお伺いいたします。

2点目、主権者意識を醸成するための取組に関し

てでございます。

選挙権年齢が引き下げられ、殊に、18歳、19歳に対する主権者教育の必要性が急速に高まった平成27年から約6年がたちました。この間、我が町においても、平成29年及び30年に改定された新学習指導要領の下、これからの社会を担う子どもたちに、主体的に国家及び社会の形成に参画するために必要な資質、能力の育成に向けて、政治的教養に関する教育の充実を含めた取組を推進してきたと聞き及んでおります。

しかし、昨年末執行された町長選挙後、複数の高校3年生から投票先選択根拠の聞き取りを行いました。が、「何となく」との返答が最も多く、主権者教育が十分に浸透していない可能性は否定できません。

また、令和元年に執行された町議会議員選挙の際、私と同年代であっても、「今回初めて投票に行った」という方が思いのほか多く、もはや主権者教育の対象は子どもたちだけではないと言えます。

国や地方自治体が未知のウイルスによって、ふだん以上にスピード感を持って様々な決定を下さなければならず、同時に、多方面において未来予想図の書換えを余儀なくされている今だからこそ、若者だけでなく、子どもから高齢者までのあらゆる世代の町民には、国や町を支える主権者として情報を収集し、的確に読み解き、考察し判断を下せる政治的リテラシーを醸成する機会が必要であり、学校や家庭のみならず、地域、企業など多様な主体の連携・協働がこれまで以上に求められる中、我々議会も主体の一つとして、その機能を十分に発揮できるよう、現在、議会活性化計画を推進しているところです。

昨年末の選挙や日頃の政治活動を通じ、町長御自身が肌で感じられることも多々あるかと思いますが、改めて主権者意識醸成に関しての御所見をお伺いします。

また、重要課題と捉えておられるのであれば、今後、各関係機関がどのように連携を図り、どのような取組を進める必要があるとお考えでしょうか、併せてお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9番佐藤議員の2項目の御質問にお答えいたします。

1項目目の町財政給与費の取扱いに関する御質問にお答えいたします。

歳入歳出予算の区分につきましては、地方自治法の規定によりまして、歳入にあつては性質別に、歳出にあつては目的別に区分することとなっております。さらに、地方自治法施行規則において、その例

示が規定されているとともに、特に歳出における節区分については、義務規定として定められているところでもあります。

町の歳入歳出予算の区分についても、それらにより定めているところではありますが、しかしながら、議員の御質問にあります款としての給与費の規定については、自治法及び施行規則の中では明示されていないところでもあります。

給与費の一括計上については、昭和49年度予算から行っており、当時、各款別に計上していた人件費について、事務処理の効率化を図る観点から、その当時、沿線市町村内での協議や上川支庁関係部署との協議、市の状況等を踏まえ、給与費として一括計上方式とし、議会の議決を経て行われており、特に予算・決算については、前年度との対比や中長期的な比較検討も必要となることから、これまでも同様の扱いとしてきているところでもあります。

また、施行規則における給与費の計上においては、同一款項のうち、計上すべき目が示されており、結果として、給与費を含む目予算を含まない目予算が生じることとなり、結果として、議員御指摘の目的別行政経費の比較におけるコストについても、事業別で見た場合には、人件費を含む事業と含まない事業が生じることとなることから、現在の取扱いを基本としているところでもあります。

しかしながら、議員御承知のとおり、行政の予算、いわゆる公会計制度については、通常の生活や経済活動の中での会計制度とは違い、予算どおりに執行するというフロー主義、予算執行に当たっては、現金の出し入れのみを捉える現金主義、一切の歳入・歳出を計上しなければならない総計主義のほか、単年度主義、単式簿記主義といった原則により作成されており、その事業内容や財政状況について分かりづらい点もあることから、これまでも特に決算状況の表した方に関する制度改正がなされ、財政健全化法による関係4指標の作成や貸借対照表等財務処理の作成などが求められているところでもあります。

町といたしましても、それらの自治体財政に関する制度改正に対応するよう取組を進めているとともに、分かりやすい予算書とするため、平成16年度予算からは、各目単位において、事業ごとに予算内容を記載する事業別予算としたところであり、この間の議会における予算審議において、各種事業の事業規模を把握できるものと思っております。

また、町の予算について、町民の皆様を理解していただけるよう、平成21年度予算からは、町民向け予算説明資料を作成し、全戸に配布しているところでもあります。

なお、自治体における給与費、いわゆる人件費コストについては、職員定数条例による制限のほか、給与に関しては、条例で規定しなければ一切支給が認められないこと。人件費と物件費の流用が禁止されていることなど、その給与費支給総額については、様々な制限がされているとともに、予算書作成においても、給与の支給内容を明らかにするため、給与費明細書の作成が義務づけられていることから、町が実施しております様々な事務事業、住民サービスを行う上で、総体コストとして認識しているところでもあります。

限られた人員の中で各種事務事業を行っており、1人の職員が複数の事務事業に携わっていることから、それらの人件費を予算書説明欄の事業別予算まで細分化して計上・執行管理することについては、人事異動・事務分掌の割り当てなどによって常に変動することから、予定しておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの主権者意識を醸成するための取組に関する御質問にお答えいたします。

主権者意識の重要性については、議員と思いを同じにするものでありますが、与えられた権力を行使する立場にあり、中立性が求められる行政機関が主権者意識の醸成に関与していくことについては、極めて抑制的であるべきで、むしろ私や議員の皆様を含めた政治を行う者の姿・行動が、主権者意識醸成につながるものと思っております。

その上で、上富良野町においては、自治基本条例の中で、町民の権利として、「町の仕事に係る意思の決定、実施及び評価等に参画するとともに、まちづくりに等しく参画する権利を有する」ことを定めているとともに、未来を担う子どもたちにも、それぞれの年齢にふさわしい、まちづくりに参画する権利」を認めており、さらには、町民の責務として「お互いに尊重し協力して、まちづくりへの積極的な参画に努める」ことを求めている、まさにこれからのまちづくりを町民全体で進めるためには、その基礎となる主権者意識の醸成が重要であると認識しております。

しかしながら、町民一人一人の主権意識の捉え方については、個々人の考え方それぞれであることから、その意識そのものを把握することは難しい問題ですが、選挙における投票率がその一つの指標であると捉えることもできます。

直近でありました一昨年の町議会議員選挙及び昨年の町長選挙における年代別投票率については、町議会議員選挙においては69.98%、町長選挙においては75.18%となっており、投票という行動から見ると、一定の町民の方々は主権者意識を

持っているものと認識しております。

一方で、これからのまちづくりを担う若い世代の投票率は、どちらの選挙も低い状況にあり、これらは全国的な傾向ではありますが、やはり若いうちから主権者意識の醸成は重要な課題と捉えており、学校や家庭のみならず、地域、企業など多様な主体の連携・協働によって、そしてそれぞれの活動などに触れることによって、着実に主権者意識の醸成が図られていくものと思います。

現在の日本においては、主権者である国民がその代表者を選ぶのが選挙です。選挙で投票する人は、単に好き、嫌いだけで選ぶのではなく、自分たちの代表者としてふさわしい人を選ぶことが重要であり、そのためには、ふだんから自分のことだけを考えるのではなく、社会や世の中に直接関わり、社会を変える方法を知り、連帯できる力を持つとともに、社会とつながることが大事だと考えます。

前段申し上げましたように、主権者意識醸成に関する具体的な取組については、お示しできるものは持ち合わせておりませんが、政治、行政に携わる私たちが、主権者たる町民の皆様に信頼を得る行動・活動が何よりも重要なことと受け止めております。

私が選挙期間中に町民の皆様に訴えてまいりました「町民の声でかみふを創ります」は、まさに今申し上げた主権者意識を持った町民の方々の声をお聞きし、これからのまちづくりに生かしていくことと一致するものであり、これから様々な取組を進める上で、常に意識しながら行動してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） 町長は1 年前、それこそ財政管理班主幹という立場におられましたので、ただいまの答弁では、何か格の違いを見せつけられたような気がいたしました。

公会計制度等については、今後さらに学びを深めたいと思いますが、ただ、私の給与費の一括計上に関する懸念というものは、実にシンプルなものがありますので、町長との質疑応答の中で、一つずつ払拭していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、地方自治法第2 1 6 条、議員必携の4 4 4 ページに記載されているのですが、地方自治法第2 1 6 条には、歳出にあつては、その目的に従って、これを款項に区分しなければならないとうたわれております。

また、地方自治法施行規則第1 5 条関係、これはダウンロードしたコピーなのですが、歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分という資料があり

ますが、歳出の備考欄には、一般職の職員の給料、職員手当など（退職手当を除く）及び共済費は、※印を付している目に計上することと記載されており、ちなみに※印は、議会費、一般管理費、税務総務費、戸籍住民基本台帳費、以下省略しますが、こういったところに付されておりますが、これらが基本原則という認識でよろしいでしょうか。まず、確認の意味でお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9 番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃられたとおり、それらが原則で、それらを踏まえて、昭和4 9 年度からの人件費についての一括計上となっております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） これら原則を上富良野町としては、独自に柔軟な解釈の下で、ただいま予算書及び決算書等が構成されているということでございますけれども、私、全国的にどうなのかということで、全国の町の予算書の構成を調べたいと思ひまして、グーグルで「町、予算、PDF」というふうに入力して、ずらっと出てきますけれども、おおむね3 0 町分ぐらいの予算書を拝見させていただきました。結果、約9 割の町が、先ほどの原則に基づいた給与費の予算書の構成でありました。もしかしたら、中には、総務費の中に全ての人件費を一括して計上しているような町もありましたので、そこまで詳しく見られない町もありましたので、そういったところもあるかと思ひますけれども、そういったところが9 割ございました。

ちなみに、その中の、ある人口1 万1, 0 0 0 人の千葉県の町の予算書というものをダウンロードして、御説明した方が分かりいいかなと思ひますので、例えば2 款総務費1 項総務管理費1 目一般管理費というもののの中に、一般職人件費2 1 名分ということで分かりやすく記載されております。2 項徴税費1 目税務総務費の中にも一般職級1 0 名ということで記載されております。要は、千葉県のある町の予算書のつくりというのが、原則に基づいた全国標準という認識でよろしいでしょうか。これもまた、確認の意味でお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 9 番佐藤議員からありました予算書の実際の数字の部分でございしますが、私のほうから説明をさせていただきたいと思ひます。

今、佐藤議員のほうから、インターネットで調べ

た全国的な傾向ということで、分かる範囲の分ということでございます。私どものほうで認識してございますのは、全国的に全部調べたことではございませんが、当町の近間、いわゆるこの管内を含めた中での状況の部分でございますが、こちらの担当している部署としましては、当町を含めまして、この近接の中では、基本、一括計上方式のほうが多いというふうに認識しております。ただ、それぞれの町の考え方でございますので、どの町はどうですということは差し控えさせていただきますが、認識としては、管内はほぼそういうタイプでしているというところと認識しているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 私もさきに上川管内の部分は調べておりますので、上川管内がおおむね当町と同じようなつくりでございましたから、全国的にどうなのかなということで、世界を広げるためにホームページで調べてみたわけでございますけれども、そこは全国標準なのかなのかなということとは、今、総務課長のほうからおっしゃられましたけれども、むしろ地域性を大事にするほうが優先ではないかというような意味合いだったかなというふうに思いますけれども。

それこそ町長おっしゃるように、昭和49年に一括計上変わったということで、私も一体我が町の給与費の一括計上はいつから、どうして始まったのかという点について私も調べたのです。先日、職員の方の御協力の下、調べさせていただきました。それまで各款項ごとに計上していた給与費が、昭和49年に一括計上に変更され、その件に関して、昭和49年3月定例会の議事録を下の地下から探してきました。私、昭和49年3月生まれなので、大変感慨深いというふうに思っておりましたが、タイプライターで打たれたような、非常に見づらくて、私、老眼鏡の上に、さらに虫眼鏡で見ないと見えなような構成だったのですけれども、その中の議事録では、まず、当時の助役より、「上川支庁の御指導もあり、事務能率の向上を図るために、人件費を当年度から一括にした」との説明があり、突然の変更を問題視した議員の質問に対しては、当時の総務課長から「実際の事業処理の過程で、人件費支払いの伝票を起こすのに時間がかかるので、どこかで能率を図らないと合理的体制が立たないということで給与費を一括計上した」という説明がありました。この議事録の中で、そういったやり取りがありました。

当時の事情というものは、例えば伝票、カーボン

紙か何かで、この中で言えば教育長が高校3年、もう職員になられた……、昭和49年といったら、私は47歳に間もなくなりますので、47年前のことでございますけれども、当時の事情、そういったものはある程度理解できるとしても、自治法や施行規則にうたわれている給与費取扱いの基本原則に準拠しているとは言い難い今の我が町の仕組みというものを、財政管理システムが整備されている今なお変わらず踏襲していることに対して、先ほど町長は、前年対比、中長期的な比較検討も必要。もしくは、私の解釈では、今のは合理性があるというような理由でというふうにおっしゃいました。そのような根拠で、説明責任を果たしたことになるのか、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 9番佐藤議員の御質問に、概略、私のほうから町の現在の考え方等についてお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、本町については、昭和49年以降、給与費については一括計上しているところであります。特にこういう小さな自治体、全国的な傾向といえますか、それについては私たちが承知しているところではありませんけれども、議員おっしゃるように、標準については自治法でうたわれておりますので、佐藤議員のおっしゃるような形が標準の形態となっております。

ただ、どのような運用をしていくかによっては、それぞれの自治体の考え方によって、予算の計上の仕方等はそれぞれで定めるものでありますので、特に小さな自治体によっては、本町は特に、事業別予算を採用しておりますので、各それぞれの事業において、人件費が一体どれぐらいかかっているのかということについては、一つの考え方になるのかなと。それは多分、佐藤議員のおっしゃっている内容かなというふうに理解しますけれども、小さな自治体になればなるほど、1人の職員がいろいろな事業を兼務していたり、それから人事異動のたびに人件費のボリュームが大きくなったり小さくなったりということもありますので、そういう意味も含めて、事業がどういう形で行われているのかということを経営者の皆さんにも、予算の審議等を通じて御理解をいただく方法としては、行政全体の経費として、給与費については一括計上して、それぞれの事業ごとに、人件費以外にかかっているもので、どのような事業が予算の中に含まれているのかということを経営者の皆さんも事業に対するコスト等についての理解が深まることかなということと。先ほど町長が答弁したように、今後においても、こういう形の計上を考えて

いるというところでもあります。

ただ、これは方式でありますので、議会のほうが、そういう形式では困るというような議論になるのだとすれば、それは考え方でありますので、見直すことということは十分できると思いますけれども、かえってそういうやり方のほうが非常に議論がしづらいのではないかなというふうに私たちは思っているところでもあります。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） 今、副町長からお話がありまして、私も先ほど、あえて1万1,000人という当町と同規模の町の予算を引き合いに出したというところで、何であちらができて、こちらはできないのかということに関しては、今の説明では、私はいまいち承伏しかねる部分がありましたので、また後でお伺いしたいと思いますけれども。

確かに、システムを全く変えるというのは、我々議会にとっても全く利益のないことでございますので、とはいえ、議員必携には、人件費については、各款ごとに計上されている人件費を個々に審議する一方というようなことでうたわれております。要は、議会側と行政側にこういったそごが生まれているというのが今の状況ではないかなというふうに思っております。

そういったそごをどのように埋めたらいいのかというところで、ちなみに旭川市も、ああいう大きな市でありますけれども、大きな自治体でありますけれども、職員費ということで一括計上されているということが分かりましたので、議会事務局のほうにお電話をしまして、そういった私の思いを伝えて、そごを埋めるような手立てというのは取られているのかということをお伺いしたら、旭川市では、給与費を各款項ごとに計上している同規模自治体と比較するために、給与費を各款ごとに振り分けた資料を議員に配付しているというような説明を受けました。その資料を見せてもらえますかと聞くと、これは残念ながら部外秘ですということです。私には見せられないというようなことでありましたけれども、我が町もこうした参考資料をお示しいただくことによって、原則に基づいた予算書のつくりに近いのではないかなと。

また、できれば部外秘ではなくて、広く町民にもお示しできるよう、例えば令和3年度というのはもう難しいので、4年度の予算書の、今回、3年度の給与費明細書というものがありますけれども、この項目の中に、名称としてふさわしいかどうか分かりませんが、目的別明細なるものを追加していただいて、そこに各款項ごとの人件費を明記すると

いうことはできないでしょうか。できれば、早速でありますけれども、令和3年度分の、先ほど申した給与費明細書の目的別明細なるものを来年度当初にでもお示ししていただくことは可能でしょうか、併せてお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 9 番佐藤議員の御質問でありますけれども、給与費明細書に、例えば一般会計であれば、一般会計の人件費が数億円で載っていると思いますけれども、それを款ごとに、例えば総務費に関わる職員が20人いますと、民生費に関わる職員が40人いますということで、それを載せることは何ら難しいことはありませんので、そういうことはできますけれども、失礼な言い方ですが、それが何が必要になるのかということになるのですけれども、それは当然人事異動で毎年変わりますので、そこは御理解いただかなければならないと思いますけれども、事業別での人件費の振り分けになると、これは相当システム含めて難しい改修が必要になってくるとは思いますけれども、ただ、款ごとに、7億円なら7億円の人件費が各款の職員にどういうふうになっていると分けることについては、そう難しくないことでありますので、そういうことをお求めであれば、議会のほうから正式な求めがあれば、そういうことは可能なかなというふうに思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） プロの行政マンの方、もしくはここにおられる先輩議員の方々におかれましては、これまでの経験上、与えられた資料を基に深く読み解くことは可能かというふうに思いますけれども、言い訳になりますけれども、私のような新人議員が、いきなりこういった予算書、決算書の審議をせよというところで、それは議員としての努力が足りないだろうと言われたらそれまでですけれども、正直、私としては、そういった人件費を含めた総コストが分かるような、全てがそれで分かるわけではなくても、そういった資料を与えていただくということは、議員としては求めたいというところでございまして、副町長は、全く技術的には特に問題ないということをおっしゃいましたので、もし可能であれば御検討いただければと思います。

ただいま申しましたように、まだまだ議員になって1年半ということで、予算書、決算書を見る目は未熟ではありますけれども、しかしながら、町長にとって、議会や町民に対しての決意表明とも言える予算の重みというものは私は十分に理解をしているつもりです。このたびの、今、御答弁なさったのは

副町長でありますけれども、もし御配慮いただけるのであれば、町長の御配慮と職員の方々の御苦労に報いるためにも、重要な資料としてしっかりと活用いたしまして、議員の職務を果たせるよう今後も研さんを積んでまいりますこととお約束いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2項目めの主権者教育の醸成の取組に関して再度質問させていただきます。

町長おっしゃるように、政治家の務めをしっかりと果たすことが何よりも大切であるということは、当然肝に銘じておりますし、今後も議員として、たゆむことなく邁進する所存でございます。

ただ、正直、町長から具体的な取組をお示しいただけるものと思っておりましたし、何よりも町長との思いのベクトルが若干違うようで、私は今、再質問に大変苦慮しているところでございますけれども、何点か伺いたいと思います。もし通告外だと思われた場合には答弁は結構でございます。

まずお聞きしたいのは、ただいま主権者教育の醸成の重要性は感じつつも、中立性の観点から関与していくことは控えたいとの御答弁だったかと思いますが、要するに議会、選挙管理委員会、商工会青年部、協議会や委員会など、それぞれ思いのある組織が、あるいは思いのある組織同士が連携して、主権者意識醸成の取組を自主的に実施するのを町長は静かに、ちょっと言葉は、表現は悪いかもしれませんが、町長は、静かに見守るスタンスを取られるという解釈でよろしいでしょうか、伺いたいします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

中立性を保つということが私の答弁の核の部分で、中立性を保たなければならないのは、いわゆる行政権として、権力の側に立つ者が政治的な教育について、内容まで踏み込むべきではないのではないかと私の、公的な機関が、あくまでも公的な機関ですので、商工会青年部とか、その他我々公人の政治家は、もちろん憲法で思想、信条の自由は保障されておりますので、それらが活動することについては何ら問題はありますが、国の機関で言いますと立法、司法、行政、三権あります。それら権力側の政府側が政治的リテラシーに踏み込むことは、憲法の解釈上の余り好ましいことではないのかなと。一般的には、選挙制度はこうです、選挙で皆さんの代表を選びます。国というのは、三権分立でできています。一般的なことは、もちろん公の機関としても、明るい選挙、選挙啓発なんかでも伝えることはできますが、さらに内容に踏み込んで、この問題は

どうあるべきかなどという思想に踏み込むようなことは、なかなか行政としては、公の機関としては難しいのではないかとというのが私の考えであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 町長の思いは理解いたしました。

ただ、例えば住民会長との町政懇談会は、これは町が主催しているというふうに伺っておりますけれども、これもれっきとした主権者意識醸成の取組だと思われませんが、このような観点から、中立性を過剰に意識せず取り組むことができる施策もあると思われませんが、この点、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

住民会長との懇談会は、特に、現に起きている事柄について意見を私どもが受けるということで、こちらから住民会長側のほうに何か町の、もちろん行政としてのメッセージは伝えますが、特に政治的リテラシーを相手側に伝えているという意識はございません。結果的にそれがリテラシーにつながることはあったとしても、意図してこちら側が政治的リテラシーの向上にということは、特に住民会長会議等では意識していないです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 私も議員になって、やはり町民と議会、町の政治、行政との溝といいますか、距離を縮めることも議員として物すごく重要な責務だと思って取り組んでいるところでございます。ですから、住民会長懇談会も大変重要な主権者意識醸成の取組だというふうに思います。

私のほうにも、ぜひ町長とじかにお話ししたいという声がたくさん寄せられておりますので、そういった今申し上げた住民懇談会であったりとか、そういうものが町長の中でもし許されることなのであれば、積極的に取り組んでいただければと思います。

先ほどあえて教育委員会の名称を挙げなかったのですが、政治的中立性の担保は、むしろ学校教員に課題として重くのしかかっているのが現状でございます。そういった点も考慮しながら、今後、総合教育会議等において、主権者教育に町長の思いを反映させるお考えがあるかどうか、伺いたいします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9 番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

いわゆる学校教育の現場における主権者教育の醸成かと思いますが、これらもやはり同じような問題がありまして、子どもたちに一般的なことは学校教育で教えることは大切なことだと思いますが、あるテーマについて議論したりすることは、非常にナーバスに、気をつけなければならない難しい問題を含んでいるのかなと思っておりますし、私がああせ、こうせというのは、教育委員会を通じて私の思想・信条をそちらのほうに伝えるということは特に考えておりません。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。
9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） 総じて、とにかく町長は今は慎重に事を運ぼうとされているということでよろしいのでしょうか、御理解いたしました。

町長は、町政執行方針で、町民の笑顔のために働く行政を目指すとおっしゃいました。職員が町民を大切に思う一方で、行政サービスを受ける側の町民も行政を、職員を大切に思う、この信頼関係の構築こそが主権者意識醸成の主眼であると思っております。そして、真に豊かなまちづくりには欠かせない要素であるとも私は思います。

一方で、史上まれに見る激戦ともてはやされた 2019 年の町議選の投票率が 70% を切ったことは、私を含め 19 名の候補者全員がある種の危機感を抱いたと思います。先日ある先輩議員からお借りした本に「政治があって行政がある」との印象に残る一文がありました。行政のトップでありながら、政治家でもある町長は、「あなたの声でかみふを創ります」を具現化するためにも、より一層町民の声の質を高める努力を重ねる必要があると思います。

主権者意識の醸成、議会と同じく、この難題に向き合う町長の政治家としての手腕に御期待申し上げ、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、9 番佐藤大輔君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開は 10 時 40 分。

午前 10 時 21 分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、7 番米沢義英君の発言を許します。

○7 番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました点について町長に質問いたします。

まず最初に、この間、コロナ禍の中で日常生活が制約されるという状況でもありますが、多くの国民や町民は、新しい生活様式を求めながら、ふだんの日常生活を求め新たな一歩を踏み出すという状況になっています。

また、この間、コロナの中で病気あるいは病床で回復を待つ多くの方々がいます。改めていち早い回復を願うものであります。また同時に、医療の最前線で奮闘されている方、それぞれの職場においてコロナに立ち向かっている方たちに敬意を表するものであります。

まず 1 点目に伺いたい点は、PCR 検査体制についてお伺いいたします。

この間、新型コロナウイルスの感染が上富良野町においても発症、出るという状況になっております。感染拡大は道内、全国に広がり、緊急事態が発令されている地域もあります。

特徴的なことは、無症状の感染者から感染が広がりを見せ、政府の分科会においては、全てのクラスターの 45% が医療・介護施設からと認めているという状況にあります。町の介護施設等においては、コロナの感染が発生していない状況にありますが、しかし、どんな状況下の中で知らず知らずのうちにウイルスを施設に持ち込まれないという保証は絶対ない、ありません。感染者を出さない。無症状感染者を早く発見し、広げないということが求められているのではないのでしょうか。そのためにも、町に今必要なことは、老人・医療施設への定期的な社会的検査を実施することだと考えますが、この点について、次の項目について町長の答弁を求めるものであります。

一つ目には、町においても感染拡大が懸念される医療機関や介護施設の利用者や職員などへの社会的検査を実施することが必要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

二つ目には、検査を実施すると仮定した場合の対象者及び費用についてどのようになるのか、検査が必要と考えますが、この点についてお伺いいたします。

三つ目には、65 歳以上の町民で希望する人への PCR 検査、抗原検査ができる体制も必要だと考えますが、この点についての町長の見解を求めるものであります。

次に、子どもセンターについてお伺いいたします。

上富良野町立病院は、令和 7 年度の開院に向けて計画が進められています。隣接する子どもセンター

の移転先については、当時の町長は、旧看護宿舎などの案を示すだけでした。明確な方向性、位置づけが示されませんでした。

また、前任者は12月の定例議会で、私の子どもセンターの質問に対して、今後、関係者と意見交換を重ね、子育ての充実を図りたい。新体制の下で、将来像を検討すべき課題だと意見を述べ、明確な方向性を先送りするという状況でありました。

その結果、利用者からは、子どもセンターの移転先及びその後の計画が示されないことによる不安の声が上がるという状況であります。多くの利用者からは、現状維持を望む声が多数聞かれます。それは、利用者同士の交流を通して、子どもたちの子育ての悩み、喜びを分かち合える環境だからであります。これは町にとっても利用者にとっても、子育て支援センターというのは子育ての拠点であり、かけがえのない大切な施設だからではないでしょうか。今後、子どもセンターの移転先及びその後の計画を早急に決めるべきだと考えますが、この点についての町長の見解を求めるものであります。

次に、中学生の医療費の無料化について伺います。

今多くの自治体で中学生までの医療費の無料化が進んでいるという状況にあります。背景には、病気になったときでも費用の負担に心配することなく、安心して治療に専念ができること。目的として、子育てと支援を抱き合わせた制度として実施されているというのが特徴的なところあります。

また、近隣町村を見えますと、先進地域においては、高校生までの医療費の軽減策、無料施策を実施する自治体も出てきております。この間、町長は選挙公約で中学生までの医療費の無料化を実現したいと述べておりますが、多くの町民や、また、子育て世帯にとっては、いち早く実施してほしいという声が聞かれます。実施するに当たって必要な財源と今後の対応について伺います。

次に、国民健康保険税の子育て世帯の軽減策について伺います。

全国知事会などの地方団体では、加入者の所得が少ない、低い、国民健康保険が他の医療保険より税が高く、負担がもはや限界に来ていと述べています。国に対しても保険税の引下げを求める、財政基盤の強化を求める決議をこの間、上げるという状況に至りました。それは、国民の世論に押され、高過ぎる国民健康保険税の問題で、子育て世帯の保険税の負担を未就学児に限って、結局軽減するという方向性を示さざるを得ないという状況になりました。

実施は、2022年度からの予定としているという状況にあります。町においても、2022年度を

待つことなく、前倒しをして実施をしてはどうかと考えます。また、未就学児にとどまることなく、高校生までの対象年齢を段階的に拡大することも必要と考えますが、この点について答弁を求めます。

また同時に、現状において、それぞれの対象者及び費用額について、また、年収300万円の4人家族で、30代の夫婦、子ども2人世帯の他の保険との負担額比較についても伺います。

次に、高校へ進学する生徒への支援策について伺います。

町では、上富良野高校の維持・存続のために、入学する生徒に対して各種の支援策が行われ、費用負担の軽減につながると喜ばれています。子育て中の家庭においては、給与が抑制される中で教育費の負担は大変との声があります。学費の費用負担は、各自の努力ではあると考えます。しかし、所得格差によって学ぶ権利を失われることがあってはならないと考えます。

この間、総務省の家計調査では、2人以上の世帯について、エンゲル係数が上昇する傾向にあるとの調査結果を発表しました。それは、生活防衛のために家計費を切り詰めていることを示しているということではないでしょうか。私は、このことを考えたとき、ひとしく誰もが、生徒が校区外に進学する子どもたちであっても、きっちりとした支援策を実施してはと考えますが、以上の点について町長の見解を求めるものであります。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 7番米沢議員の5項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めのPCR検査体制に関する3点の御質問にお答えいたします。

1点目、2点目は関連がありますので、一括してお答えいたします。

町内の医療・介護施設等の利用者や従事者に対するPCR検査につきましては、安心・安全な事業推進の観点から、理解するところではありますが、PCR検査は、あくまでも実施時における判定であり、以降において保証されるものではないことから、議員御発言のとおり、定期的な検査の実施体制について検討しなければならないと認識しております。

本町において社会的検査を実施するとすれば、現時点における町内の当該事業所の従事者及び入所者はおおむね1,200人で、1回当たりの検査費用は、自由診療検査の平均的な検査料を2万5,000円程度で試算すると、約3,000万円の費用が必要となります。月1回で半年行えば1億8,000万円となり、自力での実施は難しいものと判断し

ているところであります。

3 点目の検査を希望する高齢者への対応についてであります。自由診療検査となりますので、希望される方には近隣の検査実施医療機関を紹介してまいりたいと思います。

なお、4 月からは 65 歳以上の高齢者の皆様に対してワクチン接種が予定されており、その準備も進めておりますことから、感染防止の観点からも集団免疫の獲得のためにもワクチン接種を優先として取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2 項目めの子どもセンターについての御質問にお答えいたします。

町立病院の建設に伴い、子どもセンターについては取壊しが予定されているところであります。子どもセンターの移転先につきましては、これまで児童発達支援センターは、旧看護師宿舎を改築し、また、子育て支援事業につきまして、子育て支援班とも連携強化を図り、他の公共施設の利活用について検討してまいりました。

しかしながら、子育てに係る施設及びサポート支援体制の一本化につきましては大変重要な課題と受け止めており、これまで検討してきた移転先につきましては、私自身がしっかり判断するための時間もいただきたいことから、見直しを指示したところであります。

今後、将来に向けた子どもセンター機能につきまして、子育て支援事業や児童発達支援センターに限らず、児童福祉施設を含め、子育て支援施策全体で機能の在り方を検討すべき課題とし、令和 3 年度において、その方向性をまとめてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3 項目めの中学生の医療費の無料化についての御質問にお答えいたします。

子育て支援の充実は、私が掲げた七つの政策の一つであり、その中でも中学生までの医療費の無料化は、多くの子育て世代の方々から求められている施策と考えているところであります。

そのようなことから、事業実施に伴う事業費や財源等について検討するよう担当所管には既に指示をしているところであり、実現に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4 項目めの子育て世帯の国保税の軽減策についての御質問にお答えいたします。

国は、本年 2 月 5 日、国会に全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案を提出し、その中で子ども（未就学）に係る国民健康保険税の均等割額を 2 分の 1 に軽減

し、減額相当額を公費で支出する制度を令和 4 年 4 月 1 日から創設することについて、現在、審議がされております。

この法案が可決された折には、創設された制度について国から通知があると思いますので、町としての実施内容について検討が必要と受け止めており、現時点で前倒しなどの考えを持ち合わせている状況にないことを御理解いただきたいと存じます。

なお、御質問にあります現時点での対象者及び費用額につきましては、未就学児は 60 人、80 万円、高校生までの場合は 199 人、290 万円となります。

また、年収 300 万円の 4 人家族で、30 代の夫婦、子ども 2 人世帯について、他の保険との負担額の比較についてであります。国保税は年額 30 万 8,700 円、協会けんぽでは、事業主負担を除く本人負担額で年額 16 万 3,020 円であります。

次に、5 項目めの高校へ進学する生徒への支援策についての御質問にお答えいたします。

子育て世帯の状況は、平成 30 年度に実施した子どもの生活実態調査やアンケートからも、教育費の経済的負担感については認識しているところであり、高校へ進学する全ての子どもたちに支援することは、子育て支援策の一つとして理解するところであります。

しかしながら、本町では、上富良野高校の存続は町の重要課題として、多くの子どもたちに上富良野高校を選択していただくための施策として、上富良野高校振興協議会を通じて様々な支援策を講じているところであります。

他校への進学に対する支援策は、現行の取組と相反する面もあることから、子どもたちが将来の夢を託す高校進学の選択校として、魅力ある上富良野高校づくりに支援していくことが大切と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） PCR 検査についてお尋ねいたします。

確かに、費用負担という点ではかかると思いますが。この点から、かねてからいろいろな自治体では、国に制度のきちっとした支援を行って、自治体でもきちっとこういった感染症対策に対する支援策、抗原検査やコロナの検査ができるような体制を要望しているというのが現状であります。

そこで、お伺いしたいのですが、こういうことを言っても、幾ら言っても前へ進むという状況にはありません。他の自治体では、高齢者を対象に PCR 検査や抗原検査を行っている自治体も最近では

出てきているという状況になっています。

万が一、無症状の人が外部から高齢者施設や医療施設に入ってきて、そういう感染を引き起こさないという保証はないわけであります。そういうことを考えたときに、きっちりとした、上富良野町においてもクラスターというのは発生しておりませんが、しかし、事前にきっちりと検査をして、無症状の方を見つけ出しながら、もしもそういう方がいれば対応を行うという、基本的なところをきっちり押さえた対応はどうしても必要だというふうに思いますが、この必要性については、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7 番米沢議員の御質問にお答えいたします。

P C R 検査の必要性、そして有効性などは、私も有効である。感染防止、クラスター防止には必要であろうかと思っておりますが、P C R 検査を行えば、飛沫拡散のマスク等をしなくてよいとか、アルコールで手指の消毒をしなくていいということにはなりませんので、まずは、今しているマスク、手洗いはベースにあると思います。そして、その後に P C R 検査とかがプラスになるような感じかなと思っておりますが、現時点では、先日も述べさせていただきましたが、ワクチン接種が間もなく高齢者から接種が始まっていく予定でありますので、まずは、限られた人的資源をワクチン接種に集中して、なるべく多くの方、高齢者から順次始めまして、町民の方々、多くの方がワクチン接種をしてもらえるような体制づくり、啓発、それらに傾注してまいりたいと思っております。特に P C R 検査を否定するような考えは私は持っておりません。

以上です。

○議長（村上和子君） 7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） 当然のようにマスクと手洗い等は基本です。今後、ワクチン接種等も順次始まってきております。報道等によりますと、免疫がつくとなると、恐らく 1 年か 1 年半ぐらいかかるのではないかなというような報道もされております。そうした場合に、一定の期間どうするのかという話であります。上富良野町においても、これからという状況の中で段階的に、高齢者初め疾患のある方、一般の方という形で、一定の期間があります。

そうした場合、いつどういう状況の中で感染というのは忍び寄るか分からないという状況があります。そうした場合に、きっちとした対策を自治体が取らなければならないというのは町長も御存じだと思います。

基本は、今後十分検討していただきたいと思いま

すが、ぜひ国に対しても、こういった補助政策をきっちりと取るよう要請して、いろいろな交付金等を使いながら対策を進めてほしいと思います。

この点、65 歳以上の高齢者の方なのですが、ワクチン接種も始まりますが、必要ならば、受けたという方に対してきっちりとした検査の支援補助をつくってもいいのではないかなというふうに思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7 番米沢議員の御質問にお答えいたします。

P C R 検査は、集団免疫を獲得するまでの期間、少々あることが予想されますので、これらについて希望される方、P C R 検査を受けられるような体制にするということ、これは望ましいことなのですが、なかなか、先ほども述べましたように費用的なものがありまして、国、道などに補助金、交付金などの要望活動を継続して、強く求めているかなければならないのかなと、このように思っております。

そして、御質問にありました 65 歳以上の希望者に、P C R 検査を個人に助成金を出してはどうかということは、現時点では、近隣の検査実施機関を紹介するにとどまっております、まだその辺については案を持ち合わせていないところであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） 町長になられたわけですから、ぜひ町長の決断一つで、それだけの力量も備えられているわけですから、きっちりと近隣の状況も見えていただいて、これは単に、お金が当然かかりますけれども、社会保障という形で、地域の人たちを守る、こういう立場から、こういった防疫体制をきっちり行うということですから、このことを町長は肝に銘じて、ぜひ支援策を検討していただきたいというふうに思います。

次に、お伺いいたします。次、子どもセンターについてお伺いいたします。

答弁の中では、検討の指示を出したということがあります。前任者に至っては、方向性も位置づけも示すことなく、大枠で示しただけで、非常に無責任でありました。やはり多くの利用者の方が、自分たちが利用している施設が将来どうなるのだろうと。今でも子育て支援、発達支援という形の中で、多くの利用している人たちの交流があって、そこで子育てやいろいろな悩みを分かち合いながら、勇気ももらって、また頑張ろうという、そういうことを感じ取りながら、それぞれの施設の職員たちも同じなのです。そういうところが、どこへ行くのか分からない

いということであっては困るわけです。その点について、ここの答弁の中では、「子育て支援事業や児童発達支援に限らず、児童福祉施設を含め、子育て支援全体で機能の在り方を検討すべき課題だ」というふうに答弁されておりますが、児童福祉施設を含めた全体的な機能の在り方というのは何を指しているのでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7 番米沢議員の御質問にお答えいたします。

児童施設を含めて、子育て支援全体というのは、子育て支援班に関わることを含んでおりまして、特に施設でいいますと、児童館の在り方とか、子育て支援ですので、保育園なども含めて、切れ目のない子育ての在り方の中で、子どもセンターがどういうふうな役割を担うべきなのか、分散化するか一元化がいいのかと、そのような子育て支援策全体の中で在り方を検討して、3 年度においてその方向性を決めていくということです。

以上です。

○議長（村上和子君） 7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） そうしますと、将来的には、今、児童館等があります。老朽化しているところもあるかというふうに思います。そういう施設と、将来的に考えていろいろと併設という形の考えもあり得るという考えでよろしいですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7 番米沢議員の御質問にお答えいたします。

単純に併設とか、そういう意味で検討するわけではなくて、それぞれの在り方はどうなのか、例えば児童館と併設するのであれば、今までの児童館の在り方はどうだったのか、これからは併設したほうがいいのか、そこは併設しないほうが、別々のほうがいいのかなどを含めて、ゼロベースで検討していくということです。

以上です。

○議長（村上和子君） 7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） ぜひいろいろ多面的な角度から検討していただきたいというふうに思います。

ただ、やはり外してはならないのは、子育て支援センターというのは、町長も御存じかと思いますが、利用者の多くは、発達支援だとかいろいろなものがあって、いろいろ相談に乗ってくれる場所で、非常に機能的なのだということが言われているのです。やはり町にとっても、こういう施設があることによって、子育てそのものの質の向上を図っているということなのです。これが分散されてしまうということであれば、利用される方、職員の方のそう

いった思いを踏みにじるということになりかねないわけですから、この点で、明確に町長の答弁が欲しいのですが、機能は一つ、分散ではなくて、きちっとした、まとまった機能、施設であったほうがいいという考えなのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7 番米沢議員の御質問にお答えいたします。

現在の子どもセンターの機能が、子育て支援と発達支援、そのほかファミリーサポートなんかが入っていますが、この機能は一つであったほうがいいのかというのは、利用者の方からの意見も頂戴していますし、可能であれば、私も一つでまとまっていたほうが、利用者のことを考えるのであれば、いいのではないかと考えていますが、移転先とか財政的なこともまだまだ、見通しをつけていかなければならないので、子どもセンターが確実に今の機能を持ったままどこかに新築なり、既存の公共施設なんかにもそのままそっくり移転できるかどうかというのは、今後の検討課題かと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） 今後の検討課題かもしれません。しかし、ワンストップで、この機能一つの中で利用できるというのが最善な方策であると私は考えます。どんな状況下の中でも、町長の考えるべきことは、そういった機能を有する施設を、分散ではなくて一つにまとめた、これは絶対欠かしてはならない方向性だと思いますが、どんなことがあってもこういった方向性をきっちり示すべきだと思いますが、この点いかがですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7 番米沢議員の御質問にお答えいたします。

私もその可能性を含めて、なるべく利用者の方の願いにかなうようにということで指示をしたところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） 検討を始めたわけですから、まだ、いつ頃までにどういう計画というのは恐らく持たれていないというふうに思いますが、この点、確認しておきたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7 番米沢議員の御質問にお答えいたします。

具体的な計画は、議員おっしゃるとおり、まだないのですが、ただ、病院の改築が進みまして、令和 4 年中には現在の子どもセンターを取り壊さなければ

ばならない状況にありますので、令和3年度中には方向性は決めなければならないものと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） この間、取り壊すことによって、当然一時的に分散が出てくるかというふうに思いますが、その分散のときというのは、どういったところを、そういった状況を考えているのか、施設利用を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、新しく子どもセンターをどこかに移転した、恒久的な場所に設置するまでの間、ある程度仮設の期間というのは予定しておりますが、その方法については、大きなプレハブとか既存の公共施設に分散するなど、なるべくコストのかからない方法を模索するようということで、検討するよう指示しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひそういった職員や利用者の思いを考えた、生かせるような方向性での施設の在り方をぜひ検討していただきたいというふうに考えております。

次に、中学生の医療費の無料化についてであります。

町長は、この点で、公約でも子育て支援を重点政策の一つとしておりました。担当者に指示をしているということでもありますから、まずお伺いしたいのは、中学生まで拡大した場合、今年度の予算ですと約2,800万円計上されておりますが、どのぐらい上乗せになる予定なのか確認しておきたいと思っております。

○議長（村上和子君） 町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） 7番米沢議員の御質問にお答えします。

中学生までの医療費につきまして、国民医療費により推計をしたところ、約4,000万円を予定しておりますして、拡大に必要な予算につきましては、2,800万円、現在計上しておりますので、差額の1,200万円が必要となる予定となっております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） いろいろ調べましたら、高校生まで拡大した場合どうなるのかということで調

べましたら、約1,400万円必要、財源として来るのではないかとこの予想もあります。

そこで、町長、お伺いいたしますが、町長は、今、担当者のほうからありました、中学生まで拡大した場合、1,200万円という形の報告がありました。恐らく中学生までになると体力もついて、相当医療費、他の自治体に聞きましたら、予想よりは医療費もかからない。体のことですから、その状況、状態によってどんな状況になるか分からない部分はありますが、比較的医療費は思ったより増えなかったというような方向であります。

何よりも私、強調したいのは、やはり子どもの体を守る、健康を守る、子育て支援ということであれば、きっちりとした財源も担保しながら、こういった無料化に向けて実現するための方向性をきっちり示すべきだというふうに思いますが、町長自身として、いつまでに医療費の無料化を実現したいと考えていらっしゃるのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

中学生までの医療費の無償化は私の公約の一つでもありました。今、担当の課長から申し上げたとおり、1,200万円の財源、これを1回、中学生までの医療費の無償化をすると、単年度で終わることなく、ずっと続いていくわけですので、これはしっかりと財源の見通しを立てて皆さんに、もう可能であれば、そのときは皆さんに御審議賜るのかなと、そういうことになるのですが、いつまでということなのですが、新聞報道で、私、インタビューで答えておまして、町長就任する前なのですが、私の気持ちとしましては、令和4年からはスタートできればと。もちろんスタートするためには、先ほど申し上げました財源の見通しをしっかりとつけて、内部協議も進めていかなければなりません、これら協議を重ねて、令和4年からスタートできるように、しっかりと頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） この間いろいろと先進地などを見てきた場合、何でもお金を使えという話ではありませんけれども、手法として、過疎債等を適用している自治体もほかにあったわけです。言うなればソフト面の部分での対応もできるということで、変わったのだということの話も聞かれましたが、そういうものも含めて財源の、私より、より詳しく御存じだと思いますので、その点はどうでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお

答えいたします。

過疎債も予定ではありますが、令和3年度から適用になる予定ではあるのですが、過疎債を当てにして、中学生までの医療費無償化をつくってしまいますと、もし5年後なり10年後、過疎が外れたときに財源の手当てに困ってしまうということになりかねませんので、ここは、過疎がある、なしにかかわらず、しっかり財源の見通しを立てる必要があるのかなと、このように考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 併せて、ふるさと納税の基金等がありますので、そういうものも活用しながら、こういったことの実現に向けて、ぜひ来年度から実現していただきたいというふうに思います。

次に、4番目の国保税の子育ての軽減策に向けてお伺いいたします。

全国の知事会等においても、非常に国民健康保険税の財政基盤が弱いということで、もっと国は国民健康保険税の会計に対して負担をすべきだという決議を上げるという状況になってきております。年々国民健康保険に加入される方が増えるという状況も見受けられます。

ここで、お伺いしたいのですが、答弁書の中にも書かれておりますが、年収300万円の世帯、4人家族で国保税、年額30万8,700円と、協会けんぽでは16万3,020円だということになっておりますが、この点、町長は、どちらが負担感があるというふうに思いますか、加入者に。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

単純に、国保税が30万8,700円、協会けんぽが16万3,020円、金額だけを比べてしまえば協会けんぽが安いのですが、もちろん協会けんぽのほうは、雇用者保険で、事業主負担もあって、単純には比べられないのかなと。事業主も負担もあるので、掛ける2で32万円、本来であれば、保険料としては、それを折半していますので、16万円となっているということでありまして、国保税のほうは、なかなか世帯の状況というのも均一ではないといえますか、個人事業主の方ももちろんいますし、個人事業主ではない方、年金の方ももちろんいますので、単純には比べられないのかなと。数字では比べられる部分はありますが、内容は、個々見ていく必要があるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ちょっと認識を改めてもら

わないと駄目です、町長。これが事実なのでですから、本人負担16万円と30万円だったら、町長、30万円のほうが負担は重いですね。

さらに思うのです。年収300万円なのです。この家族の方、ここからいろいろと控除されます。所得となると恐らく190万円台ぐらいになるのかなというふうに、当てずっぽうで大変申し訳ありませんが、なります。そこから年間30万円納税すると、国保税を納めるということになると、残りの160万円で4人の家族の方が生活せざるを得ないという状況が私は見受けられると思うのです。

そのことを考えたときに、全国知事会でも、きっちりとした、国はもっと財政負担を行うべきだというような結論に至ったのだと思うのです。そのことを考えれば、当然こういった国民健康保険税の負担というのは、加入者にとって非常に重いし、協会けんぽから比べても、それぞれの事業主負担もありますけれども、負担が重いという状況があるわけで、だからこそ、こういったところに軽減策を取りなさいということの話であります。その点どうですか、認めないですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

負担が協会けんぽに比べて重い、金額が高いですから。ただ、国保の中にも事業主の方で、本来、事業主負担と自分の分を払う方は当然いますので、負担感が重いと思っている人が全員が全員というか、そういう方がおられるということはもちろん認識しております。ただ、国保に入っている方全員が、協会けんぽから比べて負担感が多いのかというのは、全部が全部、100%ではないと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） そこで、確認したいのですが、前倒しをして実施すべきだということの質問に対して、できないということなのですね。

未就学児60人で、もしも仮に実施した場合の必要額、80万円だという話であります。高校生に至った場合は290万円とありますが、仮に未就学児60人分で80万円ということでしたら実現できるのではないですか、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

法律が現在、審議されている最中ですので、現時点でのということで、前倒しということは、法案が審議中ということで、これが法案が可決された後、何らかの通知があると思いますので、そ

れは町として通知に従っていきます。

以上です。

○議長（村上和子君） 7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） 町長、逃げないでいただきたいと思うのです。80 万円あれば本当に予算を確保して、こういう人たちを支援する財源が確保できるわけですから、あると思うのです。町長は、確かに国の制度もありますから、そのことを自治体で考慮しながら判断するというのは私は否定はしませんけれども、だけれども、こういう財源が、60 万円、80 万円ということですから、実現可能なのですよ、町長。そこを捉えていただきたい。

次に、高校生の進学に対する支援であります。

やはり状況を聞きましたら、子ども2人、学校へ進学させているという、いろいろ状況を伺います。制服を購入するのに5万円から10万円です。交通費で旭川まで1カ月、1万2,800円、3カ月で3万6,000円、6カ月で6万9,000円。富良野でも9,500円の2万7,000円の5万1,000円です。そういう負担をしながら子どもを学校へ進学させ、そういう思いがありますから、何としても応援してあげたいという中で、こういった状況になっています。確かに制度の違いはありますけれども、同じ子どもであるとするならば、こういった校区外に通う、同じ上富良野町で育った子どもにしっかりと、それなりの、高額になるかどうか分かりませんが、支援というのは、私はあってもいいのではないかとこのように考えます。他の町村でも、こういった部分の支援をされている自治体も幾つかあるというふうに聞いておりますが、町長は、この点どのようにお考えなのか、明確な答弁をお願いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7 番米沢議員の御質問にお答えいたします。

米沢議員のおっしゃるとおり、高校に通うにはすごく費用がかかります。制服一つとってもなかなか高額なものだと認識しております。御質問にあります高校生への支援なのですが、他の市町村の状況等もよく見て、調べています。他の市町村ではいろいろ支援策をされています。

そんな中で、上富独自のといいますか、非常に微妙なバランスといいますか、答弁でも述べさせていただきました上富良野高校へ今、上富良野町は高校存続のためにいろいろ一生懸命支援している中で、一緒に、他の高校まで同じような支援を広げると、結局相反するような結果になってしまっていて、上富良野高校に現在通ってもらっている生徒たちがほかの高校にというような、募集しても、結局それを

やったことによって上富良野高校に生徒が集まらなくなってしまう、町の施策としては、なかなかよくないことといたしますか、本来、高校生の皆さんに支援することは、町民のためを思って非常にいいことであるということは、皆さんがそう思っているということは分かっていますが、上富良野高校の存続と、ほかの高校への支援をどう両立していくか、これに大変苦慮しておりまして、現在では、上富良野高校への支援はそのまま強力に、存続のために進めていきたいと。それを阻害するようなといいますか、結果的に阻害してしまうような制度については、バランスを取りながら、将来的なことはもちろん否定はせんが、現在では、上富良野高校を中心に支援をしているというところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） 恐らくそんなに阻害されないのだと私は思うのです。同等な額でなくてもいいのだと思うのです。これをどういうふうにするかという手法だけなのだというふうに考えておりますので、どなたも親でしたら、上富良野高校みたいなものがあればいいなど、単純にそういうふうに頭に思い浮かべるのだと思うのです。そういうことだということを訴えたいと思います。ぜひ今後の町政の中で十分検討されるようお願いして、質問を終わります。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、7 番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

ここで、昼食休憩といたします。

再開を14時といたします。

午前11時40分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（村上和子君） 昼食休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎追加日程第2 議案第35号

○議長（村上和子君） 追加日程第2 議案第35号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第19号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま追加上程いただきました議案第35号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第19号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1 点目は、国が主導的役割を担って進めております新型コロナウイルスワクチン接種体制整備に要す

る費用のうち、その準備開始に要する経費については、1月18日付で補正予算の専決処分を行い、1月29日、町議会臨時会で御承認いただいているところですが、今回、その接種事業に要する費用について、国の予算措置に伴い、令和2年度補正予算として計上し、年度繰越しを行うため所要の補正を行うとともに、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

2点目は、先日契約議決を受けた高度無線環境整備推進事業に関し、これまで北海道等に要望しておりました非過疎自治体に対する財政支援策について、今般、伝送用専用線整備事業補助として、その交付限度額の内示が示されたことから、当該補助金を歳入に計上するとともに、それに伴う新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金及び地方債の財源調整を行うとともに、地方債の限度額を変更するものであります。

以上、申し上げた内容を要素としまして、財源調整を図った上で、財源余剰と見込まれる部分については予備費に充当することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみを説明し、予算の事項別明細書につきましては、省略をさせていただきますので御了承願います。

議案第35号を御覧ください。

議案第35号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第19号）。

令和2年度上富良野町の一般会計補正予算（第19号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,434万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億9,234万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

14款国庫支出金8,047万1,000円。

15款道支出金697万4,000円。

21款町債310万円の減。

歳入合計8,434万5,000円。

2、歳出。

2款総務費69万5,000円。

4款衛生費7,877万6,000円。

6款農林業費ゼロ円。

11款給与費100万円。

12款予備費387万4,000円。

歳出合計8,434万5,000円。

2ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費補正についてですが、新型コロナウイルスワクチン接種事業については、前段の概要で申し上げたとおり、ワクチンの接種時期については翌年度なることから、繰越明許費の設定をするものであります。

第3表、地方債補正についてですが、高度無線環境整備推進事業については、補助金の財源充実に伴い、その限度額を変更するものであります。

以上で、議案第35号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第19号）の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 先ほど全員協議会では、丁寧な御説明をいただきましてありがとうございます。ワクチン接種事業に関して、先ほど確認しましたので、1点だけ確認させていただきます。

今回、事業費の中の委託料に、ワクチンウェブ予約システム一式ということで120万円が計上されております。内容的には、64歳以下の接種者に、例えばスマホ等々での予約などの利便性を図るためということで、そのシステムの構築に係る費用だということで受け止めております。

ただいま医療従事者、また、全国的に高齢者等々に、やっとワクチン接種のスケジュール感が当町でも示された中で、残念ながら、思いのほか対象者数に見合わないような数で、非常に本当にスケジュールがいくかなというのが懸念されるのですが、1人でも多くの方に、ロスのないように接種いただくことがやはり基本と考えますが、今回示された5月の高齢者の、例えば示されたスケジュールの中で、当日いろいろな理由等々で、例えば20人接種を予定していて、5人、何らかの理由で受けられなくなりました。こういったウェブ予約受付システムがその

時期まで構築なされていれば、対象者とライン引きをせずに、当日可能であれば、そういったロスのないような対応策というのを今現在お持ちなのかどうか確認させていただきます。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 8番荒生議員のワクチン接種に係る体制整備についての御質問にお答えさせていただきます。

先ほど全員協議会の中でも、上富良野町におけるワクチン接種に関わるスケジュールについてお示したところでございますが、やはり何といいましても、ワクチンの数がいつ、どの時期に上富良野町に届くのか、その届くスケジュールによりまして、町としましては、接種となる対象者の地区割り、年齢、あと、先ほど申し上げたように、優先接種を上富良野町独自では、今のところの考え方としましては、やはり福祉施設、医療施設に入所している方を優先とし、今考えているところでございますので、ワクチンの数に対応したものについて御案内をする予定と考えています。

議員おっしゃるとおり、予定はしていたけれども、やはり受けられなくなったということも想定しなければならないと考えていますので、その調整としてどういう形で、町としては無理なく無駄なく、この接種について対応していけるのかにつきましても、関係機関等も通じて調整をしていきたいと考えています。

町としましては、まず皆様に接種を受けていただくために、同意がどれぐらい得られるのか、そこもまず、意向は確認していかなければいけないと思っていますので、そこは、やはりラベンダーハイツ、町立病院の介護医療院、あと、先ほど申し上げたような、町内における福祉施設につきましても、あらかじめある程度施設等を通じて数についての把握に努めていきたいと考えております。

なお、当日のキャンセル等につきましては、やはりそこにおいて、ある程度皆様に柔軟に受けていただくようなことも考えていかなければならないので、今、議員から受けた質疑についても、私たちもどのような形で解決を図っていこうかということで、具体的にその案については、これから検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第35号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第19号）は、原案のとおり可決されました。

◎休 会 の 議 決

○議長（村上和子君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月11日から16日までの6日間を休会といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 異議なしと認めます。

よって、3月11日から16日までの6日間を休会とすることに決定しました。

◎散 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時10分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

令和3年3月10日

上富良野町議会議長 村 上 和 子

署名議員 佐 藤 大 輔

署名議員 今 村 辰 義

令和 3 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 5 号）

令和 3 年 3 月 1 7 日（水曜日）

○議事日程（第5号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 予算特別委員会付託
- 議案第 1 号 令和3年度上富良野町一般会計予算
- 議案第31号 上富良野町財政調整基金の一部支消について
- 議案第32号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について
- 議案第33号 十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について
- 議案第 2 号 令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3 号 令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 4 号 令和3年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5 号 令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 6 号 令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 7 号 令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 8 号 令和3年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9 号 令和3年度上富良野町病院事業会計予算
- 追加日程第1 令和3年第1回定例会付託
- 議案第22号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第21号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 5 議案第23号 上富良野町敬老祝い金支給条例を廃止する条例
- 第 6 議案第24号 上富良野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第25号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例を整備する条例
- 第 8 議案第26号 上富良野町営農改善資金有志条例を廃止する条例
- 第 9 議案第27号 上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第28号 上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第29号 上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 発議案第1号 町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例の一部を改正する条例）
- 第13 発議案第2号 町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 追加日程第2 発議案第4号 町長の専決事項の指定について（北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更について）
- 第14 発議案第3号 議員派遣について
- 第15 発議案第5号 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（14名）

1 番	元 井 晴 奈 君	2 番	北 條 隆 男 君
3 番	高 松 克 年 君	4 番	中 瀬 実 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	中 澤 良 隆 君
7 番	米 沢 義 英 君	8 番	荒 生 博 一 君
9 番	佐 藤 大 輔 君	10 番	今 村 辰 義 君
11 番	小 林 啓 太 君	12 番	小 田 島 久 尚 君
13 番	岡 本 康 裕 君	14 番	村 上 和 子 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町	長	齊 藤	繁 君
教 育	長	服 部	久 和 君
農業委員会	会長	井 村	昭 次 君
総 務 課	長	宮 下	正 美 君
町民生活課	長	星 野	耕 司 君
農業振興課長兼農業委員会事務局長		大 谷	隆 樹 君
教育振興課	長	林	敬 永 君
町立病院	事務長	北 川	徳 幸 君

副 町 長	石 田 昭 彦 君
代表監査委員	中 田 繁 利 君
会 計 管 理 者	及 川 光 一 君
企画商工観光課長	佐 藤 雅 喜 君
保健福祉課長	鈴 木 真 弓 君
建設水道課長	狩 野 寿 志 君
ラベンダーハイツ所長	谷 口 裕 二 君

○議会事務局出席職員

局	長	深 山	悟 君
主 事		真 鍋	莉 奈 君

次 長	飯 村 明 史 君
-----	-----------

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（村上和子君） 御出席、誠に御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和3年第1回上富良野町議会定例会5日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 御報告申し上げます。

予算特別委員長から本定例会で付託されました議案第1号令和3年度上富良野町一般会計予算から議案第9号令和3年度上富良野町病院事業会計予算まで及び議案第31号上富良野町財政調整基金の一部支消についてから議案第33号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消についてまでの議案について審査報告書の提出、また、厚生文教常任委員長から、議案第22号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例の審査報告書の提出がありました。

また、総務産建常任委員長から、発議案第4号町長の先決事項の指定について（北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更について）の提出がありました。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として別紙配付のとおり申出がありました。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

11番 小林 啓 太 君

12番 小田島 久 尚 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（村上和子君） 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、米沢義英君。

○議会運営委員長（米沢義英君） 議会運営委員会から報告をいたします。

令和3年第1回定例会の議事運営等について審議した内容を御報告いたします。

3月16日、議会運営委員会を開き、厚生文教常任委員会から付託審査報告1件、総務産建常任委員長から追加提案付議事件1件について審議いたしました。

提案議案の審議についてであります。令和3年第1回定例会付託議案第22号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例の審査報告書及び発議案第4号町長の専決事項の指定について（北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更について）は、提案日に本会議において説明の上、審議を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果の報告といたします。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

お諮りいたします。

本日、厚生文教常任委員長から、令和3年第1回定例会で付託されました議案第22号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例の審査意見書の報告がありましたので、これを日程第3の次に追加日程第1として、また総務産建常任委員長から、発議案第4号町長の専決事項の指定について（北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更について）の提出がありましたので、これを日程第13の次に追加日程第2として、日程の順序を変更し、議題にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、令和3年第1回定例会付託議案第22号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例を日程第3の次に追加し追加日程第1として、発議案第4号町長の専決事項の指定について（北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更について）を日程第13の次に追加日程第2として、議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時06分 休憩

午前 9時07分 再開

○議長（村上和子君） 暫時休憩を解きます。

◎日程第3 予算特別委員会付託

○議長（村上和子君） 日程第3 予算特別委員会付託の議案第1号令和3年度上富良野町一般会計予算、議案第31号上富良野町財政調整基金の一部支消について、議案第32号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について、議案第33号十勝岳と共生する町づくり応援基金の一部支消について、議案第2号令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号令和3年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号令和3年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第6号令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第7号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第8号令和3年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号令和3年度上富良野町病院事業会計予算を一括として議題といたします。

本件に関し、特別委員長長の報告を求めます。

予算特別委員長、岡本康裕君。

○予算特別委員長（岡本康裕君） 令和3年度第1回定例会2日目において、予算特別委員会に付託された第1号から第9号までの令和3年度各会計予算及び議案第31号から第33号までの各基金の一部支消の合計12件の付議事件について審査しましたので、その結果について会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査の経過であります。3月11日に本委員会を開催し、正副委員長及び各分科長を選出後、11日、12日の2日間、議案第1号の一般会計予算及び議案第31号から第33号の各基金の一部支消を質疑し、15日には議案第2号から議案第9号までの特別会計、企業会計予算の質疑を行いました。その後、2分科会でそれぞれ審査意見案を調整した後、本委員会の正副委員長と議長により審査意見書案を精査いたしました。

16日に本委員会全体で審査意見書案を質疑し、成案として理事者に提出し、その後理事者から所信表明を受け、議案前に討論と採決を行いました。

採決の結果につきましては、議案第1号から議案第9号及び議案第31号から議案第33号まで議案ごとに討論を行い、起立による採決を行った結果、令和3年度上富良野町一般会計予算及び令和3年度上富良野町病院事業会計予算については、審査意見を付しましたが、議案全てが賛成多数により原案ど

おり可決となりました。

審査意見につきましては、別紙のとおり最後のページに添付してありますので、後ほど御高覧いただきたいと思います。

以上、令和3年度第1回定例会に付託されました議案第1号令和3年度上富良野町一般会計予算から議案第9号令和3年度上富良野町病院事業会計予算及び議案第31号上富良野町財政調整基金一部支消についてから議案第33号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消についてに関する予算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（村上和子君） これをもって予算特別委員長長の報告を終わります。

本件に対する委員長報告は、意見を付して全て原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第1号令和3年度上富良野町一般会計予算から議案第9号令和3年度上富良野町病院事業会計予算まで及び議案第31号上富良野町財政調整基金の一部支消についてから議案第33号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消についてまでの基金の一部支消は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第22号

○議長（村上和子君） 追加日程第1 令和3年度第1回定例会で厚生文教常任委員会に付託しました議案第22号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、厚生文教常任委員長長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長、中澤良隆君。

○厚生文教常任委員長（中澤良隆君） ただいま上程いただきました令和3年第1回定例会で厚生文教常任委員会に付託されました議案第22号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例について、審査結果を取りまとめましたので、朗読をもって報告といたします。

1ページをお開きください。

厚生文教常任委員会審査報告書。

令和3年第1回上富良野町議会定例会で本委員会に付託された付議事件を審査の結果、次のとおり決定したので、上富良野町議会規則第77条の規定により報告します。

令和3年3月10日、上富良野町議会議長、村上和子様。

厚生文教常任委員会委員長、中澤良隆。
記。

１、付議事件。

議案第２２号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例。

２、審査の内容と経過。

令和３年第１回上富良野町議会定例会に提案された議案第２２号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例は、令和３年３月３日付で本委員会に付託された。

３月５日に本委員会を開催し、関係職員から提案趣旨の説明を受け、その後質疑や意見交換を行い慎重に審議を進めた。また、３月１０日に再度委員会を開催し、審査結果を取りまとめた。

３、介護保険事業の基本的事項。

(１)、(２)、(３)、２ページの表１、その下の(４)については、朗読を省略させていただきます。

２ページの中程の４、第８期介護保険事業の概要。

(１) 保険給付費の見込み額。

本町の第８期（令和３年度から令和５年度）介護保険事業の標準給付見込みは表２のとおりで、令和３年度標準給付費が９億５,１３４万円、令和４年度９億７,７１１万９,０００円、令和５年度１０億９,７６万９,０００円となり、全体額は２９億３,８２２万８,０００円の保険給付費が見込まれる。

表２については、朗読を省略させていただきます。

３ページを御覧ください。

(２) 基準額に対する介護保険料の段階設定。

本計画期間内における介護保険料の段階設定は１０段階で、各段階は次のとおりである。

基準額は第５段階で、年額は６万２,４００円、月額では５,２００円となっている。

表３については、省略をさせていただきます。

介護保険料基準月額の推移。

表４については、省略をさせていただきますので御覧ください。

４ページ。

(３) 介護保険料基準額（月額）の算定方法。

介護保険料基準額（月額）の算定方法は、次のとおりである。

表５は、朗読を省略させていただきます。

表５の下参考、基金の推移、表６についても、朗読を省略させていただきます。

５ページを御覧ください。

他市町村の介護保険料額の状況。

上富良野町の第８期計画の介護保険料額の算定は

５,２００円（月額）であり、第７期計画の介護保険料額の４,９００円（月額）と比べ３００円増となっている。近隣の介護保険料額については、下記のとおりである。

表７については、朗読を省略させていただきます。

５、第８期介護保険料に影響する主な要因。

(１) 高齢者数の推移。

令和３年推計値、前期高齢者１,５３９人、後期高齢者１,８６３人、高齢者総数３,４０２人。

令和５年推計値、前期高齢者１,４２４人、後期高齢者１,９５３人、高齢者総数３,３７７人。

※高齢者総数は３８人減少。その内訳は、前期高齢者は１４５人減少するが、後期高齢者は１０７人の増加が予想される。

(２) 介護認定率・認定者数の増加。

令和３年推計値、５１７人、認定率１５.３％。

令和５年推計値、５４９人、認定率１６.３％。

※認定者の大半が後期高齢者のため、介護認定率、認定者数が増加すると推測される。

(３) 介護報酬等の改正。

介護報酬改定が１月末に行われた。全体で０.７％増、そのうち新型コロナウイルス感染症対応分０.０５％が含まれている。

(４) 介護医療院の病床数増。

町立病院の介護医療院が令和３年６月から４床増床される予定。

６、審査の結果。

今回の条例改正は、上富良野町第８期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画をもとに令和３年度から令和５年度までの第１号被保険者の介護保険料の見直しを行い、３カ年間の介護保険事業の安定運営を図ることが主たる目的である。

保険料の算出に係る高齢者数及び高齢化率、要支援・要介護認定者（表１参照）、保険給付費の推移をもとに保険給付費の見込み額（表２参照）から算出した介護保険料基準額（月額）５,２００円（表５参照）が提案されている。その理由や根拠等、さらには低所得者の介護保険料の軽減強化策について担当課の詳細な説明を受け、質疑や委員相互の意見交換を進めた後、採決を行った。

採決の結果は「議案第２２号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに至った。

賛成の主な理由としては、第１号被保険者の介護保険料基準額５,２００円（表５参照）は、他市町村等と比較（表７参照）して妥当であること。介護サービスの充実度、低所得者への支援策の強化、また基金を８割以上となる７,５００万円（表５参

照)を取り崩して保険料の低減に取り組んだことなどを評価するものである。

なお、上富良野町は健康長寿のまちを目指し、平成26年2月に「健康づくり推進のまち」を宣言した。計画の柱にもなっている健康寿命の延伸、介護予防・重度化予防にさらに力を注ぐことにより介護保険事業の安定運営を図られたい。また、認定率の上昇が見込まれているが、健康づくりに重点を置き、特に認知症の早期発見、早期対応を進め、認知症に対する理解促進のための事業推進を図られたい。

本期の計画には、町立病院内にある介護医療院が4床増床する計画となっているが、その他の介護施設の将来整備計画を早期に立案し、将来の介護ニーズに備えられたい。

また、現在は所得による階層が10段階(表3参照)となっているが、階層の幅が広いことから階層内での格差が生じている。将来、所得階層区分10段階を細分化し、格差の縮減を図ることを検討されたい。

以上、賛成理由、検討項目等を申し上げ報告とするが、介護保険の安定運営には被保険者の納得と理解が必要と思われることから、丁寧な住民周知に努力されたい。

以上であります。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) ただいまの報告に関し、御質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございますか。

最初に、本件に対する反対討論の発言を許します。

7番米沢義英君。

○7番(米沢義英君) 私は、介護保険条例改正及び委員会報告に反対の立場から討論いたします。

委員会では、審査した結果、賛成多数で第8期の介護保険、また介護保険料の引き上げが容認されるという残念な結果になりました。

介護保険計画の見直しとあわせて、介護保険料の改正が今計画に盛り込まれました。介護保険事業の見直しに町も苦慮されたことは理解できます。しかし、今、実質賃金の下がり、生活水準の指数とされるエンゲル係数が上昇傾向にあるとされています。また消費税率が8%から10%となり、暮らしにも悪影響を及ぼしているという状況にあります。このときに介護保険料がさらに上がることに疑問を抱かざるを得ません。

町も基金を取り崩すなど、保険料の抑制に努めら

れていることも充分理解もできます。また基金の取り崩しはできますが、また同時に介護保険料の引き下げを行うとすれば、さらなる基金の取り崩し、一般会計からの繰入れなどを行えば、十分引き下げが可能であります。またこの間、住民も住民健診や介護予防の取組に協力しているということを考えれば、一般会計からの繰入れも必要であることは当然であります。

今、年金給与所得控除の見直しにより、また年金給与所得控除等の見直しにより、不利益を受けない対策として、今介護保険料の中には軽減策がありますが、しかし以前よりも引き上がるという状況になりました。

介護保険料全体を見ると、所得の多い世帯は介護保険料の負担率が下がり、所得の少ない世帯は逆に介護保険料の負担率が上がるというおかしな現象になっている状況があります。到底これも理解できるものではありません。

同時に、各階層ごとの所得設定に幅があり、少なくとも各所得段階の階層区分をさらに細分化を行い、加入者の負担軽減を図るということが求められていると考えます。

介護保険料の負担だけではありません。医療保険の負担も加われば、さらに負担が増すことは明らかであります。

今、介護保険制度そのものが変わろうとしています。軽度の軽い人の負担、軽い人は予防給付に所得により介護負担が変わり、施設入所では部屋代、給食費などの負担、家族の介護の負担が増すという状況にあります。また同時に、所得の少ない世帯ほど介護制度の利用を避けなければならないという傾向にもあります。

町においても、保険料や施設利用料の負担に悩んでいる町民の方がいらっしゃいます。

今、国において、介護保険料は住民に負担を求め国庫負担を引き下げるという状況の中で、住民や自治体も大変な状況であるということは考えられます。

本来の介護保険制度というのは、加齢に伴って生じる心身の変化に対して尊厳を保持し、日常生活を営むことのできる制度としてできたわけでありです。また同時に、その中には国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的と謳われています。

私は、いま一度原点に立ち帰ることを求めて、反対討論とさせていただきます。

○議長(村上和子君) 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 私は、賛成の立場から討論いたします。

この介護保険事業は、社会情勢の変化に合わせて3年ごとに制度見直しが行われ、平成30年から第7期制度が始まり、令和3年度から第8期を迎えようとしております。

令和2年の本町の65歳以上の高齢者人口は3,415人、要支援、要介護認定者は495人であり、高齢化社会が進み、高齢化率は上昇を続けていくことが予測され、今後も高齢者が安心して暮らせるまちづくりのためにも、ますます介護保険制度の充実が求められるところあります。

令和3年度は、第8期上富良野町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の初年度であります。この計画の中では、住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現という理念が掲げられており、介護サービスの充実の点では、町立病院内にある介護医療院の4床増床という計画も入っております。

介護保険料の算出については、保険給付費は今後も増加していくことが想定される中でも低所得者への支援策の強化や基金の取り崩しによる保険料低減に取り組んでおり、近隣市町村と比較しても大きな乖離は見られず、介護保険財政の健全性、持続性確保に十分努力していると思われま。

今後も上富良野町の実情を踏まえ、介護保険事業の安定運営に努め、高齢者福祉の充実や健康づくりの推進に一層力を入れて取り組んでいただくことを望み、賛成討論いたします。

○議長（村上和子君） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、令和3年第1回定例会で厚生文教常任委員会に付託審議しました議案第22号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第22号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（村上和子君） 日程第4 議案第21号新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第21号新型インフルエンザ等対策特別措置等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が改正されたことから、当該法令を引用しております上富良野町国民健康保険条例の傷病手当に関する規定及び上富良野町職員の給与に関する条例の特殊勤務手当に関する規定について、それぞれ関連する部分の引用規定について改正するものであります。

以下、議案を朗読し、御説明といたします。

議案第21号を御覧ください。

議案第21号新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

第1条、上富良野町国民健康保険条例（昭和34年上富良野町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」に改める。

（上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）。

第2条、上富良野町職員の給与に関する条例（昭和35年上富良野町条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中、以下の部分につきましては、先ほどの第1条の部分と同様ということになりますので、読み上げは省略をさせていただきます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第21号新型インフルエンザ等対策

特別措等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第21号新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第23号

○議長（村上和子君） 日程第5 議案第23号上富良野町敬老祝い金支給条例を廃止する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第23号上富良野町敬老祝い金支給条例を廃止する条例の提案の要旨について御説明させていただきます。

本条例は、平成15年度に制定され、喜寿、米寿、白寿、100歳以上の節目において町から祝い金を支給してまいりましたが、平成17年度には節目の方のみの祝いとし、100歳以上の方につきましては対象から除外し、平成24年度からは喜寿、米寿の方も対象外とし、満99歳の白寿の方に対してのみ5万円相当の金品を支給してまいりました。

このたびの第8期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定に当たりまして、高齢者の推移並びに町の高齢者福祉サービスの在り方につきまして検討した結果、今後の課題解決のための施策の推進に財源を振り向けていくため、敬老祝い金の支給につきましては廃止と判断したところであり、所管であります厚生文教常任委員会においても御審議をいただいたところであります。

委員会から、祝い金につきましては、今後の高齢

者福祉の充実に財源を振り向けていくことで廃止は理解するが、いきなりの廃止は認められない。よって、令和3年度は段階を設けることとの審議結果報告を賜りましたことから、当初本年度末をもって廃止を予定していた内容を令和3年度の祝い金につきましては、5万円相当の金品を1万円相当の金品に改正し、令和4年4月1日付で条例を廃止する内容で提案するものであります。

以下、議案を朗読し、説明に代えさせていただきます。

議案第23号上富良野町敬老祝い金支給上条例を廃止する条例。

（上富良野町敬老祝い金支給条例の一部改正）。

第1条、上富良野町敬老祝い金支給条例（平成14年上富良野町条例第28号）第2条の表中「5万円相当の金品」を「1万円相当の金品」に改める。

（上富良野町敬老祝い金支給条例の廃止）。

第2条、上富良野町敬老祝い金支給条例は、廃止する。

附則。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

以上、議案第23号上富良野町敬老祝い金支給条例を廃止する条例の説明とさせていただきます。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 所管委員会でも審議はされましたが、しかし段階的な見直しという点ではあったかもしれません。しかし、それを良としたわけでもありません。

お伺いいたしますが、将来の高齢者サービスの充実にその財源を振り向けたいという形の話でありました。この間の委員会の中でも、そういった方向性のお話でしたが、具体的に話ということでは、なかなか明示されませんでした。私達は、少なくとも廃止の条件があるとするならば、そういった使い道の明示というものもあってよかったのではないかなというふうに思います。

二つ目には、将来的な推計という形でお話ありましたが、将来的に推計という形で、10年でもいいですが、10年後でもいいですが、どのくらい想定される人数が増えるという形で想定されるのかお伺いいたします。

少なくとも、この間、高齢者の方はこの町で長く

住んでいらした方が圧倒的に多いのだと思います。長年苦勞されて、この町で生活して、この町で共に生きてきた方であります。また十勝岳の噴火等も見ながら、そういう苦勞した方々であります。そういう方々に心を表すというのは、お金の大小ではないと思いますが、少なくとも廃止の方向ではなくて継続的に、その金額はどうなるか分かりませんが、行うということが前提だというふうに思いますが、なぜ来年度から廃止するのか理解に苦しみますが、この点について伺いたいします。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の3点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の廃止に伴う財源の今後の高齢者のサービス等に振り向けるという町のほうからの私ども所管のほうからの説明で、明確な明示がないということでの御質問に対してでございますが、その財源をどのサービスにというふうには明示はしておりませんが、これまでも所管としましては、まず今後見直しをしていく緊急通報システムを、75歳以上の方が増えていきますので、これに対してきちっと町は対応策の検討を今進めているところでございますので、令和3年度予算に直結しておりませんが、令和4年度に向けては、それについて充分その財源を活用した形での支援というふうにはまず第1項目検討しているということは御説明を申し上げたところでございます。

また、高齢者の支援につきましては、介護保険の会計の中でも様々な工夫をしておりますが、これからはやはり在宅福祉サービスを含む生活支援体制整備についてきちっと充実をしていかなければ、なかなか支え合いのまちづくりは進むことができないことから、そちらのほうの財源に将来的には振り向けていかなければならないというふうに町としては考えているところでございます。

2点目の推計につきましては、所管委員会の中でも実は御説明させていただいたところなのですが、今年度、令和2年度につきましては1名でございましたが、令和3年度以降につきましては推計しまして6名、令和6年度には12名、その翌年には19名、令和8年度には33名と、この中で年数ともにもしかしたら御存命いただけない方いらっしゃるのでは若干人数の変更はあるかと思うのですが、やはり今現在100歳以上の方が町ではもう既に11人おりまして、99歳を到達された方で御長寿の方は99歳の方だけではなくて100歳以上の方もきちっと町の中で在宅並びに施設等で療養されてる方もいらっしゃるし、3点目の御質問にも関わりますが、100歳以上の方につきましては町長が自

ら花束とお言葉を持って直接お会いに行っていたべくようにこれまでも進めておりますし、敬老祝い金が廃止になったとしても、お祝いの表しかたは、米沢議員おっしゃるとおり、お金の有無ではなくて、これは町としての誠意として町長には直接皆様にお祝いを、敬老の日前後となると思いますが、訪問していただくように準備を進めていこうと町としては考えているところでございます。

なお、町外の施設等に入所している方につきましては、祝電等の対応になりますが、きちっと町としての高齢者に対するお祝いの表し方は継続してまいりたいと考えております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（村上和子君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 令和4年度でなぜ廃止をするのかということでございますが、これまでも敬老祝い金条例の経過を見ましたところ、本来であれば3年ごとの計画の時期に見直しを図ってきたのかと思うのですが、経過を調べましたら、平成15年に設立し、その間節目年金のお祝い金の中を経過的に見直ししてきてまして、今回、第8期計画に変わるときに、前回が令和24年から約9年経過しておりますので、3期分の計画の経過の中で今期第8期計画の計画の中で敬老祝い金については廃止をしようと検討したところでございます。

この時期につきましては、いつが廃止の時期なのかという議論はあったかと思うのですが、介護保険事業運営協議会の中でも、これまでの廃止経過について御説明申し上げましたところ、そういう方向で進めていかなければならないし、特定の人にお祝いをする気持ちは継続してほしい。ただ、それをお金の大小ではなくて、多くの高齢者の方を支えるような仕組みを町は構築すべきだという御意見もいただいたことから、令和4年度で廃止をするように今回検討したところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 問題は、心だとかというのも大切だと思うのですが、お金の問題なんですね、言われているのは。町長もスクラップビルドという形で、それにしてもやっぱり、私たちというのは、長年生活している人たちがつくり上げた上に生活しているわけですから、そのことをきっちり押さえる必要があるというふうに思うのですね。

財源をどうするのかということなのですが、今早急にやらなくても財源は確保できるわけなのです。そのことを他の財源も含めて見直しを行えば、十分まだ一定程度これを継続するだけの財源というのは、財調も含めてこれから実施しようとする事業

も含めて、それぞれ見直しを行えば、十分可能だというふうに思うのです。ところがお金がない、お金がないという形の一边倒で誘導しようとしていますけれども、そういうごまかしは駄目です。きっちりとした財源を確保して、一定程度続けるべきだというふうに思いますが、町長、この点どのようにお考えですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7 番米沢議員の御質問にお答えいたします。

財源の問題、いろいろあるのではないかという御質問かと思いますが、我々も予算査定を通じてどうしようかということをいろいろ協議した結果、やはり高齢者にかかる扶助費、今後将来かかっていく費用をどうしようかという協議の中で敬老祝い金を廃止しよう、将来的にしていこうという結論に達しまして、ほかの財源があるかないかは、令和3年の予算編成するに当たっては、不要不急のものといえますかそういうものは計上しておりません。やはりスクラップアンドビルドで敬老祝い金をこのまま続けていくより、広く高齢者の方にサービスが行き渡る使い方がいいのではないかという方向で財源を振り向けるということで決定いたしました。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なしと認めます。

これから、議案第23号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第23号上富良野町敬老祝い金支給条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第24号

○議長（村上和子君） 日程第6 議案第24号上富良野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いた

だきました議案第24号上富良野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案の要旨について御説明させていただきます。

主な改正の内容につきまして、国において定めております指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅介護サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の公布に基づき、町の条例につきましても第6条第2項中、管理者要件を見直すとともに、事業所の人材確保の状況等を考慮し、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予する経過措置の延長を行うため、一部改正するものであります。

附則といたしまして、管理者に係る経過措置につきましては、施行期日を公布の日とし、第6条第2項で規定しております主任介護支援専門員の確保が困難である場合、管理者を介護支援専門員とすることは令和3年4月1日から施行し、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員ではない者が管理者である指定居宅介護支援事業所につきましては、当該管理者である場合に限って管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用につきまして6年間延長し、令和9年3月31日まで猶予とするものであります。

以下、議案を朗読し、説明に代えさせていただきます。

議案第24号上富良野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上富良野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年上富良野町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「介護保険法規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する」を削り、「第6条第1項」を「同条第1項」に改め、附則に次の1項を加える。

第3項、令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該

事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項にただし書を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

以上、議案第24号上富良野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） お伺いいたします。

主任介護支援専門員という方は、ケアマネジャーの資格も持ちながら、いろいろ指導される立場にあるかというふうに思います。

現状についてお伺いしたいのですが、なかなか人員の確保は難しいという形の中で、こういう状況が出てきたということの話ではありますが、確保の困難な状況というのは、現状どういう状況にどういう形であるのかをお伺いいたします。

もう一つ、困難である場合とやむを得ない理由がある場合という形になっておりますが、当然努力してもなかなか見つからないという場合なのかなというふうに単純に思いますが、例えば性格がゆがんでるのかもしれませんが、経費削減のためにそこらは難しいかなという判断に、恐らくそういう事業所の方ですから、きちんと探してその上で判断するというふうに思いますが、いろんな要因があるかというふうに思いますが、そういう状況も含めた見極め等というのはどのような状況になるのかをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の2点の質問に対してお答えさせていただきます。

まず1点目、上富良野町における指定居宅介護支援事業所の人員の主任介護支援専門員につきましては、まず、町内事業所には2事業所がございます。社会福祉協議会並びにラベンダーハイツでございます。この2指定居宅介護支援事業所については、それぞれ主任介護支援専門員は1名ずつ現在配置され

ています。

なお、社会福祉協議会においては、法人の中に主任介護支援専門員の資格を持っている者がまだほかに何名かいるというふうに確認されておりますが、今は他の業務についていらっしゃいますが、実際には人員の補給については確保、事業所としては努力されているというふうに聞いております。

2点目の困難な事例という点についての御質問でございますが、困難な事例というのは、条例の中でも実際に指導監査をする北海道並びに上富良野町もその義務を負うことでございますが、まず不測の事態というのは、管理者が死亡した場合、あと長期的療養でお休みをしなければならないなど、健康上の問題や、あと一身上の都合で退職をせざるを得ない場合、それは米沢議員がおっしゃった、経営者側の、解雇とかそういうのではなくて、あくまでも主任介護支援専門員がそこを辞職しなければいけないような事態になった場合には、すぐ介護支援専門員というのがなかなか確保できない。介護支援専門員の合格率も実は20%を切っているということで、大変私どもも危惧しておりますので、やはりもう少し主任介護支援専門員、介護支援専門員の上位の資格でございますので、これについては介護保険を担っている自治体としましても、人員の確保についてはやはり国に対してもきちっとした形で道を通じて申し上げていかなければならないというふうに考えています。

決して、議員おっしゃるような形での経営をすることでの配置をしないということがないように、町内においては、きちっと2事業所の人員確保についてはきちっと見極めた形での配置をお願いしていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番米沢義英君 確認いたしますが、基本は最終的にはきちっと配置するという前提だということですね。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

主任介護支援専門員を猶予期間までの間にはきちっと配置するような適正な計画並びに人員確保に向けた施策を事業所には確認をしまいたいと考えています。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第24号上富良野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時25分といたします。

午前10時09分 休憩

午前10時25分 再開

○議長(村上和子君) 暫時休憩を解きます。

◎日程第7 議案第25号

○議長(村上和子君) 日程第7 議案第25号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例を整備する条例を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(鈴木真弓君) ただいま上程いただきました議案第25号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例を整備する条例の提案の要旨について御説明させていただきます。

当該条例につきましては、社会福祉法、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が一部改正されたことにより、この省令に基づきまして、制定している本町の4件の条例を一括して改正しようとするものであります。

4件の条例につきましの名称を申し上げます。上富良野町指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例。上富良野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。上富良野町指定居宅介護支援等の事業に人員及び運営に関する基準を定める条例。上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め

る条例の4件でございます。

4件の条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険全サービスに共通する主な事項の改正点について御説明申し上げます。

1点目は、感染症対策の強化について、感染症対策委員会の開催、指針の整備、研修に加え訓練の実施が新たに加えられ、義務づけとなりますが、3年間の経過措置が設けられております。

2点目は、業務継続に向けた取組の強化について、感染症や災害が発生した場合においても必要な介護サービスが継続提供できるよう計画の策定、研修、訓練の実施が義務づけとなりますが、3年間の経過措置が設けられております。

3点目は、ハラスメント対策の強化について、全ての介護サービス事業者が適切なハラスメント対策を強化するため、事業者に責務と対策を求めるものであります。

4点目は、多職種連携におけるICTの活用について、運営基準に基づき実施しております各種会議等につきまして、感染防止や多職種連携の促進に向けてテレビ電話等の活用の実施を認めるものであります。

5点目は、利用者への説明、同意等に関わる見直しについて、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減のため、ケアプランや重要事項説明書等に関わる利用者等への説明同意において、書面で行うものについて電磁的記録による対応についても認めるものであります。

6点目は、記録の保存等に関わる見直しについて、介護サービス事業者の業務負担軽減のため、介護サービス事業者における記録の保存、交付等について電磁的な対応を認めることとし、その範囲についても明確にするものであります。

7点目は、運営規程等の掲示に関わる見直しについて、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減のため、事業所での掲示だけではなく、事業所で閲覧できるようファイルで備えることを認めるものであります。

8点目は、高齢者虐待防止の推進について、介護サービス事業者を対象に利用者の人権擁護と虐待防止等の観点から虐待防止に関わる委員会の開催や指針の整備、研修を実施するとともに適切に実施するための担当者を定めることなど義務づけとなりますが、3年間の経過措置が設けられております。

9点目は、利用者の状態や介護サービスの内容等について、情報の収集、活用の推進により、介護情報システム等により計画の作成や事業所単位で計画、実行、検証、見直しにより、ケアの質の向上を推奨するものであります。

10点目は、省令の改正に基づき、各サービス種別ごとに引用条項及び文言等について主要の規定の整備を行うものであります。

施行期日は、いずれも令和3年4月1日から施行とし、各改正条項において、それぞれ経過措置が定められております。

以上、議案第25号指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例を整備する条例の説明とさせていただきます。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 今の説明のあった点について何点か質問させていただきます。

1点目は、災害が発生した場合の継続的な介護の取組についてお伺いいたします。これは各事業所で計画を立てると同時に、町等の連携も必要になってくるのかなというふうに思います。万が一、今回のようなコロナ、あるいはクラスターなど発生した場合、自然災害、事業所で見れない場合、そういった場合の連携もあるかというふうにと思いますが、この点は、町のどのような計画に位置づけられるのかお伺いいたします。

あと、電磁的記録、電子媒体という形になっておりますが、今こういう時期ですから、オンラインも含めた電子媒体全てを指すという形になるかと思いますが確認いたします。

3点目に、生活援助の訪問回数の多い利用者等の対応という形の中で、ケアプランの検証点検を行うという形になっております。この点で危惧される点というのは、利用者が当然必要であればこの制度を利用するというのが必要になってくると思います。限度額を仮に超えたとしても、Aという人はそれが必要であれば、また当然限度額を超えて必要な介護サービスを受けなければならないという形になりますが、この奥にあるものがちょっと見え隠れするのですが、そうしますと限度額いっぱいという形になっておりますが、超えた場合という形になっておりますが、これによってサービスの制限が加わる可能性が起きるのではないかという形を危惧するわけですが、この点どのように理解されているのか。町において、こういった限度額を超えるサービスを受けていられる方もいらっしゃるかと思います。とりわけ訪問介護等の状況についてはどのようになっているかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の災害等が生じた場合の介護サービス事業所と町との連携についての御質問ですが、今回新型コロナ禍におきましても、大変町の中では、本当に今現在各施設において御尽力いただいておりますので、皆様、陽性者が出ない形で日々サービスを継続していただいております。

このようなことが起きたときにつきましては、各事業所から町に対しての報告もきちっといただくように義務化されておりますし、それに対しての支援につきましては、まず事業所は事業所の中で体制を構築できるように、感染予防対策並びに感染発生した場合のマニュアルについても作成していただいております。

ただ、なかなか事業所だけでは解決できない場合も多々これからについてはあるかと思っております、不測の事態に対しましては、町としてもきちっと相談体制を整えて、町民の皆様の利用に支障のないような形、不安、不信感をあおらない形での体制については、町としては協力していく体制を整えていきたいと考えています。

2点目の電子媒体につきましては、ちょっと詳しい説明をしますと、タブレットを実は、介護支援専門員が業務量が過多で業務軽減をしたいというのが1点目ありますし、紙も、利用契約書と事業事項説明書となると冊子ができるくらいのファイリングになるというのも聞いています。それで継続のためにそれを毎度更新するのですが、電子媒体にすることで、まずファイルの保存がきちっと、紙での保存もちろんするのですが、電子媒体によって家族ないしは御本人様がサインをして同意をしている。そのときには、いつ何時に誰がどういう形で実質サインができたり、書類を電子媒体によって、そこでは家庭において皆様の前で説明をしますが、その記録は事業所の本体のサーバーで管理がきちっとされていきますので、それによって業務の効率化が図れるということで、今回この電子媒体も認めたいということで厚生省の省令の一部改正が行われたところでございます。

これまでは紙の保管で、皆さん家へ帰ってからパソコンで打ち込む業務が発生していたことから、やはりその適切な場所で適切な業務が行えるような事務改善というふうに理解しております。

3点目の生活援助における、特に訪問介護等における回数の多い点検をするというような形が省令で今回定められておまして、これまではそのような点検プランを必ず点検をしてくださいというような通知に基づいて町でも行ってきております。

現在、米沢議員から御質問いただいておりますが、町で介護度による支給限度額において、訪問介護が介護のみで限度額を超えるケースは現在ございません。訪問介護のみでサービスを利用している方はたくさんいらっしゃいますが、その限度額において、多くというのは、約9割以上占めるような方は今いらっしゃいませんので、限度額において訪問介護のみしか使わないという方は中にいらっしゃるというふうに聞いていますが、今現在この点検の対象となる対象者の方は現在おりません。

ただ、米沢議員からご質問がありましたように、その方の状態によりましては、今後、町において訪問介護のみでこの方のサービスを使うことで、在宅での生活の持続が可能な場合については、町では特別給付というのを御用意させていただいておりますので、きっちりこれについては国の省令の指針がありますけれど、町として判断し、限度額におけるサービスの計画及びサービスの提供、そしてなおかつ特別給付における町独自の制度も使いながら、その方の在宅を支えていきたいことに変化はございません。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 他のものはある程度認めたとしても、今回の訪問回数の問題等については、当然特別給付、町独自の給付ということになれば、訪問介護事業所にとっては、いわゆる国の基準からして報酬がやっぱり下がる傾向があるのかなというふうに思うのです。個々にはいろいろあるかと思えます。

ただ、この問題というのは、必然的にここに述べられているのは、制限が加えられるという方向にならざるを得ない。上富良野については、そういった現状はありませんけれども、将来的にそういった利用する方も必要になる可能性はあるということ考えれば、こういった項目を入れるということは、やはりサービスに利用制限が加えられる可能性に大きな問題を含んでるというふうに考えますが、もう一度確認いたします。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の御質問にお答えします。

今回、厚生省が発動した省令の改正につきまして、生活支援体制の訪問回数に対して点検を実施するというふうに全国統一で実施するのは、やはり私も、マスコミ等の介護に関わる事業所等のもので確認することが多いですが、やはり自分のところのサービスだけで丸抱えをして、ほかのサービスを受け入れしない、ケアプランに盛り込まない。自分

のところの事業だけでほぼ限度額まで使ってしまうような、一部そのような事業所が見受けられることから、これについてはサービス計画がきちっと機能しているのか、特定の事業所の、特に訪問介護だけでその事業所だけで成り立っているのか、それに対してどのように保健所が保険者としてそれをきちっと点検してるのかということが、きちっと正式にそれが省令の改正の中でうたわれたのだというふうに、町としては解釈しています。

町としましては、これまでも御説明しているように、年1回ではございますがきちっと道に社会福祉会に委託をしまして、町内の全事業所が参加し、もちろん研修会を実施し、ケアプランについても抽出し、きちっと点検業務を行っております。

あと指導監査も北海道と追随しまして、うちの職員もその研修についてはきちっと参加をして、そのように皆さんに不審感の募らない形のサービス提供がなされてるかどうかについては適時監視監督は努めてまいります。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第25号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例を整備する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第26号

○議長（村上和子君） 日程第8 議案第26号上富良野町営農改善資金融資条例を廃止する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

農業振興課長。

○農業振興課長（大谷隆樹君） ただいま上程いただきました議案第26号上富良野町営農改善資金融資条例を廃止する条例について、提案の要旨を御説明申しあげます。

当該融資は、平成25年度で終了しており、その

償還につきましては本年度をもって完済したことから、当該条例を廃止するものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第26号上富良野町営農改善資金融資条例を廃止する条例。

上富良野町営農改善資金融資条例（平成6年上富良野町条例第8号）は、廃止する。

附則。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上で、議案第26号の説明といたします。御審議いただきまして、御議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第26号上富良野町営農改善資金融資条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第27号

○議長（村上和子君） 日程第9 議案第27号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第27号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

当該条例の制定目的の根拠となる高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、昨年5月20日に公布されたことに伴い、同法における本条例に引用していた根拠条文の条項移動がなされたことから、上富良野町都市公園条例の一部を改正するものです。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第27号を御覧ください。

議案第27号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例。

上富良野町都市公園条例（昭和43年上富良野町条例第15号）の一部を次のように改める。

第2条の5第1項中「同法第2条第13号」を「同法第2条第15号」に改める。

附則。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上で、議案第27号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議いただきまして、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第27号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第28号

○議長（村上和子君） 日程第10 議案第28号上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第28号上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本町の公共下水道事業は、昭和57年に策定された上富良野町公共下水道基本計画に基づき施設整備を進め、浄化センターの完成とともに供用開始し、事業開始から38年が経過いたしております。

その中で、社会情勢、経済状況は大きく変化してきており、前回平成22年の計画見直しから10年が経過し、計画目標年度に達したことから、この間の現況に対する計画の精査をするとともに、第6次総合計画との整合性を図り、今後進むものと予想さ

れる人口減少化において持続可能な下水道事業に向けて適正規模の公共下水道全体計画とするための見直しと計画人口の変更を反映させた公共下水道事業計画の修正事務が国や北海道、町、都市計画審議会との協議、パブリックコメントなどの手続を経て完了したことから、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第28号を御覧ください。

議案第28号上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例。

上富良野町公共下水道設置条例（平成元年上富良野町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「9,600人」を「7,840人」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第28号上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議いただきまして、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第28号上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第29号

○議長（村上和子君） 日程第11 議案第29号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいま上程されました議案第29号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について、その要

旨を説明させていただきます。

現在、町立病院につきましては、一般病床44床と昨年7月に介護療養型老人保健施設から介護医療院に転換した28床で運営していますが、現在一般病床の病床稼働率につきましては45%前後で推移している一方、介護医療院については、ほぼ満床の利用率になっている状況でございます。

今後におきまして、さらに医療ニーズの高い高齢者の増加が見込まれることや、空床となっている一般病床を介護医療院に変更することにより、全体の稼働率の向上が図られ、病院収益の増収によりまして経営改善が見込まれることなどの理由から、一般病床5床を減少し39床に、介護医療院4床を増床し32床に変更するため、本条例の一部を改正するものです。

以下、議案を朗読し、説明に代えさせていただきます。

議案第29号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町病院事業の設置に関する条例（昭和42年上富良野町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「44床」を「39床」に改る。

第2条の2第3項中「28人」を「32人」に改める。

附則。

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

以上で、議案第29号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について説明とさせていただきます。御審議賜りまして、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第29号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 発議案第 1 号

○議長（村上和子君） 日程第 1 2 発議案第 1 号
町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例
の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） ただいま上程いただきました
発議案第 1 号町長の専決事項の指定について（上
富良野町税条例の一部を改正する条例）につきまし
て、趣旨を説明申し上げます。

本件は、町長から令和 3 年 2 月 3 日付で専決処分
事項指定の依頼があり、国において令和 3 年度の地
方税法等の一部を改正する法律案が本定例会閉会後
に可決する見通しであることから、地方自治法第 1
8 0 条の規定により、上富良野町税条例の一部を改
正する条例について専決処分をしたい旨、令和 3 年
度地方税制改正案の要旨及び概要を添えて依頼が
あったところであります。

これを受けて、令和 3 年 2 月 9 日、2 5 日の議会
運営委員会及び 2 月 2 6 日の全員協議会で審議を
し、本定例会に上程するものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、説明を申し上げ
ます。

発議案第 1 号町長の専決事項の指定について（上
富良野町税条例の一部を改正する条例）。

上記の議案を次のとおり、会議規則第 1 4 条第 2
項の規定により提出をいたします。

令和 3 年 3 月 3 日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中瀬実。

賛成者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

町長の専決事項の指定について。

次の事項に関しては、地方自治法第 1 8 0 条第 1
項の規定により、町長において専決処分することが
できるものとして指定する。

記。

令和 3 年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野
町税条例（昭和 2 9 年上富良野町税条例第 1 0 号）
の一部を改正すること。

以上で、発議案第 1 号町長の専決事項の指定につ
いて（上富良野町税条例の一部を改正する条例）の
説明といたします。御審議をいただき、議決くださ
いますようお願いを申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって趣旨説明を終
わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質
疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第 1 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は
御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第 1 号町長の専決事項の指定につ
いて（上富良野町税条例の一部を改正する条例）
は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 発議案第 2 号

○議長（村上和子君） 日程第 1 3 発議案第 2 号
町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健
康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といた
します。

提出者から趣旨説明を求めます。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） ただいま上程いただきました
発議案第 2 号町長の専決事項の指定について（上
富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
につきまして、趣旨を御説明申し上げます。

本件は、町長から令和 3 年 2 月 3 日付で専決処分
事項指定の依頼があり、国において令和 3 年度の地
方税法等の一部を改正する法律案が本定例会閉会後
に可決する見通しであることから、地方自治法第 1
8 0 条の規定のより、上富良野町国民健康保険税条
例の一部を改正する条例について専決処分をしたい
旨、令和 3 年度地方税制改正案の要旨及び概要を添
えて依頼があったところであります。

これを受けて、令和 3 年 2 月 9 日、2 5 日の議会
運営委員会及び 2 月 2 6 日の全員協議会で審議し、
本定例会に上程するものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、説明申し上げま
す。

発議案第 2 号町長の専決事項の指定について（上
富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条
例）。

上記の議案を次のとおり、会議規則第 1 4 条第 2
項の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 3 日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者 上富良野町議会議員、中瀬実。

町長の専決事項の指定について。

次の事項に関しては、地方自治法第 1 8 0 条第 1
項の規定により、町長において専決処分することが
できるものとして指定する。

記。

令和３年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町国民健康保険税条例（昭和３１年上富良野町条例第７号）の一部を改正すること。

以上で、発議案第２号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから発議案第２号採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者賛成）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第２号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第２ 発議案第４号

○議長（村上和子君） 追加日程第２ 発議案第４号町長の専決事項の指定について（北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更について）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

４番中瀬実君。

○４番（中瀬 実君） ただいま上程いただきました発議案第４号町長の専決事項の指定について（北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更について）につきまして、趣旨を説明申し上げます。

本件は、本定例会１日目に議決した北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約について、町長から令和３年３月１５日付で専決処分事項指定の依頼がありました。

その内容は、当該工事の契約期間が令和２年度の補助事業により令和３年３月３１日までであります。令和３年度に引き続き工事を行うため、国に対して変更申請を行い、承認後は直ちに変更契約を議決して協議会に報告しなければなりません。国の承認が本定例会閉会後となる見通しであり、本契約の変更について地方自治法第１８０条の規定により

専決処分をしたいとのことであります。

これを受けて、令和３年３月１６日の議会運営委員会で審議し、日程に追加して、本定例会に上程するものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、説明を申し上げます。

発議案第４号町長の専決事項の指定について（北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更について）。

上記の議案を次のとおり、議会規則第１４条第２項の規定により提出します。

令和３年３月１７日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中瀬実。

賛成者、上富良野町議会議員、中瀬良隆。

町長の専決事項の指定について。

次の事項に関しては、地方自治法第１８０条第１項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。

令和３年第１回定例会１日目（令和３年３月３日）に議決した「北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約」を変更すること。

以上で、発議案第４号町長の専決事項の指定について（北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更について）の説明といたします。御審議いただき、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第４号町長の専決事項の指定について（北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約の変更について）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４ 発議案第３号

○議長（村上和子君） 日程第 1 4 発議案第 3 号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） ただいま上程いただきました発議案第 3 号議員派遣について、趣旨を御説明申し上げます。

本件は、上富良野町議会運営に関する先例 5、その他議会運営に関する先例 4 に基づき、2 年間の任期中に行う議会広報特別委員会が行う行政調査について、本定例会で上程するものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止による北海道の集中対策期間の設定や特定地域への往来が制限されていることから、派遣場所と実施機関については議長が別に定めるとしたものであります。

それでは、以下議案の朗読し、御説明申し上げます。

発議案第 3 号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出いたします。

令和 3 年 3 月 3 日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、米沢義英。

賛成者、上富良野町議会議員、中瀬実、上富良野町議会議員、中澤良隆。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第 1 0 0 条第 1 3 項及び会議規則第 1 2 9 条の規定により議員を派遣する。記。

1、広報技術研修。

（1）目的、議会広報特別委員の資質向上に資するため。

（2）派遣場所、議長が別に定める。

（3）期間、議長が別に定める。

（4）派遣議員、議会広報特別委員 6 名です。

以上で、発議案第 3 号議員派遣についての説明といたします。御審議いただき、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑の終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第 3 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することの賛成の方は

御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第 3 号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 5 閉会中の継続調査 申し出について

○議長（村上和子君） 日程第 1 5 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第 7 5 条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎町 長 挨拶

○議長（村上和子君） 次に、本年最後の定例会のため、町長から挨拶がございます。

町長。

○町長（齊藤 繁君） 皆さんどうも御苦労さまです。議長の許可を得まして、閉会に当たり一言御挨拶、御礼申し上げたいと思います。

本会議は、3 月 3 日に始まりまして 1 5 日間、その前の委員会等含めて約 1 か月の長い期間にありまして、多くの時間を審議に費やしていただきまして誠にありがとうございます。おかげをもちまして上程した議案につきましては全て御可決いただきまして、改めて感謝、御礼申し上げたいと思います。

審議の中で皆様方から承りました御意見等につきましては、しっかりと受け止めて、今後の町政運営に邁進していきたいと考えております。

審議の中でもたまたま話題になっておりました地方の情勢というものは、大変厳しいものがあります。過疎の問題、少子高齢化、そういうものがたくさんありまして、今進行中のものといしましては新型コロナウイルスなど課題が山積しております。これらのものを、一つ一つ問題解決に近づけていくということが大切かなと思っております。

特に、令和 3 年度におきましては、町立病院の基本計画、そしてジオパーク、泥流地帯の映画化、ロケツーリズムと新しい事業をといいますか未来を見

据えた事業が最盛期といいますか活発に展開される時期になってきましたので、これらは議員の皆様はもとより町民の皆さんと一致団結して、スクラムを組んでチームかみふらの、オールかみふらのでやっていかなければならないのかなと考えております。

最後に私事となりますが、何せ初めての定例会、しかも予算議会ということで、初めての経験で皆さんに御迷惑とか答弁で分かりづらい点、御理解に至らなかった点多々あったのかと思います。その辺につきましては、今後引き続き一生懸命勉強して努力していきたいと思います。

例年ですと、定例会終わった後、懇親を深める席が用意されているのですが、残念ながらこのようなコロナ禍でそれもないません。つきましては、私、事あるごとに皆さんと意見を交換し、御理解、御協力を賜っていきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

本当に長い間、御苦勞様でした。

○議長（村上和子君） ありがとうございます。

議 長 挨 拶

○議長（村上和子君） 私のほうからも一言御挨拶申し上げます。

第1回定例会閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。昨年の第1回定例会議は、新型コロナウイルス感染症第一波、全国一の感染者数になり、学校も休校となり、議会開会も危ぶまれましたが、今年も第三波、感染者数こそ少し減少しておりますが、いまだ終息は見えておりません。消毒、マスクはもとよりアクリル板、換気、リスク等を取りながらの開会となりました。

昨年末の選挙におかれまして、斉藤町長、新町長が誕生され、傍聴の方も25名来てくださいました。初めての定例会、新年度予算でございました。町長執行方針は1時間10分にわたり、力強く述べ

られ、随所に新しい感覚が見られ、施策がスピーディに進められるのではないかと御期待申し上げる次第でございます。

私ども議会も、今、議会改革に取り組んでおりまして、町民に直接影響を受ける身近な問題に対しましては所管の委員会に付託し、しっかり審議をし、町民の付託に応えるべく努力をしているところでございます。

4日間にわたり、予算特別委員会は無事に新年度予算成立を見るに当たり、意見書をつけさせていただいております。また、9名の議員の一般質問、行政の在り方、行政の手法等を提案させていただいております。

これらを反映され、町長が目指しておられますオールかみふらの、上富良野町の町民を笑顔にさせる取組、もちろん第一に新型コロナウイルス感染症の予防対策、コロナ禍で疲弊した経済事業者、あるいはあらゆる業者の方の支援等をしながら、限られた財源を有効かつ効果的に生かしながら、住民の福祉向上と地域社会活力を生み出すために、私たちも一緒になって汗を流してまいりたいと存じております。これからどうぞよろしくお願い申し上げます。

議員各位におかれましては3日からの長丁場、第1回定例会を無事に終わらせていただくことができましたことを感謝申し上げ、閉会の挨拶といたしたいと思います。

本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

◎閉 会 宣 告

○議長（村上和子君） これにて、令和3年第1回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午前11時21分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

令和3年3月17日

上富良野町議会議長 村 上 和 子

署名議員 小 林 啓 太

署名議員 小 田 島 久 尚